目　　次

概　況　編

Ⅰ　中国運輸局の概要 …… 1
　1．沿　　革 …… 1
　2．機構及び主な業務 …… 1
　3．管轄区域及び所在地 …… 2
　4．中国地方交通審議会 …… 4
　　⑴　中国地方交通審議会委員名簿 …… 4
　　⑵　中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿 …… 4
　　⑶　中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿 …… 4
　　⑷　中国地方交通審議会審議状況 …… 5
　　⑸　「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会審議状況 …… 6
　5．関係団体 …… 7
　　⑴　特殊法人 …… 7
　　⑵　関係法人 …… 8
　　⑶　関係任意団体 …… 10
Ⅱ　中国地方の概況 …… 14
　1．主要経済指標 …… 14
　2．空港の現況図 …… 15
　3．港湾の現況図 …… 16

総 務 部 編

Ⅰ　運輸安全マネジメント …… 17
　運輸安全マネジメント評価の実施イメージ５ …… 19

交通政策部編

Ⅰ　地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み …… 20
　1．持続可能な公共交通ネットワークの構築 …… 20
　2．地域公共交通確保維持改善事業 …… 20
　3．新モビリティサービス推進事業 …… 21
Ⅱ　環境関係 …… 22
　1．運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等 …… 22
　2．環境対応車について …… 25
　　⑴　次世代自動車とは …… 25
　　⑵　国内販売台数に占める次世代自動車の内訳 …… 25
　　⑶　クリーンエネルギー自動車の導入状況 …… 26
　　⑷　管内の天然ガススタンド・水素ステーション設置状況 …… 26

３．グリーン経営認証 …… 27
Ⅲ　物流関係 …… 28
１．災害に強い物流システムの構築 …… 28
２．貨物輸送の概況 …… 29
３．流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 …… 31
４．倉庫関係 …… 32
⑴　倉庫の種類 …… 32
①　普通倉庫 …… 32
②　水面倉庫 …… 32
③　冷蔵倉庫 …… 32
④　トランクルーム …… 32
⑵　倉庫別取扱高及び所管面・容積の現況 …… 33
⑶　倉庫貨物品目別入庫実績 …… 34
⑷　倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移 …… 35
５．一般トラックターミナル事業の現況 …… 36
Ⅳ　バリアフリー推進関係 …… 37
１．基本構想策定状況 …… 37
２．移動等円滑化促進方針 …… 38
３．交通施設等におけるバリアフリー化の目標 …… 38
４．交通施設等におけるバリアフリー化の状況 …… 39
⑴　鉄軌道駅のバリアフリー化状況 …… 39
⑵　ホームドアの設置状況 …… 40
⑶　バスターミナルのバリアフリー化状況 …… 40
⑷　旅客船ターミナルのバリアフリー化状況 …… 40
⑸　車両等のバリアフリー化状況 …… 40

観 光 部 編

Ⅰ　中国運輸局における観光施策 …… 42
１．地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化 …… 42
２．地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出 …… 42
３．観光振興事業（インバウンド受入環境整備高度化事業）…… 43
４．訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 …… 43
５．将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業 …… 44
６．広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 …… 44
Ⅱ　観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・ＭＩＣＥ …… 45
１．宿泊旅行統計の現状 …… 45
２．外客来訪促進に向けた取組み …… 47
３．ＭＩＣＥ …… 47
Ⅲ　ホテル・旅館関係 …… 48

１．登録ホテル及び登録旅館の概要 …… 48
２．登録ホテル数及び登録旅館数の推移 …… 48
Ⅳ　旅行業関係 …… 49

鉄 道 部 編

Ⅰ　鉄道・軌道関係 …… 50
１．鉄道及び軌道事業者の概要 …… 50
２．鉄道及び軌道の位置図 …… 53
３．鉄道及び軌道事業者の運輸実績 …… 54
４．鉄道及び軌道の運賃制度 …… 56
５．鉄道及び軌道に対する補助金交付実績 …… 60
⑴　地域公共交通確保維持改善事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業） …… 60
⑵　地域公共交通確保維持改善事業
（地域公共交通感染症拡大防止対策事業） …… 60
⑶　地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業） …… 60
⑷　地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進事業） …… 60
⑸　観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業） …… 60
⑹　鉄道施設総合安全対策事業費補助
（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業） …… 61
⑺　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助
（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業） …… 62
⑻　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助
（交通サービス利便向上促進事業） …… 62
⑼　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
（地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業） …… 62
⑽　旅行環境整備事業（交通サービス利便向上促進事業） …… 62
６．動力車操縦者運転免許交付者数 …… 63
⑴　旅客会社・貨物会社 …… 63
⑵　民　　鉄 …… 63
７．鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況 …… 64
８．鉄道及び軌道事業者別保有車両数 …… 66
９．鉄道及び軌道運転事故件数 …… 67
10．鉄道及び軌道の運転事故件数の推移 …… 68
11．踏切事故発生状況の推移 …… 68
12．踏切事故分類表 …… 69
13．鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移 …… 70
⑴　旅客会社・貨物会社（中国運輸局管内） …… 70
⑵　民　　鉄 …… 70
Ⅱ　索道関係 …… 71

１．索道事業者の概要 …… 71
２．索道の位置図 …… 76

自動車交通部編
Ⅰ　乗合・貸切・乗用関係 …… 77
１．旅客運送事業規模別事業者数 …… 77
２．輸送実績からみる乗合バス事業の概況 …… 78
３．乗合バス輸送人員の推移 …… 80
４．輸送実績からみる貸切バス事業の概況 …… 81
５．乗合事業者等に対する補助金の交付状況 …… 82
⑴　令和３年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額 …… 82
⑵　令和３年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額 …… 82
⑶　地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額 …… 82
⑷　地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業） …… 82
⑸　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額 …… 83
６．乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性 …… 84
７．高速バス（都市間バス）の運行状況 …… 85
８．貸切バス事業の運賃料金 …… 88
Ⅱ　ターミナル関係 …… 89
１．一般バスターミナルの現況 …… 89
２．専用バスターミナルの現況 …… 90
Ⅲ　ハイヤー・タクシー関係 …… 91
１．ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移 …… 91
２．営業区域別ハイ・タク事業の概況 …… 92
３．営業区域別１人１車制個人タクシー事業の概況 …… 98
４．福祉輸送事業限定事業者数の推移 …… 99
５．ハイ・タク事業の運賃料金 …… 100
⑴　タクシー …… 100
⑵　ハイヤー …… 105
Ⅳ　貨物関係 …… 106
１．トラック事業者数の推移 …… 106
２．トラック事業車両数の推移 …… 107
３．特別積合せトラック事業者の概況 …… 108
Ⅴ　貨物利用運送事業関係 …… 109
１．貨物利用運送事業者数の推移 …… 109
２．駅別、鉄道取扱貨物実績の推移 …… 109

自動車技術安全部編
Ⅰ　登録関係 …… 110
１．自動車数（車種別全国比） …… 110

２．管内自動車数の推移（車種別） …… 111
３．管内自動車数の推移（県別） …… 111
４．管内新車登録届出状況 …… 112
５．自動車登録番号標（車両番号を含む）交付代行者 …… 113
Ⅱ　整備関係 …… 114
１．認証工場数 …… 114
２．認証工場数の推移 …… 114
３．指定工場数 …… 115
４．指定工場数の推移 …… 115
５．指定工場の分布図 …… 116
６．認定工場数 …… 117
７．自動車整備士合格者数の推移 …… 118
８．自動車整備士一種養成施設 …… 119
９．自動車整備士二種養成施設 …… 120
Ⅲ　検査関係 …… 121
１．自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数 …… 121
２．中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移 …… 122
Ⅳ　事故・保安関係 …… 123
１．事業用自動車重大事故の概要 …… 123
⑴　事故件数と死傷者数の推移 …… 123
⑵　事故種類別件数の推移 …… 123
⑶　業態別件数の推移 …… 124
⑷　月別発生件数 …… 124
⑸　事業用自動車1,000台当たりの県別事故件数の推移 …… 124
⑹　事業用自動車1,000台当たりの事故種類別件数の推移 …… 125
⑺　原因別発生件数の推移 …… 125
２．運行管理者数 …… 126
３．整備管理者数 …… 126
Ⅴ　その他 …… 127
独立行政法人自動車事故対策機構の業務実績 …… 127

海事振興部編

Ⅰ　一般海事関係 …… 128
１．海事思想の普及 …… 128
⑴　海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者 …… 128
⑵　「海の月間」行事一覧表 …… 128
２．海事代理士試験の概要 …… 129
⑴　海事代理士試験の概要 …… 129

(2) 海事代理士の登録状況 …… 129
3．不開港及び沿岸輸送特許の状況 …… 129
Ⅱ 旅客船関係 …… 130
1．旅客航路事業現況表 …… 130
(1) 事業形態別事業者数及び航路数 …… 130
(2) 船種別隻数及び総トン数 …… 131
(3) 航路別 …… 132
2．異動状況調査表（事業者数及び航路数の異動） …… 133
3．国又は地方自治体から補助を受けている航路 …… 133
4．輸送実績総括表 …… 134
5．国庫補助航路年度別補助金交付状況 …… 135
6．国庫補助航路の国庫補助金交付状況 …… 136
7．地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路構造改革補助金）交付状況 …… 137
8．地域公共交通確保維持改善事業費補助金（活性化・継続事業）交付状況 …… 137
9．訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付状況
（交通サービスインバウンド対応支援事業） …… 137
10．観光振興事業費補助金交付状況
（海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業） …… 137
Ⅲ 内航関係 …… 138
1．内航海運業者数及び支配船腹量 …… 138
2．資本金別内航海運業者支配船腹量 …… 139
3．内航船舶所有船腹量 …… 140
Ⅳ 港湾運送関係 …… 141
1．主要取扱貨物の推移 …… 141
2．港湾運送事業者数 …… 141
3．資本金別企業規模 …… 142
4．船舶積卸し実績の推移 …… 143
(1) 総　　括 …… 143
(2) 年度実績500万トン以上の港湾 …… 143
(3) 年度実績500万トン未満の港湾 …… 143
5．港湾福利施設設置状況 …… 144
Ⅴ 造船施設設備関係 …… 145
1．造船事業場数 …… 145
2．登録造船事業場の業種内訳表 …… 146
3．許可造船設備能力分類表 …… 147
4．管内許可造船所分布図 …… 148
Ⅵ 造船関係 …… 150
1．船舶建造量の推移 …… 150
2．船舶受注量の推移（契約ベース） …… 150

３．船舶手持工事量の推移（契約ベース） …… 150
４．船舶建造実績及び手持工事量 …… 151
５．船舶受注実績 …… 151
６．船舶の修繕実績の推移 …… 152
７．海洋機器類建造実績の推移 …… 152
８．造船所従業員数の推移 …… 152
Ⅶ　関連工業関係 …… 153
１．舶用工業の業種別・管轄別工場数 …… 153
２．舶用工業の規模別事業所数 …… 154
⑴　資本金別事業所数 …… 154
⑵　従業員数別事業所数 …… 154
３．舶用工業事業所の従業員数の推移 …… 154
４．舶用工業製品の生産実績の推移 …… 155
５．舶用工業製品の単体輸出契約実績の推移 …… 155
Ⅷ　船員労政関係 …… 156
１．船員の最低賃金 …… 156
２．船員職業紹介状況 …… 157
３．管内船員派遣事業許可事業者一覧 …… 158
４．日本船舶・船員確保計画認定状況 …… 159
Ⅸ　その他 …… 160
１．モーターボート競走場売上金額及び入場者数 …… 160
２．モーターボート競走場売上金額の推移 …… 161

海上安全環境部編

Ⅰ　海洋汚染防止関係 …… 162
廃油処理施設 …… 162
Ⅱ　船舶油濁等損害賠償保障法関係 …… 163
Ⅲ　船舶登録及び測度関係 …… 164
１．登録船舶状況 …… 164
２．管内及び全国の登録船舶の推移 …… 165
３．船舶のトン数測度 …… 166
Ⅳ　船舶検査関係 …… 167
１．船舶検査の状況 …… 167
２．製造認定事業場 …… 167
３．改造修理認定事業場 …… 167
４．整備認定事業場 …… 168
５．船舶型式承認物件 …… 168
６．船舶電気ぎ装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所 …… 169
７．サービスステーション …… 170

８．ＪＣＩ（日本小型船舶検査機構） …… 171
９．その他の検査機関 …… 171
⑴　日本海事協会（ＮＫ） …… 171
⑵　日本海事検定協会（ＮＫＫＫ） …… 171
Ⅴ　船員法適用船員等の概要 …… 172
１．船舶所有者数、船舶数、船員数の現況 …… 172
２．船舶所有者数、船舶数、船員数の推移 …… 172
３．船員法関係業務の処理状況 …… 173
４．労務監査の状況 …… 174
５．災害疾病発生の現状と推移 …… 174
⑴　災害疾病発生状況 …… 174
⑵　年度別災害発生状況 …… 175
⑶　年度別疾病発生状況 …… 176
６．船員労働安全衛生月間運動実施状況 …… 177
７．船員安全衛生推進会設立状況 …… 177
Ⅵ　海技資格に関する業務の概要 …… 178
１．海技士国家試験実施状況（中国・大型） …… 178
２．海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況 …… 179
３．境水先区水先実績 …… 179
Ⅶ　管内旅客船事故発生状況 …… 180
Ⅷ　外国船舶監督の概要 …… 181
１．ＰＳＣのはじまりと現状 …… 181
２．中国運輸局におけるＰＳＣの現状 …… 181
３．ＰＳＣに関する国際的な技術協力 …… 181

Ⅰ　中国運輸局の概要

1．沿　革

明治24年８月　大阪船舶司検所設置
明治32年６月　大阪海事局
大正８年５月　広島逓信局海事部
昭和16年12月　神戸海務局
昭和19年11月　運輸通信省設置、海運局と改称
昭和19年11月　広島海運局
昭和20年６月　中国海運局

昭和22年３月　広島自動車事務所
昭和23年１月　広島道路運送監理事務所
　　└広島鉄道局陸運部
昭和24年６月　広島陸運局

昭和59年７月　中　国　運　輸　局

2．機構及び主な業務

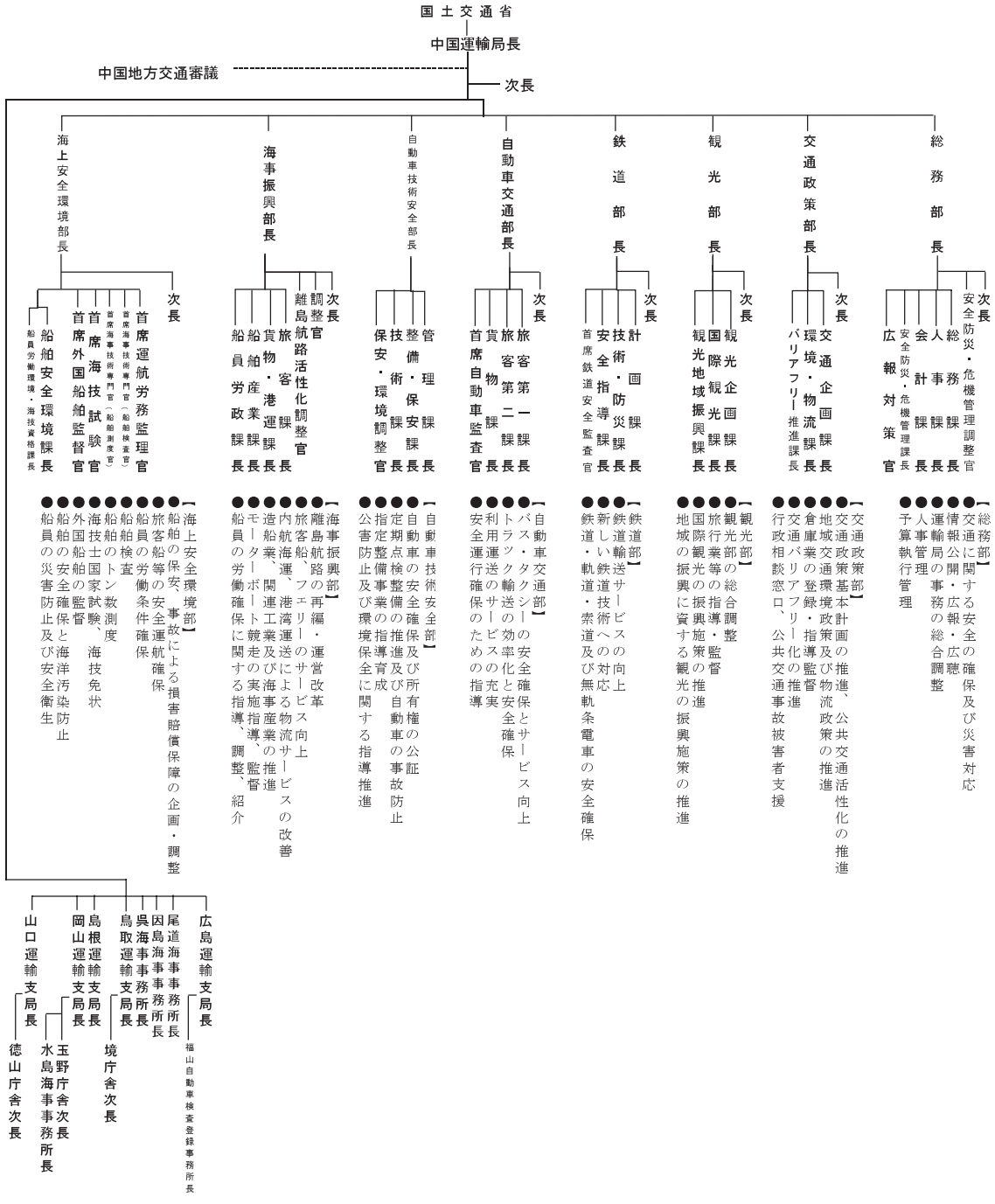

3．管轄区域及び所在地

中国運輸局の管轄区域は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県（海事関係事務においては、下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市を除く。）の５県である。

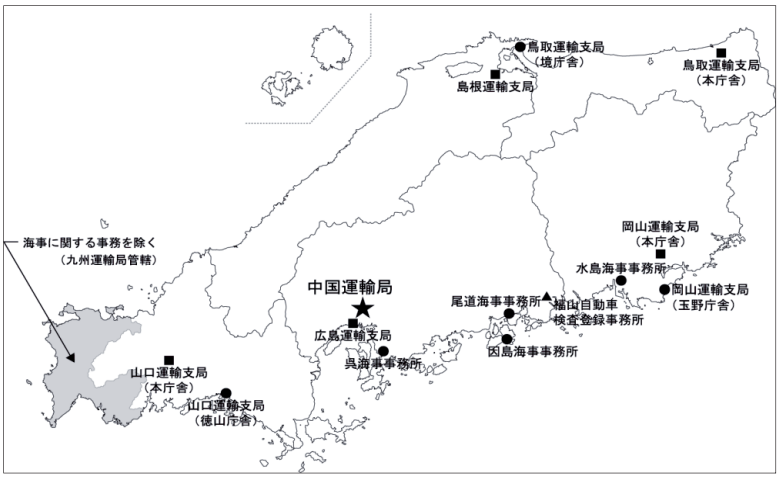

★中国運輸局（本局）
〒730-8544　広島市中区上八丁堀6-30

部署		ダイヤルイン番号	主な業務内容
総務部	総務課	082-228-3434	情報公開受付窓口、局の総合調整
	広報対策官		行政情報の提供・公開、広報関係
	人事課	082-228-3542	職員の人事・給与、福利厚生
	会計課	082-228-3435	予算の要求・使用計画・契約・実行、物品・国有財産の管理
	安全防災・危機管理調整官	082-228-3439	交通の安全確保・交通に関する防災、危機管理
	安全防災・危機管理課		
交通政策部	交通企画課	082-228-3495	交通政策基本計画の推進、公共交通活性化の推進、その他交通政策全般
	環境・物流課	082-228-3496	地域公共交通環境政策及び物流政策の推進、倉庫業の登録・指導監督
	バリアフリー推進課	082-228-3499	交通バリアフリー化の推進、行政相談窓口、公共交通事故被害者支援
観光部	観光企画課	082-228-8701	観光部の総合調整、旅行業等の指導・監督
	国際観光課	082-228-8702	国際観光の振興施策（外国人観光旅客の誘致）の推進
	観光地域振興課	082-228-8703	地域の振興に資する観光の振興施策（受入環境の整備等）の推進
鉄道部	計画課	082-228-8797	鉄道輸送サービスの向上
	技術・防災課	082-228-8798	鉄道・ロープウェイ・リフトの施設の安全確保
	安全指導課	082-228-8799	鉄道・ロープウェイ・リフトの事故防止対策の推進、運転免許
	鉄道安全監査官		鉄道・ロープウェイ・リフトの保安監査
自動車交通部	旅客第一課	082-228-3436	バスの安全確保とサービス向上
	旅客第二課	082-228-3450	タクシーの安全確保とサービス向上
	貨物課	082-228-3438	貨物運送等のサービス充実
	自動車監査官	082-228-3460	運送事業者の安全運行確保のための指導・監査
自動車技術安全部	管理課	082-228-9141	自動車の登録
	整備・保安課	082-228-9142	定期点検整備の推進及び整備事業者の指導・監督
	技術課	082-228-9143	車両の安全確保
	保安・環境調整官	082-228-9144	公害防止、環境保全に関する指導推進及び自動車の事故防止
海事振興部	離島航路活性化調整官	082-228-3679	離島航路の再編・運営改革
	旅客課		旅客船、フェリーのサービス向上
	貨物・港運課	082-228-3690	内航海運、港湾運送による物流サービス向上
	船舶産業課	082-228-3691	造船業、関連工業及び海事産業の推進
	船員労政課	082-228-3692	船員の職業紹介、雇用保険、最低賃金、人材育成
海上安全環境部	海事保安・事故対策調整官	082-228-8794	船舶の保安、船舶の事故による損害賠償保障に関する調整
	船舶安全環境課		船舶の安全確保と海洋汚染防止、油濁損害賠償保障
	船員労働環境・海技資格課	082-228-8707	災害防止及び安全衛生、海技試験、海技免状、船舶保安検査
	運航労務監理官	082-228-8708	旅客船等の安全運航確保、船員の労働条件確保
	海事技術専門官（船舶検査官）	082-228-8709	船舶検査、船舶保安検査
	海事技術専門官（船舶測度官）	082-228-8710	船舶のトン数測度
	海技試験官	082-228-8711	海技士国家試験
	外国船舶監督官	082-228-8712	外国船舶の監督

■広島運輸支局（本庁舎）
〒733-0036　広島市西区観音新町4-13-13-2
TEL（082)233-9166　総務企画・観光
TEL（082)233-9167　輸送・監査
TEL（050)5540-2068 登録
TEL（082)233-9160　整備（検査担当）
TEL（082)233-9169　整備（事業・保安担当）
TEL（0570)030-330　（検査予約システムヘルプデスク）

◆広島運輸支局　福山自動車検査登録事務所
〒729-0115　福山市南今津町44
TEL（050)5540-2069 登録
TEL（084)934-1334　検査
TEL（0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）

●尾道海事事務所
〒722-0002　尾道市古浜町27-13　尾道地方合同庁舎
TEL（0848)23-5235㈹

●因島海事事務所
〒722-2323　尾道市因島土生町1899-35
TEL（0845)22-2298㈹

●呉海事事務所
〒737-0029　呉市宝町9-25　呉港湾合同庁舎
TEL（0823)22-2520㈹

■鳥取運輸支局（本庁舎）
〒680-0006　鳥取市丸山町224
TEL（0857)22-4154　総務企画・観光
TEL（0857)22-4120　輸送・監査
TEL（050)5540-2070 登録
TEL（0857)22-4110　整備
TEL（0570)030-330　（検査予約システムヘルプデスク）

●鳥取運輸支局（境庁舎）
〒684-0034　境港市昭和町9-1　境港湾合同庁舎
TEL（0859)42-2169㈹

■島根運輸支局
〒690-0024　松江市馬潟町43-3
TEL（0852)38-8111　総務企画・観光、海事
TEL（0852)37-1311　輸送・監査
TEL（050)5540-2071 登録
TEL（0852)37-2138　整備
TEL（0570)030-330　（検査予約システムヘルプデスク）

■岡山運輸支局（本庁舎）
〒701-1133　岡山市北区富吉5301-5
TEL（086)286-8121　総務企画・観光
TEL（086)286-8122　輸送・監査
TEL（050)5540-2072 登録
TEL（086)286-8153　整備（検査担当）
TEL（086)286-8155　整備（事業・保安担当）
TEL（0570)030-330　（検査予約システムヘルプデスク）

●岡山運輸支局（玉野庁舎）
〒706-0011　玉野市宇野1-8-2　玉野港湾合同庁舎
TEL（0863)31-4266㈹

●岡山運輸支局　水島海事事務所
〒712-8056　倉敷市水島福崎町2-15　水島港湾合同庁舎
TEL（086)444-7750㈹

■山口運輸支局（本庁舎）
〒753-0812　山口市宝町1-8
TEL（083)922-5335　総務企画・観光
TEL（083)922-5336　輸送・監査
TEL（050)5540-2073 登録
TEL（083)922-5397　整備（検査担当）
TEL（083)922-5398　整備（事業・保安担当）
TEL（0570)030-330　（検査予約システムヘルプデスク）

●山口運輸支局（徳山庁舎）
〒745-0045　周南市徳山港町6-35　徳山港湾合同庁舎
TEL（0834)21-0180㈹

4．中国地方交通審議会

中国運輸局長の諮問に応じて、運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議する。

(1) 中国地方交通審議会委員名簿

令和４年10月１日現在

	氏　　名	役　　職　　名
委　　員	岡　畠　鉄　也	株式会社中国新聞社代表取締役社長
	栗　原　　理	公益社団法人広島消費者協会会長
	田　村　興　造	広島経済同友会代表幹事
	◎　藤　原　章　正	広島大学教授
	宮　迫　良　己	株式会社中国放送代表取締役社長

注　◎：会　長　　(50音順)

(2) 中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿

令和４年10月１日現在

	氏　　名	役　　職　　名
臨時委員	○　内　田　喜　久	弁護士
	内　堀　達　也	中国旅客船協会理事
	岡　本　信　也	中国地方海運組合連合会会長
	岡　本　裕　二	全日本海員組合中・四国地方支部副支部長
	川　口　　潤	全日本海員組合中・四国地方支部次長
	◎　手　塚　貴　大	広島大学大学院社会科学研究科教授
	内　藤　善　直	山陰旋網漁業協同組合顧問共和水産㈱海外まき網事業部長
	三　﨑　和　也	弁護士
	除　補　　修	全日本海員組合中・四国地方支部長兼尾道支部長

注　◎：部会長　　○部会長代理　　(50音順)

(3) 中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿

令和４年10月１日現在

	氏　　名	役　　職　　名
臨時委員	磯　野　洋　一	株式会社浜田あけぼの水産
	金　坂　敏　弘	島根県機船底曳網漁業連合会代表理事
	河　菜　春　文	中国地方海運組合連合会副会長
	垰　野　治　次	中国地方海運組合連合会副会長
	日　浦　徹　治	中国旅客船協会理事
	船　本　源　司	鳥取県沖合底曳網漁業協会会長
	前　嶋　　宏	鳥取県沖合底曳網漁業協会事務局長

(50音順)

(4) 中国地方交通審議会審議状況

令和４年10月１日現在

開催年月日	審議内容	備考
S59.7.26	○諮問第４号「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第１号答申）	
S60.1.25 第１回	○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第１号） ○第１号答申についての報告等	
S60.9.3	○諮問第６号「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第２号答申）	
S61.3.13 第２回	○「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第２号） ○第２号答申についての報告等	
S62.11.18	○諮問第１号「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第３号答申）	
H1.3.28	○諮問第２号「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第４号答申）	
H2.3.22 第３回	○第３号答申及び第４号答申についての報告 ○中国地方における公共交通機関の現状報告等	
H3.7.31 第４回	○会長選出	
H6.3.18 第５回	○新地域交通計画の策定状況等について ○中国地方における交通運輸の現状について ○広島空港の現状について	
H7.3.23 第６回	○平成７年度中国運輸局の重点施策について ○阪神・淡路大震災について ○広島新交通システムの開業・バス路線再編成について	
H7.8.3 第７回	○「島根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第３号）	
H8.7.31 第８回	○「島根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第５号答申） ○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第４号）	
H10.8.26 第９回	○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申報告について（第６号答申） ○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第５号）	
H12.9.11 第10回	○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」の答申報告について（第７号答申） ○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画の改定について」諮問（諮問第６号）	12.9.11以降は県部会の議決をもって本審議会の議決とすることとしており、諮問第６号に対する答申は、14.3.25の広島県部会からいただいている（答申第８号）
H15.3.28 第11回	○「21世紀初頭の公共交通サービスと観光振興のあり方について」諮問（諮問第７号）	
H16.2.9 第12回	○諮問第７号を受けた各専門委員会における検討状況の中間報告及び意見交換	
H16.8.31 第13回	○「21世紀初頭における中国地方の公共交通サービスと観光振興のあり方について」に対する答申（答申第９号） ○「中国地方ブロック公共交通・地域交通環境計画」のフォローアップのあり方について	
H19.6.18 第14回	○会長選出 ○第１回フォローアップ部会報告	
H20.9.18 第15回	○船員労働に関する調査審議に係る体制の整備等について ○最近の経済社会情勢を踏まえた答申のフォローアップのあり方について	
H26.8.18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第８号） （H26. 8. 19　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H26.12.24	○諮問第８号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第10号答申）	
H27.7.15	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第９号） （H27. 7. 21　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H27.12.22	○諮問第９号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第11号答申）	
H28.7.25	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第10号） （H28. 7. 26　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H28.12.26	○諮問第10号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第12号答申）	

開催年月日	審　　議　　内　　容	備　　考
H29．8．7	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第11号） （H29．8．8　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H29.12.25	○諮問第11号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第13号答申）	
H30．8．17	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第12号） （H30．8．20　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H30.12.25	○諮問第12号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第14号答申）	
R１．8.19	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第13号） （R１．8.20　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R２．1.27	○諮問第13号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第15号答申）	
R２．8.18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第14号） （R２．8．19　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R３．1.28	○諮問第14号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第16号答申）	
R３．8．6	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第15号） （R３．8．18　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R３.12.24	○諮問第15号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第17号答申）	
R４．8．5	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第15号） （R４.8.15　中国地方交通審議会船員部会へ付託）	

(5)　「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会（※）審議状況

開　催　年　月　日	審　　議　　内　　容	備　　考
H18．7．14 第１回	○中国地方において答申以降に講じられた公共交通サービス及び観光振興に関する主な取組みについて ○自治体、交通事業者等による先進的な取組み等について ○今後のフォローアップの方針等について	
H19．6．18 第２回	○「地域公共交通」の再生に向けた取組みについて ○中山間地域における観光と連携した公共交通の活性化について ○瀬戸内海を中心とした観光振興策について ○今後のフォローアップについて	
H20．6．26 第３回	○答申の内容の具現化に向けた取組み状況の総点検について ○市町村合併等を契機とした交通体系の見直しについて ○広島県交通系ICカード乗車券(PASPY)の導入について ○中国地方における観光振興策について	

（※）答申第９号のフォローアップ状況を報告するため設置。部会への報告をもって本審議会への報告とすることとされている。

5．関係団体

(1) 特殊法人

(ア) 海事関係

令和４年10月１日現在

名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
日本小型船舶検査機構 広島支部	横山 健一郎	広島市南区宇品海岸3－9－38	(082) 254－6027	S49. 2. 2
〃 尾道支部	竹内 順一	尾道市東御所町9－1 (尾道ウォーターフロントビル４階)	(0848) 23－7250	S57.12.10
〃 岡山支部	三原 正	岡山市中区藤崎551－14	(086) 200－1780	S49. 2. 2
〃 境支部	森脇 裕司	境港市竹内団地277－2	(0859) 47－2220	S49. 2. 2
〃 下関支部	村上 増規	下関市長府港町1－7	(083) 245－3241	S49. 2. 2
船員災害防止協会 中国支部	垰野 治次	広島市南区宇品海岸2－15－17	(082) 252－7000	S43. 3.15
〃 広島地区支部	垰野 治次	広島市南区宇品海岸2－15－17	(082) 252－7000	S43.11. 1
〃 尾道地区支部	岡本 信也	尾道市古浜町27－284 尾道糸崎港湾福祉センター３階内	(0848) 25－3458	〃
〃 因島地区支部	弓場 丞	尾道市因島土生町1899－35 因島海事事務所内	(0845) 22－2298	〃
〃 呉地区支部	河菜 春文	呉市宝町9－25 呉港湾合同庁舎内	(0823) 25－0887	〃
〃 境地区支部	前橋 知之	境港市昭和町9－1 境港港湾合同庁舎内 鳥取運輸支局境庁舎内	(0859) 42－2169	〃
〃 松江地区支部	室﨑 拡勝	松江市馬潟町43－3 島根運輸支局内	(0852) 38－8111	〃
〃 岡山地区支部	三枝 智通	瀬戸内市牛窓町牛窓5662－4 (一社) 瀬戸内市緑の村公社内	(0869) 34－4356	〃
〃 徳山地区支部	重枝 浩二	周南市築港町13－38 山口県内航海運組合内	(0834) 21－0505	〃
〃 阿武・萩地区支部	吉村 正義	萩市大字椿東6446－5 山口県漁業協同組合はぎ統括支店内	(0838) 25－0231	H１. 4. 1

(イ) 陸運関係

名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部	中村 竜雄	広島市西区観音新町4－13－13－2	(082) 233－9172	H14. 7. 1
〃 福山事務所	橋本 眞美	福山市南今津町44	(084) 930－4681	〃
〃 鳥取事務所	田中 邦宏	鳥取市丸山町224	(0857) 22－4210	〃
〃 島根事務所	菅 利彦	松江市馬潟町43－3	(0852) 38－9011	〃
〃 岡山事務所	則宗 克治	岡山市北区富吉5301－5	(086) 286－8333	〃
〃 山口事務所	梶原 秀之	山口市宝町1－8	(083) 921－6612	〃
独立行政法人自動車事故対策機構 広島主管支所	江熊 徹哉	広島市西区観音新町2－4－25（第一菱興ビル）	(082) 297－2255	S48.12.10
〃 鳥取支所	柳田 大介	鳥取市丸山町219－1 (鳥取県トラック協会研修センタービル)	(0857) 24－0802	S50. 7.28
〃 島根支所	加藤 浩一	松江市母衣町55（松江商工会議所ビル）	(0852) 25－4880	S50. 7.25
〃 岡山支所	中原 正雄	岡山市北区青江1－22－33 (岡山県トラック総合研修会館)	(086) 232－7053	S49. 3.15
〃 山口支所	嶋谷 徹	山口市吉敷下東１－3－1（山陽ビル吉敷）	(083) 924－5419	S49. 7.16
軽自動車検査協会 広島主管事務所	土生 眞生	広島市西区観音新町4－13－13－4	(050) 3816－3080	S47.10. 1
〃 福山支所	高下 英樹	福山市南今津町41	(050) 3816－3081	S50. 6. 1
〃 鳥取事務所	大谷 勝彦	鳥取市安長77－1	(050) 3816－3082	S48. 4.13
〃 島根事務所	松岡 茂樹	松江市馬潟町字帰り木68－1	(050) 3816－3083	〃
〃 岡山事務所	松岡 信満	岡山市北区久米177－3	(050) 3816－3084	〃
〃 山口事務所	中野 文徳	山口市葵1－5－57	(050) 3816－3085	〃

(2) 関係法人

(ア) 海事関係

(地方法人)

事業別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
海事	(公社)中国海事広報協会	仁田一郎	広島市南区宇品海岸1－13－13	(082) 253－1987	S40.2.22
旅客	(一社)中国旅客船協会	小嶋光信	広島市南区宇品海岸1－13－26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253－6907	S24.6
	(一社)岡山県旅客船協会	小嶋光信	岡山市中区新築港9－1　国際両備フェリー㈱内	(086) 274－1222	
港運	(一財)中国港湾福利厚生協会	西山寛	広島市南区宇品海岸2－23－25 広島港湾福祉センター内	(082) 255－0735	S40.6.7
船舶	(一社)中国小型船舶工業会	佐々木大平	広島市中区上八丁堀8－26　メープル八丁堀906	(082) 222－8118	S43.12.27
	(一社)中国舶用工業会	黒木正純	広島市中区上八丁堀8－26　メープル八丁堀906	(082) 221－9699	S44.3.25
船員	(一社)広島海技学院	吉田勉	広島市南区元宇品町41－18	(082) 255－8700	S23.2.6
	(一財)呉海員会館	泉直人	呉市中通1－1－2	(0823) 20－0660	S25.12.20
	(一財)尾道海技学院	宗重好夫	尾道市栗原東2－18－43	(0848) 37－8111	S45.9.1

(全国法人)

事業別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
海事	(一社)日本海事代理士会 中国支部	立田善昭	備前市日生町寒河2571－5 (せとうち海事・FP事務所内)	(0869) 72－1323	S51.10.23
港運	(一社)日本貨物検数協会 中四国支部	大川原俊安	広島市南区宇品海岸3－11－12	(082) 253－3141	
	(一社)全日検中国支部	原田哲也	広島市南区宇品海岸2－23－36(広島海上ビル)	(082) 251－5253	
	(一社)日本海事検定協会 呉事業所広島事務所	須佐美圭一	広島市南区宇品海岸3－13－28	(082) 254－0237	
	(一財)新日本検定協会 水島事業所	豊田英弘	倉敷市連島中央1－5－29－1	(086) 446－2117	
	〃　広島・呉事業所	中嶋岳人	呉市中央1－6－9	(0823) 21－9101	
	(一財)日本穀物検定協会　関西神戸支部 中四国事務所	田原誠	倉敷市白楽町409	(086) 423－1162	
船舶	(一財)日本海事協会　岡山支部	加藤祐一	岡山市北区幸町6－28	(086) 221－3645	S9.10.1
	〃　尾道支部	田口史樹	尾道市新浜1－4－47	(0848) 25－2400	S21.9.1
	〃　尾道支部 因島事務所	田口史樹	尾道市因島土生町塩浜1899	(0845) 22－0012	T14.3.1
	〃　広島支部	田口史樹	広島市中区宝町9－10	(082) 249－1971	S22.2.1
	(一財)日本モーターボート競走会 児島支部	中地清二	倉敷市児島元浜町88－25	(086) 473－2121	S26.10.19
	(一財)日本モーターボート競走会 宮島支部	合田隆満	廿日市宮島口1－15－60	(0829) 56－1131	S27.4.22
	(一財)日本モーターボート競走会 徳山支部	山門昇	周南市栗屋1033	(0834) 25－0592	S26.11.14
	(一社)日本マリン事業協会 中国支部	前垣内敏郎	広島市西区観音新町4－14－6 観音マリーナサービスセンター2F	(082) 532－8520	S60.1.23

㈠ 陸運関係

（地方法人）

事業別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
観光	(一社)広島県観光連盟	佐々木 茂喜	広島市中区基町5－44　広島商工会議所内	(082) 221－6516	H 4．4．1
	(公社)鳥取県観光連盟	小谷 文夫	鳥取市元魚町2－201　エステートビルＶ５階	(0857) 39－2111	H 4．5．2
	(公社)島根県観光連盟	皆美 佳邦	松江市殿町1	(0852) 21－3969	H 4．4．1
	(公社)岡山県観光連盟	石井 清裕	岡山市北区表町1－5－1　岡山シンフォニービル内	(086) 233－1802	S48．6．11
	(一社)山口県観光連盟	松村 孝明	山口市滝町1－1	(083) 924－0462	H 4．5．20
自動車	(公社)広島県バス協会	椋田 昌夫	広島市東区上大須賀町1－16　交通会館ビル２階	(082) 261－3238	S51．7．20
	(一社)広島県レンタカー協会	近藤 康雄	広島市西区観音新町1－18－9	(082) 294－0655	S55．6．12
	(一社)広島県タクシー協会	信原 弘	広島市西区観音新町1－7－71	(082) 233－9155	S31．10．26
	(公社)広島県トラック協会	小丸 成洋	広島市東区光町2－1－18	(082) 264－1501	S36．9．25
	(一社)中国自動車無線協会	岩沖 卓雄	広島市中区東白島町21－16　多田ビル３階	(082) 221－9357	S45．12．28
	(一社)中国貸切バス適正化センター	三井 正信	広島市東区上大須賀町1－16　交通会館ビル６階	(082) 264－1255	H29．4．17
	(一社)鳥取県バス協会	中島 文明	鳥取市丸山町246－10	(0857) 22－2724	S51．7．15
	(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会	澤 耕司	鳥取市丸山町246－10	(0857) 24－4689	H28．4．1
	(一社)鳥取県トラック協会	川上 和人	鳥取市丸山町219－1	(0857) 22－2694	S49．10．5
	(一社)島根県旅客自動車協会	吉田 伸司	松江市上東川津町1238	(0852) 60－0928	S51．7．17
	(公社)島根県トラック協会	永井 好輔	松江市東朝日町194－1	(0852) 21－4272	S31．1．23
	(公社)岡山県バス協会	小嶋 光信	岡山市北区富吉5301－8	(086) 259－5582	S51．7．15
	(一社)岡山県レンタカー協会	梶谷 俊介	岡山市北区富吉5301－8	(086) 259－2718	H10．9．8
	(一社)岡山県タクシー協会	永山 久仁彦	岡山市中区旭東町2－10－8	(086) 272－3451	H 5．9．1
	(一社)岡山県トラック協会	遠藤 俊夫	岡山市北区青江1－22－33	(086) 234－8211	S46．4．15
	(一社)岡山県自家用自動車協会	小倉 弘行	岡山市北区富吉5301－8	(086) 259－3133	S30．12．26
	(公社)山口県バス協会	東田 成民	山口市葵1－5－58	(083) 922－5031	S51．8．18
	(一社)山口県レンタカー協会	石光 教子	山口市葵1－5－58	(083) 924－2358	S41．9．13
	(一社)山口県タクシー協会	福嶋 真一	山口市葵1－5－58	(083) 922－5110	S33．4．30
	(一社)山口県トラック協会	喜多村 誠	山口市宝町2－84	(083) 922－0978	S30．7．19
	(一社)山口県自家用自動車協会	峰 忠幸	山口市葵1－5－58	(083) 932－0606	S30．12．26
整備	(一社)広島県自動車整備振興会	岡本 精二	広島市西区観音新町4－13－13－3	(082) 231－9201	S27．2．12
	(一社)鳥取県自動車整備振興会	吉川 浩	鳥取市丸山町233	(0857) 23－3271	S27．1．24
	(一社)島根県自動車整備振興会	櫻井 誠己	松江市馬潟町43－4	(0852) 37－0041	S32．4．10
	(一社)岡山県自動車整備振興会	梶谷 俊介	岡山市北区富吉5301－8	(086) 259－3500	S28．2．7
	(一社)山口県自動車整備振興会	久光 彰	山口市葵1－5－58	(083) 924－8123	S28．4．3
	(一財)山口県自動車振興センター	久光 彰	山口市葵1－5－58	(083) 922－7633	S41．6．11

（全国法人）

事業別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
旅行	(一社)日本旅行業協会（ＪＡＴＡ）中四国支部	時永幸雄	広島市中区基町11－13 合人社広島紙屋町アネクス内	(082) 536－0700	S38.11.8
	(一社)全国旅行業協会（ＡＮＴＡ）中国地方支部長連絡会	花岡正雄	広島市東区光町1－11－5　チサンマンション内	(082) 264－3189	S41.2.22
ホテル旅館	(一社)日本ホテル協会中国四国支部	田沼直之	広島市中区基町6－78 リーガロイヤルホテル広島内	(082) 228－5074	S16.3.5
	日本旅館協会中国支部連合会	有本隆哉	広島市中区基町5－44　広島商工会議所内	(082) 221－8353	H24.10.1
	(一社)全日本ホテル連盟中国・四国支部	沖一泰	松山市平和通3－1－15　ホテル泰平	(089) 943－5000	S49.10.4
観光	(一社)国際観光日本レストラン協会中四国支部	三保二郎	広島市南区仁保3－1－4　㈱かなわ内	(082) 287－3255	S34.12.22
	(公社)日本観光振興協会中国支部	佐々木茂喜	広島市中区基町5－44　広島商工会議所内	(082) 222－6625	S39.4.1

(3) 関係任意団体

(ｱ) 海事関係

種別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
旅客船関係	広島県旅客船協会	仁田一郎	広島市南区宇品海岸1－13－26 広島港宇品旅客ターミナル２階	(082) 253－6907	
	広島地区旅客船協会	上村隆彦	広島市南区宇品海岸1－13－26 広島港宇品旅客ターミナル２階	(082) 253－6907	
	呉地区旅客船協会	内堀達也	呉市宝町9－25　呉港湾合同庁舎２階	(0823) 25－0887	S24.6
	尾道地区旅客船協会	弓場丞	尾道市古浜町27－284 尾道糸崎港湾福祉センター３階	(0848) 25－3458	
	岡山地区旅客船協会	田邉学	岡山市中区新築港9－1　両備フェリー㈱内	(086) 274－1222	
	笠岡地区旅客船協会	天野雄二郎	笠岡市美の浜9－64	(0865) 63－9211	
	山口県旅客船協会	清水聖	柳井市大字柳井134　防予フェリー㈱内	(0820) 22－5909	
	島根・鳥取県旅客船協会	木下典久	島根県隠岐郡隠岐の島町中町　隠岐汽船㈱内	(08512) 2－1122	
港運関係	中国地方港運協会	西山寛	広島市南区宇品海岸2－23－25 広島港湾福祉センター内	(082) 255－0734	S27.4.1
	中国地方港運協会　岡山支部	黒木良樹	岡山市南区築港元町8－50　岡山港埠頭開発㈱内	(086) 262－4359	S37.12.1
	〃　宇野支部	竹下歩	玉野市宇野1－18－15　宇野港湾福祉センター内	(0863) 31－1034	S27.4.1
	〃　水島支部	酒井忠之	倉敷市中畝3－7－38　水島港湾会館内	(086) 455－4152	S29.1.1
	〃　笠岡支部	関藤宏志	笠岡市笠岡5949－3　笠岡通運㈱内	(0865) 62－5221	S27.4.1
	〃　福山支部	鷲尾忠彦	福山市新涯町2－30－10　福山港湾福祉センター内	(084) 953－8094	S27.4.1
	〃　尾三支部	河本信行	尾道市古浜町27－284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848) 23－8611	S27.4.1
	〃　呉支部	小林久晃	呉市宝町8－25　呉港湾福祉センター内	(0823) 21－4290	S27.4.1
	〃　広島支部	加藤拓弥	広島市南区宇品海岸2－23－25 広島港湾福祉センター内	(082) 253－3019	S27.4.1
	〃　岩国支部	北川裕之	岩国市新港町4－17－12　岩国港湾福祉センター内	(0827) 23－1055	S27.4.1
	〃　徳山下松支部	佐伯哲治	周南市築港町13－38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834) 31－1866	S27.4.1
	〃　三田尻中関支部	角田祐道	防府市新田2033－1 三田尻中関港湾福祉センター内	(0835) 24－3151	S38.2.1
	中国地区検数検定連絡協議会	大川原俊安	広島市南区宇品海岸2－23－36 （一財）新日本検定協会広島事務所内	(082) 250－8250	S53.4.1
	広島みなと振興会	西山寛	広島市南区宇品海岸3－1－79 マツダロジスティクス㈱外貿事務所内	(082) 251－3344	H12.4.1
	廿日市木材港運送協議会	戸田拓夫	広島市南区宇品海岸2－23－27　広島荷役㈱内	(082) 254－0289	H23.4.1

種別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
内航船員関係	中国地方海運組合連合会	岡本信也	広島市南区稲荷町4－5　尾崎ビル２階	(082) 258－2377	S33.8.10
内航船員関係	広島県内航海運組合	河菜春文	広島市南区稲荷町4－5　尾崎ビル２階	(082) 258－2377	S61.11.1
内航船員関係	広島県内航海運組合　備後福山支部	松島茂樹	福山市沼隈町大字常石2142－11	(084) 987－1624	
内航船員関係	〃　東部支部	佐藤雄紀	尾道市古浜町27－284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848) 25－3458	
内航船員関係	〃　蒲刈支部	河菜春文	呉市蒲刈町下町2361－7　呉市役所下蒲刈支所内	(0823) 65－2262	
内航船員関係	〃　倉橋支部	岡峰伸太郎	呉市倉橋町乙7032	(0823) 56－0216	
内航船員関係	〃　広島支部	垰野治次	広島市南区稲荷町4－5　尾崎ビル２階	(082) 258－2377	
内航船員関係	〃　呉支部	花田照吉	呉市宝町9－25　呉港湾合同庁舎２階	(0823) 25－0887	
内航船員関係	似島地区海運組合	吉本周次	広島市南区似島町字家下327	(082) 259－2325	S33.2.19
内航船員関係	全国内航タンカー海運組合中国支部	三谷秀明	三原市城町3－1－1	(0848) 62－3839	S40.2.4
内航船員関係	隠岐地区海運組合	酒井一昌	隠岐郡隠岐の島町港町大津の二、9－9	(08512) 2－4693	S39.6.15
内航船員関係	岡山中部海運組合	伏原直	玉野市宇野1－18－15　宇野港湾福祉センター内	(0863) 31－1657	S61.8.12
内航船員関係	岡山県西南海運組合	山河義弘	岡山県笠岡市五番町5－79　ＭＫビル２Ｆ	(0865) 60－0340	S61.11.1
内航船員関係	日生地区海運組合	久本久治	備前市日生町寒河2571－5	(0869) 72－2011	S35.5.19
内航船員関係	倉敷地区海運組合	赤沢哲	倉敷市玉島中央町1－23－18	(086) 526－7564	S33.7.30
内航船員関係	山口県内航海運組合	重枝浩二	周南市築港町13－38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834) 21－0505	S33.7.31
内航船員関係	中国地区内航船員対策協議会	藏本由紀夫	広島市南区稲荷町4－5　尾崎ビル２階	(082) 258－2377	H2.10.3
倉庫関係	中国地方倉庫協会連合会	古川浩延	広島市南区京橋町1－23 大樹生命広島駅前ビル２階	(082) 261－1572	S39.9.11
倉庫関係	広島県倉庫協会	古川浩延	広島市南区京橋町1－23 大樹生命広島駅前ビル２階	(082) 261－1572	S23.3.10
倉庫関係	岡山県倉庫協会	末長範彦	岡山市東区光津700　岡山土地倉庫㈱内	(086) 948－5300	S23.3.3
倉庫関係	鳥取県倉庫協会	林義弘	米子市流通町430－17　日本通運㈱山陰支店内	(0859) 46－0206	S30.4.1
倉庫関係	島根県倉庫協会	林義弘	米子市流通町430－17　日本通運㈱山陰支店内	(0859) 46－0206	S33.1.23
倉庫関係	山口県倉庫協会	喜多村誠	下関市東大和町1－4－40 下関港湾福祉センター２階	(083) 261－0570	S29.5.13

種別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
倉庫関係	中国冷蔵倉庫協議会	田中一範	広島市西区草津港1－7－2　田中倉庫運輸㈱３階	(082) 942－1115	S48. 5 .23
	広島県冷蔵倉庫協会	田中一範	広島市西区草津港1－7－2　田中倉庫運輸㈱３階	(082) 942－1115	S48. 5 .23
	岡山県冷蔵倉庫協会	姫井善果	岡山市北区青江1－7－6 岡山中央冷蔵倉庫㈱内	(086) 234－4811	S48. 6 .19
	鳥取県冷蔵倉庫協会	篠田哲也	広島市西区草津港1－7－2 田中倉庫運輸㈱３階（広島県協会兼務）	(082) 942－1115	S48. 6 .15
	島根県冷蔵倉庫協会	小林和夫	広島市西区草津港1－7－2 田中倉庫運輸㈱３階（広島県協会兼務）	(082) 942－1115	S48. 6 . 1
	山口県冷蔵倉庫協会	森藤武文	下関市細江新町3－20 ㈱ニチレイ・ロジスティクス九州 下関埠頭物流センター２階	(083) 242－0888	S25.10. 4
造船関係	中国地区造船協議会	奥村幸生	広島市中区上八丁堀8－26　メープル八丁堀906	(082) 222－8118	S63. 5 .23
	日造協中国地方支部	平賀哲朗	広島市中区江波沖町5－1	(082) 231－9085	S46. 8 . 2
	中国船舶電装協議会	四辻　修	尾道市因島重井町474-15 日昇無線㈱因島鉄工団地内	(0845) 25－1178	H23. 3 .29
	日本船舶設計協議会	白石富喜太	玉野市宇野1－20－33　㈱大鎧設計事務所内	(0863) 31－1788	H 2 . 7 .27
船員関係	広島船員労働安全衛生協議会	垰野治次	広島市南区宇品海岸2－15－17	(082) 252－7000	S33. 5 .23
	尾道船員労働安全衛生協議会	岡本信也	尾道市古浜町27－284 尾道糸崎港湾福祉センター３階内	(0848) 25－3458	S33. 6 . 1
	鳥取船員労働安全衛生協議会	岩田祐二	境港市栄町65番地　共和水産株式会社内	(0859) 44－7171	H29. 5 .31
	島根船員労働安全衛生協議会	室﨑拡勝	浜田市原井町3025番地 株式会社浜田あけぼの水産内	(0855) 22－3316	H29. 7 . 6
	山口県東部船員労働安全衛生協議会	重枝浩二	周南市築港町13－38　山口県内航海運組合内	(0834) 21－0505	S33. 6 . 1
	広島船員安全衛生推進会（旅客船・カーフェリー）	内堀達也	広島市南区宇品海岸2－15－17	(082) 252－7000	H10. 7 . 8
	広島船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	垰野治次	広島市南区宇品海岸2－15－17	(082) 252－7000	H10. 7 . 8
	呉船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	河菜春文	呉市広大新開1－12－20	(0823) 36－2010	H11.12. 7
	鳥取網代港船員安全衛生推進会	板倉高司	岩美郡岩美町大字大谷2182番地470 鳥取県漁業協同組合網代港支所内	(0857) 72－0481	H11. 2 .26
	内海水先人会広島連絡事務所	欠	広島市南区宇品海岸2－23－36　海上ビル	(082) 255－1402	S54.10.22
	内海水先人会水島連絡事務所	欠	倉敷市水島青葉町4－20	(086) 444－6841	S46. 4 . 1
	境水先区水先人会	森脇啓治郎	境港市馬場崎町320	(0859) 44－2543	S23. 7 .
海事関係	呉海事振興会	田中信也	呉市宝町9－25	(0823) 25－0887	S62. 4 .14
	鳥取県海事振興協会	前橋知之	境港市昭和町9－1　境港港湾合同庁舎内	(0859) 42－2169	S30. 6 . 1
	島根県海事振興協会	福島伸光	松江市御手船場町561　㈲福島造船鉄工所内	(0852) 21－6286	S28. 8 . 1
	岡山県東部海事団体協議会	鈴木幹久	玉野市玉3－1－1	(0863) 23－2010	S55.12.18
	岡山県西部海事振興会	酒井忠之	倉敷市水島福崎町2－15	(086) 444－7750	S56. 1 . 1

(イ) 陸運関係

種別	名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
鉄道関係	中国地方鉄道協会	椋田昌夫	広島市東区上大須賀町1－16　交通会館ビル２階	(082) 261－0313	S23. 1. 1
	中国地方索道協会	田辺俊則	広島市東区上大須賀町1－16　交通会館ビル２階	(082) 298－8185	S34. 4. 1
自動車関係	中国バス協会	吉田伸司	広島市東区上大須賀町1－16	(082) 261－9760	S28. 9. 1
	中国ハイヤー・タクシー連合会	信原弘	広島市西区観音新町1－7－71	(082) 233－9155	S38. 9.11
	中国トラック協会	小丸成洋	広島市東区光町2－1－18	(082) 264－1501	S32. 5. 1
	中国霊柩自動車協会	櫻井正明	広島市東区光町2－1－18	(082) 264－1501	S41. 3. 1
	広島地方通運業連盟	藤本達也	広島市南区西蟹屋3－2－1　日本通運㈱内	(082) 263－8847	S26. 5. 1
	中国通運協会	藤本達也	広島市南区西蟹屋3－2－1　日本通運㈱内	(082) 263－6640	S26. 5. 1
	中国通運業連合会	喜多村誠	広島市南区東駅町1－1	(082) 283－9300	S26. 6. 1
	鳥取県レンタカー協会	鳥越宣孝	鳥取市湖山町東3－86㈱ トヨタレンタリース鳥取内	(0857) 50－0152	
	島根県レンタカー協会	渡部稔	島根県松江市宍道町白石81－10　㈱原商内	(0852) 66－3708	
	岡山県霊柩自動車協会	松本有造	岡山市北区青江1－22－33 （岡山県トラック協会内）	(086) 234－8211	S41. 3.31
整備関係	中国自動車標板協議会	上野弘文	広島市西区観音新町4－13－13－3	(082) 231－9201	S35. 9.13
	中国自動車整備連絡協議会	上野弘文	広島市西区観音新町4－13－13－3	(082) 231－9201	S35. 7.10
	全軽自協・中国ブロック協議会	前泰弘	広島市西区観音新町4－13－13－3	(082) 532－5507	S45.11. 5
	広島県自動車販売店協会	藤井一裕	広島市西区観音新町4－13－13－3	(082) 232－4418	S33. 6. 5
	広島県軽自動車協会	前泰弘	広島市西区観音新町4－13－13－3	(082) 532－5507	S31. 6.22
	鳥取県自動車販売店協会	米原良	鳥取市丸山町246－1	(0857) 24－6171	S38. 9.20
	鳥取県軽自動車協会	金口伸	鳥取市安長77－3	(0857) 28－7021	S43. 3.11
	島根県自動車販売協会	野々村健造	松江市馬潟町43－4	(0852) 37－0044	S38. 6. 4
	島根県軽自動車協会	豊島圭介	松江市馬潟町68－11	(0852) 37－0046	S42.11.18
	岡山県自動車販売店協会	梶谷俊介	岡山市北区富吉5301－8	(086) 259－3000	S31. 7. 1
	岡山県軽自動車協会	吉村良太郎	岡山市北区久米178－3	(086) 245－5800	S30. 4. 1
	山口県自動車販売店協会	小川秀夫	山口市葵1－5－58	(083) 922－0909	S37.10. 1
	山口県軽自動車協会	椎葉正博	山口市葵1－5－58	(083) 922－8877	S42. 4. 1
	山口県軽自動車標板センター	椎葉正博	山口市葵1－5－58	(083) 922－0419	S37.10. 4

Ⅱ　中国地方の概況

１．主要経済指標

区　　分	単　位	広　島	鳥　取	島　根	岡　山	山　口	中　国	全　国	全国対比（％）	年　次
総　面　積	㎢	8,479	3,507	6,708	7,115	6,113	31,922	377,974	8.4	R４．７．１ ＊1
総　人　口	人	2,788,687	551,806	666,331	1,879,280	1,340,458	7,226,562	125,927,902	5.7	R４．１．１ ＊2
就　業　人　口	〃	1,318,328	269,353	332,592	867,759	620,702	3,408,734	57,643,225	5.9	R２.10.１ ＊3
第　一　次　産　業	〃	35,582	20,713	21,440	35,699	25,265	138,699	1,962,762	7.1	
第　二　次　産　業	〃	333,144	56,777	76,093	227,154	159,792	852,960	13,259,479	6.4	
第　三　次　産　業	〃	909,409	184,007	226,127	577,858	423,776	2,321,177	40,679,332	5.7	
総　生　産　額	10億円	11,969	1,893	2,689	7,842	6,350	30,745	580,766	5.3	H31 ＊4
県　民　所　得	〃	8,869	1,360	1,999	5,299	4,407	21,934	423,231	5.2	
１人あたりの県民所得	千円	3,153	2,439	2,951	2,794	3,249	3,004	3,344	－	H31 ＊4
事　業　所　数［注］	所	4,812	749	1,001	3,234	1,725	11,521	176,858	6.5	R３ ＊5
製　造　品　出　荷　額	10億円	8,870	741	1,165	7,060	5,617	23,453	302,003	7.8	
卸売業年間販売額	〃	6,558	644	775	2,731	1,360	12,068	309,336	3.9	R２ ＊6
小売業年間販売額	〃	3,111	583	680	1,966	1,463	7,803	139,001	5.6	
自動車保有台数	台	1,916,224	467,712	554,263	1,552,170	1,069,768	5,562,006	82,174,944	6.8	R４．３．31
乗用車保有台数	〃	1,466,059	346,392	409,442	1,165,033	818,542	4,214,911	61,867,152	6.8	
内航船舶現有隻数	隻	867	1	9	245	207	1,329	5,136	25.9	
内航船舶総トン数	トン	286,389	99	932	123,377	65,350	476,147	3,957,707	12.0	
道　路　実　延　長	km	24,757	8,930	18,269	25,768	16,728	94,452	1,226,489	7.7	H31．３．31 ＊7

［注］　製造業に属する事業所数（従業者４人以上）

［資料］＊1　国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
＊2　総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」
＊3　総務省「国勢調査」
＊4　内閣府「県民経済計算」
＊5　総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」
＊6　経済産業省「経済構造実態調査」
＊7　国土交通省「道路統計年報」

2．空港の現況図（令和４年10月１日現在）

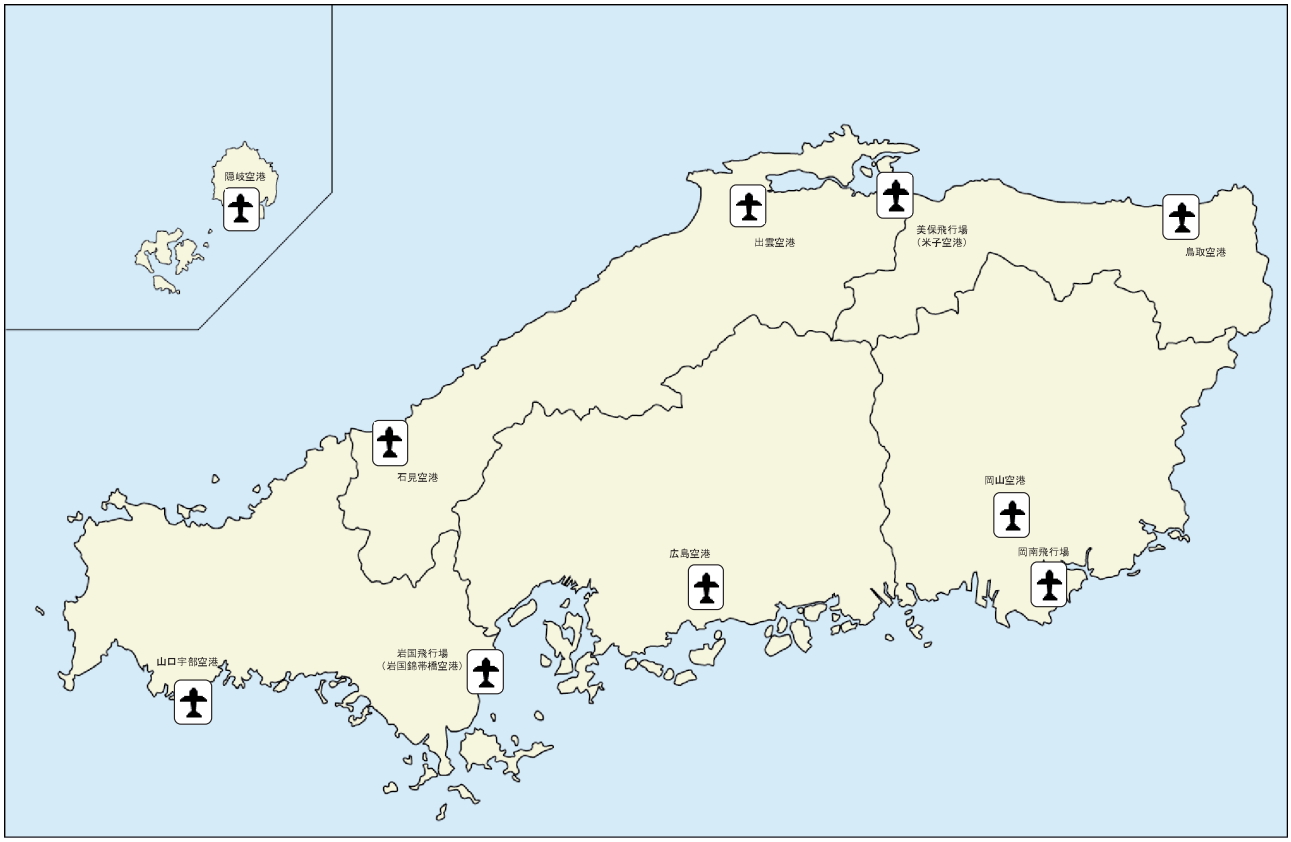

■　中国地方の空港の概況

令和４年10月１日現在※

項目＼空港名	広島空港	岡山空港	山口宇部空港	岩国飛行場（岩国錦帯橋空港）	鳥取空港	美保飛行場（米子空港）	出雲空港	隠岐空港	石見空港
空港の種類	国管理	地方管理	特定地方管理	共用	地方管理	共用	地方管理	地方管理	地方管理
設備管理者	国土交通大臣	岡山県	山口県	米軍	鳥取県	防衛大臣	島根県	島根県	島根県
滑走路	3,000m×60m	3,000m×45m	2,500m×45m	2,440m×60m	2,000m×45m	2,500m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m
乗入定期航空会社	国内　4社 ・全日空 ・日本航空 ・IBEXｴｱﾗｲﾝｽﾞ ・春秋航空日本 国際　7社 ・全日空 ・日本航空 ・中国国際航空 ・中国東方航空 ・ﾁｬｲﾅｴｱﾗｲﾝ ・香港エクスプレス ・ノックエア	国内　3社 ・全日空 ・日本航空 ・日本トランスオーシャン航空 国際　4社 ・大韓航空 ・中国東方航空 ・ﾀｲｶﾞｰｴｱ台湾 ・香港航空	国内　3社 ・全日空 ・日本航空 ・スターフライヤー	国内　1社 ・全日空	国内　1社 ・全日空	国内　1社 ・全日空 国際　3社 ・香港空港 ・吉祥航空 ・エアソウル	国内　4社 ・日本航空 ・日本ｴｱｺﾐｭｰﾀｰ ・ﾌｼﾞﾄﾞﾘｰﾑｴｱﾗｲﾝｽﾞ ・ジェイ・エア	国内　2社 ・日本ｴｱｺﾐｭｰﾀｰ ・日本航空(ｼﾞｪｲｴｱ)	国内　1社 ・全日空
路線及び便数	東京　日16便 札幌　日２便 沖縄　日１便 仙台　日２便 成田　日３便 大連･北京　(運休) 上海　(運休) 台北　(運休) 香港　(運休) バンコク　(運休)	東京　日10便 沖縄　日１便 札幌　日１便 上海　(運休) ソウル　(運休) 香港　(運休) 台北　(運休)	東京　日10便	東京　日５便 沖縄　日１便	東京　日５便	東京　日６便 香港　(運休) 上海　(運休) ソウル　(運休)	東京　日５便 大阪　日４便 隠岐　日１便 福岡　日２便 名古屋　日２便 静岡　日１便 仙台　日１便 札幌　(運休)	大阪　日１便 出雲　日１便	東京　日２便
乗降客数　令和２年度（人）	737,312	265,771	250,252	77,006	92,362	137,591	311,202	26,557	25,378
乗降客数　令和３年度（人）	984,153	392,214	366,944	132,760	133,264	199,214	440,201	35,444	38,057
貨物取扱量　令和２年度（トン）	6,263	1,397	1,759	151	294	566	307	0	0
貨物取扱量　令和３年度（トン）	5,820	1,732	1,667	212	296	683	284	0	0

※岡南飛行場（管理者：岡山県、種別：その他公共用飛行場）は不定期航空輸送のみ
※便数は往復ベースで臨時便を除く
※乗降客数、貨物取扱量は、国土交通省「空港管理状況調書」による

3．港湾の現況図（令和４年４月１日現在）

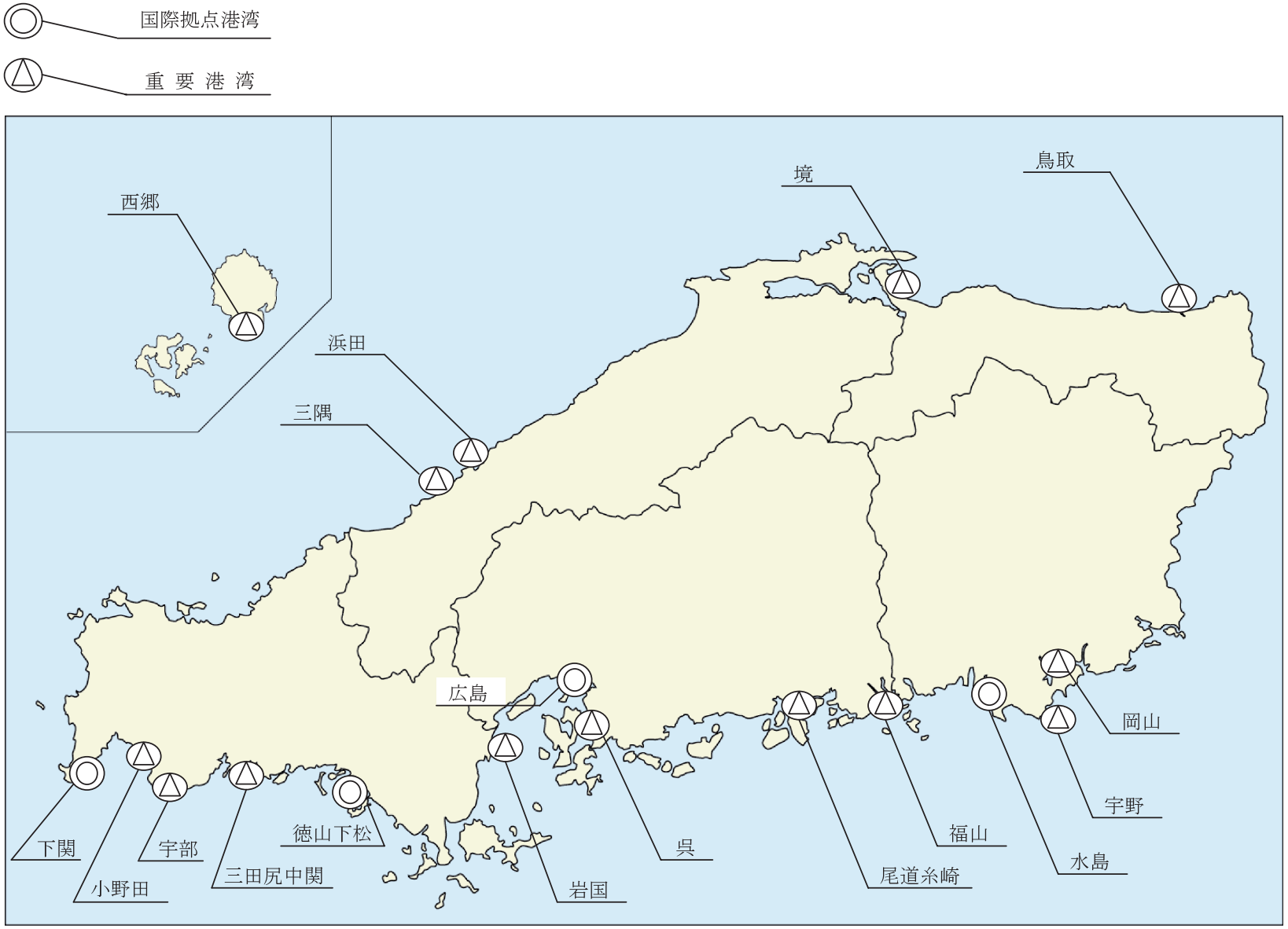

Ⅰ　運輸安全マネジメント

輸送の安全確保は運輸事業の根幹として、平成18年10月に「運輸安全マネジメント制度」が導入され、15年が経過しました。本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果を得ています。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が努力義務に留まっていること、自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題があります。また、貸切バス事業者や小規模海運事業者に対する安全性の確保の社会的要請も高まっています。

これらを踏まえ、国土交通省では運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年７月に「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を改訂し、今日的課題として「人材不足・高齢化」「自然災害・テロ・感染症」などへの対策を盛り込みました。また、この改訂で明記した「自然災害対応」へのガイダンスとして、令和２年７月に「運輸防災マネジメント指針」を策定し、「自然災害」への対応について、運輸事業者が参考とすべき考え方として公表しています。

鉄道モードでは、令和２年度以降の評価実施方針が定められ、鉄・軌道事業者にあっては、６年間で第三種事業者を除くすべての事業者を原則１回以上、索道事業者にあっては８年間で普通索道を可能な範囲で原則一回以上、特殊索道で評価実績の無い事業者の評価を行うこととしています。

自動車モードでは、平成25年10月から全ての貸切バス事業者に安全管理規程の届出が義務付けられ、対象事業者が大きく増加したため、一定規模以下の貸切バス事業者に対しては中小規模事業者向けの効率的な評価を実施することで、平成29年度から令和３年度までの５年間で全ての貸切バス事業者に評価を実施しました。また、平成30年４月からは、運輸安全マネジメント制度の取組を更に促進させるため、トラック事業者及びタクシー事業者の適用範囲を拡大し、200両以上の車両を保有する事業者に安全管理規程の届出が義務付けられました。

海運モードにおいては、平成24年度末で管内の全事業者の評価を終了し、平成25年度からは一定規模以上の事業者を２期に分け３年連続で評価を実施したところです。令和元年度からは向こう６年間の「中期評価実施計画」を策定し、概ね３年に１回定期的に評価を行うこととしています。また、小規模海運事業者に対する評価のあり方について、有識者を交えた議論が進められています。

中国運輸局では、当局職員による事業者への評価に加え、運輸安全マネジメント制度の周知のため「運輸安全マネジメントセミナーを開催しています。また、運輸事業者の防災力を高めるため「運輸防災マネジメントセミナー＆ワークショップ」を令和２年度より開催しています。

●令和３年度中国運輸局運輸安全マネジメント評価実施状況

モード別	本省評価	本省と運輸局 合同による評価	運輸局単独評価	計
鉄　　道	0	0	0	0
自　動　車	2	2	16	20
海　　運	0	1	17	18
計	2	3	33	38

●運輸安全マネジメントセミナー受講者数

モード別	令和３年度 ※オンライン	令和２年度 ※対面	令和元年度 ※対面
鉄　　道	５１	４５	４０
自　動　車	１２６	１３４	１３０
海　　運	１８４	5	３８
そ　の　他	２２	0	3
計	３８３	１８４	２１１

※延べ人数。毎回内容・コマ数が異なる。

●運輸防災セミナー＆ワークショップ受講者数

モード別	令和３年度 ※オンライン	令和２年度 ※対面
鉄　　道	4	１４
自　動　車	２３	４１
海　　運	1	1
そ　の　他	9	0
計	３７	５６

※令和２年度より開催。

運輸安全マネジメント評価の実施イメージ

国　運輸安全マネジメント評価＝本社等で経営トップ等へのインタビュー等により、安全管理体制の取組み度合いをチェック・評価及び助言

事業者

本　社
経営管理部門
経営トップ（社長）
安全統括管理者（副社長等）
輸送管理部門（運輸部長等）
経営企画等の部門（経営企画部長等）

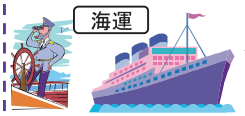

現　場

1．チェックの基本的考え方

➢事業者が構築した安全管理体制が、システムとして適切に機能しているかをチェック
⇒モード間に共通した手法

2．チェック項目の例

➢経営トップが、安全管理体制を具体的に把握し、現場の情報、課題等がフィードバックされる仕組みが構築されているか。
①安全に関する方針、目標が適切に設定されているか。
②現場のヒヤリハット情報が社内で共有されているか。
③内部監査体制は機能しているか。
④安全管理体制の適時適切な見直しの仕組みが構築されているか。等

1．チェックの基本的考え方

➢輸送行為の個別の要素（輸送施設、運転手等）の基準等の遵守状況及び事故防止対策の実施状況等をチェック
⇒モード固有の特性に応じた手法

2．チェック項目の例

①航空機・鉄道車両、諸施設が安全基準を満たしているか。
②適格な資格を有する運転・操縦者による運行・運航がされているか。
③現場における運行（航）の責任者（運行（航）管理者）が選任されているか。
④事故防止対策の実施状況が適切か。等

国　現行の保安監査＝本社や支社、営業所等の事務所や輸送現場等で、管理者への聞き取り、施設等への現認により、技術基準等への適合性等を含む輸送の安全の取組みをチェック・改善命令

運輸防災マネジメント指針の概要について

背　景

○自然災害の頻発化・激甚化
→輸送の安全の脅威に
○運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラ
→災害時も事業継続が必要
○運輸事業者の防災意識を一層向上させることが必要

「運輸安全マネジメント」の自然災害対応への活用

○運輸安全マネジメントは、平成１８年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績
○運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記（H29）
○自然災害への具体的対応が必要

「運輸防災マネジメント指針」の策定

○自然災害対応に運輸安全マネジメントを活用するためのガイダンスの不在
「指針」を策定
→［運輸事業者］
・自然災害対応への取組（防災＋事業継続（BCP））を促進
→［国土交通省］
・運輸安全マネジメント評価を活用して事業者の「防災マネジメント」の取組を評価し、運輸事業者の自然災害への対応の取組についてコンサルタント等の支援を実施

報道発表資料

防災力向上＋事業継続を目指す取組

- "自然災害対応"は、被災時の被害を軽減する「防災」に加え、被災後、いかに安全を確保しつつ早期に復旧して事業を再開し、国民の生活と経済を支えるかという「事業継続」の取組。
- 自然災害にどう対応するかという危機管理に加え、事業継続に要する経営資源（人、モノ、資金等）の配分、優先事業の絞り込み等の経営判断を伴うため、経営トップが率先して対応することが必要。
- 経営層参画の下で定期的にマネジメントレビュー等を行い、PDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

平時の「備え」と迅速な初動

- 被災時に最も重要なのは迅速な初動。トップダウンによる危機管理体制が必要。遅れれば遅れるほど被害は拡大する。
- 平時の「備え」が初動の成否を握る。災害は必ず来ると認識しハザードマップを参考にする等して被害想定を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の代替措置の検討も含め平時から準備することが肝要。準備に当たっては、災害種別ごとの対応の違いを意識する。予測が可能な台風・豪雨災害等においては、タイムラインを考慮した発災直前の備えも重要。

「備え」と初動①：関係者との連携等

- 即応体制（災害対策本部の設置）、対応要領、情報連絡体制、事業継続計画（BCP)等の整備が必要。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者、事業者団体等の様々な関係者が総力で対応する。このため、これら関係者との緊密な「顔の見える関係」の構築が防災力を高める。

「備え」と初動②：教育と訓練

- 災害に遭うことが稀なため、実践的な訓練を定期的に実施し、振り返りを行うことが必要。他機関の訓練への参加や他事例に学ぶことも重要。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練及びレビューで鍛えるよう取組むことが効果的。

Ⅰ　地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

１．持続可能な公共交通ネットワークの構築

人口減少・少子高齢化が進展する中、特に地方部においては公共交通機関輸送人員の減少により、交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されています。

一方で、自動車を運転できない学生や高齢者等にとって地域公共交通は必要不可欠な存在であり、コンパクトなまちづくりと連携して地域公共交通の充実を図ることが重要です。

こうした情勢を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、地方公共団体が中心となり関係者と役割分担しながら、地域にとって最適な公共交通ネットワークを再構築するための枠組みを確立しました。

同法に基づき、令和４年10月１日現在、全国で地域公共交通計画が761件、地域公共交通利便増進実施計画が50件、中国管内では地域公共交通計画が61件、地域公共交通利便増進実施計画が６件認定されています。

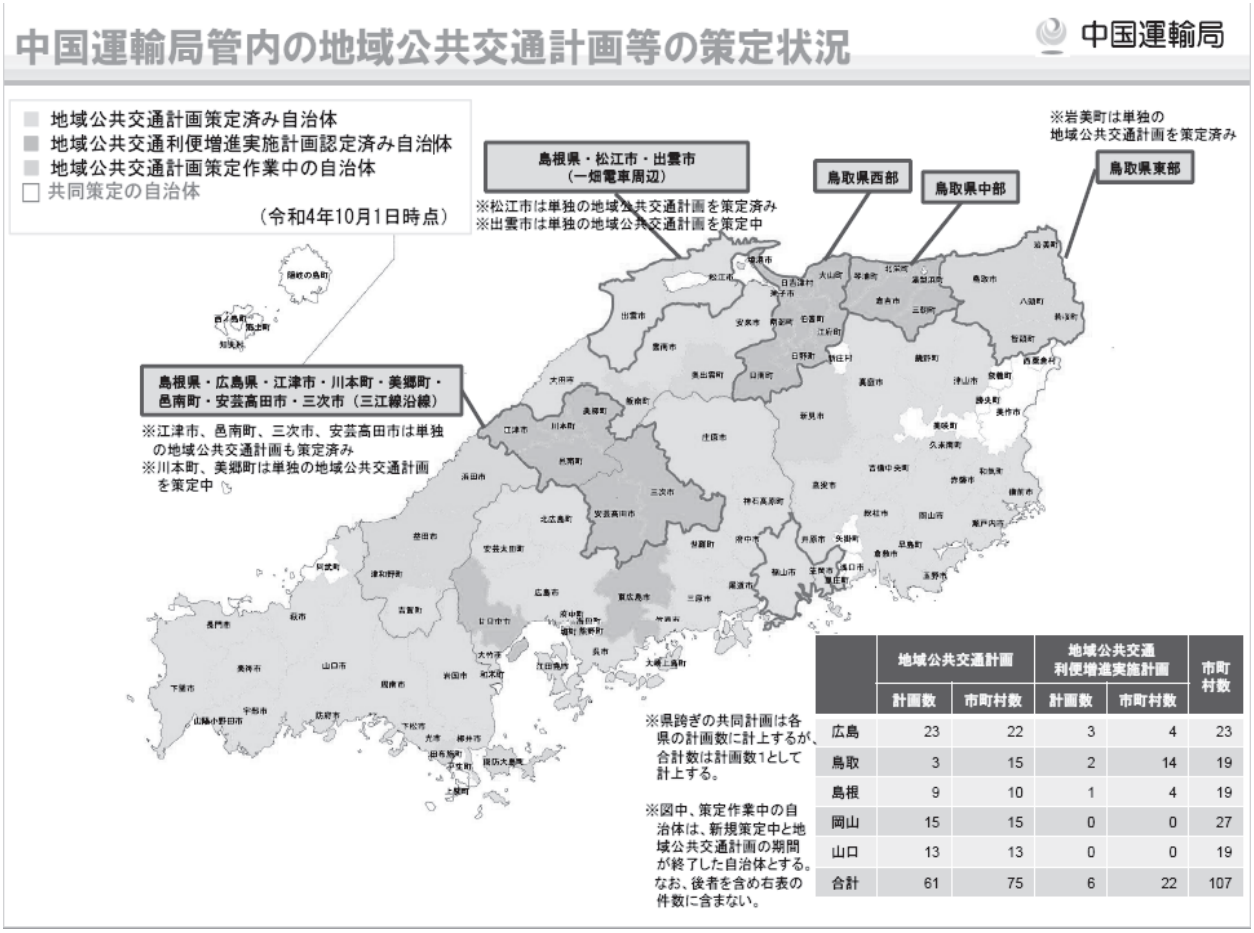

	地域公共交通計画		地域公共交通利便増進実施計画		市町村数
	計画数	市町村数	計画数	市町村数	
広島	23	22	3	4	23
鳥取	3	15	2	14	19
島根	9	10	1	4	19
岡山	15	15	0	0	27
山口	13	13	0	0	19
合計	61	75	6	22	107

２．地域公共交通確保維持改善事業

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通を確保・維持・改善するために生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業です。

地域公共交通確保維持事業

◇　地域の特性に応じた生活交通（バス交通、デマンド交通、離島航路・航空路）の確保維持を支援
　○　幹線バス交通の運行
　　地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援（P82参照）
　○　地域内交通（フィーダー系統）の運行
　　過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援（P82参照）
　○　離島航路・航空路の運航
　　離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援（P136、137参照）

地域公共交通バリア解消促進等事業

◇　個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化を一体的に支援する制度
　○　バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援（P82参照）
　○　地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援（P60参照）
　（参考）関連する支援制度等
　　・公共交通利用環境の革新等【観光庁・国際観光旅客税充当事業】
　　・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【観光庁】（P43参照）

地域公共交通調査等事業

　○　地域公共交通網形成計画等の策定を支援
　○　地域公共交通網形成計画に基づく利用促進や事業評価の取組みを支援
　○　地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

3．新モビリティサービス推進事業

新たなモビリティサービスであるMaaS（Mobility as a Service）の全国への普及による観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を目的とし、また混雑、接触回避といったwith/afterコロナにおける新たなニーズに対応したMaaSを推進するため、公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要となる基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援を行う事業です。

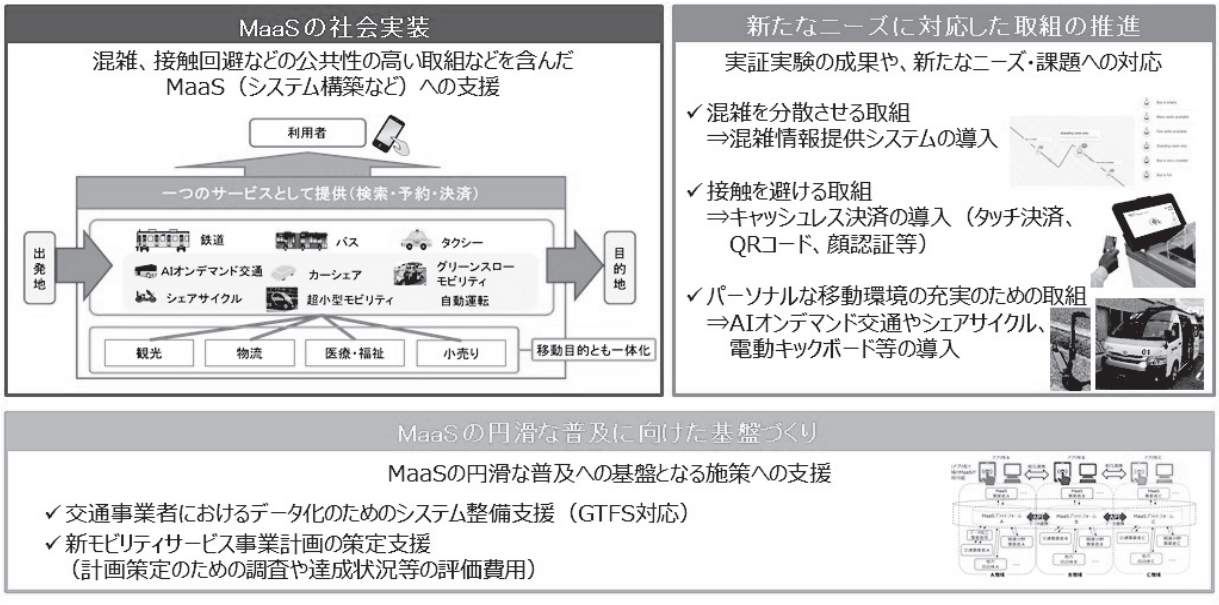

Ⅱ　環　境　関　係

１．運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等

【各輸送機関の排出量の割合について】

運輸部門における二酸化炭素排出量

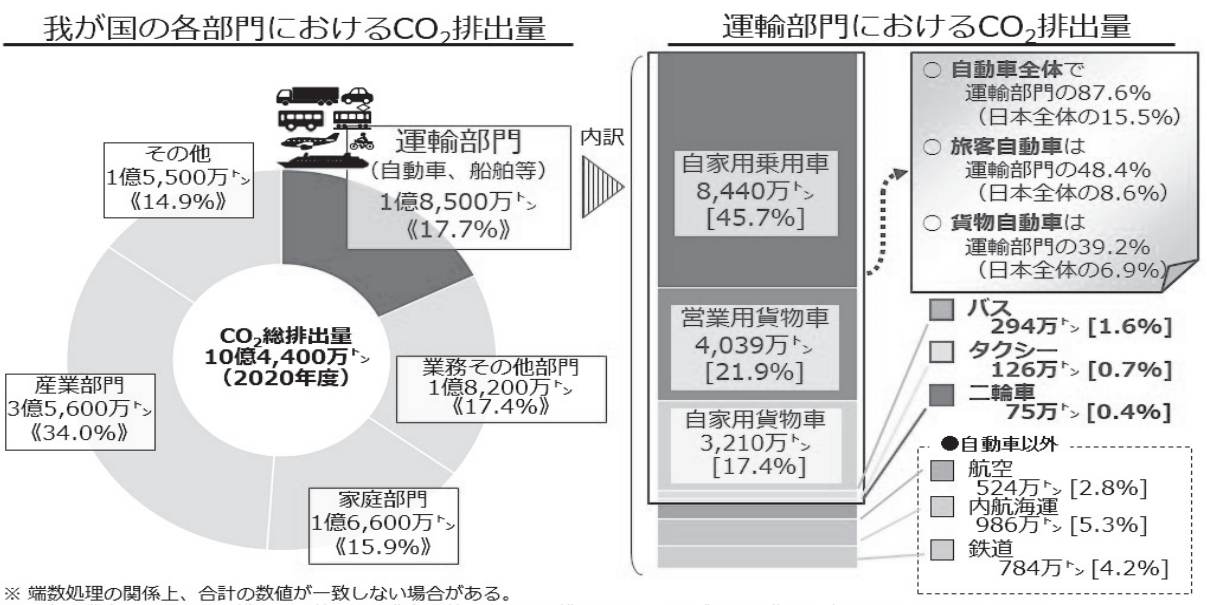

※ 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。
※ 電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量は、それぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。
※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2020年度）確報値」より国交省環境政策課作成。
※ 二輪車は2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立項目として運輸部門に算定。

国土交通省ＨＰ：運輸部門における二酸化炭素排出量

2020年度では、我が国における二酸化炭素の排出量のうち17.7%を運輸部門が占めています。
また、運輸部門からの排出量のうち45.7%が自家用乗用車からの排出となっています。

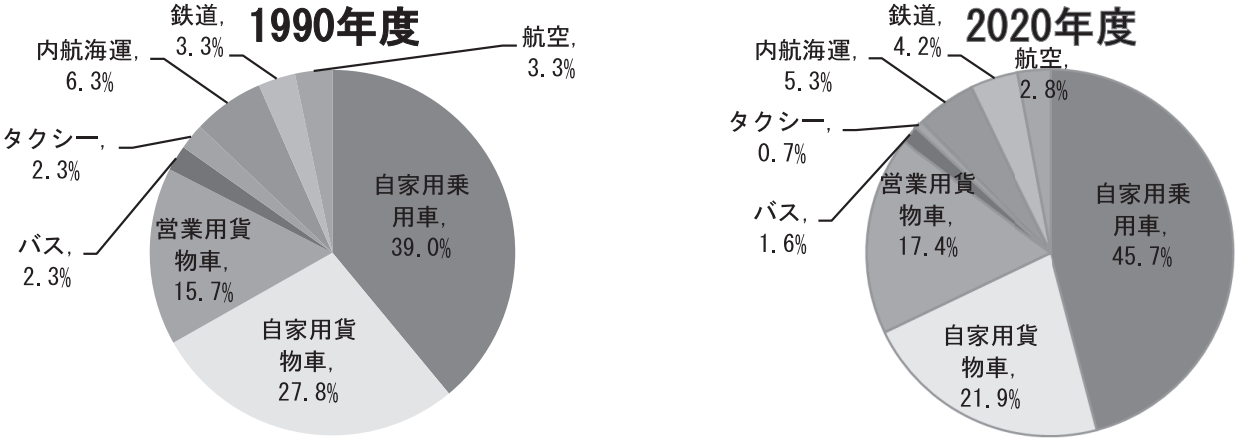

1990年度における排出量は　２億0600万トンCO_2
2020年度における排出量は　１億8500万トンCO_2

【運輸部門における二酸化炭素の排出量の推移について】

1990年度から1996年度までの間に、運輸部門における二酸化炭素の排出量は23.0%増加しました。その後、1997年から2001年度にかけて排出量はほぼ横ばいに転じ、2001年度以降は減少傾向を示しています。2020年度の排出量は、自動車の燃費改善等や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による輸送量の減少により、2013年度比で減少しています。また、前年度比でも減少し、８年連続の排出量減少となりました。

運輸部門における二酸化炭素排出量の推移

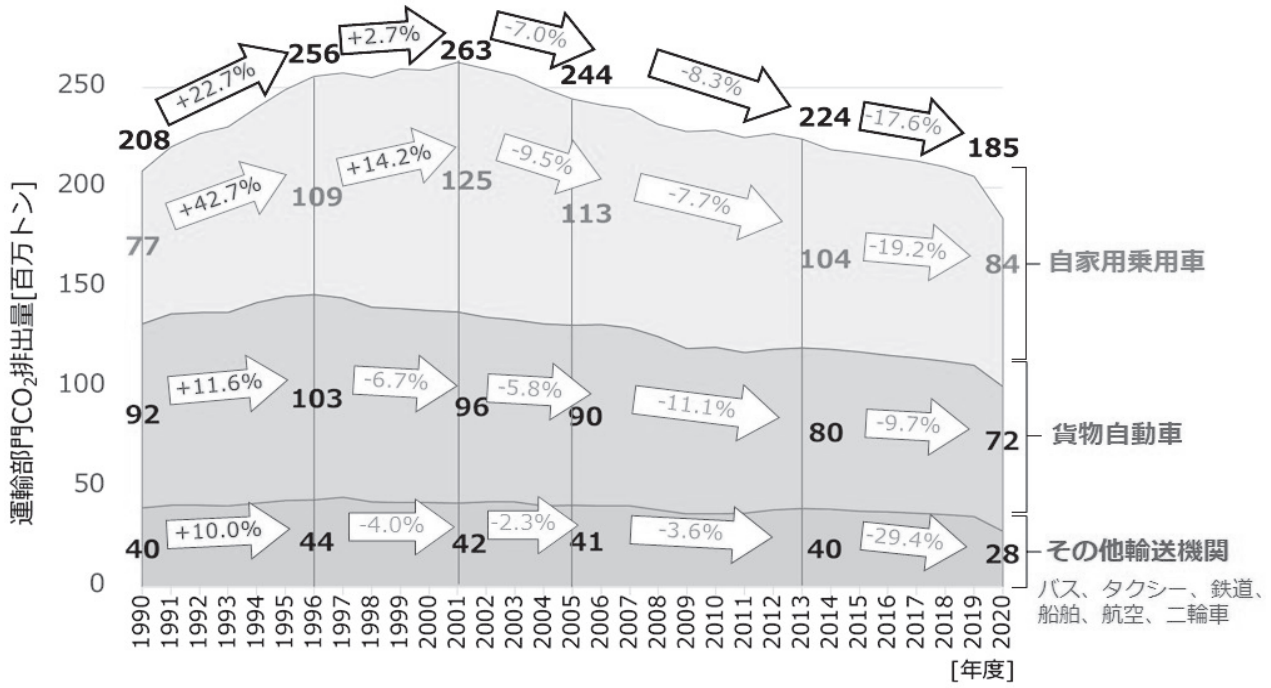

国土交通省ＨＰ：運輸部門における二酸化炭素排出量

【各輸送機関からの二酸化炭素の排出量について】

各輸送機関からのCO_2排出量は1990年度を基準に比較すると、バスやタクシーからの排出は減少していますが、自家用乗用車からの排出が増加しています。

近年の排出量は減少傾向を示していますが、輸送機器の環境性能の向上のみに頼るのではなく、効率のよい移動や輸送について自ら考え、行動することが求められています。

各輸送機関からの二酸化炭素排出比率の推移（１９９０年度比）

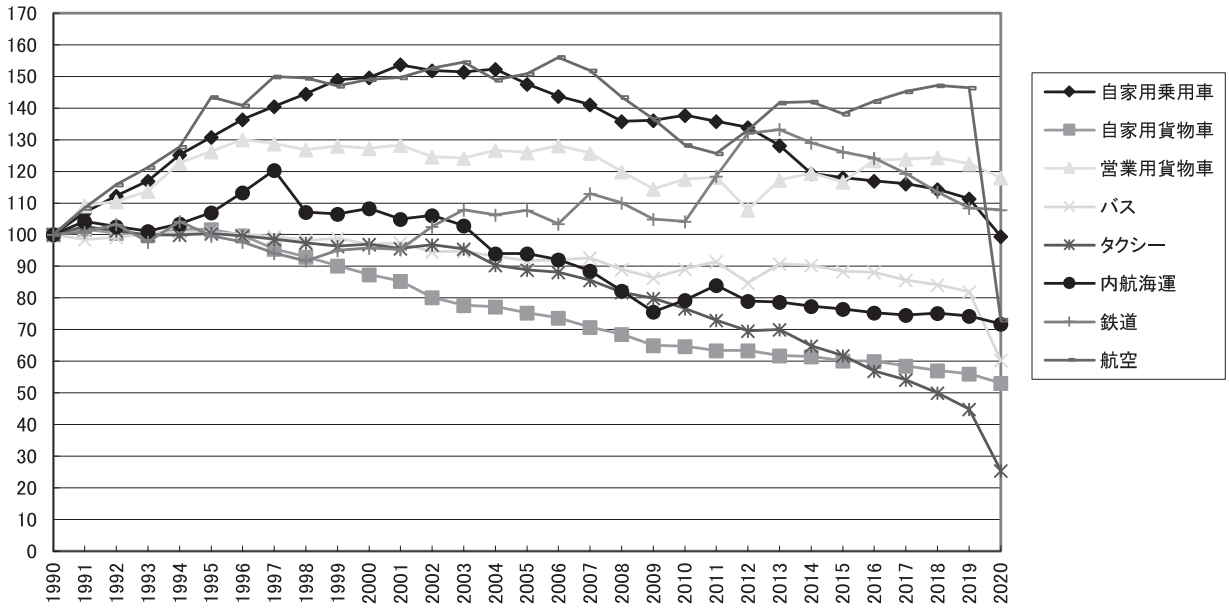

【輸送量当たりの二酸化炭素の排出量について】

運輸部門における二酸化炭素の排出量の削減を確実なものとするには効率のよい輸送を行うことが重要です。

旅客輸送と貨物輸送において単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量の比較を行いました。

旅客輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（人キロ：輸送した人数に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

一人が１㎞移動するときに、自家用乗用車はバスの1.2倍、鉄道の4.7倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（旅客）

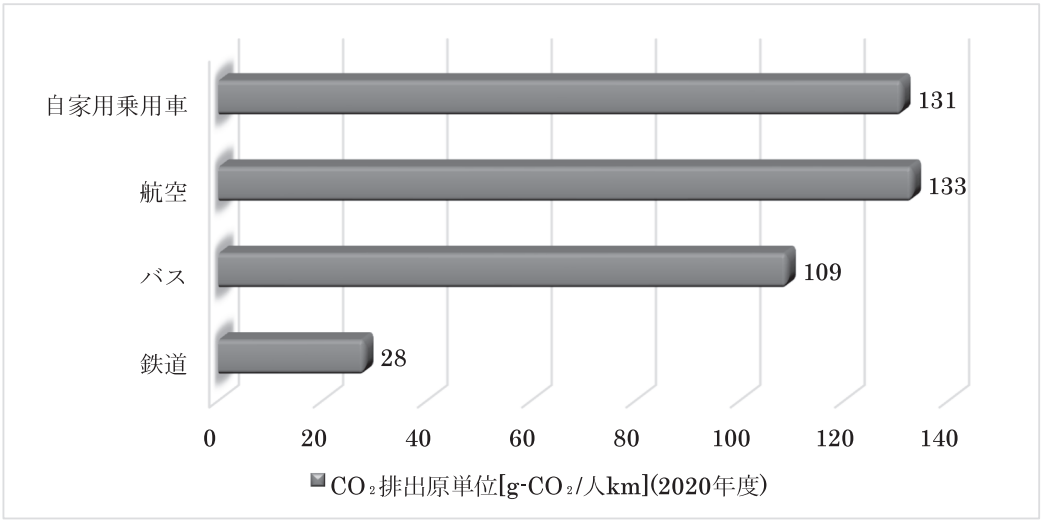

＊新型コロナウイルス感染症まん延に伴う各輸送機関の利用者数の減少により、例年に比べて輸送量当たりの二酸化炭素排出量が極端に高く算出されております。本データを利用する際にはご注意ください。

貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（トンキロ：輸送した貨物の重量に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

自家用貨物車による輸送は営業用貨物車の5.6倍、鉄道輸送の57.8倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（貨物）

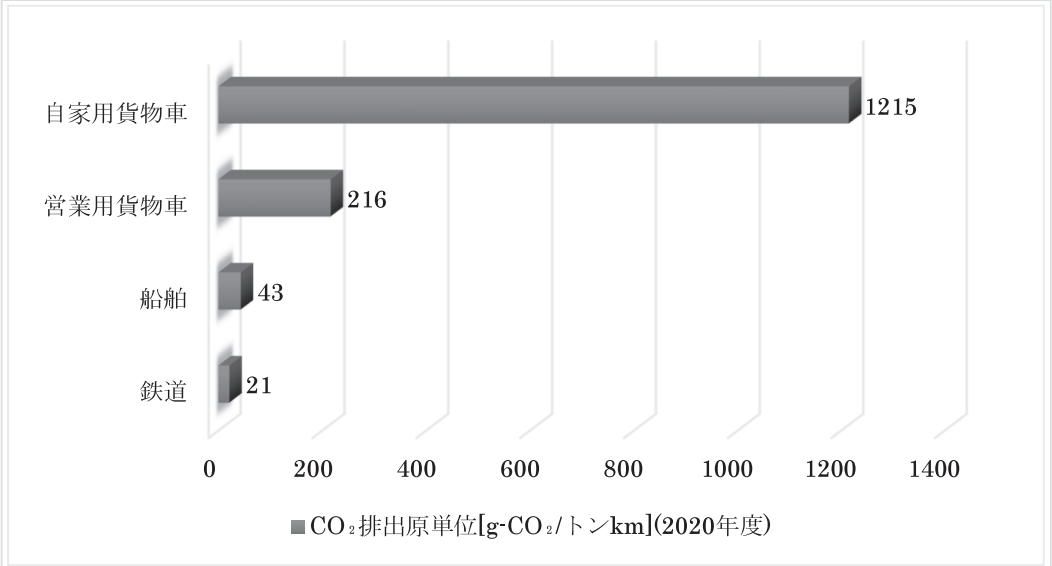

2．環境対応車について

（1）次世代自動車とは

日本政府は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5－7割を次世代自動車とする目標を掲げています。

次世代自動車普及見通し

（万台）

	2020		2030		2050	
	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数
EV軽自動車	34	140	45	380	44	550
EV乗用車	17	67	28	210	26	330
ガソリンHV乗用車	110	800	120	1,180	110	1,350
ガソリンPHV乗用車	35	130	63	500	62	780
ディーゼルHV重量車	5	14	5	46	7	77
ディーゼル代替NGV重量車	5	17	5	51	8	84
クリーンディーゼル重量車	29	180	27	260	18	270
次世代車計	234	1,348	291	2,627	275	3,441
全自動車計	550	7,249	510	6,870	480	6,320
次世代自動車シェア(%)	43	19	57	38	57	54
バイオエタノールの供給量(万kL/年)	104		124		124	

環境省　次世代自動車普及戦略

（2）国内販売台数に占める次世代自動車の内訳

次世代自動車（乗用車）の国内販売台数の推移

単位:台

年	ハイブリッド車	プラグインハイブリッド車	電気自動車	燃料電池車	クリーンディーゼル乗用車	計
2008	108,518	0	0	0	0	108,518
2009	347,999	0	1,078	0	4,364	353,441
2010	481,221	0	2,442	0	8,927	492,590
2011	451,308	15	12,607	0	8,797	472,727
2012	887,863	10,968	13,469	0	40,201	952,501
2013	921,045	14,122	14,756	0	75,430	1,025,353
2014	1,058,402	16,178	16,110	7	78,822	1,169,519
2015	1,074,926	14,188	10,467	411	153,768	1,253,760
2016	1,275,560	9,390	15,299	1,054	143,468	1,444,771
2017	1,385,343	36,004	18,092	849	156,162	1,596,450
2018	1,431,856	23,230	26,533	612	176,725	1,658,956
2019	1,472,281	17,609	21,281	685	175,145	1,687,001
2020	1,346,841	14,680	14,574	761	147,139	1,523,995
2021	1,434,719	22,677	21,658	2,464	149,298	1,630,816

日本自動車工業会調

新車販売台数（乗用車）に占める次世代自動車の割合

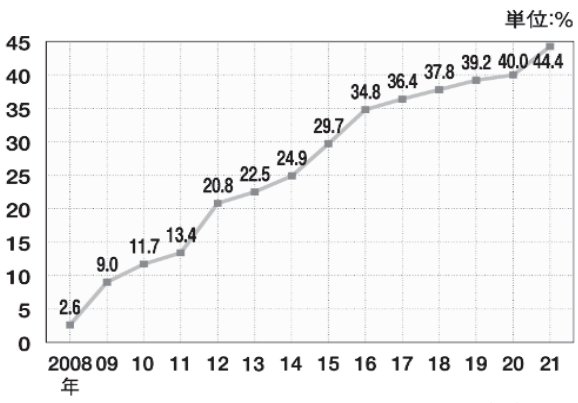

日本自動車工業会調

(3)　クリーンエネルギー自動車の導入状況

燃料別保有台数

各年度末現在

		平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
広島県	電気自動車	1,458	1,623	1,769	1,872	2,101
	プラグインハイブリッド車	1,767	2,163	2,428	2,689	2,967
	ハイブリッド車	155,880	174,283	190,343	204,175	219,836
	CNG車	347	311	286	245	202
	計	159,452	178,380	194,826	208,981	225,106
鳥取県	電気自動車	365	400	434	449	472
	プラグインハイブリッド車	539	661	748	843	952
	ハイブリッド車	34,094	38,463	42,558	46,136	49,862
	CNG車	11	7	6	5	3
	計	35,009	39,531	43,746	47,433	51,289
島根県	電気自動車	584	608	664	690	722
	プラグインハイブリッド車	611	701	764	857	951
	ハイブリッド車	42,383	47,720	52,275	56,505	60,887
	CNG車	15	13	9	6	4
	計	43,593	49,042	53,712	58,058	62,564
岡山県	電気自動車	1,204	1,369	1,560	1,612	1,888
	プラグインハイブリッド車	2,423	2,963	3,463	3,923	4,486
	ハイブリッド車	127,518	144,913	160,746	174,768	188,759
	CNG車	88	84	75	54	41
	計	131,233	149,329	165,844	180,357	195,174
山口県	電気自動車	1,407	1,532	1,613	1,652	1,732
	プラグインハイブリッド車	1,201	1,410	1,543	1,705	1,916
	ハイブリッド車	96,429	107,704	117,379	125,289	134,186
	CNG車	1	0	0	1	1
	計	99,038	110,646	120,535	128,647	137,835
管内計	電気自動車	5,018	5,532	6,040	6,275	6,915
	プラグインハイブリッド車	6,541	7,898	8,946	10,017	11,272
	ハイブリッド車	456,304	513,083	563,301	606,873	653,530
	CNG車	462	415	376	311	251
	計	468,325	526,928	578,663	623,476	671,968
全国計	電気自動車	93,145	107,709	119,159	125,855	140,490
	プラグインハイブリッド車	103,302	122,128	136,362	151,426	174,448
	ハイブリッド車	7,435,792	8,362,820	9,190,212	9,921,103	10,703,962
	CNG車	11,527	9,673	7,951	6,586	5,328
	計	7,643,766	8,602,330	9,453,684	10,204,970	11,024,228

(注) 登録自動車（大型特殊自動車を除く）の合計であり、軽自動車は除く。

電気自動車(EV)

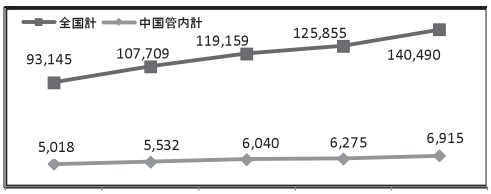

プラグインハイブリッド(PHV)

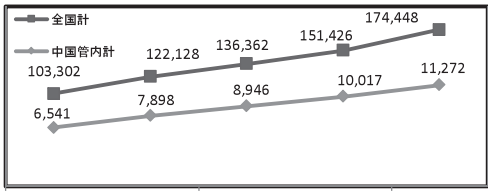

ハイブリッド(HV)

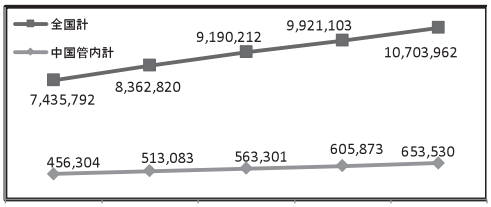

CNG(天然ガス)車

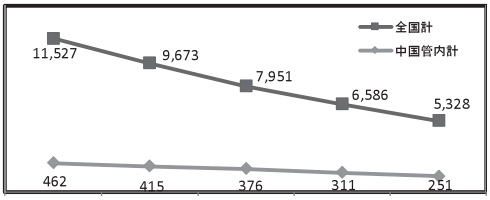

(4)　管内の天然ガススタンド・水素ステーション　設置状況 令和４年10月末現在

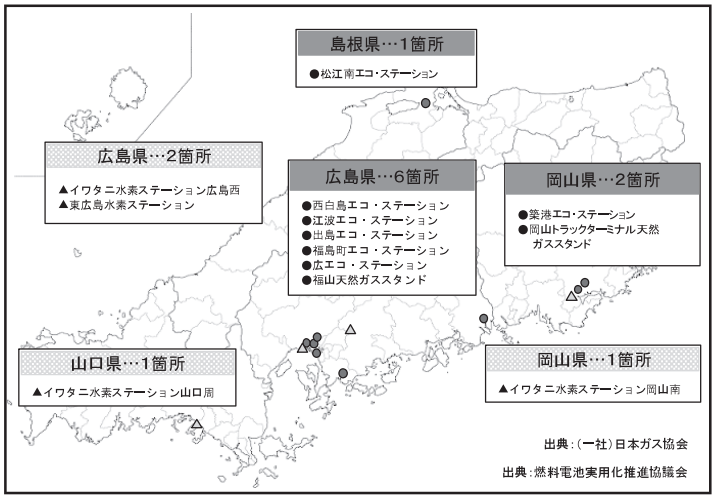

中国運輸局管内　燃料電池車保有車両数　令和4年3月末現在

広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	合　計
44	2		53	33	132

燃料電池車(FCV)

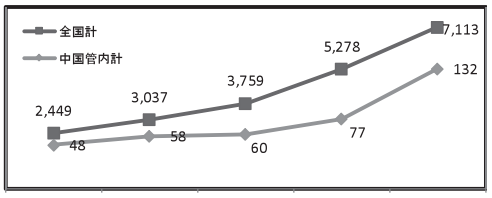

3．グリーン経営認証

運 輸 事 業 者 の グ リ ー ン 経 営 推 進

1. グリーン経営の進め方

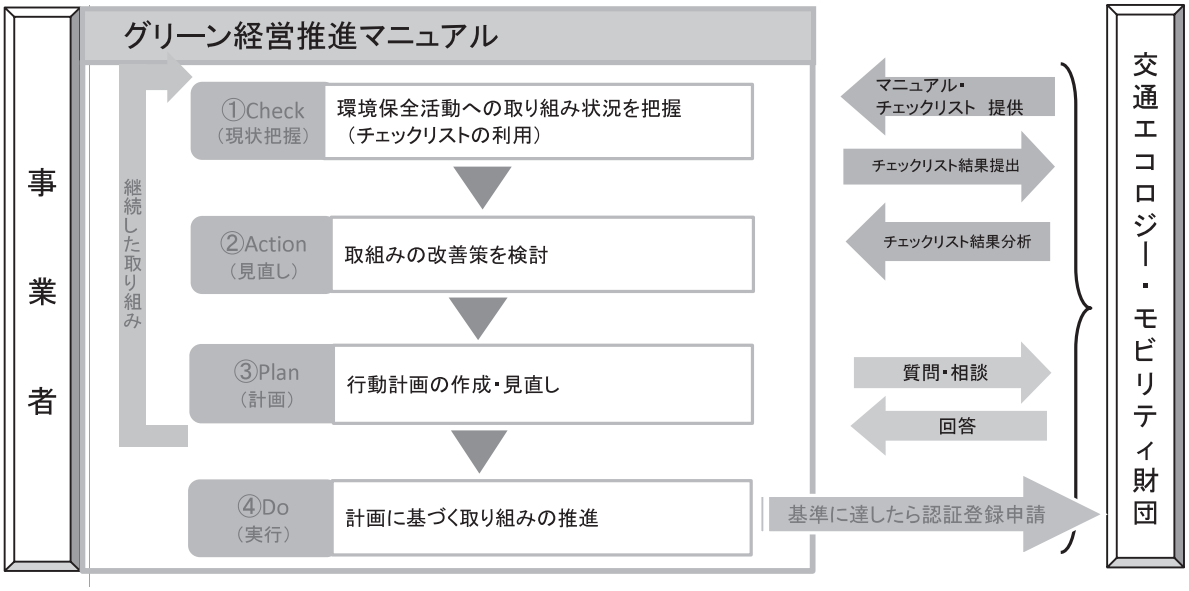

2. グリーン経営の効果

燃費の向上	トラック、バス、タクシーでは認証取得より2年経過後に、平均で3．0～4．9%燃費が向上しています。
CO_2排出の削減	倉庫、港湾運送事業者では認証取得より2年経過後に、平均で2．0%～5．1%CO_2排出原単位が低減しています。
交通事故の減少	エコドライブに取り組むことによって急発進・急ブレーキが減り。交通事故の減少につながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの交通事故件数が対前年度比で8．6%～25．1%減少しています。
故障の減少	車輌の点検・整備により排気ガスがクリーンになり、車輌故障件数の減少にもつながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの車両故障件数が前年度比7．7%～15．1%減少しています。
職場の活性化 従業員の士気向上	目標の達成に向け従業員が自主的に取り組むことにより、職場が活性化します。 社会貢献の実践により、士気が向上します。

3. 認証取得のメリット

○ 環境対策への積極的な取り組みを行っていることをアピールでき、社会的評価が高まります。
○ 取引先（荷主など）も、環境への対応を取引要件の一つと位置付けており、一定の評価を得ることができます。
○ 国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団のホームページで、認証事業者名が公表されます。
○ 交通エコロジー・モビリティ財団から、環境保全活動に関する様々な情報提供や指導助言が受けられます。
○ 対外的に高い評価を受けることにより、社員の士気向上にも繋がります。

低金利融資制度の適用にあたり配慮されます。

広島銀行 ：地球環境対応支援制度「エコ・ハーモニー」
中国銀行 ：ちゅうぎん環境配慮型融資
西京銀行 ：エコ(環境)配慮型融資商品
山陰合同銀行 ：エコ型銀行保証付私募債
鳥取銀行 ：とりぎん環境配慮型融資・私募債
トマト銀行 ：環境融資制度

など

中国運輸局管内の認証登録事業者数　　（令和4年11月1日現在）

業　種	中国管内登録事業所数	%は対全国比	全国登録事業所数
トラック運送事業	282 事業所	6%	5017 事業所
バス事業	30 事業所	13%	239 事業所
タクシー事業	4 事業所	1%	347 事業所
旅客船事業	3 事業所	33%	9 事業所
内航海運業	3 事業所	11%	28 事業所
港湾運送業	5 事業所	8%	66 事業所
倉庫業	35 事業所	6%	567 事業所
合　計	362 事業所	6%	6273 事業所

全国の認証登録事業所については
交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ

http://www.green-m.jp/

をご覧ください。

Ⅲ　物流関係

１．災害に強い物流システムの構築

東日本大震災の支援物資物流における問題点を踏まえ、平成23年度、中四国九州ブロックで国、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催し、官民の連携、協力体制の構築、民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・充実の推進についてとりまとめを行いました。

平成24年度には、支援物資物流全体の円滑化・最適化の実現に向け、「南海トラフ巨大地震に対応した支援物資物流システムの構築に関する中国ブロック協議会」を設置し、以降民間物資拠点の拡充や自治体と関係団体の災害協定の充実に向け取り組みを進めているところです。

更に、平成28年度、国（中国・四国・九州の各運輸局）、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催、南海トラフを震源とする巨大地震を想定し、中国、四国、九州地域の広域連携により、鉄道、船舶、トラックなど多様な輸送モードを活用した支援物資輸送を行う際の課題の整理、とりまとめを行うことを目的に調査を実施しました。

本調査結果については、今後、地方自治体が防災計画を見直す際や、物流事業者と協同し、支援・受援計画、マニュアル等の策定を行う際など、幅広く活用いただくことを想定しています。

※抜　　粋

【中国、四国、九州地域における大規模災害時の多様な輸送モードの活用による支援物資物流システム構築に関する調査報告書】

○多様な支援物資物流システムの構築に向けた課題と対応策

１．広域的な支援物資物流システムに関する連携体制の構築

・広域的な地方自治体間の協力・応援体制の構築と事前対策の推進

・国、地方自治体間における緊密な連携

・官民の連携体制の構築

２．継続的な取組を通じた知見・経験の蓄積と課題への対応

・実証訓練の継続的な実施による訓練シナリオのスパイラルアップ

・スパイラルアップを通じて解決を図るべき課題

また、平成30年７月豪雨災害では、西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨になり、河川の氾濫・浸水害・土砂災害等が発生し、各地で国道や鉄道が寸断される等甚大な被害が発生しました。中国運輸局も政府のプッシュ型物資支援に参加し、広島県庁及び岡山県庁に設置された現地連絡調整室に職員を派遣して被災地への物資支援の対応にあたりました。

今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に迅速かつ的確に対応していくため、平成30年７月豪雨災害への対応を検証すると共に、平成31年４月には「中国運輸局緊急物資輸送チーム」を設置しました。令和２年度は、中国地方知事部会広域防災部会と連携し、中国５県の担当者と中国運輸局緊急物資輸送チーム一同で、WEB会議による「管内物資支援実務担当者連絡会議」を開催しました。WEB会議は初めての試みでしたが、移動を伴わず迅速に会議を開催する体制も整えることができました。

今後も引き続き、民間物資拠点リストアップの推進、運輸局及び管内５県の担当者連絡会議の定期的開催等様々な施策を通じて物資支援体制の強化、国・地方自治体・民間団体との緊密な連携を図り、情報共有・課題解消・訓練実施等により「国民の安全・安心の確保」に向け、被災地への円滑な物資支援を実現するための事務を進めてまいります。

2．貨物輸送の概況

●貨物輸送量

令和２年度の中国地方の貨物輸送量は約３億１千トンで前年度比34.6％の減少となりました。また、全国の貨物輸送量は約42億７千万トンで前年度比12.2％の減少となりました（図１～２参照）。

【図１貨物流動の推移（中国地方）】

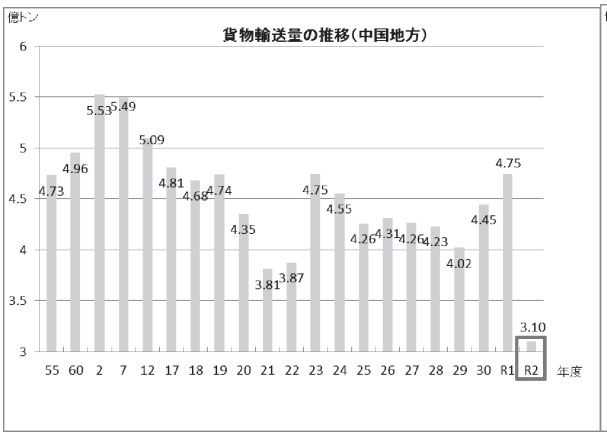

【図２　貨物流動の推移（全国）】

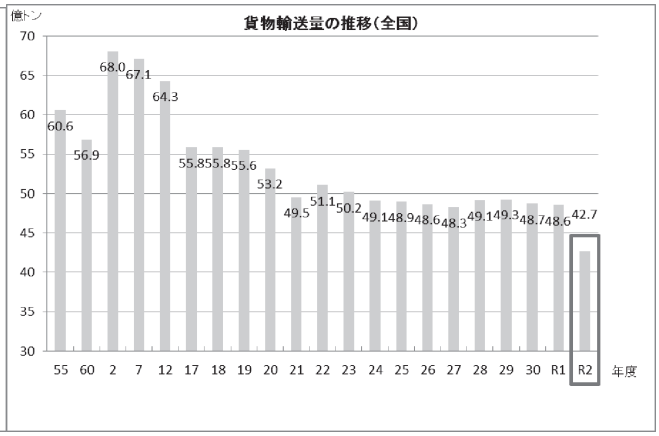

●貨物輸送機関

令和２年度の中国地方の輸送機関割合は、自動車が74.9％と最も高く、海運が24.6％、鉄道が0.5％となっており、全国と比較すると、中国地方の海運の割合は全国の10.6％に比べ14ポイント高くなっています（図３～４参照）。

【図３　輸送機関割合の推移（中国地方）】

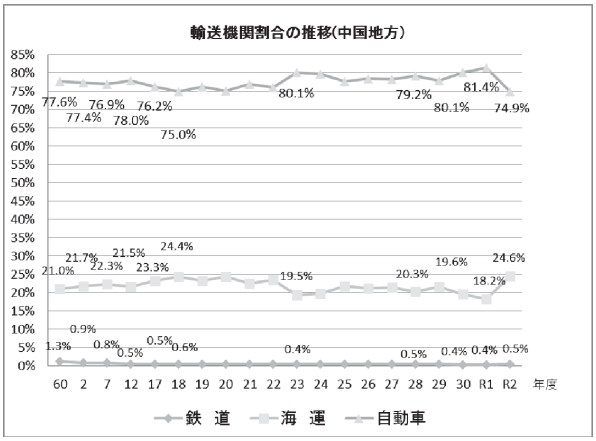

【図４　輸送機関割合の推移（全国）】

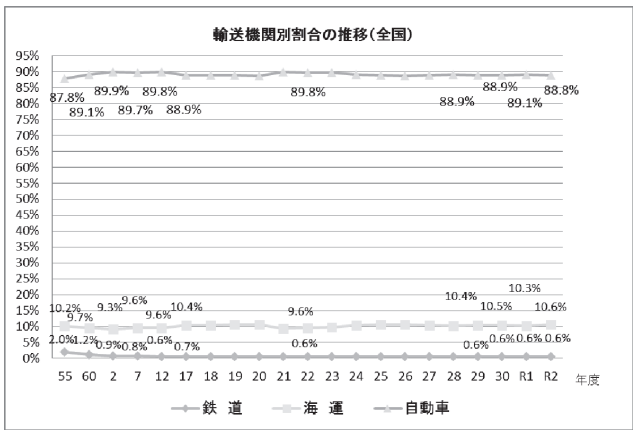

※自動車については、平成22年10月以降、自動車輸送統計の調査方法が変更されことから、平成22年度の数値は、平成22年９月以前の数値に暫定的接続係数を乗じた値。

Ｐ29～Ｐ30の数値については、国土交通省の令和２年度貨物・旅客地域流動調査のうち、「府県相互間輸送トン数表（総貨物及び９品目分類）」を使用。

●貨物流動

令和２年度の中国地方と全国各地方間の貨物流動をみると、近畿地方及び九州地方との結びつきが強く、中国地方内流動貨物を除いて、着ベースでは九州地方からの貨物（43.9％）に次いで、近畿地方からの貨物（24.5％）が多く、発ベースでは近畿地方への貨物（30.9％）に次いで九州地方への貨物（24.8％）が多くなっています。以降、着貨物は中部、関東、四国地方、発貨物は、中部、関東、四国地方が続いています。（図５～７参照）。

中国地方発着の地域間流動は、着貨物ベースで77.8％、発貨物ベースで73.1％が中国地方となっています。

【図５　中国地方と全国各地方間の貨物流動】

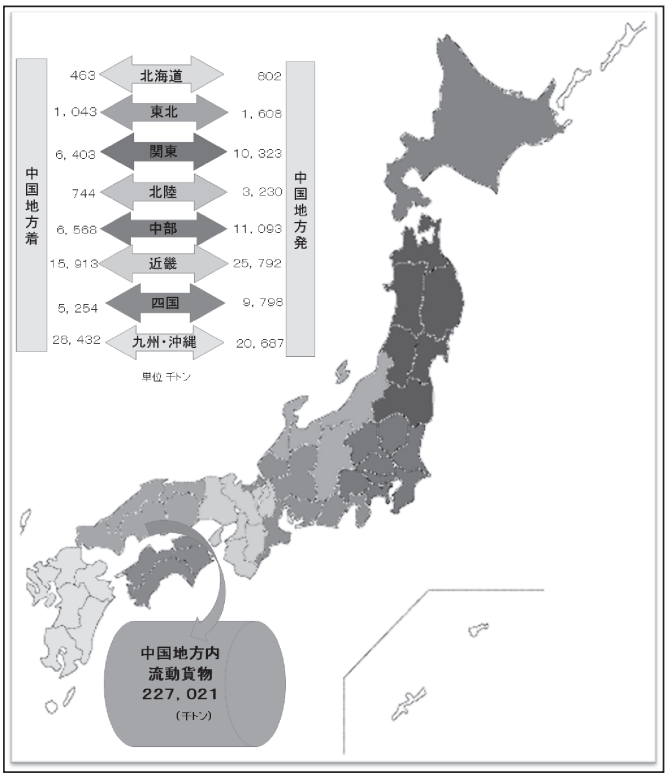

【図６　全国各地方からの着貨物】

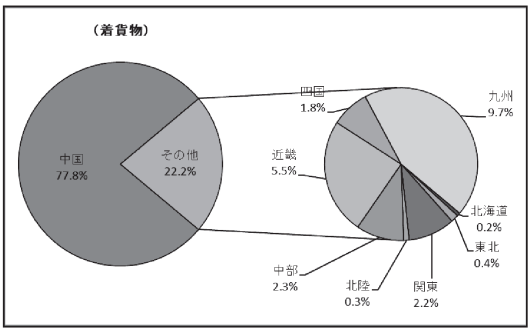

【図７　全国各地方への発貨物】

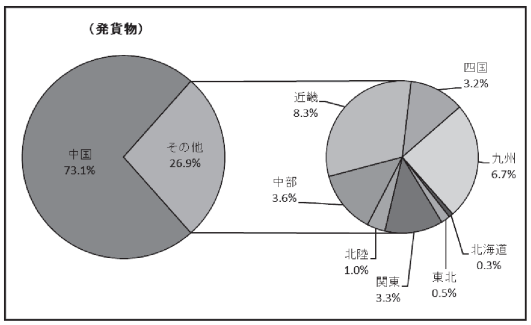

【参考　中国地方と近隣地方の貨物流動】

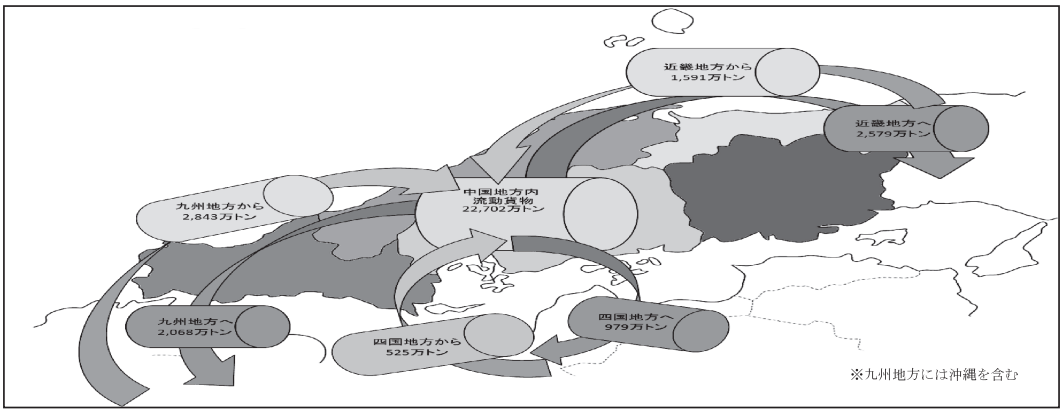

3．流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

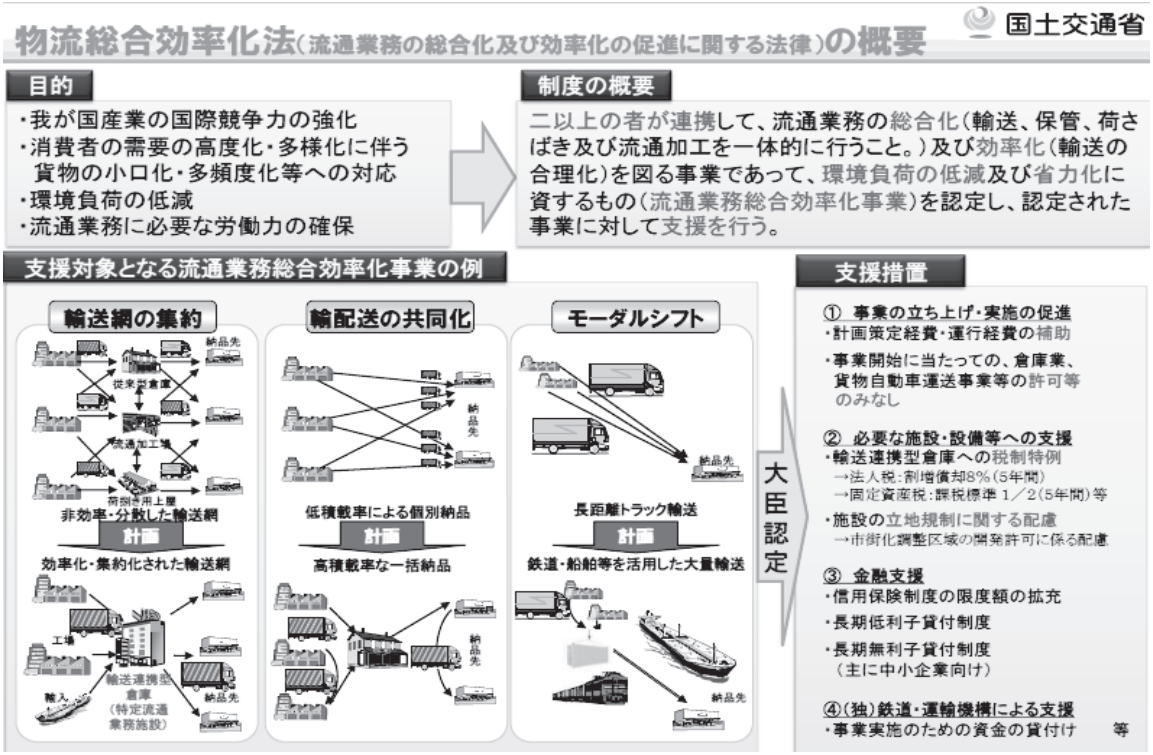

支援内容等について、変更する場合があります。

※国土交通省HPもご覧下さい。 https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html

中国運輸局認定事例 （平成28年度法改正後）

令和4年9月末時点

NO	認定日	実施事業者名	分野	事業内容	効果
1	平成29年3月7日	荷主、倉庫事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出量削減：100% 手待ち時間削減：100%
2	平成29年11月13日	センコー(株)、三協貨物(株)	輸送網集約事業	広島PDセンター新築に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：18.0% 手待ち時間削減：75.0%
3	平成30年1月23日	ランテック（株）、おおはら（株）	輸送網集約事業	広島支店第2センターの新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量： 4.7% 手待ち時間削減：70.0%
4	平成30年2月22日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：24.8% 手待ち時間削減：76.5%
5	平成30年3月8日	カトーレック（株）、 精密自動車サービス（株）	輸送網集約事業 共同輸配送	早島倉庫の新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量：55.4% 手待ち時間削減：45.0%
6	平成30年6月28日	(株)岡田商運、芝田運輸（株）	輸送網集約事業	岡田商運第二物流センター（仮称）の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出量削減：22.9% 手待ち時間削減：80.0%
7	令和1年6月6日	エス・ユー・ジャパン（株）、 西大寺運送（有）、物流事業者	輸送網集約事業	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：28.3% 手待ち時間削減：70.0%
8	令和1年10月24日	西濃運輸（株）、 セイノースーパーエクスプレス（株）	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：47.5% 手待ち時間削減：88.0%
9	令和1年11月13日	名糖運輸（株）、物流事業者	輸送網集約事業 共同輸配送	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：29.5% 手待ち時間削減：70.0%
10	令和1年12月18日	東ソー物流（株）、山口コーウン（株）	輸送網集約事業	第二りんかい物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：13.7% 手待ち時間削減：75.0%
11	令和3年4月26日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：23.0% 手待ち時間削減：80.0%
12	令和3年6月11日	西久大運輸倉庫㈱、物流事業者、荷主企業	輸送網集約事業	岡山西支店新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：59.2% 手待ち時間削減：74.0%
13	令和3年6月24日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量： 9.7% 手待ち時間削減：70.0%
14	令和3年11月1日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量：46.3% 手待ち時間削減：85.0%
15	令和4年7月29日	（株）岡田商運、（株）河合組回漕店	輸送網集約事業 共同輸配送	第三物流センター新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量：27.4% 手待ち時間削減：80.0%
16	令和4年8月10日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量： 9.8% 手待ち時間削減：38.0%

4．倉庫関係

⑴　倉庫の種類

①　普通倉庫

㈠　一～三類倉庫・・・一般的な倉庫で建屋である。一～三類の別は、防水、防湿、遮熱、耐火等の基準により、保管可能な物品に差異がある。
一類倉庫が最も基準の厳しいもので、危険品や冷凍冷蔵品を除き､特に保管物品に制限がない。

㈡　野積倉庫・・・・・柵や塀で囲まれた区画（土地）において、石炭、木材、自動車などを野積保管する倉庫。代表的なものにコールセンターがある。

㈢　貯蔵槽倉庫・・・・穀物などのバラの貨物や液体を保管する倉庫。(サイロ、タンク)

㈣　危険品倉庫・・・・消防法に規定する危険物及び高圧ガス保安法に規定する高圧ガスを保管する倉庫で、建屋型、貯蔵槽型、野積型がある。

②　水面倉庫

原木等を水面において保管する倉庫。

③　冷蔵倉庫

農水畜産物の生鮮品及び凍結品等の加工品などを摂氏10度以下で保管する倉庫で、冷蔵室の級別により次のように分類される。

級　別	保　管　温　度	主　な　保　管　物　品
Ｃ３級	－２℃超　＋10℃以下	生鮮水産物、農産品、バター・チーズ等
Ｃ２級	－10℃超　－２℃以下	水産加工品、農産加工品、柑橘類等
Ｃ１級	－20℃超　－10℃以下	塩干水産物、水産加工品等
Ｆ１級	－30℃超　－20℃以下	冷凍水産物、冷凍食品、冷凍肉
Ｆ２級	－40℃超　－30℃以下	アイスクリーム
Ｆ３級	－50℃超　－40℃以下	マグロ類
Ｆ４級	－50℃以下	〃

④　トランクルーム

その全部又は一部において個人（消費者）の物品を保管する倉庫。

(2) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の現況

（令和３年度末）

倉庫の種類	普通倉庫																
	一～三類倉庫				野積倉庫				貯蔵槽倉庫				危険品倉庫				
県別	事業者数	倉庫面積	入庫高	平均月末保管残高	事業者数	倉庫面積	入庫高	平均月末保管残高	事業者数	倉庫面積	入庫高	平均月末保管残高	事業者数	面容積		入庫高	平均月末保管残高
														タンク	その他		
		千 m^2	千トン	千トン		千 m^2	千トン	千トン		千 m^3	千トン	千トン		千 m^3	千 m^2	千トン	千トン
鳥取県	20	79.0	57.7	16.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
島根県	17	46.6	85.5	7.5	－	－	－	－	－	－	－	－	2	4.3	－	15.2	1.2
岡山県	175	1,409.9	3,102.8	569.4	10	121.5	222.7	15.8	6	597.4	2,230.6	217.4	20	6.0	17.4	75.4	8.8
広島県	185	1,190.1	2,458.7	315.7	14	446.0	1,501.0	166.8	3	124.2	807.2	46.6	17	923.9	6.6	1,452.0	270.2
山口県	69	377.1	1,667.8	216.6	7	373.5	9,816.3	1,168.6	－	－	－	－	10	－	30.8	535.6	68.7
計	405	3,102.7	7,372.5	1,125.5	29	941.0	11,540.0	1351.2	9	721.6	3,037.8	264.0	46	934.2	54.8	2,078.2	348.9

倉庫の種類	水面倉庫				冷蔵倉庫			
県別	事業者数	倉庫面積	入庫高	平均月末保管残高	事業者数	倉庫容積	入庫高	平均月末保管残高
		千 m^2	千トン	千トン		千 m^3	千トン	千トン
鳥取県	1	60.0	0.0	0.0	19	189.0	34.1	6.7
島根県	－	－	－	－	6	56.7	6.7	3.5
岡山県	－	－	－	－	34	486.0	109.1	29.0
広島県	－	－	－	－	37	830.0	361.5	45.9
山口県	－	－	0.0	0.0	9	161.5	255.3	48.5
計	1	60.0	0.0	0.0	92	1,723.2	766.7	133.6

１．事業者数及び倉庫面・容積は令和４年３月末現在。

※事業者数：県内に営業所がある事業者は各県毎に全て計上。

※事業者数合計：各県に営業所がある事業者は１として計上。

２．山口県については、九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。

３．端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

(3)　倉庫貨物品目別入庫実績

（単位:千トン）

項目＼年度		令和３年度
普通倉庫	農水産品	2,203.5
	金属	1,910.8
	金属製品・機械	606.1
	窯業品	60.5
	化学工業品	5,219.2
	紙・パルプ	144.1
	繊維工業品	180.7
	食料工業品	1,534.6
	雑工業品	761.0
	雑品	11,407.9
	合計	24,028.4
冷蔵倉庫	生鮮水産物	4.6
	冷凍水産物	143.3
	塩干水産物	16.5
	水産加工品	37.0
	畜産物	57.6
	畜産加工品	63.9
	農産物	36.3
	農産加工品	31.5
	冷凍食品	255.2
	その他	120.8
	合計	766.7

（注）１．九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
　　２．端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移

区分			年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度比
普通倉庫	事業者数			346	348	355	357	366	377	396	411	423	438	103.5%
	年間入庫高		(千トン)	16,289	15,911	15,668	16,579	17,371	18,265	18,702	23,152	19,761	24,029	121.6%
	平均月末保管残高		(千トン)	2,135	2,310	2,126	2,026	2,257	2,307	3,445	3,674	3,107	3,090	99.5%
	一～三類	倉庫面積	(千m²)	2,123	2,186	2,250	2,281	2,362	2,505	2,626	2,801	2,957	3,103	104.9%
		入庫高	(千トン)	6,776	7,400	7,211	7,274	6,522	7,213	7,568	7,302	7,325	7,373	100.7%
		平均月末保管残高	(千トン)	996	1,036	1,026	929	840	941	1,017	1,101	1,089	1,126	103.4%
	野積	倉庫面積	(千m²)	934	962	968	967	986	950	881	887	941	941	100.0%
		入庫高	(千トン)	7,214	6,271	6,118	7,001	7,656	7,962	8,034	11,003	8,100	11,540	142.5%
		平均月末保管残高	(千トン)	866	1,020	846	821	1,061	1,048	1,087	1,740	1,338	1,351	101.0%
	貯蔵槽	倉庫容積	(千m³)	549	543	543	554	700	700	700	722	722	722	100.0%
		入庫高	(千トン)	1,931	1,878	1,788	1,809	1,987	2,419	2,716	3,091	3,200	3,038	94.9%
		平均月末保管残高	(千トン)	218	203	202	185	197	241	869	275	288	264	91.7%
	危険品	容面積 タンク	(千m³)	99	99	98	76	76	176	934	934	934	934	100.0%
		容面積 その他	(千m²)	44	44	45	46	46	47	51	52	53	55	103.8%
		入庫高	(千トン)	369	361	551	495	1,207	671	384	1,756	1,136	2,078	182.9%
		平均月末保管残高	(千トン)	55	51	52	91	159	77	472	557	392	349	89.0%
水面倉庫	事業者数			2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	100.0%
	面積		(千m²)	163	163	163	163	163	163	163	60	60	60	100.0%
	年間入庫高		(千トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	平均月末保管残高		(千トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
冷蔵倉庫	事業者数			84	83	84	82	82	86	87	90	91	92	101.1%
	容積		(千m³)	1,203	1,206	1,268	1,359	1,388	1,577	1,590	1,666	1,691	1,723	101.9%
	年間入庫高		(千トン)	528	538	535	649	734	758	640	821	635	767	120.8%
	平均月末保管残高		(千トン)	73	75	79	114	139	118	92	141	93	134	144.1%

(注) 1．九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
2．事業者数及び倉庫面・容積は年度末現在。
3．端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

5．一般トラックターミナル事業の現況

令和５年１月１日現在

事業者名	岡山県トラックターミナル㈱		ターミナルの名称	岡山県トラックターミナル
位置	岡山市中区倉富285－19		出資金	４億4,000万円
開始年月日	昭和50年４月３日		取扱能力	3,750トン／日
設備	境域面積	128,919㎡	停留場所	126バース
	荷扱場	10,395㎡	操車場所	59,625㎡
乗入会社	中国新潟運輸㈱　福山通運㈱ 岡山県貨物運送㈱　セイノースーパーエクスプレス㈱ 近物レックス㈱　ヤマト運輸㈱ 久留米運送㈱			

事業者名	広島市流通センター㈱		ターミナルの名称	広島市西部トラックターミナル
位置	広島市西区草津港三丁目２－１		出資金	10億円
開始年月日	昭和52年４月１日		取扱能力	2,700トン／日
設備	境域面積	55,853㎡	停留場所	99バース
	荷扱場	9,450㎡	操車場所	12,385㎡
乗入会社	トナミ運輸㈱　㈱丸二運送　ヤマトボックスチャーター㈱ 岡山県貨物運送㈱　セイノースーパーエクスプレス㈱　㈱国商運輸 中国名鉄運輸㈱　芸備運輸㈱　駿和物流㈱ 久留米運送㈱　カトーレック㈱　実勝運輸㈲			

Ⅳ　バリアフリー推進関係

現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づき管内の23市町で基本構想が策定されています。

また、平成30年11月１日に施行された改正バリアフリー法では、新たに移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度が創設され、基本構想に定める重点整備地区以外の地区においても地域の実情に合わせてバリアフリー化を促進することができることになりました。

１．基本構想策定状況

（令和４年10月末現在　調査）

基本構想作成・公表済み市町村【本省受理順　複数作成の場合、（　）内に提出回数を記載】

	市　　町　　村　　名	本省　受理日
1	広島県呉市（ＪＲ呉駅、呉港、ＪＲ広駅、ＪＲ安芸阿賀駅）	13年８月31日　受理
2	鳥取県鳥取市（ＪＲ鳥取駅）	14年２月13日　受理
3	広島県広島市（ＪＲ広島駅）	14年６月３日　受理
4	山口県下関市（旧：菊川町）（菊川町バスターミナル）	15年４月24日　受理
5	島根県出雲市（旧：多伎町）（ＪＲ小田駅）	15年５月８日　受理
6	広島県東広島市（ＪＲ八本松駅、ＪＲ西条駅、ＪＲ西高屋駅）	15年７月１日　受理
7	広島県三原市（ＪＲ三原駅）	15年７月７日　受理
8	岡山県笠岡市（ＪＲ笠岡駅）	15年10月30日　受理
9	島根県松江市（ＪＲ松江駅）	16年３月11日　受理
10	広島県廿日市市（ＪＲ宮内串戸駅、ＪＲ阿品駅）	16年６月22日　受理
11	山口県下関市（ＪＲ下関駅、ＪＲ新下関駅）　（２）	17年２月３日　受理
12	広島県広島市（ＪＲ横川駅、ＪＲ五日市駅）　（２）	17年６月13日　受理
13	鳥取県倉吉市（ＪＲ倉吉駅）	18年１月６日　受理
14	広島県尾道市（ＪＲ尾道駅）	18年２月20日　受理
15	広島県福山市（ＪＲ福山駅）	18年４月27日　受理
16	岡山県倉敷市（ＪＲ倉敷駅）	18年６月７日　受理
17	山口県周南市（ＪＲ徳山駅、徳山港）	19年４月18日　受理
18	広島県広島市（ＪＲ新井口駅）　（３）	19年７月２日　受理
19	広島県海田町（ＪＲ海田市駅）	20年２月15日　受理
20	広島県坂町（ＪＲ坂駅）	20年５月８日　受理
21	広島県福山市（ＪＲ松永駅、ＪＲ東福山駅）　（２）、（ＪＲ大門駅）（３）	20年９月16日　受理
22	鳥取県米子市（ＪＲ米子駅）	21年３月４日　受理
23	広島県広島市（ＪＲ中野東駅、ＪＲ安芸中野駅）（４）	21年５月28日　受理
24	山口県山口市（ＪＲ新山口駅）	21年８月３日　受理
25	広島県廿日市市（ＪＲ宮島口駅、ＪＲ大野浦駅）（２）	21年８月３日　受理
26	島根県江津市（ＪＲ江津駅）	23年６月10日　受理
27	広島県広島市（ＪＲ安芸長束駅、ＪＲ古市橋駅）（５）	27年５月26日　受理
28	山口県山口市（ＪＲ山口駅）　（２）	28年11月８日　受理
29	広島県広島市（ＪＲ安芸矢口駅、ＪＲ下深川）　（６）	29年４月24日　受理
30	山口県下関市（旧：菊川町）　（３）	令和元年５月20日　受理
31	広島県福山市（ＪＲ備後赤坂駅）　（４）	令和元年12月11日　受理
32	岡山県津山市（ＪＲ津山駅）	令和２年４月６日　受理
33	広島県大竹市（ＪＲ大竹駅）	令和２年10月９日　受理
34	岡山県岡山市（ＪＲ岡山駅、高島駅、上道駅、法界院駅、庭瀬駅）	令和４年４月14日　受理

2．移動等円滑化促進方針

（令和４年10月末現在　調査）

移動等円滑化促進方針作成・公表済み市町村【本省受理順】

	市　　町　　村　　名	本省　受理日
1	山口県宇部市（宇部市役所周辺・ＪＲ宇部駅周辺）	令和２年３月11日　受理
2	岡山県岡山市（ＪＲ岡山駅周辺　外13地区）	令和４年４月14日　受理

3．交通施設等におけるバリアフリー化の目標

「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」が令和２年12月25日付けで定められ、令和３年度からおおむね５年を目標期間として共生社会の実現に繋がる以下の取組みを進めています。【バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標（第３次目標）】

2025年度末までの目標				数値目標以外の目標等
鉄軌道	3,000人以上／日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上／日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消	原則100％	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ○駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブロック	原則100％	
		案内設備※１	原則100％	
		障害者用トイレ※２	原則100％	
	ホームドア･可動式ホーム柵の設置番線数		3,000番線（800番線）	○カッコ内は、10万人以上／日の駅の番線数（内数表記）
	鉄軌道車両※３		約70％	○新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	3,000人以上／日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上／日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	原則100％	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	原則100％	
		案内設備※１	原則100％	
		障害者用トイレ※２	原則100％	
	乗合バス車両	ノンステップバス	約80％	
		リフト付きバス（適用除外車両）	約25％	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		指定空港アクセス系統運行車両※４	約50％	
	貸切バス車両※３		約2,100台	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

タクシー	福祉タクシー車両※３		約90,000台	
		ユニバーサルデザインタクシーの割合	約25％	○各都道府県におけるタクシーの総車両数に占める割合。
船舶	2,000人以上／日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	原則100％	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	原則100％	
		案内設備※１	原則100％	
		障害者用トイレ※２	原則100％	
	旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）※3		約60％	○2,000人以上／日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※１　文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
※２　便所を設置している旅客施設が対象。
※３　車両等におけるﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる。
※４　一日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルの内、鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50％についてバリアフリー化した車両を含む運行とする。
※５　高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

４．交通施設等におけるバリアフリー化の状況

以下の表は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第六条の四又は第二十三条に基づき、毎年６月30日までの提出を公共交通事業者等に対して義務づけている「移動等円滑化取組報告書」及び「移動等円滑化実績等報告書」を基に集計を行ったものです。

⑴　鉄軌道駅のバリアフリー化状況　（令和４年３月31日現在）

	中国運輸局管内
平均的な利用者数3,000人以上／日の施設及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000人以上／日の施設（対象施設）	115
うち段差を解消している施設	100
対象施設に対する割合（％）	87％
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	93
対象施設に対する割合（％）	80.9％
うち案内設備を設置している施設	55
対象施設に対する割合（％）	47.8％
うちトイレを設置している施設	79
うち障害者用トイレを設置している施設	52
トイレを設置している施設に対する割合（％）	65.8％

(2)　ホームドア・可動式ホーム柵の設置状況　　(令和４年３月31日現在)

中国運輸局管内計	28番線
うち10万人以上／日の駅の番線数	2番線

(3)　バスターミナルのバリアフリー化状況　　(令和４年３月31日現在)

	中国運輸局管内
平均的な利用者数3,000人以上／日の施設 及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000人以上／日の施設（対象施設）	1
うち段差を解消している施設	1
対象施設に対する割合（%）	100%
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	1
対象施設に対する割合（%）	100%
うち案内設備を設置している施設	1
対象施設に対する割合（%）	100%
うちトイレを設置している施設	1
うち障害者用トイレを設置している施設	1
トイレを設置している施設に対する割合（%）	100%

(4)　旅客船ターミナルのバリアフリー化状況　　(令和４年３月31日現在)

	中国運輸局管内
平均的な利用者数2,000人以上／日の施設（対象施設）	3
うち段差を解消している施設	3
対象施設に対する割合（%）	100%
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	3
対象施設に対する割合（%）	100%
うち案内設備を設置している施設	3
対象施設に対する割合（%）	100%
うちトイレを設置している施設	3
うち障害用トイレを設置している施設	3
トイレを設置している施設に対する割合（%）	100%

(5)　車両等のバリアフリー化状況　　(令和４年３月31日現在)

	中国運輸局管内
鉄軌道車両の総車両数※１	575
うち移動等円滑化基準適合車両数※２	145
総車両数に対する割合（%）	25.2%
乗合バスの総車両数	3,661
うち移動等円滑化基準の適用除外認定車両数	1,162
うちスロープ又はリフト付バス車両数	24
適用除外認定車両数に対する割合（%）	2.1%
うち移動等円滑化基準適合車両数	2,499
総車両数に対する割合（%）	68.3%
うちノンステップバス車両数	1,619

	総車両数に対する割合（%）	44.2%
	適用除外認定車両を除いた総車両数に対する割合（%）	64.8%
貸切バスの総車両数うち移動等円滑化基準適合車両数		111
	うちノンステップバス車両数	19
	うちリフト付きバス車両数	43
	うちスロープ付きバス車両数	21
福祉タクシーの車両数※３		1,899
旅客船（定期航路※４及び不定期航路※５）の総船舶数※６		113
	うち移動等円滑化基準適合船舶数	60
	総船舶数に対する割合（%）	53.1%

※１　鉄軌道車両の総車両数は西日本旅客鉄道の車両を除く（相互乗り入れのため）。
※２　令和２年４月に施行された改正後の移動等円滑化基準では車椅子スペースを１列車ごとに２箇所以上設けること等を義務付け。（改正前は１列車毎に１箇所以上）
※３　福祉タクシーにはユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている車両）を含む。
※４　一般定期航路事業の用に供する総トン数５トン未満の船舶を除く。
※５　旅客不定期航路事業の用に供する総トン数200トン未満の船舶を除く。
※６　その構造又は航行の態様により移動等円滑化基準の適用対象から除外することを地方運輸局長（運輸監理部長を含む）が認定した船舶を除く。

Ⅰ　中国運輸局における観光施策

１．地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援します。

＜令和４年度実施事業＞

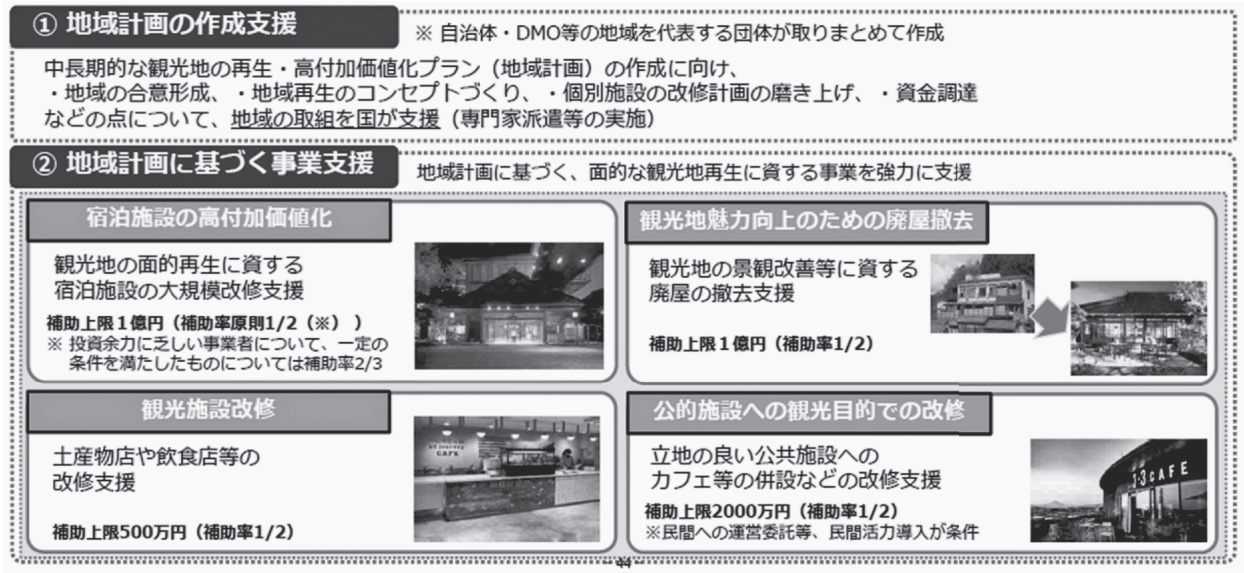

２．地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施します。

＜令和４年度実施事業＞

3．観光振興事業（インバウンド受入環境整備高度化事業）

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援します。

＜令和４年度実施事業＞

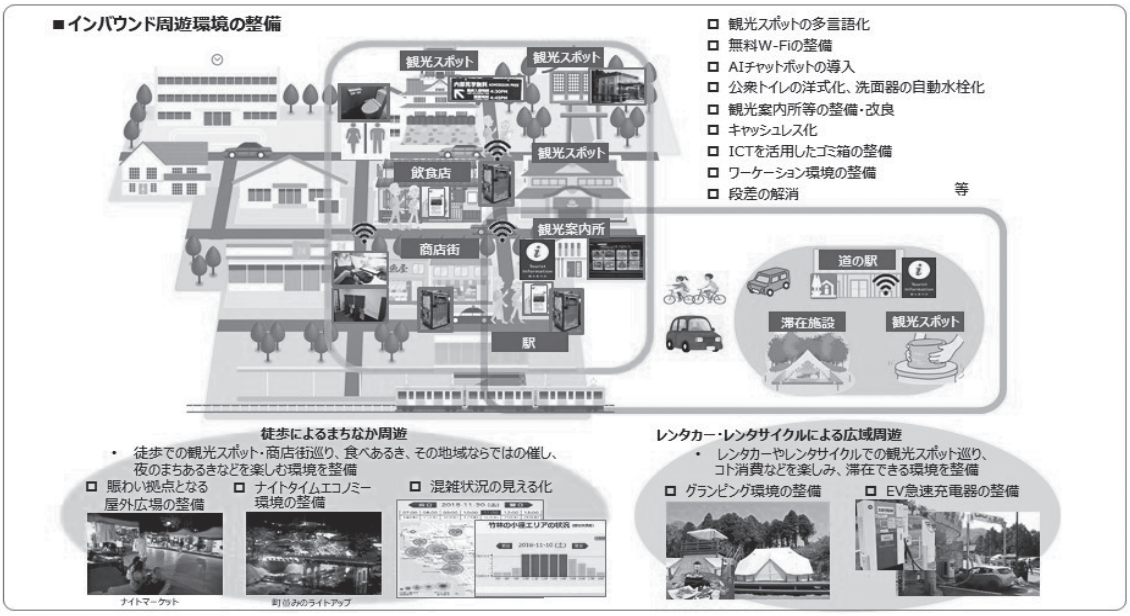

補助率	1/2等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

4．訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援します。

＜令和４年度実施事業＞

【補助率】 1/2、1/3 等

5．将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業

持続的な観光地経営の実現を図るために、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるような地域・日本のレガシーとなる観光資源形成に関する実現可能性調査やプラン作成を行います。

＜令和４年度実施事業＞

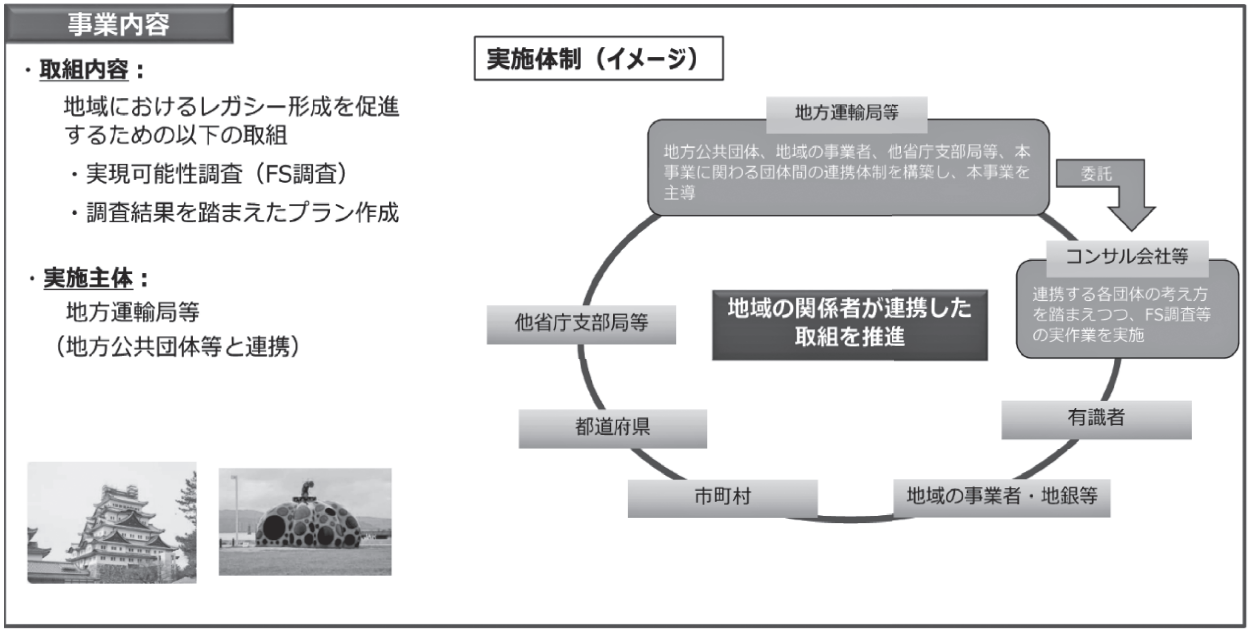

6．広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーションといった取組に対して総合的な支援を実施します。

＜令和４年度実施事業＞

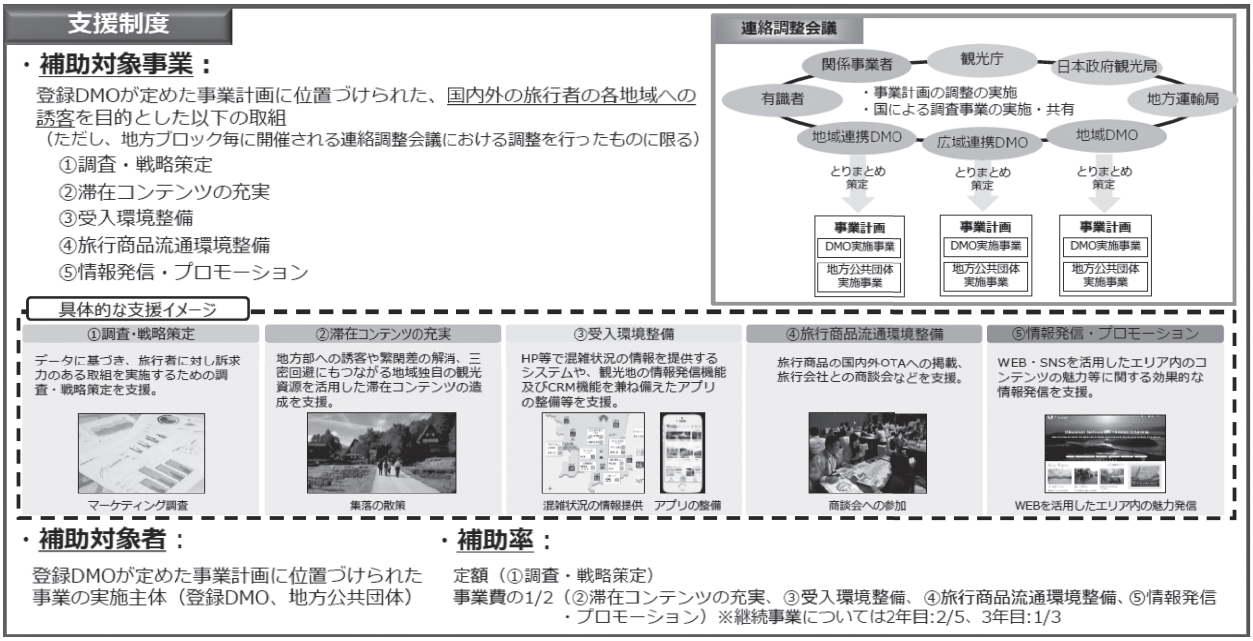

Ⅱ　観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

１．宿泊旅行統計の現状

１－１．県別延べ宿泊者数

（単位：千人泊）

県別	年別	平成30年			令和元年			令和２年			令和３年		
宿泊施設の従業者数		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	1,228	2,334	3,563	448	2,440	2,888	454	1,667	2,120	781	1,505	2,286
	うち外国人	45	150	195	31	154	185	9	25	34	6	5	11
島根県	延べ宿泊者数	305	2,671	2,976	717	2,925	3,642	462	1,989	2,451	392	2,231	2,624
	うち外国人	8	65	73	33	71	104	2	11	13	3	9	11
岡山県	延べ宿泊者数	832	4,783	5,615	1,005	4,656	5,661	629	3,146	3,775	580	3,125	3,705
	うち外国人	23	447	469	46	441	487	13	61	74	5	17	22
広島県	延べ宿泊者数	1,421	8,479	9,899	2,030	9,601	11,631	1,183	5,563	6,746	856	4,983	5,839
	うち外国人	320	917	1,237	249	1,073	1,322	38	131	169	7	36	43
山口県	延べ宿泊者数	696	3,656	4,352	256	3,506	3,762	613	2,500	3,113	728	2,574	3,302
	うち外国人	26	97	123	2	102	104	11	21	32	4	15	20
中国地方計	延べ宿泊者数	4,482	21,923	26,405	4,455	23,128	27,583	3,340	14,865	18,205	3,337	14,418	17,756
	うち外国人	421	1,676	2,097	362	1,840	2,202	73	249	322	26	82	107
全国計	延べ宿泊者数	85,503	452,498	538,002	94,942	500,980	595,921	65,025	266,629	331,654	58,897	258,877	317,774
	うち外国人	10,709	83,566	94,275	14,350	101,306	115,656	4,452	15,893	20,345	879	3,438	4,317

※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ 延べ宿泊者数（中国地方）

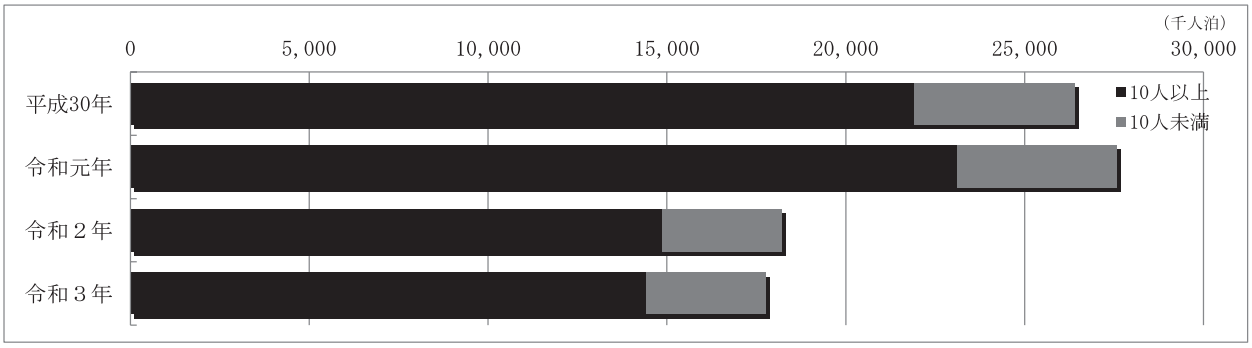

○ うち外国人延べ宿泊者数（中国地方）

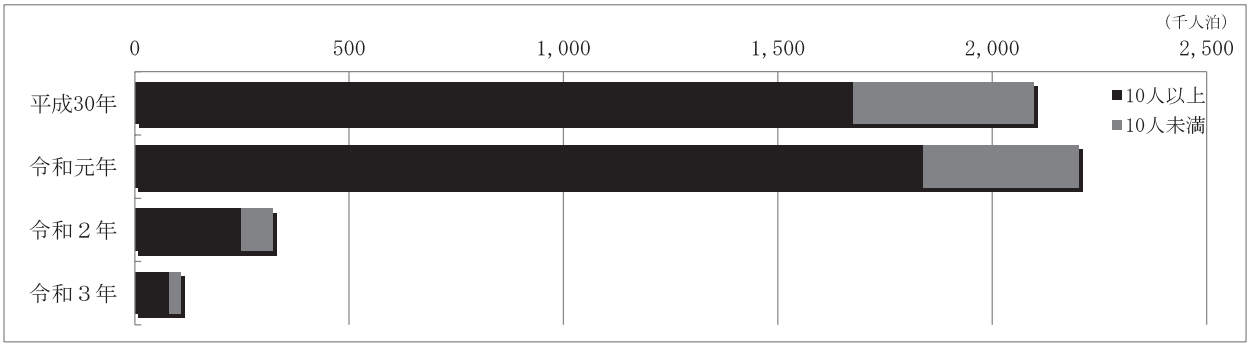

観光部編

１－２．県別外国人延べ宿泊者数

令和３年の国籍別外国人延べ宿泊者数

（単位：人泊）

	外国人延べ宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	タイ	シンガポール	マレーシア	ベトナム	その他
中国地方	81,500 (107,200)	8,410	1,600	130	610	17,590	1,160	240	370	630	1,390	180	15,390	33,800
鳥取県	4,810 (11,030)	310	50	0	50	300	10	0	20	90	10	0	590	3,380
島根県	8,510 (11,260)	990	160	20	60	270	40	20	20	40	80	30	4,640	2,140
岡山県	16,930 (21,900)	2,840	400	40	130	1,250	230	80	40	60	170	40	4,920	6,730
広島県	35,990 (43,430)	2,360	760	50	290	10,510	840	80	160	370	970	80	3,630	15,890
山口県	15,250 (19,580)	1,910	230	10	80	5,270	50	50	130	80	170	20	1,600	5,650

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。

※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国籍別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。

括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。

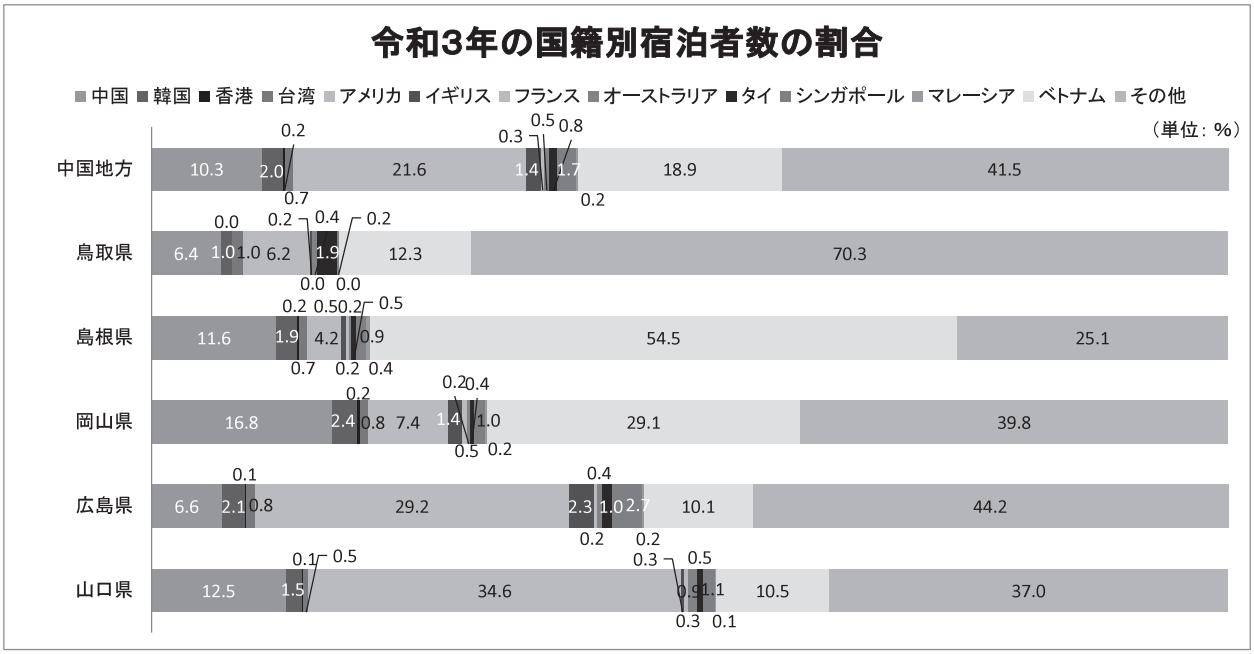

2．外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線LAN等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3．ＭＩＣＥ

MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

国際会議等のMICE開催を通じた国際・国内相互の人や情報の流通、ネットワークの構築、集客力などはビジネスや研究環境の向上につながり、都市の競争力、ひいては国の競争力向上につながります。また、MICE開催を通じた主催者、参加者、出展者等の消費支出や関連の事業支出は、MICE開催地域を中心に大きな経済波及効果を生み出します。

MICEは会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長いと言われ、一般的な観光客以上に周辺地域への経済効果を生み出すことが期待されます。

我が国においても、MICEを国・都市競争力向上のツールとして積極的に活用することとしています。

○グローバルMICE都市（全国12都市）

東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市、大阪市、札幌市、仙台市、千葉市、広島市、北九州市

なお、国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しています。

○中国地方における国際会議観光都市

都　市　名	実施体制	施設の概要	備　　考
広　島　市	（公財）広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	Ｈ６.10.20認定
松　江　市	（一財）くにびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	Ｈ６.10.20認定
岡　山　市	（公社）おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	Ｈ６.10.20認定
下　関　市	（一社）下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	Ｈ８．４.10認定

Ⅲ　ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1．登録ホテル及び登録旅館の概要

令和４年３月31日現在

区分／県別	登録ホテル				登録旅館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	23	3,878	6,750	3,549	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,109	4,512	912
島根県	5	490	719	465	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,379	2,508	1,307	11	543	1,836	406
山口県	10	1,131	1,689	961	19	1,225	3,822	795
管内計	49	7,013	11,908	6,417	91	4,619	15,844	3,540

2．登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区分＼年度		H29	H30	R１	R２	R３
登録ホテル	広島県	25	25	24	23	23
	鳥取県	1	1	1	1	1
	島根県	5	5	6	6	5
	岡山県	11	11	10	10	10
	山口県	11	11	11	11	10
	計	53	53	52	51	49
登録旅館	広島県	16	15	15	15	15
	鳥取県	24	24	24	24	24
	島根県	23	23	22	22	22
	岡山県	11	11	11	11	11
	山口県	21	21	20	19	19
	計	95	94	92	91	91
管内計		148	147	144	142	140

Ⅵ　旅行業関係

旅行業者数

令和４年４月１日現在

種別／県別	第１種旅行業者	各県登録事業者				
		第２種旅行業者	第３種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥取県	2	16	11	10	3	8
島根県	1	18	22	7	4	3
岡山県	5	52	68	6	8	16
広島県	8	62	85	17	12	27
山口県	2	19	13	5	3	4
管内計	18	167	199	45	30	58

注）平成12年４月１日から、第２種旅行業 ・ 第３種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注）平成25年４月１日から、地域限定旅行業が新設された。

注）平成30年１月４日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第１種旅行業：海外、国内についての企画旅行

・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。

・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。

を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第２種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第３種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（１社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。

Ⅰ　鉄道・軌道関係

1．鉄道及び軌道事業者の概要

令和４年10月１日現在

事業者名	免許年月日	代表者	資本金	本社所在地	区間	営業キロ	単複	動力	軌間	備考
（鉄　道）			百万円							
西日本旅客鉄道株式会社	S62．4．1	長谷川一明	100,000	大阪市北区芝田二丁目４番24号	〃　次　頁					旅客
日本貨物鉄道株式会社	S62．4．1	真貝康一	19,000	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番８号						貨物
一畑電車株式会社	M44．8．21	福富茂人	100	出雲市平田町2226番地	電鉄出雲市～松江しんじ湖温泉	33.9	単	電気	1,067	旅客、貨物（手小荷物に限る）
					川跡～出雲大社前	8.3	〃	〃	〃	〃　　〃
広島電鉄株式会社	T８．３．７	椋田昌夫	2,335	広島市中区東千田町二丁目９番29号	広電西広島（己斐）～広電宮島口	16.1	複	〃	1,435	旅客
水島臨海鉄道株式会社	S23．6．22	伊東香織	850	倉敷市水島東栄町12番46号	倉敷市～倉敷貨物ターミナル	11.2	単	内燃	1,067	旅客、貨物
					水島～東水島	3.6	〃	〃	〃	貨物
智頭急行株式会社	S61.12.25	城平守朗	450	八頭郡智頭町智頭2052番地１	智頭～宮本武蔵	27.3	〃	〃	〃	旅客　近畿局との境界、宮本武蔵～石井　境界のキロ程は1/2とした
					〃　～（上　郡）	(56.1)		（全　線）		旅客
錦川鉄道株式会社	S62．5．9	廣田幹	120	岩国市錦町広瀬7873番地９	川西～錦町	32.7	〃	〃	〃	〃
若桜鉄道株式会社	H21．3．13	上川元張	100	鳥取県八頭郡若桜町若桜345番地２	郡家～若桜	19.2	〃	〃	〃	〃　２種
若桜町	H21．3．13	上川元張		八頭郡若桜町若桜801番地５	八頭町若桜線接続点～若桜	(2.7)				〃　３種
八頭町	H21．3．13	吉田英人		八頭郡八頭町郡家493番地	郡家～八頭町若桜線接続点	(16.5)				〃　３種
井原鉄道株式会社	S62.10.27	槙尾俊之	700	井原市東江原町695－１	清音～神辺	38.3	〃	〃	〃	〃
					総社～清音	3.4	複	〃	〃	〃　２種
広島高速交通株式会社	S63．8．22	谷本睦志	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番１号	本通～県庁前	0.3	〃	電気	側方案内軌条	〃
（軌　道）										
広島電鉄株式会社	M40.11.27	椋田昌夫	2,335	広島市中区東千田町二丁目９番29号	広島市内	19.0	複	電気	1,435	旅客
岡山電気軌道株式会社	M43．2．７	小嶋光信	200	岡山市中区徳吉町二丁目８番22	岡山市内	4.7	〃	〃	1,067	〃
広島高速交通株式会社	S63．8．22	谷本睦志	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番１号	県庁前～長楽寺	12.4	〃	〃	側方案内軌条	〃
					長楽寺～広域公園前	5.7	〃	〃	〃	
スカイレールサービス株式会社	H８．７．29	中谷元	20	広島市安芸区瀬野一丁目41番21号	みどり口～みどり中央	1.3	〃	〃	懸垂	〃

事業者名	免許年月日	代表者	管轄	路線名	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	備考
西日本旅客鉄道株式会社 （中国運輸局管内関係分）	S62.4.1	長谷川一明	中国統括本部	山陽線	三石～下関	※425.7	複	94	電気	1,067	三石～上郡12.8キロ中国運輸局管内1/2計上 下関～門司6.5キロ中国運輸局管内1/2計上 門司は九州旅客鉄道株式会社
					（上郡）～（門司）	(435.4)					
				姫新線	美作土居～新見	100.5	単	22	内燃	〃	
					（上月）～新見	(103.9)					美作土居～上月6.7キロ中国運輸局管内1/2計上
				赤穂線	寒河～東岡山	37.8	〃	12	電気	〃	
					（備前福河）～東岡山	(39.4)					寒河～備前福河3.2キロ　〃
				津山線	津山～岡山	58.7	〃	15	内燃	〃	
				因美線	鳥取～東津山	70.8	〃	17	〃	〃	
				吉備線	岡山～総社	20.4	〃	8	〃	〃	
				宇野線	岡山～宇野	32.8	〃	14	電気	〃	
				伯備線	倉敷～伯耆大山	138.4	単複	26	〃	〃	
				芸備線	備中神代～広島	159.1	単	43	内燃	〃	
				福塩線	福山～塩町	78.0	〃	25	電内	〃	
				本四備讃線	茶屋町～児島	12.9	複	4	電気		児島～宇多津18.1キロ中国運輸局管内1/2計上
					茶屋町～（宇多津）	(22.0)					宇多津は四国旅客鉄道株式会社
				呉線	三原～海田市	87.0	単	26	〃	〃	
				可部線	横川～あき亀山	15.6	〃	13	〃	〃	可部～あき亀山間は、平成29年３月４日開業
				岩徳線	岩国～櫛ケ浜	43.7	〃	13	内燃	〃	
				山口線	新山口～益田	93.9	〃	26	〃	〃	
				宇部線	新山口～宇部	33.2	〃	16	電気	〃	
				小野田線	居能～小野田	11.6	〃	7	〃	〃	
				〃	雀田～長門本山	2.3	〃	2	〃	〃	
				美祢線	厚狭～長門市	46.0	〃	10	内燃	〃	
				山陰線	東浜～幡生	466.3	単複	107	電内	〃	
					（居組）～幡生	(468.0)					東浜～居組3.3キロ中国運輸局管内1/2計上
				〃	長門市～仙崎	2.2	単	1	内燃	〃	
				境線	米子～境港	17.9	〃	15	電内	〃	
				木次線	宍道～備後落合	81.9	〃	16	内燃	〃	
			山陽新幹線統括本部		岡山～新下関	355.8	複	12	電気	1,435	岡山～相生67.9キロ、新下関～小倉19キロ 中国運輸局管内1/2ずつ計上
					（相生）～（小倉）	(399.3)					

※　山陽線柳井経由の営業キロ

事業者名	免許年月日	代表者	管轄	路線名	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	備考
日本貨物鉄道株式会社	S62.4.1	真貝康一	関西支社	赤穂線	寒河～東岡山	37.8					2種免許
（中国運輸局管内関係分）				宇野線	岡山～茶屋町	14.9					〃
				伯備線	倉敷～伯耆大山	138.4					〃
				本四備讃線	茶屋町～児島	12.9					〃
					茶屋町～（宇多津）	(22.0)					〃　宇多津は四国旅客鉄道株式会社
				山陽線	三石～下関	※ 425.7					〃
					（上郡）～（門司）	(435.4)					三石～上郡12.8キロ、下関～門司6.5キロ中国運輸局管内1/2ずつ計上

※　山陽線柳井経由の営業キロ

2．鉄道及び軌道の位置図

（令和４年10月１日現在）

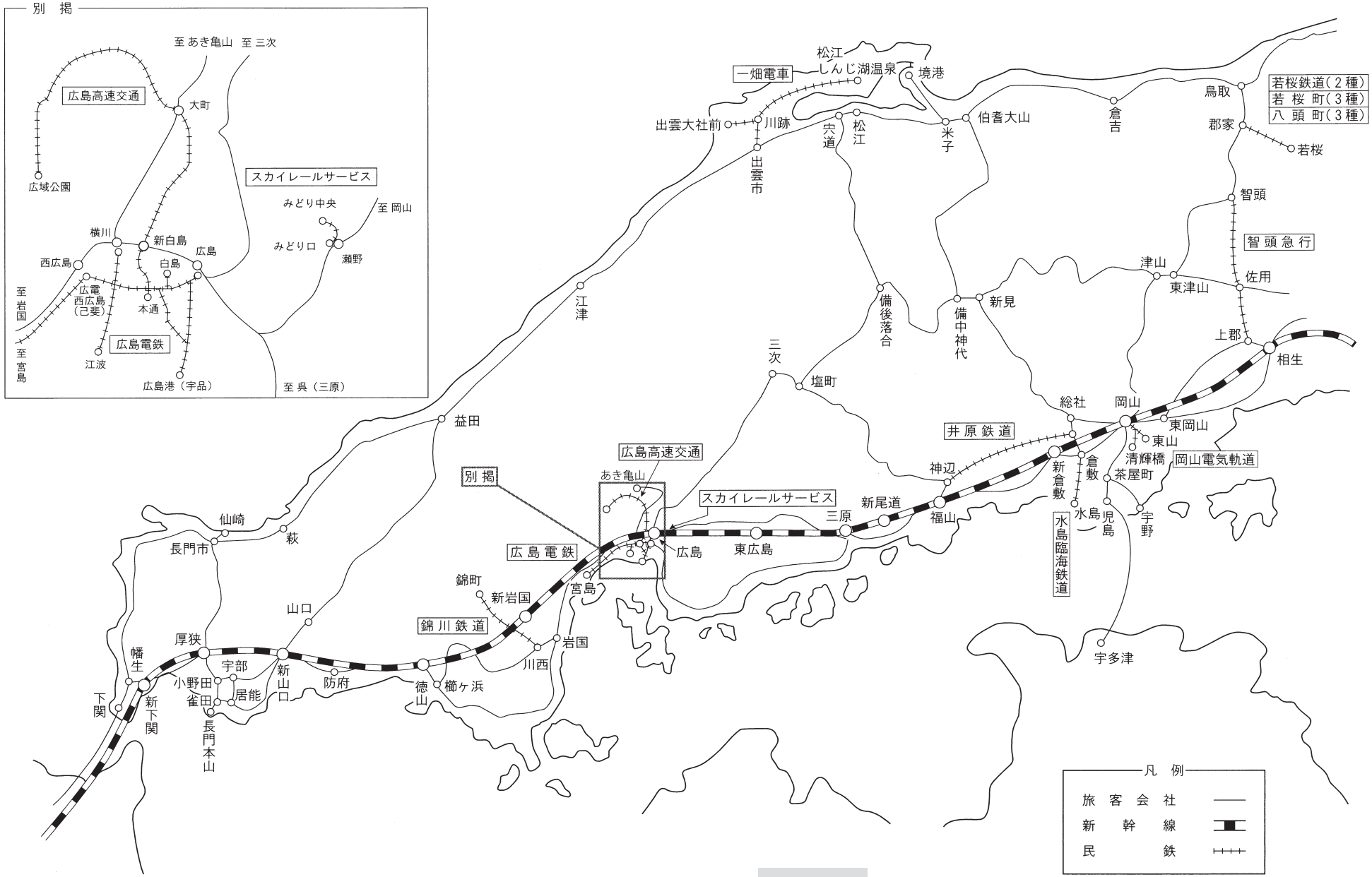

3．鉄道及び軌道事業者の運輸実績

令和３年度（単位：千人、千トン）

年度別事業者別		運輸数量								
		旅客数量			貨物数量		旅客人キロ			貨物千トンキロ
		定期	定期外	計	手荷物	貨物	定期	定期外	計	
	鉄道				（千個）					
J	西日本旅客鉄道㈱（全体）	1,011,083 (100)	459,846 (111)	1,470,929 (103)	11 (69)		19,869,721 (101)	17,433,359 (121)	37,303,080 (109)	
R	日本貨物鉄道㈱（全体）					26,437 (99)				17,716,271 (98)
	平成29年度	32,258	58,604	90,862	1	388	197,486	299,634	497,120	4,971
	平成30年度	32,893	56,654	89,547	1	362	199,055	286,555	485,609	4,636
	令和元年度	33,940	55,071	89,012	1	344	204,559	279,970	484,529	4,403
民	令和2年度	28,582	35,365	63,949	1	326	168,504	167,914	336,418	4,176
	令和3年度	29,090 (102)	37,439 (106)	66,527 (104)	1 (100)	330 (101)	171,386 (102)	180,927 (108)	352,313 (105)	4,222 (101)
	鉄道	7,854 (101)	9,207 (103)	17,060 (102)	1 (100)	330 (1010)	62,870 (101)	75,587 (107)	138,457 (104)	4,222 (101)
	広島電鉄㈱	5,096 (100)	7,603 (102)	12,698 (101)			31,537 (100)	38,960 (105)	70,497 (103)	
	若桜鉄道㈱	287 (98)	76 (104)	363 (99)			1,710 (99)	706 (98)	2,416 (99)	
	智頭急行㈱（全体）	142 (104)	423 (112)	565 (110)			2,445 (105)	22,104 (111)	24,549 (111)	
	一畑電車㈱	731 (106)	368 (118)	1,099 (110)	1 (100)		11,570 (104)	6,220 (117)	17,790 (108)	
	水島臨海鉄道㈱	872 (101)	464 (97)	1,336 (100)		330 (101)	5,728 (101)	3,060 (97)	8,788 (100)	4,222 (101)
	井原鉄道㈱	640 (102)	229 (104)	869 (103)			8,293 (102)	3,595 (106)	11,888 (103)	
	錦川鉄道㈱	86 (91)	44 (105)	130 (96)			1,587 (92)	942 (103)	2,529 (96)	
	軌道	10,083 (103)	19,488 (105)	29,571 (104)			25,118 (103)	51,217 (105)	76,335 (104)	
	広島電鉄㈱	9,082 (104)	18,021 (105)	27,103 (105)			22,615 (104)	49,017 (105)	71,632 (105)	
鉄	岡山電気軌道㈱	1,001 (96)	1,467 (106)	2,468 (102)			2,503 (96)	2,200 (106)	4,703 (101)	
	新交通	11,153 (102)	8,744 (111)	19,896 (105)			83,398 (102)	54,123 (111)	137,521 (105)	
	広島高速交通㈱	10,877 (102)	8,544 (111)	19,420 (106)			83,058 (102)	53,885 (111)	136,943 (105)	
	スカイレールサービス㈱	276 (95)	200 (114)	476 (102)			340 (96)	238 (116)	578 (103)	

注　（　）内は対前年比を示す。（小数点以下は四捨五入）

令和３年度（単位：千円）

	年度別事業者別	運輸収入						営業収入	営業費用	営業係数
		旅客収入			貨物収入		運輸雑収			
		定期	定期外	計	手小荷物	貨物				
	鉄道									
J	西日本旅客鉄道㈱（全体）	129,768,093 (102)	357,921,331 (123)	487,689,424 (116)	2,096 (71)		58,988,257 (105) 線路使用料収入 4,660,615 (88)	551,340,391 (115)	691,836,428 (95)	125
R	日本貨物鉄道㈱（全体）	－	－	－	－	115,274,383	19,427,063 (107)	134,701,447 (101)	145,425,249 (102)	108
	平成29年度	3,396,821	10,260,787	13,657,610	1,235	388,718	2,671,722	16,719,380	16,785,830	100
	平成30年度	3,495,313	10,136,625	13,631,937	520	386,217	2,577,467	16,596,140	16,663,337	100
	令和元年度	3,596,675	9,919,905	13,516,580	434	388,331	2,945,672	16,851,019	17,011,616	101
民	令和2年度	3,042,877	6,078,888	9,121,763	611	372,688	2,477,122	11,972,186	15,978,774	133
	令和3年度	3,088,183 (101)	6,572,350 (108)	9,660,533 (106)	618 (101)	385,302 (103)	2,354,359 (95)	12,400,814 (104)	16,084,055 (101)	130
	鉄道	762,125 (100)	1,868,568 (108)	2,630,693 (105)	618 (101)	385,302 (103)	1,711,340 (87)	4,727,954 (98)	6,633,988 (98)	140
	広島電鉄㈱	343,418 (100)	914,072 (104)	1,257,490 (103)			164,978 (71)	1,422,468 (70)	2,044,303 (99)	144
	若桜鉄道㈱※	22,259 (99)	19,094 (102)	41,353 (101)			215,625 (96)	256,979 (89)	282,569 (100)	110
	智頭急行㈱（全体）	20,009 (99)	555,560 (114)	575,569 (113)			1,224,301 (87)	1,799,870 (67)	2,221,299 (96)	123
	一畑電車㈱	130,796 (101)	147,969 (122)	278,765 (111)	618 (101)		20,584 (94)	299,967 (110)	654,320 (96)	218
	水島臨海鉄道㈱	97,462 (98)	114,107 (99)	211,569 (99)		385,302 (103)	17,877 (110)	614,748 (102)	727,086 (98)	118
	井原鉄道㈱	132,369 (100)	96,005 (106)	228,374 (102)			33,221 (103)	261,595 (103)	522,765 (103)	200
	錦川鉄道㈱	15,812 (93)	21,761 (108)	37,573 (101)			34,754 (94)	72,327 (98)	181,646 (107)	251
	軌道	766,601 (103)	2,616,337 (106)	3,382,938 (105)			419,488 (124)	3,802,427 (107)	4,906,860 (97)	129
	広島電鉄㈱	713,846 (104)	2,448,674 (106)	3,162,520 (105)			357,023 (150)	3,519,544 (109)	4,520,641 (98)	128
鉄	岡山電気軌道㈱	52,755 (95)	167,663 (112)	220,418 (107)			62,465 (63)	282,883 (93)	386,219 (79)	137
	新交通	1,559,457 (102)	2,087,445 (111)	3,646,902 (107)			223,531 (127)	3,870,433 (108)	4,543,207 (109)	117
	広島高速交通㈱	1,537,042 (102)	2,059,196 (111)	3,596,238 (107)			215,481 (126)	3,811,719 (108)	4,359,945 (110)	114
	スカイレールサービス㈱	22,415 (99)	28,249 (113)	50,664 (107)			8,050 (165)	58,714 (112)	183,262 (105)	312

注　（　）内は対前年比を示す。（小数点以下は四捨五入）　※若桜鉄道の運輸雑収は受託費等を含む

4．鉄道及び軌道の運賃制度

令和４年10月１日現在

種別			鉄道			
事業者名			西日本旅客鉄道株式会社		広島電鉄株式会社	若桜鉄道株式会社
制度			対キロ制		対キロ区間制	対キロ区間制
普通運賃			（幹線） 3㎞まで 150円 4㎞～6㎞ 190円 7㎞～10㎞ 200円 11㎞～15㎞ 240円 16㎞～20㎞ 320円 21㎞～25㎞ 410円 （以下略）	（地方交通線） 3㎞まで 150円 4㎞～6㎞ 190円 7㎞～10㎞ 210円 11㎞～15㎞ 240円 16㎞～20㎞ 320円 21㎞～23㎞ 410円 （以下略）	3㎞まで 140円 3㎞を超え6㎞まで 160円 6㎞を超え10㎞まで 190円 10㎞を超え14㎞まで 210円 14㎞を超え17㎞まで 230円 乗継 軌道と乗継ぐ場合は併算額から１区は140円（鉄道40円＋軌道100円）引き、２区から５区は150円（鉄道50円＋軌道100円）引きした額。	1㎞まで 130円（100円） 1㎞を超え2㎞まで 190円（170円） 2㎞を超え3㎞まで 230円（210円） 3㎞を超え6㎞まで 270円（270円） 6㎞を超え9㎞まで 310円（300円） 9㎞を超え12㎞まで 360円（340円） 12㎞を超え15㎞まで 400円（370円） 15㎞を超え18㎞まで 440円（400円） 18㎞を超え20㎞まで 480円（440円）
定期運賃	基礎賃率		普通運賃		普通運賃	普通運賃
	割引率	1ヶ月 通勤	定額		40%	34.6%（平均）
		1ヶ月 通学	定額		60%	39.4%（平均）
		3ヶ月	定額		1ヶ月運賃×３×0.95	1ヶ月運賃×３×0.95
		6ヶ月	定額		1ヶ月運賃×６×0.9	1ヶ月運賃×６×0.9
回数券等					ＩＣカード乗車券 10%	11券綴（10倍運賃）
団体割引	普通		8人以上	専用列車 ５％又は10% その他 10%又は15%	15人以上 10%	8人以上 15%
	学生		8人以上	学生，児童 大人50% 児童，幼児 小人30% 教職員，付添人，旅行業者30%	15人以上 大人20% 小人10%	8人以上 20%
特殊割引	被救護者		50%		－	50%
	身体障害者		50%		50%	50%
	知的障害者		50%		50%	50%
	精神障害者		－		50%	50%
	戦没者遺族		50%		－	－
認可年月日 実施年月日			R１.９.５ R１.10.１		R１.９.５ R１.10.１	R１.９.５ R１.10.１ （ ）は実施運賃。

※特殊割引については、主な割引種別のみ記載

種別			鉄道			
事業者名			智頭急行株式会社	一畑電車株式会社	水島臨海鉄道株式会社	井原鉄道株式会社
制度			対キロ区間制	対キロ区間制	対キロ区間制	対キロ区間制
普通運賃			3㎞まで 180円 4㎞から6㎞まで 240円 7㎞から9㎞まで 310円 10㎞から12㎞まで 370円 13㎞から15㎞まで 430円 16㎞から18㎞まで 500円 19㎞から21㎞まで 570円 22㎞から24㎞まで 630円 25㎞から27㎞まで 690円 28㎞から30㎞まで 750円 31㎞から33㎞まで 810円 34㎞から36㎞まで 880円 37㎞から39㎞まで 950円 40㎞から42㎞まで 1,010円 43㎞から45㎞まで 1,070円 46㎞から48㎞まで 1,130円 49㎞から51㎞まで 1,190円 52㎞から54㎞まで 1,250円 55㎞から57㎞まで 1,320円	4㎞まで 170円 4㎞を超え5㎞まで 220円 5㎞を超え6㎞まで 250円 6㎞を超え7㎞まで 290円 7㎞を超え8㎞まで 330円 8㎞を超え13㎞まで 1㎞増すごとに30円加算 13㎞を超え16㎞まで 1㎞増すごとに20円加算 16㎞を超え17㎞まで 570円 17㎞を超え22㎞まで 1㎞増すごとに20円加算 22㎞を超え25㎞まで 1㎞増すごとに10円加算 25㎞を超え34㎞まで 700円 34㎞を超え36㎞まで 760円 36㎞を超え38㎞まで 820円	4㎞まで 190円 4㎞を超え7㎞まで 250円 7㎞を超え10㎞まで 330円 10㎞を超える部分 350円	3㎞まで 210円 3㎞を超え6㎞まで 280円 6㎞を超え9㎞まで 360円 9㎞を超え12㎞まで 430円 12㎞を超え15㎞まで 500円 15㎞を超え19㎞まで 590円 19㎞を超え23㎞まで 670円 23㎞を超え27㎞まで 750円 27㎞を超え31㎞まで 840円 31㎞を超え36㎞まで 930円 36㎞を超え41㎞まで 1,030円 41㎞を超え 1,120円 ※総社～清音間 大人 190円 小人 90円
定期運賃	基礎賃率		普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃
	割引率	1ヶ月 通勤	36.1%（平均）	38.9%（平均）	42.4%（平均）	35.6%（平均）
		1ヶ月 通学	55.8%（平均）	62.9%（平均）	66.0%（平均）	55.7%（平均）
		3ヶ月	定額	定額	1ヶ月運賃×3×0.95	定額
		6ヶ月	定額	定額	1ヶ月運賃×6×0.9	定額
回数券等			11券綴（10倍運賃） 定期券用自由席回数特急券 5枚綴り 1,000円	11券綴（10倍運賃）	11券綴 190円区間 1,800円 250円区間 2,500円 330円区間 3,100円 350円区間 3,300円	11券綴（10倍運賃）
団体割引	普通		8人以上 10% 51人以上 20%	15人以上 10% 100人以上 20%	25人以上 20% 100人以上 30%	8人以上 10% 51人以上 20%
	学生		中学生 その他 8人以上 30% 20% 51人以上 40% 30%	15人以上 大人 20% 小人 20%	25人以上 30% 100人以上 40%	中学生 その他 8人以上 30% 20% 51人以上 40% 30%
特殊割引	被救護者		50%	50%	50%	50%
	身体障害者		50%	50%	50%	50%
	知的障害者		50%	50%	50%	50%
	精神障害者		50%	50%	50%	50%
	戦没者遺族		－	50%	往復旅客運賃の50%	－
認可年月日 実施年月日			R1.9.5 R1.10.1	R1.9.5 R1.10.1	R1.9.5 R1.10.1	R1.9.5 R1.10.1

種別			鉄道	軌道		新交通	
事業者名			錦川鉄道株式会社	広島電鉄株式会社	岡山電気軌道株式会社	広島高速交通株式会社	
制度			対キロ区間制	均一（乗換）制	均一（乗切）制	対キロ区間制	
普通運賃			3㎞まで200円(170円) 3㎞を超え6㎞まで 60円(60円)加算 6㎞を超え9㎞まで 70円(50円)加算 9㎞を超え12㎞まで 90円(90円)加算 12㎞を超え15㎞まで 80円(70円)加算 15㎞を超え18㎞まで 120円(90円)加算 18㎞を超え21㎞まで 100円(90円)加算 21㎞を超え24㎞まで 120円(90円)加算 24㎞を超え27㎞まで 110円(90円)加算 27㎞を超え30㎞まで 100円(90円)加算 30㎞を超え33㎞まで 90円(90円)加算	大人 190円（130円） 小人 100円（70円） （ ）内は白島線 乗継 ・本線と本線を乗換える場合は、無料。 ・本線と白島線を乗継ぐ場合は、本線から白島線は無料。白島線から本線は60円とする。 ・鉄道と乗継ぐ場合は併算額から1区は140円（鉄道40円＋軌道100円）引き、2区から5区は150円（鉄道50円＋軌道100円）引きした額。	大人 140円（120円） 小人 70円（60円） （ ）内は次の区間に限る。 ・東山線 岡山駅前～県庁通り ・清輝橋線 岡山駅前～郵便局前	2㎞まで 190円 2㎞を超え6㎞まで 2㎞増すごとに40円加算 6㎞を超え12㎞まで 3㎞増すごとに50円加算 12㎞を超え19㎞まで 3㎞増すごとに40円加算 乗継 大町駅から大塚駅間において接続する路線バスと連続して乗車する場合で、ＩＣカード乗車券により運賃を支払う場合は10円引した額。	
定期運賃	基礎賃率		普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃	
	割引率	1ヶ月 通勤	定額	37%	30%（140円区間） 41.7%（120円区間）	34.8%（平均）	乗継 大町駅から大塚駅間を発着駅とする定期乗車券と、乗継路線バス定期乗車券とを同じ有効期間で同時に購入する場合は1割引した額。
		1ヶ月 通学	定額	53%	50%（140円区間） 58.34%（120円区間）	49.9%（平均）	
		3ヶ月	定額	1ヶ月運賃×3×0.95	1ヶ月運賃×3×0.95	1ヶ月運賃×3×0.9	
		6ヶ月	定額	1ヶ月運賃×6×0.9	1ヶ月運賃×6×0.9	1ヶ月運賃×6×0.8	
回数券等			11券綴（10倍運賃）	ＩＣカード乗車券 10%	11券綴（10倍運賃） ＩＣカード乗車券 A. 入金額（チャージ額）に対して7.4%のプレミアムを付与（1,000円に対して80円を付与） B. 1ヶ月（1日～月末）間に、導入事業者間で利用した運賃積算額に応じて、従量制にてプレミアムを付与。プレミアムは翌月最初の現金積増時に①のプレミアムと一緒に同一カードに還元	ＩＣカード乗車券 10%	
団体割引	普通		8人以上 15%	15人以上 10%	15人以上 10%	15人以上 10%	
	学生		8人以上 20%	15人以上 大人 20% 小人 10%	15人以上 大人 20% 小人 10%	15人以上 30%	
特殊割引	被救護者		50%	－	－	50%	
	身体障害者		50%	50%	50%	50%	
	知的障害者		50%	50%	50%	50%	
	精神障害者		50%	50%	50%	50%	
	戦没者遺族		－	－	－	－	
	周遊旅客		－	－	－	－	
認可年月日 実施年月日			R1.9.5 R1.10.1 （ ）は実施運賃	R1.9.5 R1.10.1	H11.11.18 H11.12.14	R1.9.5 R1.10.1	

種別				新交通
事業者名				スカイレールサービス株式会社
制度				均一制
普通運賃				大人 170円 小人 90円
定期運賃	基礎賃率			普通運賃
	割引率	1ヶ月	通勤	定額
			通学	定額
		3ヶ月		定額
		6ヶ月		定額
回数券等				11券綴 1,700円
団体割引	普通			25人以上 10% 51人以上 20%
	学生			25人以上 20% 51人以上 30%
特殊割引	被救護者			50%
	身体障害者			50%
	知的障害者			50%
	精神障害者			50%
	戦没者遺族			—
認可年月日 実施年月日				R1.9.5 R1.10.1

5．鉄道及び軌道に対する補助金交付実績

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）　（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H29	八頭町・若桜町	59,359	車両全般検査・改修、ＰＣマクラギ化等
	一畑電車株式会社	2,939	道床修繕
	錦川鉄道株式会社	1,915	道床突き固め
	井原鉄道株式会社	4,913	橋梁修繕
	岡山電気軌道株式会社	194	電柱修繕
H30	八頭町・若桜町	54,959	木柱ＰＣ化、車両全般検査等
R１	八頭町・若桜町	20,900	車両改修
	井原鉄道株式会社	6,049	動力装置改良、車内放送多言語化

(2) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）　（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R２	八頭町	3,418	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	若桜町	1,640	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	智頭急行株式会社	65,356	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	一畑電車株式会社	11,092	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	錦川鉄道株式会社	977	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	広島電鉄株式会社	79,380	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	井原鉄道株式会社	19,543	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	水島臨海鉄道株式会社	7,979	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	岡山電気軌道株式会社	3,606	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	若桜鉄道株式会社	1,658	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行

(3) 地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業）　（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R３	八頭町	3,427	実証運行
	若桜町	1,240	実証運行
	智頭急行株式会社	41,615	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	一畑電車株式会社	8,895	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	錦川鉄道株式会社	1,208	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	広島電鉄株式会社	34,581	実証運行
	井原鉄道株式会社	11,512	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	水島臨海鉄道株式会社	1,896	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	岡山電気軌道株式会社	744	実証運行
	若桜鉄道株式会社	862	実証運行

(4) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）　（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R３	智頭急行株式会社	5,663	大原駅（内方線付点状ブロック）、列車接近表示器
	一畑電車株式会社	966	一畑口駅（内方線付点状ブロック）
	錦川鉄道株式会社	1,815	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	633	広電宮島口駅（内方線付点状ブロック）

(5) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）　（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R１	広島電鉄株式会社	453,333	超低床ＬＲＶの導入
R２	広島電鉄株式会社	293,333	超低床ＬＲＶの導入
R３	広島電鉄株式会社	174,427	横川駅電停ロケーションシステム導入、超低床ＬＲＶの導入

(6) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H29	智頭急行株式会社	41,713	ＡＴＳ更新、橋梁修繕
	一畑電車株式会社	67,160	道床交換、列車無線設備更新等
	錦川鉄道株式会社	12,772	通信ケーブル更新、レール交換等
	広島電鉄株式会社	113,625	レール交換、遮断装置配電盤更新等
	井原鉄道株式会社	7,708	通信用電源装置更新、電子踏切制御装置更新等
	岡山電気軌道株式会社	15,107	レール締結装置更新、トロリー線・支持金具更新等
H30	八頭町	5,955	踏切改良
	智頭急行株式会社	51,500	落石防護柵、高架橋、自動列車停止装置
	一畑電車株式会社	61,029	レール重軌条化、レールボンド改良等
	錦川鉄道株式会社	13,456	橋側歩道新設、電子閉そく装置処理部等更新
	広島電鉄株式会社	67,502	同種レール交換、ＡＴＳ地上子等
	広島高速交通株式会社	9,667	真空遮断器更新
	井原鉄道株式会社	46,905	マクラギ交換、橋りょう改良等
	水島臨海鉄道株式会社	9,000	架道橋耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	8,501	レールマクラギ締結装置更新
Ｒ１	八頭町・若桜町	17,407	電柱コンクリート柱化、ＰＣマクラギ化等
	智頭急行株式会社	18,413	自動列車停止装置更新、高架橋修繕等
	一畑電車株式会社	82,735	レール重軌条化、マクラギ更新等
	錦川鉄道株式会社	8,128	レール重軌条化、橋りょう補強等
	広島電鉄株式会社	58,939	ＡＴＳ地上子更新、インピーダンスボンド更新等
	井原鉄道株式会社	30,419	ＰＣマクラギ交換、高架橋柱・橋脚の耐震照査
	水島臨海鉄道株式会社	10,667	架道橋の耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	17,593	レールマクラギ締結装置更新、トロリー線更新等
Ｒ２	八頭町・若桜町	12,649	マクラギ交換、踏切保安設備改良等
	智頭急行株式会社	20,783	分岐器クロッシング更換、雨量計改良等
	一畑電車株式会社	87,748	マクラギ同種更新（木マクラギ）等
	錦川鉄道株式会社	9,543	レール重軌条化、道床バラスト砕石化等
	広島電鉄株式会社	18,113	鉄柱建替工事、レール同種交換等
	井原鉄道株式会社	41,294	ＰＣマクラギ交換、橋りょう改良等
	水島臨海鉄道株式会社	14,333	架道橋の耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	14,458	軌道更新、トロリー線更新
Ｒ３	八頭町	23,191	踏切保安設備改良、ＰＣマクラギ交換等
	智頭急行株式会社	56,250	長大軌道回路更新、分岐器更新等
	一畑電車株式会社	56,708	マクラギ同種更新（木マクラギ）等
	錦川鉄道株式会社	16,249	通信ケーブル更新、レール重軌条化等
	広島電鉄株式会社	37,879	ＡＴＳ地上子更新、インピーダンスボンド更新等
	広島高速交通株式会社	10,282	配電線更新
	井原鉄道株式会社	48,485	ＰＣマクラギ交換、橋りょう改良等
	水島臨海鉄道株式会社	13,395	架道橋の耐震補強

⑺　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	国庫補助金	備　　考
H29	一畑電車株式会社	144,548	車両更新、車両全般検査
	錦川鉄道株式会社	14,000	車両更新、車両全般検査
	広島電鉄株式会社	65,791	制御装置更新、補助電源装置更新等
	井原鉄道株式会社	8,265	車両重要部検査、多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	3,120	車両重要部検査、多言語化
	岡山電気軌道株式会社	1,577	運転席前面ガラスの交換
H30	錦川鉄道株式会社	1,320	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	30,111	車両制御装置等
R１	錦川鉄道株式会社	1,458	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	26,408	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
R２	八頭町・若桜町	14,863	車両設備（改良）
	錦川鉄道株式会社	1,815	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	23,836	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
	岡山電気軌道株式会社	6,923	補助電源装置更新

⑻　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（交通サービス利便向上促進事業）

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	国庫補助金	備　　考
H29	広島電鉄株式会社	309,420	低床式車両の導入、ＩＣカード乗車券システムの高度化
	広島高速交通株式会社	32,728	ＩＣカード乗車券システムの高度化
H30	広島電鉄株式会社	475,797	低床車両の導入、広電五日市駅上がりホーム整備
	広島高速交通株式会社	189	多言語翻訳システム機器導入
	岡山電気軌道株式会社	76,895	低床車両の導入
	智頭急行株式会社	2,038	多言語翻訳機、多言語拡声装置導入
R１	井原鉄道株式会社	1,252	多言語対応自動券売機
	水島臨海鉄道株式会社	1,255	車内自動放送の多言語化
R２	井原鉄道株式会社	58	車内放送の多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	795	車内自動放送の多言語化
R３	八頭町・若桜町	1,047	車内案内表示及び車内放送の多言語化
	広島電鉄株式会社	44,991	広電宮島口駅ホーム拡幅・上屋拡幅、制御装置整備等
	広島高速交通株式会社	3,103	感染症拡大防止対策設備等の導入

⑼　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業）

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	国庫補助金	備　　考
H30	西日本旅客鉄道株式会社	56	ポータブル蓄電システム、充電ケーブル導入

⑽　旅行環境整備事業（交通サービス利便向上促進事業）

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	国庫補助金	備　　考
H30	井原鉄道株式会社	58	車内案内放送多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	817	車内案内放送多言語化

6．動力車操縦者運転免許交付者数

(1) 旅客会社・貨物会社

令和４年３月31日現在（単位：人）

種別		国鉄改革による交付者数	昭和62～平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
指定養成所修了者数	甲種蒸気機関車	23	32	0	1	1	0	0	57
	甲種電気車	2,126	2,443	59	54	74	69	54	4,879
	甲種内燃車	2,355	1,422	40	29	32	45	17	3,940
	新幹線電気車	92	206	3	4	9	6	8	328
	計	4,596	4,103	102	88	116	120	79	9,204
免許交付者総数		4,596	8,699	8,801	8,889	9,005	9,125	9,204	9,204

(2) 民　　鉄

令和４年３月31日現在（単位：人）

種別		経過措置による交付者数	昭和31～平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
国家試験による合格者数	甲種蒸気機関車	54	20	0	0	0	0	0	74
	甲種電気車	267	472	5	4	6	8	9	771
	甲種内燃車	104	162	5	3	5	5	3	287
	乙種電気車	629	404	2	6	9	11	9	1,070
	無軌条電車	0	73	0	0	0	0	0	73
	第二種磁気誘導式電気車	0	65	0	0	0	0	0	65
	第二種磁気誘導式内燃車	0	62	0	0	0	0	0	62
	計	1,054	1,258	12	13	20	24	21	2,402
指定養成所修了者数	甲種電気車	－	94	1	1	2	0	1	99
	甲種内燃車	－	37	0	0	0	0	0	37
	乙種電気車	－	683	12	8	11	10	12	736
	計	0	814	13	9	13	10	13	872
免許交付者総数		1,054	3,126	3,151	3,173	3,206	3,240	3,274	3,274

（注）甲種は鉄道、乙種は軌道の免許を示す。

7．鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況

その１

令和４年３月31日現在

	事業者名	線区数（線区）			営業キロ（km）			ワンマン車両(両)
		ワンマン	全体	実施率%	ワンマン	全体	実施率%	
鉄道	西日本旅客鉄道㈱	19	21	90	1,665.0	2,059.5	81	628
	一畑電車㈱	2	2	100	42.2	42.2	100	20
	錦川鉄道㈱	1	1	100	32.7	32.7	100	5
	若桜鉄道㈱	1	1	100	19.2	19.2	100	4
	広島高速交通㈱	1	1	100	0.3	0.3	100	6
	智頭急行㈱	1	1	100	56.1	56.1	100	10
	水島臨海鉄道㈱	1	1	100	10.4	10.4	100	6
	井原鉄道㈱	2	2	100	41.7	41.7	100	12
軌道	広島電鉄㈱	7	8	88	19.0	19.0	100	70
	岡山電気軌道㈱	2	2	100	4.7	4.7	100	23
	広島高速交通㈱	1	1	100	18.1	18.1	100	150

（注）１．日本貨物鉄道㈱、水島臨海鉄道㈱の貨物線区を除く。
２．西日本旅客鉄道㈱の新幹線を除く。
３．広島電鉄㈱及び岡山電気軌道㈱の線区数は、系統数を示す。
４．広島電鉄㈱及び岡山電気軌道㈱の系統キロはそれぞれ45.0キロメートル、5.2キロメートルである。
５．智頭急行㈱は近畿運輸局管内も含む。
６．広島電鉄㈱の鉄道については、ワンマン運転を実施していない。

その２

令和４年３月31日現在

	事業者名	線名又は系統	区間	キロ程	運行開始日	閉そく方式	編成両数	備考
鉄道	西日本旅客鉄道㈱	岩徳線	岩国 ⟷ 森ヶ原（信）	7.5	S62．7．25	自動	1両又は2両	錦川鉄道㈱開業に伴う運行
		山陰線	長門市 ⟷ 仙崎	2.2	S63．3．13	自動	1両又は2両	
		小野田線	雀田 ⟷ 長門本山	2.3	H元．3．11	自動	1両	
		美祢線	厚狭 ⟷ 長門市	46.0	H元．10．2	自動	1両又は2両	
		姫新線	美作土居 ⟷ 新見	100.5	H元．11．1	特殊自動	1両又は2両	運転区間は佐用･新見間112.2km
		津山線	岡山 ⟷ 津山	58.7	H２．６．１	自動	1両 ～ 4両	
		山陰線	東浜 ⟷ 鳥取	22.8	H２．６．１	自動	1両又は2両	運転区間は豊岡・鳥取間81.9km
		山陰線	出雲市 ⟷ 益田	129.9	H２．６．１	自動	1両又は2両	
		山口線	新山口 ⟷ 益田	93.9	H２．６．１	特殊自動	1両 ～ 4両	
		宇部線	宇部新川 ⟷ 居能	1.8	H２．６．１	自動	1両又は2両	
		小野田線	居能 ⟷ 小野田	11.6	H２．６．１	自動	1両又は2両	
		木次線	宍道 ⟷ 備後落合	81.9	H２．７．１	特殊自動	1両又は2両	
		福塩線	府中 ⟷ 塩町	54.4	H３．２．15	自動・特殊自動	1両	
		因美線	郡家 ⟷ 鳥取	10.3	H３．４．１	特殊自動	1両 ～ 4両	
		因美線	東津山 ⟷ 郡家	60.5	H３．４．１	特殊自動	1両 ～ 4両	
		吉備線	岡山 ⟷ 総社	20.4	H３．４．１	自動	1両 ～ 4両	
		芸備線	備中神代 ⟷ 三次	90.3	H３．４．１	自動・特殊自動	1両	
		山陰線	益田 ⟷ 長門市	85.1	H３．４．１	自動	1両又は2両	
		伯備線	新見 ⟷ 備中神代	6.4	H３．４．１	自動	1両又は2両	

鉄道	西日本旅客鉄道㈱	芸備線	三次 ⟷ 広島	68.8	H3. 11. 1	自動・特殊自動	1両又は2両	
		山陽線	幡生 ⟷ 下関	3.5	H3. 11. 1	自動	2両又は4両	
		山陰線	長門市 ⟷ 幡生	74.2	H3. 11. 1	自動	1両 ～ 4両	
		山陰線	鳥取 ⟷ 米子	92.7	H3. 11. 1	自動	1両 ～ 4両	
		福塩線	福山 ⟷ 府中	23.6	H4. 3. 14	自動	1両又は2両	
		岩徳線	森ヶ原(信) ⟷ 櫛ヶ浜	36.2	H4. 3. 14	自動	1両又は2両	
		山陽線	櫛ヶ浜 ⟷ 徳山	3.4	H4. 3. 14	自動	1両又は2両	
		宇部線	新山口 ⟷ 宇部新川	27.1	H4. 3. 14	自動	1両又は2両	
		宇部線	居能 ⟷ 宇部	4.3	H4. 3. 14	自動	1両又は2両	
		境線	米子 ⟷ 境港	17.9	H5. 11. 1	特殊自動	1両 ～ 4両	
		伯備線	備中高梁 ⟷ 新見	30.4	H10. 10. 3	自動	2両	
		伯備線	上石見 ⟷ 伯耆大山	51.9	H13. 7. 7	自動	1両又は2両	
		伯備線	備中神代 ⟷ 上石見	15.9	H13. 7. 7	自動	2両	
		山陰線	米子 ⟷ 出雲市	61.6	H13. 7. 7	自動	1両 ～ 4両	
		宇野線	茶屋町 ⟷ 宇野	17.9	H13. 10. 1	自動	2両	
		山陽線	海田市 ⟷ 広島	6.4	H14. 3. 23	自動	3両	
		呉線	広 ⟷ 海田市	26.8	H14. 3. 23	自動	3両	
		呉線	三原 ⟷ 広	60.2	H15. 10. 1	自動	2両 ～ 4両	
		山陽線	東岡山 ⟷ 倉敷	23.2	H16. 10. 16	自動	2両	
		赤穂線	寒河 ⟷ 東岡山	37.8	H16. 10. 16	自動	2両	
		伯備線	倉敷 ⟷ 備中高梁	34.0	H16. 10. 16	自動	2両	
		山陽線	糸崎 ⟷ 三原	2.4	R2. 3. 14	自動	2両 ～ 4両	
	一畑電車㈱	大社線	川跡 ⟷ 出雲大社前	8.3	S53. 3. 16	自動	1両又は2両	
		北松江線	電鉄出雲市 ⟷ 松江しんじ湖温泉	33.9	H7. 10. 1	自動	1両又は2両	
	錦川鉄道㈱	錦川清流線	川西 ⟷ 錦町	32.7	S62. 7. 25	自動・特殊自動	1両又は2両	
	若桜鉄道㈱	若桜線	郡家 ⟷ 若桜	19.2	S62. 10. 14	特殊自動	1両	
	広島高速交通㈱	広島新交通1号線	本通 ⟷ 県庁前	0.3	H6. 8. 20	車内信号	6両	
	智頭急行㈱	智頭線	智頭 ⟷ 上郡	56.1	H6. 12. 3	自動	1両又は2両	
	水島臨海鉄道㈱	水島本線	倉敷市 ⟷ 三菱自工前	10.4	H8. 5. 11	自動	1両	
	井原鉄道㈱	伯備線	総社 ⟷ 清音	3.4	H11. 1. 11	自動	1両又は2両	
		井原線	清音 ⟷ 神辺	38.3	H11. 1. 11	自動	1両又は2両	
軌道	広島電鉄㈱	9号線	八丁堀 ⟷ 白島	1.2	S44. 12. 1		1両又は3両	
		5号線	広島駅 ⟷ 広島港(宇品)(比治山経由)	6.1	S46. 12. 10		1両又は3両	
		8号線	江波 ⟷ 横川駅	4.4	S46. 12. 10		1両又は3両	
		6号線	広島駅 ⟷ 江波	6.2	S48. 2. 26		1両又は3両	
		3号線	広電西広島(己斐) ⟷ 広島港(宇品)	9.2	S50. 1. 30		1両又は3両	
		1号線	広島駅 ⟷ 広島港(宇品)(紙屋町経由)	8.0	S51. 3. 15		1両又は3両	
		7号線	横川駅 ⟷ 広電本社前	4.5	H15. 4. 20		1両又は3両	
	岡山電気軌道㈱	清輝橋線	岡山駅前 ⟷ 清輝橋	2.1	S43. 7. 10		1両又は2両	
		東山線	岡山駅前 ⟷ 東山	3.1	S45. 8. 1		1両又は2両	
	広島高速交通㈱	広島新交通1号線	県庁前 ⟷ 広域公園前	18.1	H6. 8. 20	車内信号	6両	

8．鉄道及び軌道事業者別保有車両数

令和４年３月31日現在（単位：両）

業態別	車両種別／事業者別	機関車		旅客車								貨物車						特殊車	計
				電車				内燃動車	客車		その他	貨車				荷物車	その他		
		電気	内燃	制御電動	電動	制御	付随		座席車	寝台車		有蓋	無蓋	コンテナ	ホッパ				
鉄道	西日本旅客鉄道㈱	10	11	319	230	192	19	319	7				50		29	1		7	1,194
	日本貨物鉄道㈱	32	18																50
	一畑電車㈱			17		3													20
	広島電鉄㈱			85			63												148
	水島臨海鉄道㈱		4					11											15
	錦川鉄道㈱							5											5
	若桜鉄道㈱							4										2	6
	智頭急行㈱							44											44
	広島高速交通㈱			2	4														6
	井原鉄道㈱							12											12
	計	42	33	423	234	195	82	395	7	0	0	0	50	0	29	1	0	9	1,500
軌道	広島電鉄㈱			107	3		33						1						144
	岡山電気軌道㈱			25															25
	広島高速交通㈱			32	91	18	9												150
	スカイレールサービス㈱								7										7
	計	0	0	164	94	18	42	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	326
合計		42	33	587	328	213	124	395	14	0	0	0	51	0	29	1	0	9	1,826

9．鉄道及び軌道運転事故件数

令和３年度

事故種別 / 事業者名	列車衝突			列車脱線			列車火災			踏切障害			道路障害			人身障害			物損	計			当たり列車百万km件数
	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	件数	死者数	傷者数	
西日本旅客鉄道㈱										5	2	3				4	2	2		9	4	5	0.13
日本貨物鉄道㈱				1												2	2			3	2	－	0.34
一畑電車㈱																				－	－	－	0.00
広島電鉄㈱										1						1		1		2	－	1	1.28
水島臨海鉄道㈱										1										1	－	－	3.45
錦川鉄道㈱																				－	－	－	0.00
若桜鉄道㈱																				－	－	－	0.00
智頭急行㈱																				－	－	－	0.00
広島高速交通㈱																				－	－	－	0.00
井原鉄道㈱																				－	－	－	0.00
鉄道計	－	－	－	1	－	－	－	－	－	7	2	3	－	－	－	7	4	3	－	15	6	6	2.52
広島電鉄㈱				1		1							4		2					5	－	3	1.69
岡山電気軌道㈱																				－	－	－	0.00
スカイレールサービス㈱																				－	－	－	0.00
軌道計	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	4	－	2	－	－	－	－	5	－	3	1.45
合計	－	－	－	2	－	1	－	－	－	7	2	3	4	－	2	7	4	3	－	20	6	9	2.13

（注）１．西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱及び智頭急行㈱については管内の事故に限る。
２．広島高速交通㈱については軌道区間での事故も鉄道事故として計上する。【軌道事故等報告規則第６条（平成13年10月改正）】

10．鉄道及び軌道の運転事故件数の推移

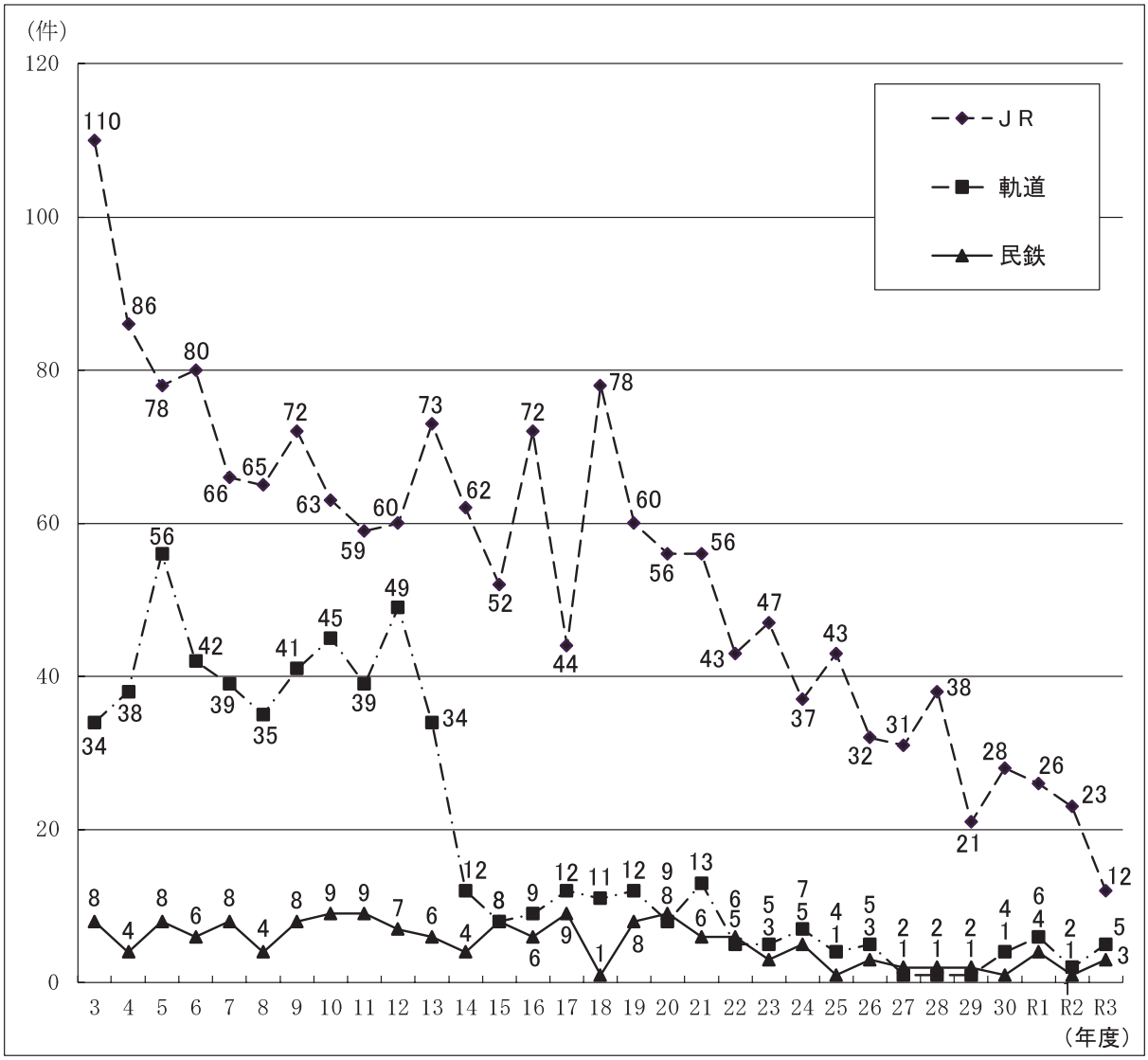

（注）１．（　）内は有責を示す。
　　２．「鉄道事故等報告規則」が平成13年10月1日より一部改正

11．踏切事故発生状況の推移

（単位：件、人）

区　　分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
総　件　数		20	18	18	12	17	10	13	14	12	7
死　亡　者		11	8	5	5	8	6	4	5	5	2
負　傷　者		4	8	52	1	9	2	2	3	2	3
ＪＲ	件　数	17	17	15	10	16	8	13	13	12	5
	死亡者	11	8	5	5	8	5	4	5	5	2
	負傷者	2	8	48	0	8	2	2	2	2	3
民鉄	件　数	3	1	3	2	1	2	0	1	0	2
	死亡者	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	負傷者	2	0	4	1	1	0	0	1	0	0

（注）踏切事故は運転事故のうち、踏切に起因する列車脱線事故及び踏切障害事故を示す。

12．踏切事故分類表（令和３年度）

(1) 踏切道別

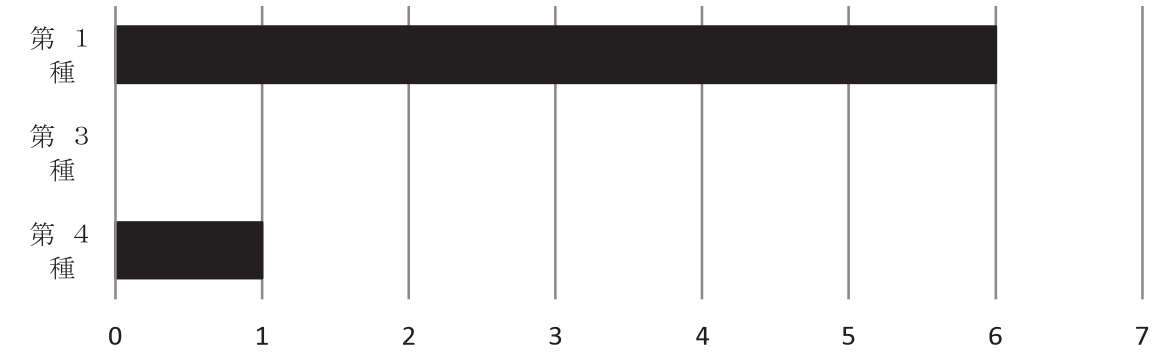

(2) 衝撃物別

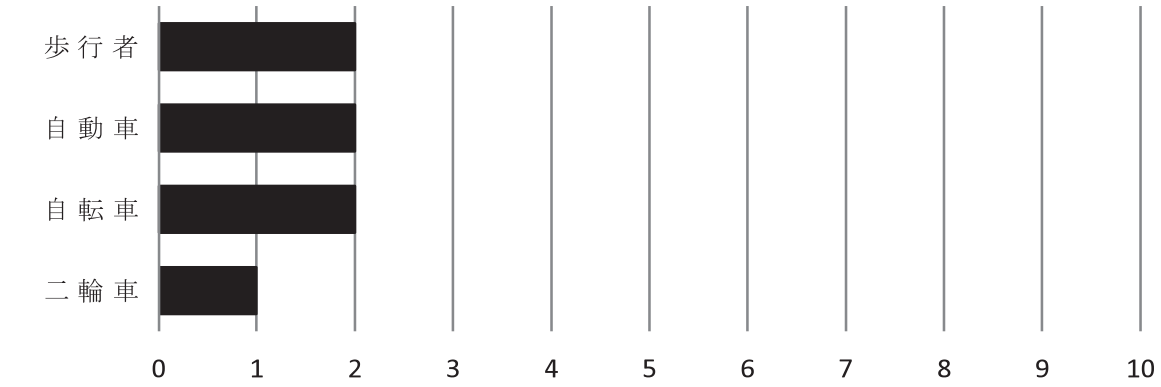

(3) 原因別

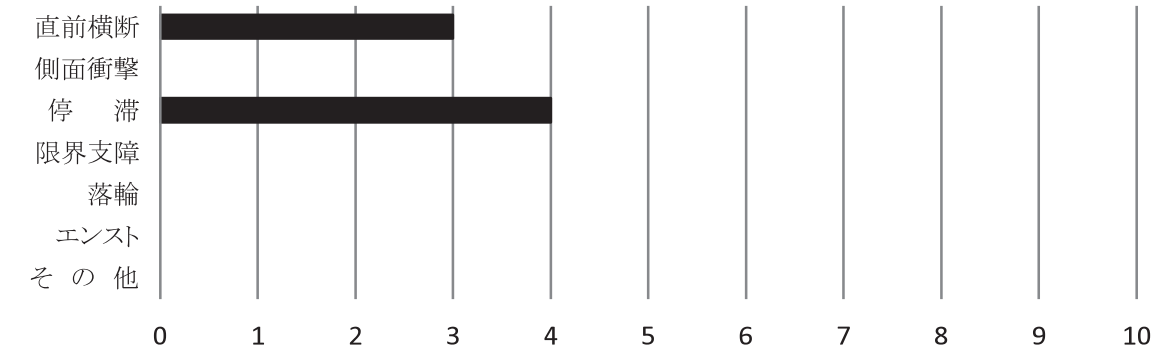

(4) 時間帯別

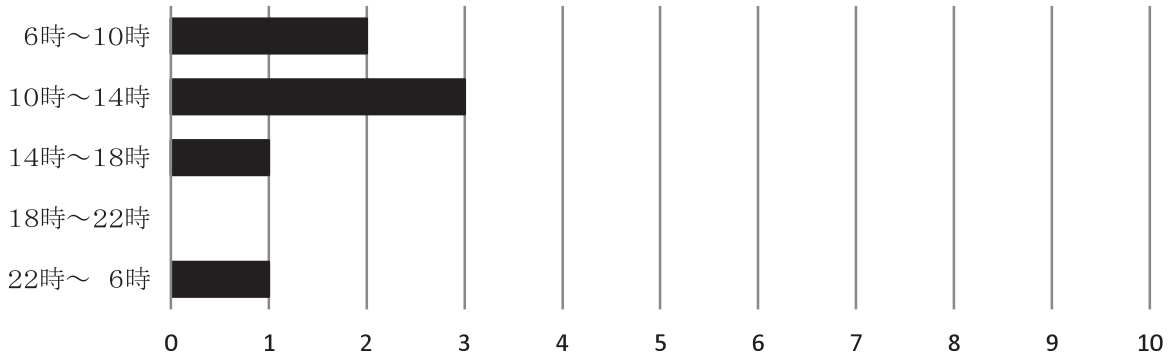

13．鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移（令和４年３月31日現在）

(1) 旅客会社・貨物会社（中国運輸局管内）

（単位：箇所）

種別＼年度末	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
第 1 種	2,823	2,829	2,838	2,844	2,807	2,815	2,817	2,825
第 2 種	－	－	－	－	－	－	－	－
第 3 種	91	88	85	84	72	69	65	65
第 4 種	443	438	429	420	392	382	372	359
計	3,357	3,355	3,352	3,348	3,271	3,266	3,254	3,249

(2) 民　　鉄

（単位：箇所）

種別＼年度末	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
第 1 種	214	215	215	212	212	212	212	212
第 2 種	－	－	－	－	－	－	－	－
第 3 種	8	8	8	8	8	8	8	8
第 4 種	51	50	50	50	50	49	48	48
計	273	273	273	270	270	269	268	268

（注）踏切道の種別は、次の分類による。

第１種…自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過するすべての列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第２種…踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第３種…踏切警報機を設置しているもの。

第４種…その他

Ⅱ　索道関係
1．索道事業者の概要

令和４年10月１日現在

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長（m）	搬器定員（人）	許可等年月日	運輸開始年月日	備考
普通索道	広島県	おのみちバス㈱	大﨑多久司	尾道市東尾道18－1	千光寺山	365	30	S31.9.10	S32.3.25	H26.1変更
		広島観光開発㈱	井手ヶ原誠	広島市中区東千田町2－9－29	宮島弥山（紅葉谷）	1,102	8	S32.9.3	S34.3.31	
					〃（獅子岩）	524	30	S32.9.3	S34.3.31	
	島根県	アオイテクノサービス㈱	塩本　崇公	広島市安佐南区相田1－1－26	阿佐山	2,064	4	S61.8.8	S61.12.23	H2.10変更
					〃（第２）	1,501	4	H23.4.18	H23.5.3	休止中
		㈱ユートピア・マウンテンリゾート	木村　宏一	浜田市旭町市木7600	三ツ石山	1,742	6	H3.3.27	H6.12.11	H6.9変更 休止中
	山口県	下関市	前田晋太郎	下関市南部町1－1	火の山	438	31	S32.7.18	S33.4.1	
		錦川鉄道㈱	廣田　幹	岩国市錦町広瀬7873－9	城山	412	30	S37.6.19	S38.3.17	H28.4変更
	事業者数合計　６者		基数合計　８基		斜長合計　8,148m					
特殊索道	広島県	㈱恐羅漢	川本　泰生	山県郡安芸太田町大字横川740－1	恐羅漢（第１A線）	644	2	S57.6.22	S57.12.19	H3.10変更
					〃（第1B線）	637	2	S42.9.5	S42.12.24	H3.10変更
					〃（第２）	404	2	S45.9.9	S45.12.30	S63.8変更
					〃（第3トリプル）	399	3	S57.6.22	S57.12.18	H8.10変更
					〃（カヤバタA）	794	2	S62.7.14	S62.12.14	
					〃（カヤバタB）	366	2	S63.9.1	S63.12.10	休止中
					〃（第1ペアB）	512	2	H4.9.28	H4.12.15	H8.8変更
					〃（第1ペアA）	524	2	H4.9.28	H4.12.15	
					〃（第2ペア）	812	2	H4.9.28	H4.12.15	休止中
					〃（第3ペア）	782	2	H9.10.28	H9.12.13	
		㈱芸北	一ノ本達己	山県郡北広島町中祖19	芸北国際（トリプルA線）	467	3	H4.10.29	H4.12.26	パラレル休止中
					〃（トリプルB線）	467	3	H4.10.29	H4.12.26	
					国際エクスプレス	730	4	H9.10.30	H9.12.6	休止中
					おーひら（第１）	904	2	S60.8.13	S60.12.21	〃
					おーひらエクスプレス	1,631	6	H9.11.25	H9.12.13	〃
					ユートピアサイオト（第１）	291	2	S61.9.16	S61.12.25	
					〃（第２）	633	3	S61.9.16	S61.12.25	H11.10変更
					〃（第３）	685	3	S61.9.16	S61.12.25	H11.10変更
					〃（第４）	682	3	S61.9.16	S61.12.25	H13.10変更
					〃（第５）	852	2	S61.9.16	S61.12.25	
					〃（第６）	274	2	H7.9.28	H7.12.1	
		㈱アグリヒバゴン	石川　芳秀	庄原市西城町大佐741－2	県民の森（第２）	449	2	S62.10.12	S63.1.24	H16.9変更
					〃（第３）	714	2	H2.10.9	H2.12.27	

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長（m）	搬器定員（人）	許可等年月日	運輸開始年月日	備考
特殊索道	広島県	道後山観光㈱	今田　実	庄原市西城町三坂73	道後山（ロマンス）	1,088	2	H7.10.27	H7.12.25	
					〃（月見ヶ丘ロマンス）	360	2	S45.10.9	S45.12.29	H8.12変更
		㈱　B　T　M	山口　和男	庄原市西城町三坂5190－50	ドルフィンパレイ（第1）	742	2	S61.12.2	S62.12.27	休止中 H25.11変更
					〃（第2）	721	2	S62.12.2	S62.12.27	〃
					〃（第3）	750	2	S62.12.2	S62.12.27	〃
					〃（第4）	566	3	S62.12.2	S62.12.27	〃
					〃（第5）	290	2	H4.12.10	H4.12.23	〃
					猫山（第1ペア）	523	2	S63.11.2	S63.12.18	H25.11変更
					〃（第2ペア）	643	2	S63.9.1	S63.12.18	〃
					〃（第3ペア）	836	2	S63.9.1	S63.12.18	〃
					〃（第4ペア）	293	2	H8.12.20	H9.1.14	〃
		㈱エス・ティ・ユー	田辺　俊則	広島市安佐南区安東7－14－1	八幡高原191（第1）	331	2	S63.9.1	S63.12.21	
					〃（第2）	747	2	S63.9.1	S63.12.21	
					〃（第3）	746	2	S63.9.1	S63.12.21	
					〃（第4）	340	2	H4.12.1	H5.1.17	
		㈱広島リゾート	中本　雅生	廿日市市栗栖508	女鹿平（第1）	655	2	H10.10.21	H11.1.9	
					〃（第2）	451	2	H10.10.21	H11.1.9	
					〃（第4）	177	2	H11.11.22	H11.12.4	
					〃（第5）	597	2	H16.9.1	H16.11.12	
					〃（第6クワッド）	1,000	4	H16.10.22	H16.12.17	
					大佐（第1ロマンス）	390	2	S49.9.9	S49.12.26	
					〃（第2ペア）	381	2	S61.9.10	S61.12.27	
					〃（第3ペア）	368	2	S60.9.14	S60.12.21	パラレル
					〃（第4ペア）	375	2	S60.9.14	S60.12.21	
					〃（第7）	654	1	H3.10.4	H3.12.24	パラレル
					〃（第8）	654	1	S52.11.24	S53.1.19	H3.10変更
					〃（第9ペア）	639	2	H2.7.2	H3.12.24	休止中
		事業者数合計　7者		基数合計　50基		斜長合計	29,970m			

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長（m）	搬器定員（人）	許可等年月日	運輸開始年月日	備考
特殊索道	鳥取県	㈱だいせんリゾート	澤　志郎	西伯郡大山町大山136－2	だいせんホワイトリゾート（N1号リフト）	239	3	S52.9.16	S52.12.27	H6.8変更
					〃（N2号リフト）	401	3	H6.8.4	H6.12.21	休止中
					〃（N3号リフト）	412	3	S59.8.6	S59.12.23	H6.8変更
					〃（N4号リフト）	626	2	H6.8.4	H6.12.18	
					〃（U1号リフトA線）	508	2	H25.9.24	H25.12	休止中
					〃（U1号リフトB線）	508	2	H25.9.24	H25.12	〃
					〃（U2号リフト）	747	3	H9.6.9	H10.1.2	〃
					〃（G1号リフト）	513	2	S63.9.1	S63.12.11	
					〃（G2号リフト）	540	2	H11.12.8	H11.12.23	
					〃（アクセスリフトA線）	147	2	S57.7.12	S57.12.19	S63.8変更
					〃（アクセスリフトB線）	144	2	H11.12.8	H11.12.23	
		(一財)休暇村協会	河本　利夫	東京都台東区東上野5－1－5	鏡ケ成（擬宝珠山第1）	200	2	S59.9.7	S59.12.16	H2.10変更
					〃（擬宝珠山第2）	350	1	H2.10.11	H2.12.24	休止中
		鳥取砂丘大山観光㈱	澤　志郎	鳥取市福部町湯山2083	鳥取砂丘観光リフト	225	2	S37.11.10	S38.7.29	H9.3変更
					だいせんホワイトリゾート（K1号リフトA線）	392	2	S45.7.20	S45.12.26	S63.8変更 休止中
					〃（K1号リフトB線）	394	2	S51.4.28	S51.12.19	S63.8変更 休止中
					〃（K2号リフト）	570	2	H3.8.21	H3.12.20	休止中
					〃（K3号リフト）	880	2	H3.8.21	H3.12.20	〃
					〃（K4号リフト）	906	3	H29.8.25	H29.12.23	
					〃（K5号リフト）	547	3	S45.7.20	S45.12.26	H7.7変更 休止中
		花見山観光㈱	松原　保昭	日野郡日南町神戸上3084-10	花見山（第3ペア）	833	2	S61.9.16	S61.12.20	休止中
					〃（第4ペア）	240	2	H4.11.19	H4.12.12	〃
		江府町	白石　祐治	日野郡江府町江尾475	奥大山（第1）	385	2	S57.9.2	S58.1.3	H4.11変更 休止中
					〃（第2）	479	2	S57.9.2	S58.1.3	H13.6変更 休止中
		エムケイ開発㈱	河上　貴一	西伯郡伯耆町大内桝水高原1069－50	桝水高原（第1）	285	1	S60.11.6	S60.12.28	休止中 パラレル
					〃（第2）	558	2	S60.11.6	S60.12.28	
					〃（第3）	499	2	H5.9.1	H5.12.23	
		(一財)若桜町観光開発事業団	山根　勝	八頭郡若桜町つく米635－13	若桜（第1ペア）	457	2	S63.9.1	S63.12.18	
					〃（第2ペア）	824	2	H1.10.16	H1.12.17	
					〃（第3）	476	1	H1.10.16	H1.12.17	
					氷の山（いぬわし第1）	545	1	S60.8.23	S60.12.15	パラレル
					〃（いぬわし第2）	545	1	S60.8.23	S60.12.15	休止中
		若桜観光㈱	山根　政彦	八頭郡若桜町つく米631－13	氷の山	418	2	S46.10.21	S46.12.20	H7.9変更
		事業者数合計　8者		基数合計　33基		斜長合計　15,793m				

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長（m）	搬器定員（人）	許可等年月日	運輸開始年月日	備考
特殊索道	島根県	津和野町	下森　博之	鹿足郡津和野町枕瀬218－18	津和野	333	1	S46.5.4	S46.9.22	
		アオイテクノサービス㈱	塩本　崇公	広島市安佐南区相田1－1－26	阿佐山（第1）	898	4	H2.10.9	H2.12.23	H2.10変更 休止中
					〃（第2）	783	4	H9.11.25	H10.1.7	
					〃（第3）	1,501	4	S63.11.17	H1.2.4	休止中
					〃（第4）	356	3	H1.10.12	H2.1.6	〃
					〃（第5）	582	2	H2.10.9	H2.12.19	〃
					〃（第6）	995	4	H4.3.11	H5.1.18	〃
		飯南町	山碕　英樹	飯石郡飯南町下赤名890	赤名（ロマンス）	421	2	S63.9.5	H1.1.28	休止中
		㈱飯南トータルサポート	後藤　浩二	飯石郡飯南町上赤名38－2	琴引（第1）	303	2	H1.10.12	H3.12.21	H3.10変更
					〃（第2）	720	2	H1.10.12	H3.12.30	H3.10変更
					〃（第3）	673	2	H1.10.12	H3.12.30	
					三瓶山（ロマンス）	856	2	H3.10.4	H3.12.26	
					〃（第2ロマンス）	507	2	H7.10.12	H7.12.16	休止中
					〃（第3）	306	1	S56.10.26	S56.12.28	〃
		㈱ユートピア・マウンテンリゾート	木村　宏一	浜田市旭町市木7600	アサヒテングストン（第1）	940	2	H3.3.27	H7.1.2	H6.9変更 休止中
					〃（第2）	602	3	H3.3.27	H7.1.2	H8.11変更 休止中
					〃（第3）	1,013	2	H3.3.27	H7.1.2	H6.9変更 休止中
		事業者数合計　5者		基数合計　17基	斜長合計	11,789m				

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長（m）	搬器定員（人）	許可等年月日	運輸開始年月日	備考
特殊索道	岡山県	(一財)休暇村協会	河本　利夫	東京都台東区東上野5－1－5	上蒜山(ペアリフト)	569	2	H 8 . 10 . 14	H 8 . 12 . 10	休止中
		㈱アストピア蒜山	小谷　敏樹	真庭市蒜山上長田2300－1	津黒高原(ペアリフト)	362	2	H 9 . 11 . 27	H10 . 1 . 7	
		㈱　いぶき	石田　尭庸	新見市上市699－1	いぶき(第1トリプル)	404	3	H15 . 10 . 24	H15 . 11 . 29	
					〃(第2ペア)	207	2	H15 . 10 . 24	H15 . 11 . 29	
					〃(第3ペア)	602	2	H15 . 10 . 24	H15 . 11 . 29	
		(一財)上齋原振興公社	山崎　親男	苫田郡鏡野町上齋原409	恩原高原パノラマ(第1ペア)	381	2	H 1 . 10 . 5	H 1 . 12 . 31	
					〃(第2ペア)	596	2	H 1 . 10 . 5	H 1 . 12 . 31	
					〃(第3ペア)	227	2	H 1 . 10 . 5	H 1 . 12 . 31	
					レイクサイド(第1ペア)	358	2	H 7 . 10 . 12	H 7 . 12 . 23	人工スキー場休止中
					〃(第2ペア)	409	2	S62 . 10 . 13	S62 . 12 . 6	休止中
		㈱グリーンピア蒜山	真田　善弘	真庭市蒜山上徳山1380－6	ひるぜんベアバレー(第1ペア)	555	2	H 9 . 11 . 28	H 9 . 12 . 24	
					ベアバレー第2ペア	354	2	H27 . 8 . 31	H27 . 12 . 10	
		事業者数合計　5者		基数合計　12基	斜長合計	5,024m				
	山口県	㈱　願成就	金子　順一	山口市阿東徳佐上2－95	十種ヶ峰(第1ペア)	469	2	S62 . 9 . 7	S63 . 2 . 11	
		事業者数合計　1者		基数合計　1基	斜長合計	469m				
	事業者数合計　25者			基数合計　113基	斜長合計	63,045m				

2．索道の位置図

（令和４年10月１日）

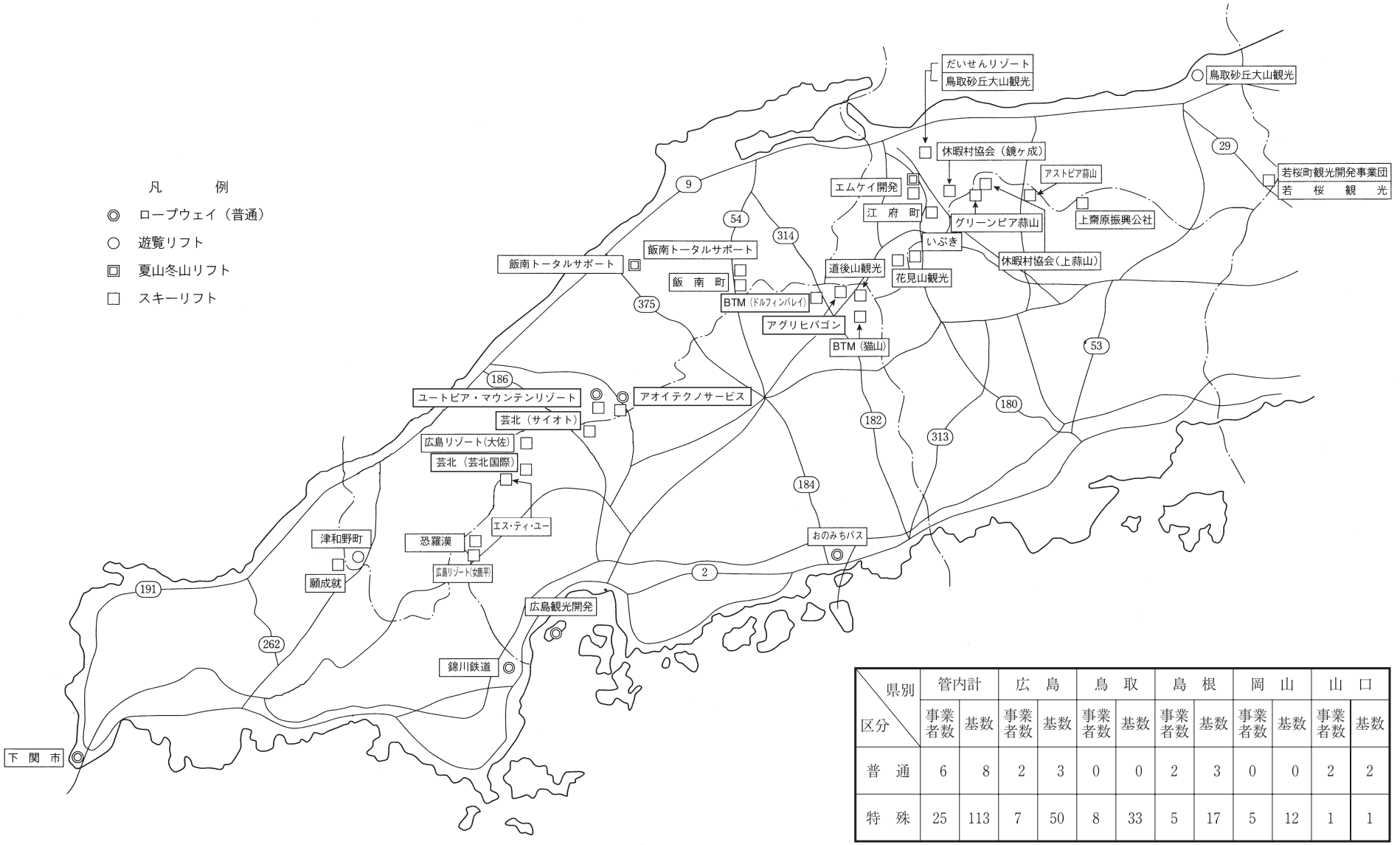

区分＼県別	管内計		広　島		鳥　取		島　根		岡　山		山　口	
	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数
普　通	6	8	2	3	0	0	2	3	0	0	2	2
特　殊	25	113	7	50	8	33	5	17	5	12	1	1

Ⅰ　乗合・貸切・乗用関係

1．旅客運送事業規模別事業者数

令和４年３月31日現在

事業種別	規模別／県別	合計	当該事業用車両数規模別事業者数								当該事業従業員数規模別事業者数								資本金規模別事業者数									
																			個人			法人							公営
			1人1車制個人タクシー	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	200両まで	500両まで	501両以上	1人1車制個人タクシー	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	1,000人まで	1,001人以上	計	1人1車制個人タクシー	その他	計	500万円まで	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	1億円まで	1億円越える	
乗合	広島県	102	－	78	9	4	4	5	1	1	－	64	22	3	5	5	3	0	8	－	8	94	30	32	13	5	11	3	0
	鳥取県	5	－	3	0	0	0	2	0	0	－	2	1	0	0	2	0	0	1	－	1	4	0	1	0	0	3	0	0
	島根県	46	－	39	4	0	2	1	0	0	－	31	11	1	0	3	0	0	3	－	3	44	20	7	6	6	4	1	1
	岡山県	47	－	30	8	4	3	2	0	0	－	23	14	3	5	2	0	0	0	－	0	50	10	21	6	5	5	3	0
	山口県	40	－	26	5	5	2	0	2	0	－	20	7	7	3	0	2	0	2	－	2	40	12	10	10	3	3	2	1
	管内計	240	－	176	26	13	11	10	3	1	－	140	55	14	13	12	5	0	14	－	14	232	72	71	35	19	26	9	2
貸切	広島県	102	－	64	32	5	1	0	0	0	－	47	41	8	5	1	0	0	3	－	3	99	26	31	20	9	11	2	0
	鳥取県	12	－	7	4	0	1	0	0	0	－	5	4	2	1	0	0	0	0	－	0	12	4	3	2	0	3	0	0
	島根県	40	－	33	6	1	0	0	0	0	－	22	14	3	1	0	0	0	0	－	0	39	12	9	7	6	5	0	1
	岡山県	74	－	55	16	3	0	0	0	0	－	44	25	3	2	0	0	0	2	－	2	72	12	22	17	14	5	2	0
	山口県	45	－	35	8	2	0	0	0	0	－	31	10	3	1	0	0	0	3	－	3	41	11	11	10	4	4	1	1
	管内計	273	－	194	66	11	2	0	0	0	－	149	94	19	10	1	0	0	8	－	8	263	65	76	56	33	28	5	2
乗用	広島県	1,188	978	89	67	29	18	6	1	0	978	82	58	30	25	10	1	0	1,006	978	28	197	81	74	30	7	5	0	0
	鳥取県	28	0	12	11	3	1	1	0	0	0	11	10	4	3	0	0	0	2	0	2	26	9	14	0	1	2	0	0
	島根県	91	0	67	17	5	1	1	0	0	0	67	14	8	2	0	0	0	15	0	15	81	50	20	7	4	0	0	0
	岡山県	308	174	83	30	10	6	3	2	0	174	83	32	12	6	1	1	0	188	174	14	120	50	41	16	9	3	1	0
	山口県	168	62	47	32	17	8	2	0	0	62	44	30	17	14	0	0	0	68	62	6	101	47	29	19	5	1	0	0
	管内計	1,783	1,214	298	157	64	34	13	3	0	1,214	287	144	71	50	11	2	0	1,279	1,214	65	525	237	178	72	26	11	1	0

（注）複数の県の区域が存する事業者区分については、当該事業者の住所によることとした。
事業種別の乗用は、福祉輸送事業限定などの特殊な輸送を除く。
集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

2．輸送実績からみる乗合バス事業の概況

（各年度末現在）

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
広島県	29	99	2,020	15,549	100,259	100,050	27,102	270.3
					(100)	(100)		
	30	98	1,968	15,687	96,334	96,569	26,468	274.8
					(96)	(97)		
	元	98	2,123	16,075	94,084	93,712	25,580	271.9
					(94)	(94)		
	2	105	2,318	16,519	77,401	67,260	17,083	220.7
					(77)	(67)		
	3	102	2,235	17,175	74,942	67,737	16,930	225.9
					(75)	(68)		
鳥取県	29	6	353	5,799	20,695	6,183	3,468	167.6
					(100)	(100)		
	30	6	350	5,777	20,591	6,160	3,538	171.8
					(99)	(100)		
	元	5	332	5,599	19,815	6,198	3,326	167.9
					(96)	(100)		
	2	5	319	4,477	12,893	4,625	1,185	91.9
					(62)	(75)		
	3	5	296	4,489	11,872	4,524	1,222	102.9
					(57)	(73)		
島根県	29	51	476	7,467	22,276	7,867	4,420	198.4
					(100)	(100)		
	30	48	498	7,664	23,162	7,928	4,482	193.5
					(104)	(101)		
	元	48	467	7,178	23,259	7,823	4,308	185.2
					(104)	(99)		
	2	48	450	7,130	18,625	5,623	2,132	114.5
					(84)	(71)		
	3	47	434	7,180	19,878	5,892	2,412	121.3
					(89)	(75)		

（各年度末現在）

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	㌔	千㌔	千人	百万円	円
岡山県	29	51	986	9,448	36,778	28,185	7,605	206.8
					(100)	(100)		
	30	48	979	10,982	34,988	28,605	7,346	210.0
					(95)	(101)		
	元	48	1,066	9,380	36,739	28,659	7,637	207.9
					(100)	(102)		
	2	50	1,023	9,308	28,136	19,957	4,290	152.5
					(77)	(71)		
	3	48	888	9,088	25,531	19,683	4,511	176.7
					(69)	(70)		
山口県	29	41	993	5,395	39,770	25,045	5,733	144.2
					(100)	(100)		
	30	43	954	5,706	40,329	24,132	5,728	142.0
					(101)	(96)		
	元	42	857	5,227	38,071	23,311	5,451	143.2
					(96)	(93)		
	2	43	1,000	5,007	30,924	18,035	3,801	122.9
					(78)	(72)		
	3	41	933	4,967	31,609	16,749	4,125	130.5
					(79)	(67)		
管内計	29	245	4,828	43,658	219,778	167,330	48,328	219.9
					(100)	(100)		
	30	240	4,749	45,816	215,404	163,394	47,562	220.8
					(98)	(98)		
	元	238	4,839	43,468	212,185	159,858	46,393	218.6
					(97)	(96)		
	2	248	5,110	42,441	167,979	115,500	28,491	169.6
					(76)	(69)		
	3	240	4,786	42,899	163,832	114,585	29,200	178.2
					(75)	(68)		

（注）1．（　）内は指数（29年度100）
2．事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。
（中国ＪＲバス㈱が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため）
3．集計対象は輸送実績報告対象者としている。

3．乗合バス輸送人員の推移

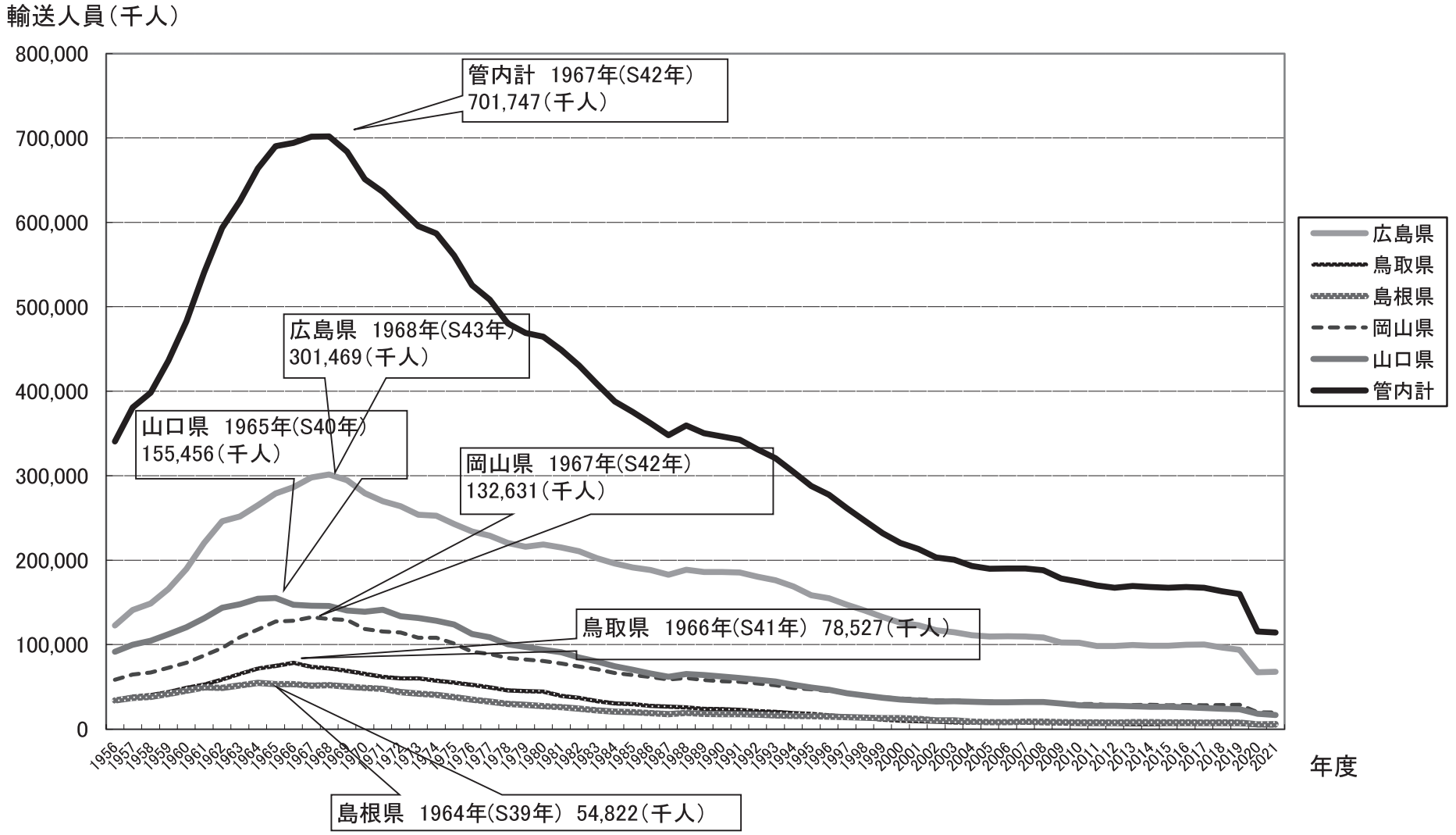

4．輸送実績からみる貸切バス事業の概況

（各年度末現在）

県別	年度別	事業者数	車両数	一事業者当たり保有車両数	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	両	千キロ	千人	百万円	円
広島県	28	117	1,235	10.6	29,168 (100)	6,210 (100)	11,036	378.4
	29	114	1,241	10.9	28,206 (97)	5,872 (95)	11,085	393.0
	30	112	1,279	11.4	29,532 (101)	6,555 (106)	12,742	431.5
	元	111	1,233	11.1	24,398 (84)	5,467 (88)	11,226	460.1
	2	103	1,175	11.4	10,099 (35)	2,798 (45)	4,988	493.9
	3	102	1,185	11.6	12,144 (42)	3,328 (54)	6,253	514.9
鳥取県	28	17	209	12.3	5,642 (100)	751 (100)	2,056	364.4
	29	17	217	12.8	5,806 (103)	787 (105)	2,125	366.0
	30	17	213	12.5	5,891 (104)	698 (93)	2,104	357.2
	元	16	209	13.1	5,285 (94)	642 (85)	1,897	358.9
	2	13	184	14.2	1,319 (23)	262 (35)	653	495.1
	3	12	180	15.0	1,596 (28)	335 (45)	737	461.8
島根県	28	44	343	7.8	9,107 (100)	1,889 (100)	3,694	405.6
	29	44	341	7.8	8,672 (95)	1,847 (98)	3,582	413.1
	30	42	325	7.7	7,711 (85)	1,763 (93)	3,072	398.4
	元	40	318	8.0	8,569 (94)	1,686 (89)	3,093	361.0
	2	41	301	7.3	2,909 (32)	1,064 (56)	1,400	481.3
	3	41	302	7.4	3,486 (38)	1,194 (63)	1,749	501.7
岡山県	28	93	895	9.6	26,122 (100)	3,841 (100)	9,735	372.7
	29	92	893	9.7	22,454 (86)	3,044 (79)	8,447	376.2
	30	88	862	9.8	22,231 (85)	3,657 (95)	9,205	414.1
	元	87	845	9.7	21,840 (84)	3,259 (85)	8,835	404.5
	2	79	734	9.3	7,050 (27)	1,209 (31)	2,952	418.7
	3	75	664	8.9	7,502 (29)	1,422 (37)	3,699	493.1
山口県	28	62	478	7.7	11,722 (100)	1,670 (100)	4,927	420.3
	29	59	472	8.0	10,557 (90)	1,905 (114)	4,552	431.2
	30	57	453	7.9	10,261 (88)	1,450 (87)	4,533	441.8
	元	56	439	7.8	9,482 (81)	1,380 (83)	4,150	437.7
	2	53	412	7.8	2,824 (24)	487 (29)	1,459	516.6
	3	46	369	8.0	3,494 (30)	622 (37)	1,738	497.4
管内計	28	330	3,160	9.6	81,761 (100)	14,361 (100)	31,448	384.6
	29	323	3,164	9.8	75,695 (93)	13,455 (94)	29,791	393.6
	30	313	3,132	10.0	75,626 (92)	14,123 (98)	31,656	418.6
	元	307	3,044	9.9	69,574 (85)	12,434 (87)	29,201	419.7
	2	286	2,806	9.8	24,201 (30)	5,820 (41)	11,452	473.2
	3	273	2,700	9.9	28,222 (37)	6,901 (51)	14,176	502.3

（注）1．（　）は指数（28年度：100）
2．事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。
（中国ＪＲバス㈱が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため）
3．集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

5．乗合事業者等に対する補助金の交付状況

(1) 令和３年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県　別	地域間幹線系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金　　額	車両数	金　　額	
広島県	51	374,210	65	73,378	447,588
鳥取県	23	177,847	59	74,085	251,932
島根県	18	75,572	33	45,776	121,348
岡山県	17	122,732	12	14,477	137,209
山口県	39	381,126	60	78,881	460,007
合　計	148	1,131,487	229	286,597	1,418,084

(2) 令和３年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県　別	地域内フィーダー系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金　　額	車両数	金　　額	
広島県	70	101,216	5	6,075	107,291
鳥取県	10	12,420	3	2,170	14,590
島根県	11	17,260	0	0	17,260
岡山県	40	75,807	5	6,626	82,433
山口県	64	76,894	2	1,995	78,889
合　計	195	283,597	15	16,866	300,463

(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額

※令和３年度完了事業分

バリアフリー化設備等整備事業（自動車）　　単位：円

事　業　内　容	事業者数	車両数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
ノンステップバスの導入	1	2	出雲市、松江市	144,400,000	34,344,000
福祉タクシー	14	14	広島市、岩国市他	29,207,697	8,272,000
合　　計				173,607,697	42,616,000

(4) 地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業）

※感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行　　単位：千円

県　別	事業者数	国庫補助金額
広島県	16	96,663
鳥取県	2	15,466
島根県	4	23,512
岡山県	5	28,174
山口県	5	31,120
合　計		194,935

⑸　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額

※令和３年度完了事業分

交通サービスインバウンド対応支援事業　　単位：円

事　業　内　容	事業者数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
バスロケーションシステムの導入	2	広島市・宇部市	3,617,000	1,168,000
非常用電源の導入	1	広島市	680,800	340,000
多言語化（多言語翻訳機等）	3	広島市、倉敷市他	10,636,640	3,544,000
ノンステップバスの導入	6	広島市、下関市他	215,047,154	13,635,000
ＩＣカードシステムの導入	4	松江市・宇部市他	702,345,200	220,510,000
合計			932,326,794	239,197,000

6．乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性

令和４年度

県別	従業員数（人）	車両数（両）	輸送人員（千人）	総走行キロ（千km）	実車キロ（千km）	延実働車両（日車）	営業収入（百万円）	実働１日１車当たり		走行１km当たり	従業員１人１ヶ月当たり
								営業収入（円）	実車キロ（km）	営業収入（円）	営業収入（円）
広島県	2,717	1,562	63,319	65,137	54,711	396,860	15,676	39,501	137.86	240.67	480,813
鳥取県	413	280	4,495	11,528	9,620	67,346	1,205	17,886	142.85	104.48	243,046
島根県	406	263	5,099	12,137	10,478	70,879	1,415	19,958	147.82	116.55	290,352
岡山県	813	580	19,228	22,312	17,536	141,436	4,096	28,961	123.99	183.58	419,861
山口県	883	575	16,390	29,062	24,762	177,143	3,581	20,216	139.79	123.22	337,968
管内計	5,232	3,260	108,531	140,176	117,108	853,664	25,973	30,425	137.18	185.29	413,686

※平成21年度より車両数30両以上の事業者を対象に集計することとした。
中国ジェイアールバス㈱の実績は各県（広島県・島根県・山口県）へ振り分けている。
なお、岡山県の中国ジェイアールバス㈱の実績については車両数が30両以上ではないため含めていない。

7．高速バス（都市間バス）の運行状況

令和４年４月１日現在

（北陸方面）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	広島・岡山～福井・金沢・富山線	百万石ドリーム広島号	707.2	1.0	11：19	H31．4．1

（関東・中部方面）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	広島～東京	ニューブリーズ	831.1	1.0	11：45	H15.12.12
2	広島・岡山～横浜・東京線	ドリーム岡山・広島号	856.0	1.0	12：56	H29．3．31
3	広島～東京	WILLER EXPRESS	817.7	1.5	12：20	H26．7．31
4	広島～東京	O.T.B.LINER	812.3	1.0	12：30	H25．8．1
5	広島～東京	JAMJAM LINER	969.7	1.0	12：50	H25．8．1
6	三原・尾道・福山～東京	エトワールセト	775.4	1.0	11：15	H１．4．20
7	広島・福山・岡山～横浜	メープルハーバー	819.9	1.0	12：40	H９.12.26
8	広島・福山～東京	ドリームスリーパー	832.9	1.0	12：10	H24．8．29
9	広島・三次～名古屋	広島ドリーム名古屋号	545.2	1.0	8：55	H１．9．8
10	鳥取～横浜・東京		697.1	1.0	12：00	H26．9．4
11	出雲・松江～東京	スサノオ	826.5	1.0	13：06	S63.12.21
12	出雲・松江・米子～名古屋	出雲・松江・米子ドリーム名古屋号	533.9	1.0	8：35	H16．9．10
13	出雲・松江・米子～東京	WILLER EXPRESS	800.3	1.0	13：05	H25．8．1
14	出雲・松江・米子～横浜・東京	キラキラ号	864.8	1.0	14：30	H26．9．1
15	出雲・松江・米子～東京	O.T.B.LINER	802.4	1.0	13：30	H29．2．10
16	岡山・津山～東京・横浜	ルブラン	734.5	2.0	11：40	H２．3．22
17	倉敷・岡山・津山～東京	ルミナス・マスカット	716.0	1.0	12：05	H２．3．22
18	倉敷・岡山～東京	ままかりライナー	702.1	1.0	11：10	H22．3．15
19	倉敷・岡山～東京	キラキラ号	678.6	1.0	10：25	H26．9．1
20	倉敷・岡山～東京	KB LINER	734.6	1.0	10：40	H25．8．1
21	倉敷・岡山～名古屋	リョービエクスプレス	348.4	2.0	5：50	H９．7．18
22	倉敷・岡山～東京・千葉	WILLER EXPRESS	692.5	1.5	11：40	H25．8．1
23	福山・倉敷・岡山～東京	JAMJAM LINER	747.0	1.0	11：21	H27．3．1
24	岡山・姫路・神戸～横浜・東京		701.3	1.0	11：40	H27．5．7
25	萩・防府・岩国～東京	萩エクスプレス	1,001.5	1.0	14：29	H５．4．24
26	広島～横浜・東京・千葉		870.0	1.0	13：00	R２．8．3
27	出雲・松江・米子～横浜・東京・千葉		866.5	1.0	14：10	R２．8．3
28	広島・岡山～東京・千葉		821.1	1.0	12：30	R３．4．27

（近畿方面）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	広島～神戸	神戸エクスプレス／ハーバーライナー	313.2	2.0	4：02	H13．7．20
2	広島～大阪・京都	グラン昼特急号／グランドリーム号	339.3	4.0	5：28	H14．7．20
3	広島～大阪・京都	青春昼特急号／青春ドリーム号	381.1	3.0	6：27	H16．8．1
4	広島～神戸・大阪・京都	WILLER EXPRESS／STAR EXPRESS	391.3	2.0	7：20	H25．8．1
5	広島～大阪・京都	WILLER EXPRESS	377.6	8.0	7：10	H26．7．31
6	三次・新見～大阪	広島みよしワインライナー	305.7	4.0	4：45	S59．5．1
7	新見～大阪		234.7	2.0	3：48	H３．7．25
8	尾道・府中・福山～大阪	びんごライナー	264.4	3.0	5：28	H７.12.15
9	世羅・尾道・府中・福山～神戸	神戸ライナー	244.7	2.0	4：46	H10．7．24
10	神辺・井原・笠岡～大阪	カブトガニ号	252.5	2.0	4：45	H25．3．16
11	広島・福山～大阪	JAMJAM LINER	358.0	1.0	8：45	H28.12.22
12	鳥取～神戸・大阪	ビッグバード	207.6	19.0	3：45	S50.11．1
13	倉吉～神戸・大阪	ビッグバード	238.3	10.0	4：45	S63.10.19
14	米子～神戸・大阪	ビッグバード	258.9	18.0	3：50	S56．7．7
15	米子～神戸	ビッグバード	246.5	5.0	3：35	H７．2．28
16	鳥取～京都	鳥取エクスプレス京都号	211.7	2.0	3：26	H２．9．11
17	米子～京都	米子エクスプレス京都号	281.7	3.0	4：40	H９．7．1
18	鳥取～姫路	プリンセスバード号	125.7	4.0	2：29	H22．3．24
19	出雲・松江～大阪	くにびき	324.6	12.5	5：35	H１．4．20
20	津和野・益田・浜田～大阪	津和野エクスプレス	503.3	1.0	9：00	H３.12．7
21	江津・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	416.5	1.0	6：31	H14.12.21
22	益田・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	439.2	1.0	7：01	H15.10．3
23	出雲・松江～神戸	ポートレイク	310.1	3.0	5：17	H13．7．18
24	出雲・松江～京都	出雲エクスプレス京都号	347.8	2.0	5：50	H14.10.18
25	津山～大阪	中国ハイウェイバス	164.2	19.0	3：04	S50.11．1
26	玉野・倉敷・岡山～大阪	リョービエクスプレス	221.1	10.0	4：30	H１.12．1
27	岡山～大阪	吉備エクスプレス号	189.2	12.0	3：40	H12．8．10
28	倉敷・岡山～神戸	ハーバープリンス／ハーバーライナー	183.0	2.0	3：50	H６．9．1
29	岡山～神戸	リョービエクスプレス	164.0	2.0	2：45	H20．2．1
30	倉敷・岡山～京都	京都エクスプレス	223.9	7.0	4：12	H13.10.27
31	岡山～関西国際空港	関空リムジンバス	222.4	7.0	3：35	H19．4．20
32	長門・萩・防府・岩国～神戸・大阪・京都	カルスト	607.2	1.0	13：39	R２．8．2
33	広島駅北口・岡山駅西口～難波～りんくうタウン		607.3	2.0	7：00	R２.12.17

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
＊印については、高速バスの輸送実績には含まない
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

（四国方面）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	広島～今治	しまなみライナー	147.8	3.0	2：55	H11. 5. 2
2	福山～今治	しまなみライナー	76.7	16.0	1：30	H11. 5. 2
3	福山・尾道～松山	キララエクスプレス	140.9	4.0	3：00	H11. 5. 2
4	広島～高知	土佐エクスプレス	291.8	2.0	4：46	H12. 7.20
5	広島～徳島	あわひろしま号	277.4	2.0	4：25	H14.12.21
6	広島～高松	高松エクスプレス広島号／瀬戸内エクスプレス	216.5	5.0	3：34	H12.12.15
7	岡山～高知	龍馬エクスプレス	168.8	9.0	2：33	H 4. 2. 8
8	岡山～松山	マドンナエクスプレス	204.6	6.0	3：22	H 6.11.17
9	岡山・倉敷～徳島	リョービエクスプレス	161.6	3.0	2：35	H15. 4.25

（九州方面）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	福山・広島～小倉・福岡	広福ライナー	284.0	10.0	4：32	H14. 5.31
2	鳥取・倉吉・米子～小倉・福岡	大山号	582.3	1.0	10：40	H 3. 9.18
3	松江・出雲～小倉・福岡	出雲ドリーム博多号	484.7	1.0	8：52	H 2. 8. 2
4	岡山・倉敷～小倉・福岡	ペガサス	452.0	1.0	9：12	H 1. 4. 1
5	山口・宇部～福岡	福岡・山口ライナー	185.0	7.0	3：55	H13.10.19
6	下関～福岡	ふくふく天神号	98.9	14.0	1：40	H13. 3. 1
7	下松・周南・防府～福岡	福岡・防府・周南ライナー	216.9	2.0	3：58	H15. 3.20
8	広島～佐賀		366.6	2.0	6：00	R 3.12.17

（中国地方）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	広島～倉吉・鳥取	メリーバード	295.6	2.0	5：30	S63.12.21
2	広島～米子	メリーバード	202.2	7.0	3：33	H 1. 9.27
3	広島～松江	グランドアロー	179.3	18.0	3：18	S61. 5.22
4	広島～出雲	みこと	166.0	9.0	3：11	H 3. 5.21
5	広島～浜田	いさりび	102.6	13.0	2：13	H 3.12. 8
6	広島～戸河内・美郷～益田 ＊	新広益線	122.9	2.0	2：50	H 6. 5.24
7	広島～六日市・日原～益田 ＊	広益線	148.7	6.0	3：18	H 7. 4.28
8	広島～大田 ＊	石見銀山号	121.0	2.0	3：04	H19. 4.16
9	広島～岡山	サンサンライナー	162.4	10.0	2：32	H14. 3.16
10	広島～徳山		98.3	7.0	1：40	H11. 2.16
11	広島～徳山・防府		121.3	2.0	2：25	H 9. 5.16
12	広島～防府・湯田		145.3	3.0	3：03	S62.10. 2
13	広島～柳井・田布施		87.5	5.0	1：36	H14.10. 1
14	広島～岩国		57.7	15.0	1：16	H17.12.22
15	岡山～米子・松江・出雲	ももたろうエクスプレス	216.0	9.0	3：58	H 9. 3.16
16	岡山～倉吉	新倉吉街道エクスプレス	130.7	2.0	2：30	H16.12.18

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
＊印については、高速バスの輸送実績には含まない
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

（同一県内）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	広島～福山	ローズライナー	109.4	34.0	1：55	H 6．3．21
2	広島～府中・平成大学	リードライナー	101.3	16.0	2：04	H 7．4．26
3	広島～尾道・因島	フラワーライナー	113.2	13.0	2：20	H 8．3．18
4	広島～甲山・甲奴	ピースライナー	106.3	4.0	2：03	H 8．7．11
5	福山～因島	シトラスライナー	51.5	15.0	1：07	H 9．10．7
6	広島～三次・庄原・東城・下帝釈 ＊		137.3	37.5	2：47	S63．8．22
7	広島～三段峡 ＊	三段峡線	59.8	4.0	1：15	S60．3．21
8	広島～東広島	グリーンフェニックス	44.9	16.5	1：01	H27．3．14
9	広島～竹原 ＊	かぐや姫号	61.2	17.0	1：25	H 3．4．25
10	呉～豊島 ＊		52.3	11.0	1：41	H20．11．18
11	広島～豊島 ＊	とびしまライナー	74.1	4.0	2：39	H20．11．18
12	岡山～津山	岡山エクスプレス津山号	62.5	4.0	1：50	H25．12．1
13	岡山～勝山 ＊		84.8	4.0	1：55	H 9．4．1
14	下関～宇部 ＊		65.3	8.0	1：15	H14．11．1
15	山口～萩	スーパー萩号	51.5	6.0	1：10	H28．1．11
16	三次～福山線	きんさいライナー	78.9	2.0	1：50	H30．8．9

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
＊印については、高速バスの輸送実績には含まない
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

（管外）

No	路　線　名	愛　　称	系統キロ（km）	運行回数	所要時分	運行開始年 月 日
1	高知・岡山～東京	O.T.B.LINER	801.1	1.0	12：40	H25．8．1
2	福岡・山口～東京	O.T.B.LINER	1,102.6	1.0	15：30	H25．8．1
3	福岡・広島～愛知	ロイヤルエクスプレス	820.7	1.0	12：50	H25．8．1
4	糸島・福岡・山口～兵庫・大阪・京都		713.1	2.0	12：00	R 2．4．28
5	福岡・広島～兵庫・大阪		641.6	1.0	10：30	R 2．10．21

注：ここに掲載している高速バスは、中国局管外に起終点を置き、中国局管内に停車する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

8．貸切バス事業の運賃料金

(1)　運賃・料金

運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

			上　限　額	下　限　額
運賃	キロ制運賃（1kmあたり）	大　型　車	210円	150円
		中　型　車	180円	130円
		小　型　車	150円	110円
	時間制運賃（1時間あたり）	大　型　車	7,230円	5,010円
		中　型　車	6,100円	4,230円
		小　型　車	5,240円	3,630円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金（1kmあたり）	40円	30円
		時間制料金（1時間あたり）	2,770円	1,920円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金）の2割増以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割増以内	

(2)　運賃の割引

割　引　の　種　類	割　引　率
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体	3　割　引
学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く。）に通学または通園する者の団体	2　割　引

(3)　端数処理

(1)　走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。

(2)　時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(4)　運賃の計算方法

時間制運賃とキロ制運賃を合算した額

(1)　時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。

ただし、走行時間3時間未満の場合は、3時間として計算。

(2)　キロ制運賃

走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額。

（注）1．深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間、交替運転者配置料金が含まれた場合適用する。

（注）2．車種区分

大型車・中型車・小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車…車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上

中型車…大型車・小型車以外のもの

小型車…車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

（注）3．算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

（注）4．この運賃・料金は変更命令の審査を要さないものとして中国運輸局長が公示したものである。

（注）5．公示年月日　26.3.27

（注）6．適用年月日　26.4.1

Ⅱ　ターミナル関係

１．一般バスターミナルの現況

令和４年10月１日現在

事業者名	ターミナルの名称	位置	資本金	境域面積（建物面積）	規模	供用開始年月日	乗入会社	使用料金	年度	１日当たり発着回数	
										発	着
株式会社 広島バスセンター	広島バスセンター	広島市中区 基町６－27	百万円 588.9	平方米 13,474.7 (11,395.6)	ホーム 発11 着９	S34.12.25 新施設 S49.10.10	広島電鉄株式会社 他29社	円 50km未満　100 50km以上150km未満　180 150km以上　250 ※消費税別途加算	28	1,483	1,502
									29	1,470	1,490
									30	1,236	1,243
									元	1,380	1,388
									2	1,239	1,247
									3	1,216	1,223
美祢市 （山口県）	秋芳洞観光 センター	山口県美称市 秋芳町秋吉 3506－２	－	4,606.9 (410.1)	2	S41.１.１	防長交通株式会社 中国ＪＲバス株式会社 船木鉄道株式会社	44	28	56	54
									29	49	48
									30	45	43
									元	40	39
									2	41	39
									3	41	40

2．専用バスターミナルの現況

令和４年３月31日現在

県　別	事　業　者　名	ターミナルの名称	位　　置	境域面積	規　模
島 根 県	石 見 交 通 株 式 会 社	大田バスセンター	大田市大田町大田字大沢701－3	2,517 ㎡	5 ホーム
岡 山 県	両備ホールディングス株式会社	西大寺バスターミナル	岡山市東区西大寺上1丁目1－50	1,450	7
	宇 野 自 動 車 株 式 会 社	宇野バス表町バスセンター	岡山市北区表町2丁目3－18	3,011	5
山 口 県	防 長 交 通 株 式 会 社	萩バスセンター	萩市唐樋町11－2	425	3

Ⅲ　ハイヤー・タクシー関係

１．ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移（１人１車制個人タクシーを除く。）

県別	年度	事業者数（者）	車両数（両）	１事業者当たり保有台数	輸送人員（千人）	総走行キロ（千km）	旅客収入（百万円）	県別	年度	事業者数（者）	車両数（両）	１事業者当たり保有台数	輸送人員（千人）	総走行キロ（千km）	旅客収入（百万円）
管内計	29	637	12,912	20.3	67,909 (100.0)	438,298 (100.0)	67,110 (100.0)	島根県	29	101	1,213	12.0	5,153 (100.0)	31,583 (100.0)	5,271 (100.0)
	30	627	12,723	20.3	62,878 (92.6)	329,327 (75.1)	65,394 (97.4)		30	99	1,149	11.6	4,762 (92.4)	29,507 (93.4)	4,933 (93.6)
	1	617	12,473	20.2	60,281 (88.8)	392,351 (89.5)	60,299 (89.9)		1	98	1,127	11.5	4,312 (83.7)	27,406 (86.8)	4,593 (87.1)
	2	622	12,094	19.4	38,243 (56.3)	255,210 (58.2)	39,653 (59.1)		2	99	1,024	10.3	2,674 (51.9)	17,631 (55.8)	3,024 (57.4)
	3	582	11,842	20.3	35,980 (53.0)	244,448 (55.8)	37,694 (56.2)		3	93	1,007	10.8	2,045 (39.7)	16,522 (52.3)	2,878 (54.6)
広島県	29	240	5,601	23.3	34,709 (100.0)	218,070 (100.0)	32,640 (100.0)	岡山県	29	150	3,121	20.8	12,225 (100.0)	87,744 (100.0)	14,103 (100.0)
	30	234	5,543	23.7	31,971 (92.1)	206,951 (94.9)	31,443 (96.3)		30	150	3,070	20.5	11,503 (94.1)	83 (0.1)	14,103 (100.0)
	1	227	5,393	23.8	30,961 (89.2)	197,512 (90.6)	29,116 (89.2)		1	148	3,032	20.5	10,708 (87.6)	77,164 (87.9)	12,733 (90.3)
	2	233	5,282	22.7	19,780 (57.0)	132,788 (60.9)	19,975 (61.2)		2	148	2,962	20.0	6,635 (54.3)	53,152 (60.6)	8,638 (61.2)
	3	219	5,140	23.5	18,131 (52.2)	126,133 (57.8)	18,267 (56.0)		3	136	2,913	21.4	6,406 (52.4)	45,032 (51.3)	7,598 (53.9)
鳥取県	29	30	687	22.9	3,786 (100.0)	24,430 (100.0)	3,743 (100.0)	山口県	29	116	2,290	19.7	12,036 (100.0)	76,471 (100.0)	11,353 (100.0)
	30	29	671	23.1	3,519 (92.9)	22,885 (93.7)	3,562 (95.2)		30	115	2,290	19.9	11,123 (92.4)	69,901 (91.4)	11,353 (100.0)
	1	29	664	22.9	3,177 (83.9)	20,368 (83.4)	3,213 (85.8)		1	115	2,257	19.6	11,123 (92.4)	69,901 (91.4)	10,644 (93.8)
	2	29	624	21.5	2,051 (54.2)	13,642 (55.8)	2,055 (54.9)		2	113	2,202	19.5	7,103 (59.0)	37,997 (49.7)	5,961 (52.5)
	3	27	578	21.4	2,045 (54.0)	11,106 (45.5)	1,710 (45.7)		3	107	2,204	20.6	7,353 (61.1)	45,655 (59.7)	7,241 (63.8)

（注）１．事業者数・車両数は福祉輸送事業限定事業者を除いた年度末の数を記載。（　）内は指数［平成29年度＝100］
　　２．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。

2．営業区域別ハイ・タク事業の概況（１人１車制個人タクシーを除く。）

【広島県】

（令和３年度）

営業区域名		人口 住民登録（人）	事業者数（者）	車両数（両）	１車当り人口（人）	１事業者当り車両数（両）	集計事業者 事業者数（者）	集計事業者 車両数（両）	延実在車両数（両）	延実働車両数（両）	実働率（％）	総走行キロ（千km）	実車キロ（千km）	実車率（％）	輸送回数（千回）	輸送人員（千人）	旅客収入（千円）	実働１日１車当り 実車キロ（キロ）	実働１日１車当り 旅客収入（円）	走行１キロ当り収入（円）
広島交通圏		※1,191,903	72	2,902	411	40	72	2,902	1,011,551	528,071	52.2	84,954	32,940	38.8	9,134	11,898	12,124,613	62.4	22,960	142.7
	内訳	ハイヤー	19	71	16,787	4	19	71	21,839	3,928	18.0	342	251	73.4	5	2	132,790	63.9	33,806	388.3
		タクシー	72	2,831	421	39	72	2,831	989,712	524,143	53.0	84,612	32,689	38.6	9,129	11,896	11,991,823	62.4	22,879	141.7
呉市A		※211,277	17	328	644	19	17	374	111,851	60,367	54.0	6,815	2,711	39.8	797	999	1,051,245	44.9	17,414	154.3
呉市B		※1,548	1	3	516	3	1	3	1,095	192	17.5	4	2	50.0	1	1	636	10.4	3,313	159.0
竹原市		23,993	3	37	648	12	3	37	12,596	5,109	40.6	591	256	43.3	68	92	91,989	50.1	18,005	155.6
東広島市		189,114	17	263	719	15	17	263	92,849	52,659	56.7	6,974	2,847	40.8	548	789	994,228	54.1	18,880	142.6
三原市		89,524	13	104	861	8	13	104	40,282	22,944	57.0	2,389	1,107	46.3	304	415	413,686	48.2	18,030	173.2
尾道市		※131,056	9	195	672	22	9	195	59,495	39,460	66.3	3,437	1,445	42.0	386	532	509,826	36.6	12,920	148.3
福山交通圏		461,718	26	838	551	32	26	838	292,107	151,576	51.9	15,201	6,450	42.4	1,704	2,445	2,420,508	42.6	15,969	159.2
	内訳	ハイヤー	2	6	76,953	3	2	6	2,190	263	12.0	22	12	54.5	1	1	4,204	45.6	15,985	191.1
		タクシー	26	832	0	32	26	832	289,917	151,313	52.2	15,179	6,438	42.4	1,703	2,444	2,416,304	42.5	15,969	159.2
府中市		36,344	4	84	433	21	4	84	32,275	17,981	55.7	1,933	907	46.9	204	230	310,480	50.4	17,267	160.6
三次市		49,881	12	88	567	7	12	88	30,447	15,588	51.2	1,551	644	41.5	161	221	235,632	41.3	15,116	151.9
庄原市		33,028	14	59	560	4	13	52	19,072	10,503	55.1	801	329	41.1	85	109	121,079	31.3	11,528	151.2
大竹市		26,209	3	50	524	17	3	50	18,670	9,746	52.2	963	392	40.7	138	175	153,401	40.2	15,740	159.3
	内訳	ハイヤー	1	1	26,209	1	1	1	365	245	67.1	3	2	66.7	1	1	4,971	8.2	20,290	1,657.0
		タクシー	3	49	535	16	3	49	18,305	9,501	51.9	960	390	40.6	137	174	148,430	41.0	15,623	154.6
江田島市		21,294	7	39	546	6	7	39	14,359	7,247	50.5	660	269	40.8	72	111	95,570	37.1	13,188	144.8
安芸高田市		27,276	6	39	699	7	6	39	12,045	6,534	54.2	518	201	38.8	40	51	62,171	30.8	9,515	120.0
山県郡		17,624	10	42	420	4	10	42	14,973	7,393	49.4	611	236	38.6	40	77	98,917	31.9	13,380	161.9
世羅郡		15,313	4	28	547	7	4	28	10,250	5,103	49.8	485	206	42.5	28	45	72,050	40.4	14,119	148.6
神石郡		8,381	6	32	262	5	5	30	10,950	5,693	52.0	552	264	47.8	24	30	81,818	46.4	14,372	148.2
豊田郡		7,140	2	3	2,380	2	2	3	1,095	788	72.0	46	21	45.7	3	4	5,478	26.6	6,952	119.1
佐伯交通圏		39,044	5	35	1,116	7	5	35	12,526	6,758	54.0	857	343	40.0	83	108	117,183	50.8	17,340	136.7
宮島		1,445	1	3	482	3	1	3	1,095	667	60.9	44	21	47.7	14	16	10,222	31.5	15,325	232.3

（注）１．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
２．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
３．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
４．人口は自治体公表の数値（令和４年３月31日現在）

２．営業区域別ハイ・タク事業の概況（１人１車制個人タクシーを除く。）

【鳥取県】

（令和３年度）

営業区域名	人口 住民登録（人）	事業者数（者）	車両数（両）	１車当り人口（人）	１事業者当り車両数（両）	集計事業者		延実在車両数（両）	延実働車両数（両）	実働率（％）	総走行キロ（千km）	実車キロ（千km）	実車率（％）	輸送回数（千回）	輸送人員（千人）	旅客収入（千円）	実働１日１車当り		走行１キロ当り収入（円）
						事業者数（者）	車両数（両）										実車キロ（キロ）	旅客収入（円）	
鳥取交通圏	183,806	14	258	712	18	14	258	95,195	45,408	47.7	5,307	2,114	39.8	588	795	800,296	46.6	17,625	150.8
米子交通圏	146,500	9	198	740	22	9	198	75,038	39,657	52.8	5,252	2,314	44.1	613	859	842,805	58.4	21,252	160.5
倉吉交通圏	45,208	5	86	526	17	5	86	31,785	15,423	48.5	1,809	749	41.4	179	239	249,438	48.6	16,173	137.9
境港市	33,459	3	30	1,115	10	3	30	10,950	4,731	43.2	604	259	42.9	69	95	92,143	54.7	19,476	152.6
八頭郡	16,260	1	13	1,251	13	1	13	4,745	2,424	51.1	271	110	40.6	24	28	33,251	45.4	13,717	122.7
西伯郡	15,454	2	13	1,189	7	2	13	2,920	2,082	71.3	279	92	33.0	18	23	32,547	44.2	15,633	116.7
日野郡	4,213	1	3	1,404	3	1	3	1,095	756	69.0	91	40	44.0	6	7	13,582	52.9	17,966	149.3

【島根県】

松江市	198,565	21	369	538	18	21	369	134,607	64,716	48.1	6,303	2,534	40.2	681	995	1,145,134	39.2	17,695	181.7
浜田市	51,001	9	103	495	11	9	103	37,764	20,664	54.7	2,019	714	35.4	236	311	324,613	34.6	15,709	160.8
出雲市	174,538	13	238	733	18	13	238	92,000	45,304	49.2	4,379	1,861	42.5	403	606	777,600	41.1	17,164	177.6
益田市	44,619	4	72	620	18	4	72	26,988	16,764	62.1	1,761	710	40.3	211	292	326,657	42.4	19,486	185.5
大田市	33,020	6	41	805	7	6	41	15,517	8,215	52.9	761	310	40.7	78	106	125,932	37.7	15,330	165.5
安来市	36,857	5	28	1,316	6	5	28	10,729	5,324	49.6	501	205	40.9	51	78	99,039	38.5	18,602	197.7
江津市	22,326	6	31	720	5	6	31	11,683	5,609	48.0	542	198	36.5	67	85	84,922	35.3	15,140	156.7
雲南交通圏	36,857	7	38	970	5	7	38	13,870	5,843	42.1	475	198	41.7	41	56	78,428	33.9	13,423	165.1
仁多郡	11,762	3	10	1,176	3	3	10	3,650	2,120	58.1	224	95	42.4	15	18	39,136	44.8	18,460	174.7
邑智郡	10,087	7	15	672	2	7	15	5,841	2,432	41.6	167	69	41.3	11	14	31,139	28.4	12,804	186.5
鹿足郡	6,879	5	17	405	3	5	17	5,626	2,412	42.9	178	58	32.6	14	19	27,011	24.0	11,199	151.7
隠岐郡	13,645	13	45	303	3	13	45	16,424	7,756	47.2	520	228	43.8	57	88	92,850	29.4	11,971	178.6

（注）１．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
２．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
３．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
４．人口は人口は自治体公表の数値（令和４年３月31日現在）

2．営業区域別ハイ・タク事業の概況（１人１車制個人タクシーを除く。）

【岡山県】

（令和３年度）

営業区域名	人口 住民登録（人）	事業者数（者）	車両数（両）	１車当り人口（人）	１事業者当り車両数（両）	集計事業者		延実在車両数（両）	延実働車両数（両）	実働率（％）	総走行キロ（千km）	実車キロ（千km）	実車率（％）	輸送回数（千回）	輸送人員（千人）	旅客収入（千円）	実働１日１車当り		走行１キロ当り収入（円）
						事業者数（者）	車両数（両）										実車キロ（キロ）	旅客収入（円）	
岡山市	721,922	29	1,524	474	53	29	1,524	470,871	221,702	47.1	26,558	11,014	41.5	2,832	4,159	4,570,601	49.7	20,616	172.1
倉敷交通圏	478,844	21	633	756	30	21	633	216,225	104,779	48.5	10,994	4,616	42.0	1,134	1,504	1,904,078	44.1	18,172	173.2
津山市	98,127	11	117	839	11	11	117	44,680	21,126	47.3	2,161	987	45.7	231	302	376,430	46.7	17,818	174.2
玉野市	56,317	6	115	490	19	6	115	45,161	18,305	40.5	1,720	744	43.3	188	226	294,562	40.6	16,092	171.3
笠岡市	45,940	5	48	957	10	5	48	15,552	5,648	36.3	752	354	47.1	89	112	128,648	62.7	22,778	171.1
井原交通圏	38,478	5	64	601	13	5	64	23,458	14,490	61.8	1,465	629	42.9	128	171	223,891	43.4	15,451	152.8
総社市	69,615	5	40	1,740	8	5	40	14,859	7,997	53.8	838	333	39.7	74	92	138,610	41.6	17,333	165.4
高梁市	28,051	3	30	935	10	3	30	10,706	6,408	59.9	804	327	40.7	59	96	144,647	51.0	22,573	179.9
新見市	27,531	8	30	918	4	8	30	10,634	4,582	43.1	357	174	48.7	35	51	70,707	38.0	15,431	198.1
備前市	32,306	7	22	1,468	3	7	22	8,030	3,881	48.3	370	181	48.9	40	49	66,858	46.6	17,227	180.7
赤磐交通圏	43,559	9	50	871	6	9	50	17,915	9,491	53.0	1,040	364	35.0	67	97	158,421	38.4	16,692	152.3
瀬戸内市	36,546	7	43	850	6	7	43	16,304	8,738	53.6	881	366	41.5	55	86	122,398	41.9	14,008	138.9
美作交通圏	26,283	8	27	973	3	8	27	9,185	4,716	51.3	380	170	44.7	29	37	61,793	36.0	13,103	162.6
真庭交通圏	43,419	6	37	1,173	6	6	37	13,505	6,276	46.5	556	237	42.6	37	56	92,710	37.8	14,772	166.7
和気郡	13,833	3	16	865	5	3	16	6,528	2,353	36.0	224	103	46.0	21	26	43,664	43.8	18,557	194.9
浅口交通圏	33,555	8	55	610	7	8	55	18,365	6,574	35.8	625	244	39.0	69	85	93,783	37.1	14,266	150.1
加賀郡及び岡山市建部町	10,610	6	22	482	4	6	22	7,847	3,872	49.3	374	156	41.7	17	22	54,653	40.3	14,115	146.1
苫田郡	12,528	3	10	1,253	3	3	10	3,650	1,715	47.0	143	49	34.3	12	16	22,188	28.6	12,938	155.2
勝田郡	10,944	1	6	1,824	6	1	6	1,461	675	46.2	52	21	40.4	4	6	8,676	31.1	12,853	166.8
久米郡	13,229	5	24	551	5	5	24	9,441	3,935	41.7	423	191	45.2	27	34	71,602	48.5	18,196	169.3

（注）１．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
２．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
３．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
４．人口は自治体公表の数値（令和４年３月31日現在）

２．営業区域別ハイ・タク事業の概況（１人１車制個人タクシーを除く。）

【山口県】

（令和３年度）

営業区域名	人口 住民登録（人）	事業者数（者）	車両数（両）	１車当り人口（人）	１事業者当り車両数（両）	集計事業者		延実在車両数（両）	延実働車両数（両）	実働率（％）	総走行キロ（千km）	実車キロ（千km）	実車率（％）	輸送回数（千回）	輸送人員（千人）	旅客収入（千円）	実働１日１車当り		走行１キロ当り収入（円）
						事業者数（者）	車両数（両）										実車キロ（キロ）	旅客収入（円）	
下関市	252,207	20	506	498	25	20	506	188,887	101,029	53.5	10,768	4,115	38.2	1,275	1,736	1,654,819	40.7	16,380	153.7
宇部市	161,097	10	310	520	31	9	288	97,599	47,078	48.2	5,898	2,373	40.2	699	931	942,107	50.4	20,012	159.7
山口市	192,241	14	254	757	18	12	244	90,617	46,727	51.6	5,531	2,171	39.3	554	732	832,677	46.5	17,820	150.5
萩交通圏	44,151	5	60	736	12	5	60	21,761	11,048	50.8	1,174	459	39.1	168	216	203,575	41.5	18,426	173.4
周南市	138,671	12	278	499	23	12	278	99,770	62,292	62.4	5,589	2,242	40.1	638	853	969,484	36.0	15,564	173.5
防府市	115,225	8	135	854	17	8	135	49,764	27,228	54.7	3,245	1,413	43.5	422	557	536,102	51.9	19,689	165.2
下松市	57,294	4	62	924	16	4	62	22,630	14,097	62.3	1,576	684	43.4	181	282	259,143	48.5	18,383	164.4
岩国交通圏	129,241	16	240	539	15	16	240	92,769	53,229	57.4	6,465	2,576	39.8	753	1,030	1,062,151	48.4	19,954	164.3
山陽小野田市	60,540	5	99	612	20	5	99	32,810	17,571	53.6	1,973	772	39.1	229	288	288,448	43.9	16,416	146.2
光市	49,633	4	53	936	13	4	53	19,345	11,619	60.1	1,107	451	40.7	125	157	167,991	38.8	14,458	151.8
長門市	31,993	5	65	492	13	5	65	22,630	11,596	51.2	1,086	428	39.4	116	143	161,928	36.9	13,964	149.1
柳井交通圏	30,338	4	79	384	20	4	79	28,835	17,969	62.3	1,967	879	44.7	235	314	314,937	48.9	17,527	160.1
美祢市	23,140	4	50	463	13	4	50	14,600	7,392	50.6	658	253	38.4	59	84	87,356	34.2	11,818	132.8
大島郡	14,798	4	13	1,138	3	4	13	4,472	2,477	55.4	297	113	38.0	22	28	36,842	45.6	14,874	124.0

（注）１．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
２．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
３．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
４．人口は自治体公表の数値（令和４年３月31日現在）

別表

営　業　区　域　一　覧　表

広島県　　平成24年８月29日改正

営業区域名	市　　町　　村　　名
広島交通圏	広島市（平成17年４月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年３月１日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月３日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
呉　市　A	呉市（平成17年３月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）
呉　市　B	呉市（平成17年３月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る）
竹　原　市	竹原市、三原市のうち広島空港の区域
東広島市	東広島市、三原市のうち広島空港の区域
三　原　市	三原市
尾　道　市	尾道市（昭和32年１月１日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域を除く）
福山交通圏	福山市、尾道市（昭和32年１月１日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）
府　中　市	府中市
三　次　市	三次市
庄　原　市	庄原市
大　竹　市	大竹市
江田島市	江田島市
安芸高田市	安芸高田市
山　県　郡	安芸太田町、北広島町
世　羅　郡	世羅町
神　石　郡	神石高原町
豊　田　郡	大崎上島町
佐伯交通圏	廿日市市（平成15年３月１日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月３日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年４月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）
宮　　島	廿日市市（平成17年11月３日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る）

鳥取県

営業区域名	市　　町　　村　　名
鳥取交通圏	鳥取市、岩美郡岩美町
米子交通圏	米子市、西伯郡日吉津村、境港市のうち米子空港の区域
倉吉交通圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、湯梨浜町、北栄町、三朝町
境　港　市	境港市
八　頭　郡	八頭町、若桜町、智頭町
西　伯　郡	南部町、伯耆町、大山町
日　野　郡	日野町、日南町、江府町

島根県

営業区域名	市　　町　　村　　名
松　江　市	松江市
浜　田　市	浜田市
出　雲　市	出雲市
益　田　市	益田市
大　田　市	大田市
安　来　市	安来市
江　津　市	江津市
雲南交通圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁　多　郡	奥出雲町
邑　智　郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿　足　郡	津和野町、吉賀町
隠　岐　郡	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県

営業区域名	市　町　村　名
岡　山　市	岡山市（平成19年１月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町、旧御津郡建部町の区域を除く）
倉敷交通圏	倉敷市、都窪郡早島町
津　山　市	津山市
玉　野　市	玉野市
笠　岡　市	笠岡市
井原交通圏	井原市、小田郡矢掛町
総　社　市	総社市
高　梁　市	高梁市
新　見　市	新見市
備　前　市	備前市
赤磐交通圏	赤磐市、岡山市（平成19年１月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町に限る）
瀬戸内市	瀬戸内市
美作交通圏	美作市、英田郡西粟倉村
真庭交通圏	真庭市、真庭郡新庄村
和　気　郡	和気町
浅口交通圏	浅口市、浅口郡里庄町
加賀郡及び岡山市建部町	加賀郡吉備中央町、岡山市（平成19年１月22日編入の旧御津郡建部町に限る）
苫　田　郡	鏡野町
勝　田　郡	勝央町、奈義町
久　米　郡	美咲町、久米南町

山口県

営業区域名	市　町　村　名
下　関　市	下関市
宇　部　市	宇部市
山　口　市	山口市（平成22年１月16日編入の旧阿武郡阿東町を除く）
萩交通圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市（平成22年１月16日編入の旧阿武郡阿東町に限る）
周　南　市	周南市
防　府　市	防府市
下　松　市	下松市
岩国交通圏	岩国市、玖珂郡和木町
山陽小野田市	山陽小野田市
光　　市	光市
長　門　市	長門市
柳井交通圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美　祢　市	美祢市
大　島　郡	周防大島町

3．営業区域別１人１車制個人タクシー事業の概況

令和３年度

営業区域別	事業者数（人）	延実在車両数（両）	延実働車両数（両）	実働率（%）	総走行キロ（千km）	実車キロ（千km）	実車率（%）	輸送回数（千回）	輸送人員（千人）	旅客収入（千円）	実働１日１車当たり 実車キロ（キロ）	実働１日１車当たり 旅客収入（円）	走行１キロ当たり収入（円）
広島交通圏	797	290,905	156,895	53.9	11,905	3,156	26.5	872	1,150	1,224,765	20.1	7,806	102.9
呉市A	74	27,010	16,020	59.3	1,013	265	26.2	88	112	106,163	16.6	6,627	104.8
福山交通圏	64	23,360	12,525	53.6	556	175	31.4	45	61	65,311	13.9	5,214	117.5
岡山市	134	48,910	26,299	53.8	1,763	570	32.3	128	182	334,271	21.7	12,710	189.6
倉敷交通圏	32	11,680	6,463	55.3	351	127	36.2	33	42	50,993	19.7	7,890	145.5
岩国交通圏	9	3,285	1,718	52.3	125	44	35.0	12	15	10,354	25.4	6,027	83.0
周南市	12	4,380	3,527	80.5	229	80	35.0	20	28	23,324	22.7	6,613	101.9
宇部市	4	1,460	622	42.6	42	16	37.2	2	2	5,997	25.2	9,641	142.3
下関市	33	12,045	8,948	74.3	600	180	30.0	47	47	68,227	20.1	7,625	113.6

（注）営業区域は、次のとおりである。
広島交通圏……広島市（平成17年４月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年３月１日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月３日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く。）、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域。
呉市A……呉市（平成17年３月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）の区域。
福山交通圏……福山市、尾道市（昭和32年１月１日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）。
岡山市……岡山市（平成19年１月22日合併の旧赤磐郡瀬戸町及び旧御津郡建部町を除く）
倉敷交通圏……倉敷市及び都窪郡早島町の区域。
岩国交通圏……岩国市及び玖珂郡和木町の区域。
周南市、宇部市、下関市…既合併後の新市の区域。

4．福祉輸送事業限定事業者数の推移

県　別	年　度	事業者数（者）	車　両　数（両）	県　別	年　度	事業者数（者）	車　両　数（両）	県　別	年　度	事業者数（者）	車　両　数（両）
管　内　計	29	643	894	鳥取県	29	26	32	岡山県	29	156	237
	30	671	921		30	26	31		30	163	239
	1	667	919		1	22	25		1	167	240
	2	689	964		2	23	34		2	170	244
	3	693	976		3	25	36		3	172	254
広　島　県	29	339	445	島根県	29	58	76	山口県	29	64	104
	30	350	458		30	64	85		30	68	108
	1	350	449		1	62	88		1	66	104
	2	357	470		2	71	94		2	70	111
	3	355	475		3	72	92		3	69	119

（注）１．福祉輸送事業限定……ケア輸送の対象となる旅客（介護保険法にかかる「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にかかる「身体障害者」の他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者）を①車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、③セダン型等の一般車両を使用し、ケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車を使用し、運送する事業。

5．ハイ・タク事業の運賃料金

(1) タクシー（公定幅運賃・自動認可運賃）

令和４年10月１日現在

種類			広島県Ａ地区	広島県Ｂ地区	岡山県	山口県
距離制運賃	距離制		初乗　加算 (1.5kmまで)	初乗　加算 (1.5kmまで)	初乗　加算 (1.3kmまで)	初乗　加算 (1.5kmまで)
		特定大型車	800円　231m 〃　〃　90円 750円　246m	800円　254m 〃　〃　100円 730円　278m	790円　220m 〃　〃　100円 740円　235m	850円　209m 〃　〃　90円 800円　222m
		大型車	730円　256m 〃　〃　90円 680円　275m	720円　279m 〃　〃　100円 650円　309m	710円　243m 〃　〃　100円 670円　258m	760円　231m 〃　〃　90円 720円　244m
		普通車	660円　303m 〃　〃　80円 620円　323m	660円　331m 〃　〃　90円 600円　364m	640円　256m 〃　〃　80円 600円　273m	690円　272m 〃　〃　80円 650円　289m
	時間距離併用制		時速10km以下の走行時間について			
		特定大型車	1分25秒 〃　90円 1分30秒	1分35秒 〃　100円 1分45秒	1分20秒 〃　100円 1分25秒	1分20秒 〃　90円 1分20秒
		大型車	1分35秒 〃　90円 1分40秒	1分45秒 〃　100円 1分55秒	1分30秒 〃　100円 1分35秒	1分25秒 〃　90円 1分30秒
		普通車	1分50秒 〃　80円 2分00秒	2分00秒 〃　90円 2分15秒	1分35秒 〃　80円 1分40秒	1分40秒 〃　80円 1分45秒
時間制運賃			30分までごとに			
		特定大型車	3,900円 〃 3,660円	4,050円 〃 3,700円	4,600円 〃 4,310円	4,400円 〃 4,150円
		大型車	3,550円 〃 3,310円	3,600円 〃 3,250円	4,050円 〃 3,830円	4,000円 〃 3,790円
		普通車	2,900円 〃 2,730円	2,800円 〃 2,550円	3,150円 〃 2,960円	2,800円 〃 2,640円
待料金		特定大型車	1分25秒 〃　90円 1分30秒	1分35秒 〃　100円 1分45秒	1分20秒 〃　100円 1分25秒	1分20秒 〃　90円 1分20秒
		大型車	1分35秒 〃　90円 1分40秒	1分45秒 〃　100円 1分55秒	1分30秒 〃　100円 1分35秒	1分25秒 〃　90円 1分30秒
		普通車	1分50秒 〃　80円 2分00秒	2分00秒 〃　90円 2分15秒	1分35秒 〃　80円 1分40秒	1分40秒 〃　80円 1分45秒

令和４年10月１日現在

種類			島根県本土　地区	島根県隠岐　地区
距離制運賃	距離制		初乗　加算 （1.5kmまで）	初乗　加算 （1.5kmまで）
		特定大型車	840円　208m 〜　〜　100円 780円　224m	760円　281m 〜　〜　120円 720円　297m
		大型車	790円　222m 〜　〜　100円 740円　237m	700円　289m 〜　〜　120円 670円　302m
		普通車	740円　261m 〜　〜　90円 690円　280m	670円　308m 〜　〜　100円 640円　322m
	時間距離併用制		時速10kmの走行時間について	
		特定大型車	1分15秒 〜　100円 1分25秒	
		大型車	1分20秒 〜　100円 1分30秒	
		普通車	1分35秒 〜　90円 1分45秒	
時間制運賃			30分までごとに	
		特定大型車	5,000円 〜 4,650円	4,300円 〜 4,080円
		大型車	4,650円 〜 4,360円	3,950円 〜 3,790円
		普通車	3,600円 〜 3,360円	3,250円 〜 3,110円
待料金		特定大型車	1分15秒 〜　100円 1分25秒	1分40秒 〜　120円 1分45秒
		大型車	1分20秒 〜　100円 1分30秒	1分50秒 〜　120円 1分55秒
		普通車	1分35秒 〜　90円 1分45秒	1分55秒 〜　100円 1分55秒

種類			鳥取県
距離制運賃	距離制		初乗　加算 （1.5kmまで）
		特定大型車	720円　242m 〜　〜　100円 670円　260m
		大型車	680円　260m 〜　〜　100円 630円　281m
		中型車	650円　297m 〜　〜　90円 610円　316m
		小型車	640円　333m 〜　〜　90円 600円　355m
	時間距離併用制		時速10km以下の走行時間について
		特定大型車	1分30秒 〜　100円 1分35秒
		大型車	1分35秒 〜　100円 1分45秒
		中型車	1分50秒 〜　90円 1分55秒
		小型車	2分00秒 〜　90円 2分10秒
時間制運賃			30分までごとに
		特定大型車	4,300円 〜 4,010円
		大型車	3,950円 〜 3,660円
		中型車	3,100円 〜 2,910円
		小型車	2,850円 〜 2,610円
待料金		特定大型車	1分30秒 〜　100円 1分35秒
		大型車	1分35秒 〜　100円 1分45秒
		中型車	1分50秒 〜　90円 1分55秒
		小型車	2分00秒 〜　90円 2分10秒

令和４年10月１日現在

種類		広島県Ａ地区	広島県Ｂ地区	岡山県	山口県	島根県本土地区	島根県隠岐地区
迎車回送料金		回送距離			回送距離が２km以上の場合		
	特定大型車	初乗距離を限度として実車扱いとする。ただし、料金は初乗運賃額を限度とする。 ※上記以外に１車両１回毎に定額料金を収受する事業者、500ｍを限度として実車扱いとする事業者がいる。			340円	330円	330円
	大型車				340円	330円	330円
	普通車				250円	220円	240円
割増	深夜早朝	22時から翌朝５時まで２割増					
	寝台車	寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに２割増					
割引	身体障害者割引	身体障害者福祉法第15条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに、身体障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の１割引					
	知的障害者割引	都道府県知事（政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに、知的障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の１割引					
車種区分	特定大型車	別紙のとおり					
	大型車						
	普通車						
適用区域		広島市（旧佐伯郡湯来町を除く）、廿日市市（旧佐伯郡佐伯町・吉和町・大野町・宮島町を除く）及び安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町の区域	広島県のうち広島県Ａ地区を除いた区域	岡山県全域	山口県全域	島根県のうち隠岐郡を除いた全域	島根県隠岐郡
実施年月日		令和２年２月１日	令和２年２月１日	令和２年２月１日	令和２年２月１日	令和２年２月１日	令和元年10月１日

種類		鳥取県
迎車回送料金		回送距離が２km以上の場合
	特定大型車	330円
	大型車	330円
	中型車	270円
	小型車	220円
割増	深夜早朝	左に同じ
	寝台車	左に同じ
割引	身体障害者割引	左に同じ
	知的障害者割引	左に同じ
車種区分	特定大型車	別紙のとおり
	大型車	
	中型車	
	小型車	
適用区域		鳥取県全域
実施年月日		令和元年10月１日

（注）１．運賃は、各種別ごとの幅運賃を記載。
２．平成14年２月１日より、自動認可運賃表の範囲内で各事業者が運賃を設定し、随時認可申請を行うことができる。
３．平成28年10月１日より、広島県Ａ（広島交通圏）、広島県Ｂのうち呉市Ａ・東広島市・尾道市・福山交通圏、岡山県のうち岡山市・倉敷交通圏・津山市、鳥取県のうち鳥取交通圏・倉吉交通圏・米子交通圏、山口県のうち下関市・宇部市・山口市・周南市・防府市・岩国交通圏、島根県のうち松江市・出雲市については公定幅運賃表の範囲内で各事業者が運賃を届出することとされている。
４．距離制運賃の初乗距離・初乗運賃を、加算距離・運賃１回分、又は２回分短縮している事業者がいる。
５．時間制運賃の加算を、20分を超えるまでは10分単位としている事業者がいる。
６．迎車回送料金、深夜早朝割増等を適用していない事業者がいる。
７．自動車運転免許証返納者割引等、独自の割引を導入している事業者がいる。

別紙

適用地域：広島県Ａ地区、広島県Ｂ地区、島根県本土地区、島根県隠岐地区、岡山県地区、山口県地区

運賃適用上の車種区分（令和４年10月現在）

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員７人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大　型　車	普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員７人以上のもの。 ハイブリット自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。
普　　通	普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員６人以下のもの及び小型自動車で乗車定員６人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員６人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第２条に定める軽自動車で福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員６人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６人のもの。
備　　考	１．ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 ２．ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

適用地域：鳥取県地区

運賃適用上の車種区分（令和４年10月現在）

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員７人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大　型　車	普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員７人以上のもの。 ハイブリット自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。
中　型　車	普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員６人以下のもの及び小型自動車のうち乗車定員６人以下で小型車の車種区分に属するものを除くもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員６人以下のもの。ただし、小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員５人以下のもの及び道路運送車両法施行規則第２条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）で運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車を使用するものを除く。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員６人以下で、小型車の車種区分に属するものを除くもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６人のもの。
小　型　車	小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員５人以下のもの。 身体障害者輸送車であって、小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員５人以下のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で長さが4.7メートル以下、乗車定員５人以下のもの。 軽自動車で福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員５人以下のもの。
備　　考	１．ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 ２．ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

(2) ハイヤー

令和４年10月１日現在

種類		車種	広島県Ａ地区	広島県Ｂ地区	車種	山口県地区
距離制運賃	距離制		初乗加算（３kmまで）			加算 ２時間以内ごとに、走行距離40kmを超過した場合
		特別車	1,270円　411m　150円		特別大型車	1.0km　1000円
		大型車	1,170円　460m　150円			
		中型車	1,070円　510m　150円			
	時間距離併用制		時速10km以下の走行時間について			
		特別車	２分30秒までごとに150円			
		大型車	２分50秒までごとに150円			
		中型車	３分５秒までごとに150円			
時間制運賃			初乗加算 30分又は7.5kmまで　30分又は7.5kmまでごとに	初乗加算 30分まで　10分までごとに		初乗加算 ２時間以内ごとに（走行距離40kmまで）
		特別車	3,740円　3,520円	3,740円　1,170円	特別大型車	22,000円
		大型車	3,410円　3,210円	3,410円　1,070円		
		中型車	3,100円　2,880円	3,100円　960円		
待料金		特別車	２分30秒までごとに150円			
		大型車	２分50秒までごとに150円			
		中型車	３分５秒までごとに150円			
1日貸運賃			８時間または走行120kmまで			
		特別車	54,470円			
		大型車	49,120円			
		中型車	43,790円			
割増		深夜早朝	23時から翌朝５時まで２割増			
車種区分		特別車	普通自動車で、排気量が4,000cc以上のもの。		特別大型車	普通自動車で、排気量が4,000cc以上のもの又は乗車定員７名以上のもの。
		大型車	普通自動車で、特別車以外のもの。		大型車	普通自動車で、特別大型車以外のもの。
		中型車	小型自動車のうち、自動車の長さが4.6m以上のもの。			
適用車両			ハイヤー運賃適用車両として、管轄運輸支局に届け出た車両とする。			
実施年月日			令和元年10月１日	令和元年10月１日		令和元年12月24日

※この運賃・料金は例示です。異なる運賃・料金を適用している事業者もあります。

Ⅳ　貨物関係

１．トラック事業者数の推移

各年度末現在

事業種別＼年度	29	30	元	2	3
広　島　県	1,674	1,673	1,690	1,690	1,711
一　般	1,508	1,509	1,526	1,528	1,543
特別積合せ（路線）	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
特　定	38	36	34	34	34
霊　柩	128	128	130	128	134
鳥　取　県	324	331	337	335	337
一　般	295	302	310	310	312
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特　定	4	4	2	2	2
霊　柩	25	25	25	23	23
島　根　県	416	419	412	419	416
一　般	372	375	370	376	373
特別積合せ（路線）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
特　定	5	4	3	3	3
霊　柩	39	40	39	40	40
岡　山　県	1,264	1,257	1,257	1,259	1,261
一　般	1,151	1,148	1,158	1,162	1,167
特別積合せ（路線）	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)
特　定	42	40	36	35	32
霊　柩	71	69	63	62	62
山　口　県	694	692	686	684	680
一　般	629	627	624	623	619
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特　定	8	8	6	4	3
霊　柩	57	57	56	57	58
管　内　計	4,372	4,372	4,382	4,387	4,405
一　般	3,955	3,961	3,988	3,999	4,014
特別積合せ（路線）	(26)	(26)	(26)	(26)	(25)
特　定	97	92	81	78	74
霊　柩	320	319	313	310	317

（注）特別積合せ（路線）は一般の内数である。

2．トラック事業車両数の推移

各年度末現在

事業種別＼年度	29	30	元	2	3
広島県	31,922	32,425	32,784	32,837	33,290
一般	31,435	31,894	32,311	32,360	32,837
特別積合せ（路線）	(362)	(361)	(360)	(354)	(251)
特定	126	148	96	95	90
霊柩	361	383	377	382	363
鳥取県	5,665	5,725	5,804	5,830	5,889
一般	5,544	5,609	5,706	5,739	5,802
特別積合せ（路線）	(142)	(132)	(130)	(136)	(119)
特定	32	29	11	14	11
霊柩	89	87	87	77	76
島根県	5,976	6,037	6,068	6,160	6,202
一般	5,830	5,896	5,917	6,030	6,072
特別積合せ（路線）	(161)	(126)	(126)	(105)	(104)
特定	36	30	27	20	19
霊柩	110	111	124	110	111
岡山県	27,014	27,547	27,775	28,321	29,002
一般	26,536	27,083	27,339	27,892	28,593
特別積合せ（路線）	(412)	(412)	(414)	(408)	(354)
特定	181	174	138	135	128
霊柩	297	290	298	294	281
山口県	15,179	15,330	15,632	15,738	15,615
一般	14,887	15,030	15,206	15,460	15,360
特別積合せ（路線）	(177)	(182)	(184)	(184)	(151)
特定	59	58	41	35	23
霊柩	233	242	228	243	232
管内計	85,756	87,064	88,063	88,886	89,998
一般	84,232	85,512	86,479	87,481	88,664
特別積合せ（路線）	(1,254)	(1,213)	(1,214)	(1,187)	(979)
特定	434	439	313	299	271
霊柩	1,090	1,113	1,271	1,106	1,063

（注）特別積合せ（路線）は一般の内数である。

3．特別積合せトラック事業者の概況

（管内事業者）

県別	事業者名	代表者名	主たる事務所の位置
広島県	福山通運㈱	小丸　成洋	福山市東深津町四丁目20－１
	佐藤重輸㈱	佐藤　寛文	福山市南松永町２丁目７－８
	㈱丸二運送	小野　功嗣	呉市築地町４－７
	芸備運輸㈱	坂井　成臣	広島市西区草津港三丁目２－１
	中国新潟運輸㈱	甲斐　雅彦	広島市西区草津港二丁目６－10
	ＮＸ備通㈱	鷲尾　忠彦	福山市西町二丁目16－18
	㈱吉富運輸	上田　勇次	東広島市西条吉行東２丁目１－35
	㈱ＣＬＯ	平岩由紀雄	広島市西区草津港二丁目６－60
	サクマ運輸㈱	佐久間　栄	廿日市市宮内六本松917－13
	双葉運輸㈱	為廣　尚武	広島市西区山田町539
	広島急送㈱	實光　広宣	広島市安佐北区口田町873－８
	山陽トラック㈱	松島　範明	三原市明神５丁目２－１
	シモハナ物流㈱	下花　実	安芸郡坂町横浜中央１丁目６－30
	㈱ロジコム・アイ	大上　昭二	広島市東区矢賀新町五丁目７－４
	㈱藤伸	藤川　晃伸	広島市佐伯区五日市港四丁目２－１
	トナミ運輸中国㈱	山本　聡	広島市中区南吉島二丁目３－28
	㈱ムロオ	山下俊一郎	呉市中央一丁目６－９
鳥取県	日ノ丸西濃運輸㈱	仲島　宏政	鳥取市湖山町東三丁目40
	鳥取貨物運送㈱	田中　功	鳥取市千代水二丁目98
島根県	山陰福山通運㈱	八田　弘明	松江市東津田町1247
岡山県	岡山県貨物運送㈱	遠藤　俊夫	岡山市北区清心町４－31
	岡山福山通運㈱	八田　弘明	高梁市落合町近似89－１
	㈱ソーデン社	山元　隆	岡山市南区箕島377－４
山口県	中国名鉄運輸㈱	桝本　幸三	山口市小郡上郷5172
	マルケー萩貨物自動車㈱	黒瀬　秀俊	萩市土原383－５

Ⅴ　貨物利用運送事業関係

1．貨物利用運送事業者数の推移

各年度末現在

事業種別	運送機関＼年度	29	30	元	2	3
第一種利用運送事業	鉄道	6	6	6	6	6
	自動車	3,524	3,544	3,570	3,596	3,622
	内航	161	159	159	158	158
	外航	6	6	6	6	6
	合計	3,697	3,715	3,741	3,766	3,792
第二種利用運送事業	鉄道	61	61	62	61	61
	航空	6	6	6	6	6
	内航	16	16	16	18	18
	外航	7	8	8	8	8
	合計	90	91	92	93	93
総合計		3,787	3,806	3,833	3,859	3,885

（注）第一種利用運送事業の自動車にかかる事業者数は、各年度の第一種利用運送事業を登録、廃止した事業者の増減を計上した事業者数である。平成25年度分から管内移転、管外移出分の増減を計上している。

また、航空の事業者数については、中国管内に主たる事務所を置く事業者数とした。

2．駅別、鉄道取扱貨物実績の推移

（取扱トン数）

県	駅＼年度	29	30	元	2	3
広島県	広島貨物ターミナル	586,645(20者)	563,343(24者)	576,788(22者)	580,034(23者)	578,177(23者)
	大竹	208,641(7者)	184,010(5者)	205,051(7者)	191,333(7者)	182,794(6者)
	東福山	223,763(10者)	305,365(11者)	256,440(11者)	226,679(12者)	298,268(11者)
	糸崎新営業所　※1	66,676(4者)	28,723(3者)	23,838(3者)	0(0者)	0(0者)
	合計	1,085,725(41者)	1,081,441(43者)	1,062,117(43者)	998,046(42者)	1,059,239(40者)
鳥取県	伯耆大山	73,573(4者)	264,863(7者)	281,299(6者)	238,358(6者)	259,832(7者)
	米子					
	湖山オフレールステーション	3,697(3者)	12,227(3者)	12,495(4者)	11,341(4者)	11,123(4者)
	合計	77,270(7者)	277,090(10者)	293,794(10者)	249,699(10者)	270,955(11者)
島根県	東松江新営業所　※2	42,503(6者)	38,011(5者)	38,754(5者)	34,537(4者)	39,473(4者)
	合計	42,503(6者)	38,011(5者)	38,754(5者)	34,537(4者)	39,473(4者)
岡山県	岡山貨物ターミナル※3	674,160(23者)	664,342(21者)	647,729(19者)	541,094(22者)	783,375(22者)
	東水島	577,156(12者)	513,946(12者)	274,291(11者)	440,393(13者)	419,177(11者)
	倉敷貨物ターミナル	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)
	合計	1,251,316(35者)	1,178,288(33者)	922,020(30者)	981,487(35者)	1,202,552(33者)
山口県	新南陽	165,787(15者)	149,576(17者)	187,461(15者)	173,965(19者)	217,419(18者)
	下関	125,553(10者)	89,981(8者)	107,932(8者)	100,739(7者)	98,879(9者)
	岩国	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)
	防府貨物新営業所 ※4	109,922(7者)	86,213(7者)	95,925(4者)	47,605(5者)	52,855(5者)
	宇部	176,925(7者)	99,986(8者)	123,567(9者)	122,830(11者)	114,758(8者)
	美祢					
	合計	578,187(39者)	425,756(40者)	514,885(36者)	445,139(42者)	483,911(40者)
総合計		3,035,001(128者)	3,000,586(131者)	2,831,571(124者)	2,708,908(133者)	3,056,130(128者)

※1　糸崎オフレールステーションから改称　　※2　東松江オフレールステーションから改称　　※3　西岡山駅から改称
※4　防府貨物オフレールステーションから改称　　※5　伯耆大山駅に統合　　※6　貨物の取扱を廃止

（注）報告のあった「鉄道貨物利用運送事業駅別取扱実績」の集計であり、（　）書きは、そのうち実績のあった事業者数である。

Ⅰ 登録関係

1．自動車数（車種別全国比）

令和４年３月31日現在

種別／県別	登録 自動車 貨物 普通	登録 自動車 貨物 小型	登録 自動車 貨物 被けん引	登録 自動車 貨物 計	登録 自動車 乗合	登録 自動車 乗用 普通	登録 自動車 乗用 小型	登録 自動車 乗用 計	登録 自動車 特種（殊）	登録 自動車 合計	小型二輪	軽自動車 貨物	軽自動車 乗用	軽自動車 二輪	軽自動車 計	総計
広島県	(17,611)	(20,704)	(960)	(39,275)	(1,249)	(122,486)	(121,464)	(243,950)	(10,968)	(295,442)	(10,916)	(77,145)	(228,124)	(10,476)	(315,745)	(622,103)
	51,843	69,664	2,411	123,918	4,910	436,187	408,647	844,834	36,187	1,009,849	38,665	204,319	625,003	43,508	872,830	1,921,344
鳥取県	11,321	13,267	377	24,965	1,107	85,845	95,078	180,923	8,856	215,851	6,069	75,595	166,734	5,417	247,746	469,666
島根県	13,115	16,383	320	29,818	1,625	93,875	116,227	210,102	10,415	251,960	6,431	90,097	200,963	7,193	298,253	556,644
岡山県	45,450	54,691	2,433	102,574	2,846	325,280	312,205	637,485	28,994	771,899	28,877	198,417	531,427	26,845	756,689	1,557,465
山口県	25,435	38,966	2,007	66,408	2,294	220,412	235,799	456,211	17,972	542,885	17,180	130,273	364,872	18,189	513,334	1,073,399
管内計 A	147,164	192,971	7,548	347,683	12,782	1,161,599	1,167,956	2,329,555	102,424	2,792,444	97,222	698,701	1,888,999	101,152	2,688,852	5,578,518
車種別構成比(%)	2.6	3.5	0.1	6.2	0.2	20.8	20.9	41.8	1.8	50.1	1.7	12.5	33.9	1.8	48.2	100.0
全国計 B	2,447,087	3,491,263	190,292	6,128,642	216,416	20,271,161	18,745,877	39,017,038	1,633,622	46,995,718	1,811,815	8,458,416	22,850,114	2,058,881	33,367,411	82,174,944
全国対比 A/B×100(%)	6.0	5.5	4.0	5.7	5.9	5.7	6.2	6.0	6.3	5.9	5.4	8.3	8.3	4.9	8.1	6.8

（注）広島県上段（ ）内は、福山自動車検査登録事務所管内の車両数で内数である。

2．管内自動車数の推移（車種別）

各年度末現在

車種別＼年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
貨物	普通	137,255	137,173	137,884	138,984	140,097	140,709	142,936	144,999	146,152	147,164
貨物	小型	206,046	203,305	201,118	199,062	198,657	197,964	198,458	199,021	199,836	192,971
乗合		13,830	13,817	13,832	13,944	13,965	13,953	13,833	13,703	13,154	12,782
乗用	普通	965,728	987,067	996,719	1,015,686	1,043,601	1,072,086	1,095,942	1,120,226	1,144,559	1,161,599
乗用	小型	1,408,634	1,377,201	1,348,905	1,322,140	1,306,011	1,282,033	1,254,649	1,224,258	1,197,151	1,167,956
小型二輪		82,266	84,825	86,265	87,755	88,244	89,031	90,050	91,495	93,964	97,222
特種・特殊		97,174	97,414	97,646	98,079	99,158	99,625	100,191	100,894	101,716	102,424
軽自動車		2,508,060	2,558,418	2,604,284	2,622,177	2,628,018	2,637,101	2,650,353	2,654,973	2,665,474	2,688,852
管内計		5,418,993	5,459,220	5,486,653	5,497,827	5,517,751	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006	5,570,970
対前年比		100.6	100.7	100.5	100.2	100.4	100.3	100.3	100.1	100.3	100.4

3．管内自動車数の推移（県別）

各年度末現在

県別＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
広島県	1,852,712	1,868,465	1,880,066	1,885,535	1,893,983	1,899,939	1,906,196	1,909,278	1,914,664	1,921,344
鳥取県	457,930	461,268	463,238	463,220	464,332	466,086	466,823	466,972	467,730	469,666
島根県	545,506	549,612	551,587	551,197	552,463	553,846	555,173	553,918	554,872	556,644
岡山県	1,500,549	1,511,986	1,519,243	1,525,468	1,533,366	1,538,421	1,544,120	1,547,244	1,552,668	1,557,465
山口県	1,062,296	1,067,889	1,072,519	1,072,407	1,073,607	1,074,210	1,074,100	1,072,157	1,072,072	1,073,399
管内計 (A)	5,418,993	5,459,220	5,486,653	5,497,827	5,517,751	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006	5,578,518
全国計 (B)	79,625,203	80,272,571	80,670,393	80,900,730	81,260,206	81,563,101	81,789,318	81,789,389	82,077,752	82,174,944
全国対比（A/B×100）	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8

4．管内新車登録届出状況

各年度末現在

県別＼年度		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年
広島県	登録自動車	76,114	80,037	74,266	74,790	80,481	79,105	80,646	77,905	72,221	65,366
	軽自動車	55,095	61,913	61,017	50,079	48,700	52,511	55,568	52,474	48,765	43,876
	計	131,209	141,950	135,283	124,869	129,181	131,616	136,214	130,379	120,986	109,242
鳥取県	登録自動車	14,145	14,924	12,952	13,306	14,599	14,700	14,682	13,919	12,867	12,007
	軽自動車	15,043	17,630	17,044	14,483	13,399	14,608	15,059	14,288	13,605	12,180
	計	29,188	32,554	29,996	27,789	27,998	29,308	29,741	28,207	26,472	24,187
島根県	登録自動車	18,690	20,167	17,685	16,949	18,868	18,773	19,434	17,973	16,989	15,500
	軽自動車	20,427	23,387	22,719	19,656	19,151	20,322	20,844	20,005	18,766	16,518
	計	39,117	43,554	40,404	36,605	38,019	39,095	40,278	37,978	35,755	32,018
岡山県	登録自動車	49,164	52,723	47,356	46,744	52,089	52,672	55,048	50,969	46,901	42,075
	軽自動車	44,304	49,265	47,089	42,725	43,048	45,565	48,528	43,680	41,982	36,570
	計	93,468	101,988	94,445	89,469	95,137	98,237	103,576	94,649	88,883	78,645
山口県	登録自動車	41,874	43,115	39,268	39,422	43,917	42,679	42,503	39,934	37,904	34,213
	軽自動車	37,330	41,689	40,357	33,597	30,281	32,818	32,989	32,104	29,990	26,574
	計	79,204	84,804	79,625	73,019	74,198	75,497	75,492	72,038	67,894	60,787
管内計	登録自動車	199,987	210,966	191,527	191,211	209,954	207,929	212,313	200,700	186,882	169,161
	軽自動車	172,199	193,884	188,226	160,540	154,579	165,824	172,988	162,551	153,108	135,718
	計	372,186	404,850	379,753	351,751	364,533	373,753	385,301	363,251	339,990	304,879
対前年比		109.5	108.8	93.8	92.6	103.6	102.5	105.7	97.2	88.2	83.9
全国	登録自動車	3,256,226	3,451,529	3,143,664	3,144,572	3,378,502	3,359,308	3,358,097	3,206,037	2,920,652	2,684,610
	軽自動車	1,974,117	2,263,554	2,173,130	1,814,925	1,719,975	1,858,880	1,923,001	1,855,953	1,757,744	1,554,972
	計	5,230,343	5,715,083	5,316,794	4,959,497	5,098,477	5,218,188	5,281,098	5,061,990	4,678,396	4,239,582
対前年比		109.6	109.3	93.0	93.3	102.8	102.3	103.6	97.0	88.6	83.8

（注）小型二輪車及び軽二輪車を除く。

5．自動車登録番号標（車両番号を含む）交付代行者

令和４年10月１日現在

県別	名称及び住所	事業場の位置	業務の範囲		交付手数料（円）				
			区域	自動車の種別	種類	登録番号標		車両番号標	
						大型番号標１枚につき	中型番号標１枚につき	中型車両番号標１枚につき	小型車両番号標１枚につき
広島県	(一社)広島県自動車整備振興会 広島市西区観音新町 4－13－13－3	住所に同じ	広島県	登録車	一般	1,105円	795円	－円	－円
					字光式	2,215	1,595	－	－
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	－	－
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	－	－
					地方版図柄ナンバー(福山)	7,105	4,310	－	－
					全国版図柄ナンバー	7,900	4,550	－	－
					大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,550	－	－
	広島県軽自動車協会 広島市西区観音新町 4－13－13－3	〃	〃	軽 小型二輪	一般	－	－	825	580
					字光式	－	－	(軽)2,485	－
					希望ナンバー(一般)	－	－	(軽)1,965	－
					希望ナンバー(字光式)	－	－	(軽)3,315	－
					地方版図柄ナンバー(福山)	－	－	(軽)4,680	－
					全国版図柄ナンバー	－	－	(軽)5,005	－
					大阪・関西万博 特別プレート	－	－	(軽)5,005	－
鳥取県	(一社)鳥取県自動車整備振興会 鳥取市丸山町233	〃	鳥取県	全部	一般	1,170	880	880	660
					字光式	2,340	1,760	(軽)2,550	－
					希望ナンバー(一般)	2,630	2,220	(軽)2,240	－
					希望ナンバー(字光式)	3,440	2,830	(軽)3,410	－
					地方版図柄ナンバー(鳥取)	7,110	4,310	(軽)4,670	－
					全国版図柄ナンバー	7,900	4,575	(軽)5,000	－
					大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,575	(軽)5,000	－
島根県	(一社)島根県自動車整備振興会 松江市馬潟町43－4	〃	島根県	全部	一般	1,170	880	880	660
					字光式	2,340	1,760	(軽)2,550	－
					希望ナンバー(一般)	2,630	2,220	(軽)2,240	－
					希望ナンバー(字光式)	3,440	2,830	(軽)3,410	－
					地方版図柄ナンバー(出雲のみ)	7,110	4,310	(軽)4,670	－
					全国版図柄ナンバー	7,900	4,575	(軽)5,000	－
					大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,575	(軽)5,000	－
岡山県	(一社)岡山県自動車整備振興会 岡山市北区富吉5301－8	〃	岡山県	登録車	一般	1,110	800	－	－
					字光式	2,220	1,600	－	－
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	－	－
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	－	－
					全国版図柄ナンバー	7,300	4,550	－	－
					大阪・関西万博 特別プレート	7,300	4,550	－	－
	岡山県自動車整備商工組合 岡山市北区富吉5301－8	〃	〃	軽 小型二輪	一般	－	－	800	570
					字光式	－	－	(軽)2,495	－
					希望ナンバー(一般)	－	－	(軽)1,955	－
					希望ナンバー(字光式)	－	－	(軽)3,310	－
					全国版図柄ナンバー	－	－	(軽)5,005	－
					大阪・関西万博 特別プレート	－	－	(軽)5,005	－
山口県	(一財)山口県自動車振興センター 山口市葵1－5－58	〃	山口県	登録車 小型二輪	一般	1,105	800	－	570
					字光式	2,215	1,600	－	－
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	－	－
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	－	－
					地方版図柄ナンバー(山口・下関)	7,105	4,300	－	－
					全国版図柄ナンバー	7,900	4,550	－	－
					大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,550	－	－
	山口県軽自動車標板センター 山口市葵1－5－58	〃	〃	軽	一般	－	－	790	560
					字光式	－	－	(軽)2,450	－
					希望ナンバー(一般)	－	－	(軽)1,930	－
					希望ナンバー(字光式)	－	－	(軽)3,250	－
					地方版図柄ナンバー(山口・下関)	－	－	(軽)4,570	－
					全国版図柄ナンバー	－	－	(軽)4,750	－
					大阪・関西万博 特別プレート	－	－	(軽)4,750	－

※自動車の種別の軽には軽二輪を含む。

Ⅱ　整備関係

1．認証工場数

令和４年３月31日現在

県　別	普　通	普　通 小　型	普　通 軽	小型	軽	計	整　備 主任者数
広　島　県	36	1,788	177	144	15	2,160	5,635
鳥　取　県	3	438	52	18	6	517	1,475
島　根　県	10	442	112	18	2	584	1,724
岡　山　県	31	1,697	53	68	6	1,855	4,640
山　口　県	21	919	137	48	1	1,126	2,977
管　内　計	101	5,284	531	296	30	6,242	16,451
全　　国	1,361	83,590	1,669	4,909	261	91,790	218,513

2．認証工場数の推移

各年度末現在

年度／県別	26	27	28	29	30	令和元	2	3
広　島　県	2,168	2,163	2,153	2,155	2,154	2,155	2,151	2,160
鳥　取　県	492	495	493	495	497	500	509	517
島　根　県	597	596	597	598	593	586	581	584
岡　山　県	1,823	1,829	1,831	1,850	1,853	1,865	1,856	1,855
山　口　県	1,174	1,160	1,162	1,151	1,140	1,129	1,123	1,126
管　内　計	6,254	6,243	6,236	6,249	6,237	6,235	6,220	6,242
全　　国	92,135	92,252	92,156	92,042	92,044	91,788	91,644	91,790

3．指定工場数

令和４年３月31日現在

県　　別	指定工場数	自動車検査員教習修了者数	選任された自動車検査員数	指定整備率（%）
広　島　県	790	7,797	2,671	84.9
鳥　取　県	193	2,032	742	80.6
島　根　県	292	2,394	999	82.7
岡　山　県	726	5,574	2,226	83.7
山　口　県	477	4,104	1,597	86.1
管　内　計	2,478	21,901	8,235	84.3
全　　国	30,118	－	96,927	76.2

（注）指定整備率は、軽自動車を除く。

4．指定工場数の推移

各年度末現在

年度／県別	26	27	28	29	30	令和元	2	3
広　島　県	765	761	762	772	769	773	779	790
鳥　取　県	194	193	194	192	190	190	191	193
島　根　県	294	293	291	294	297	295	293	292
岡　山　県	691	692	701	710	714	722	727	726
山　口　県	484	480	478	476	476	474	474	477
管　内　計	2,428	2,419	2,426	2,444	2,446	2,446	2,454	2,478
指定整備率(%)	82.7	83.1	83.6	83.7	83.9	84.1	84.0	84.3

（注）指定整備率は、軽自動車を除いた管内計

5．指定工場の分布図（令和４年３月31日現在）

6．認定工場数

令和４年３月31日現在

県別	総数	一種	二種	特殊			
				車体整備一種	車体整備二種	電気装置整備	その他
広島県	125	16	31	35	28	6	9
鳥取県	7	2	4	0	1	0	0
島根県	12	0	8	0	2	2	0
岡山県	60	8	20	20	7	5	0
山口県	57	10	16	19	4	8	0
管内計	261	36	79	74	42	21	9
全国	2,608	317	592	603	712	292	92

（注）　その他は、原動機整備及びタイヤ整備を示す。

7．自動車整備士合格者数の推移

種類＼年度		S26～H27	28	29	30	31	令和2	3	令和3年度末累計
一級	大型	－	－	－	－	－	－	－	－
	小型	729	52	26	38	61	67	68	1,041
	二輪	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	729	52	26	38	61	67	68	1,041
二級	ガソリン	47,891	651	701	638	585	550	559	51,575
	ジーゼル	24,097	456	475	455	407	379	363	26,632
	シャシ	328	17	12	17	8	22	12	416
	三輪	1,179	－	－	－	－	－	－	1,179
	二輪	954	37	24	23	38	27	27	1,130
	計	74,449	1,161	1,212	1,133	1,038	978	961	80,932
三級	シャシ	51,439	191	208	236	184	210	229	52,697
	ガソリン	46,497	377	399	414	402	286	368	48,743
	ジーゼル	13,551	29	39	39	32	67	63	13,820
	軽	1,400	－	－	－	－	－	－	1,400
	三輪	1,715	－	－	－	－	－	－	1,715
	二輪	3,001	24	7	4	12	6	18	3,072
	計	117,603	621	653	693	630	569	678	121,447
特殊	タイヤ	592	－	－	－	－	－	－	592
	電気装置	845	7	－	－	10	2	28	892
	車体	2,719	28	33	33	44	6	12	2,875
	計	4,156	35	33	33	54	8	40	4,359
その他		876	－	－	－	－	－	－	876
合計		197,813	1,869	1,924	1,897	1,783	1,622	1,747	208,655

（注）その他は、二･三輪自動車、小型自動車、電気自動車及び初級（ディーゼル機器･電装･機工）を示す。

8．自動車整備士一種養成施設

令和４年３月31日現在

種別	県別	指定番号（認定）	指定年月日（認定）	名　　称	所　　在　　地	養成対象整備士
一種養成施設	広島県	60	S39.3.31	広島県立福山高等技術専門校	福山市山手町６－30－１	２か２ち
		319	S46.12.18	広島県立三次高等技術専門校	三次市十日市南６－14－１	２か２ち
		441	H元.10.19	専門学校広島自動車大学校	安芸郡府中町本町２－９－12	１こ２か２ち２し
		463	H８.６.28	専門学校広島工学院大学校	広島市安佐南区大塚東３－２－１	１こ２か２ち特し
		464	H８.７.22	広島市立広島工業高等学校	広島市南区東本浦町１－18	３か３ち３し３に
		529	H33.3.24	広島国際学院専門学校	広島市安芸区上瀬野町517－1	１こ２か２ち
	鳥取県	404	S59.7.16	鳥取県立産業人材育成センター	米子市夜見町3001－８	２か２ち
		499	H17.４.１	鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	３し３か３ち
	島根県	157	S40.12.２	島根県立東部高等技術校	出雲市長浜町3057－11	２か２ち
		509	H18.６.22	山陰中央専門大学校	松江市東朝日町75－12	１こ２か２ち２に
	岡山県	97	S39.12.25	岡山県立北部高等技術専門校美作校	美作市安蘇345	２か２ち２に
		175	S40.12.21	岡山商科大学附属高等学校	岡山市北区南方５－２－45	３し３か３ち３に
		408	S60.3.28	おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中2069	３し３か３ち３に
		418	S62.3.７	専門学校岡山自動車大学校	浅口市鴨方町六条院中2045	１こ２か２ち２に
		429	S63.5.23	岡山科学技術専門学校	岡山市北区昭和町８－10	１こ２か２ち２に特し
		506	H17.11.４	岡山県立勝間田高等学校	勝田郡勝央町勝間田47	３し３か３ち
	山口県	62	S39.3.31	山口県立東部高等産業技術学校	周南市瀬戸見15－１	２か２ち
		277	S44.12.13	下関国際高等学校	下関市大字伊倉字四方山７	３し３か
		278	S44.12.13	宇部鴻城高等学校	宇部市大字際波字的場370	３し３か３ち
		317	S46.12.18	早鞆高等学校	下関市上田中町８－３－１	３し３か３ち
		379	S57.２.２	山口県立西部高等産業技術学校	下関市千鳥ヶ丘町21－３	２か２ち
認定大学	広島県	２級－17	H16.7.12	福山大学	福山市東村町字三蔵985－１	２か２ち２し

9．自動車整備士二種養成施設

令和４年３月31日現在

県別	名称	教場名	所在地	養成対象整備士											
				1こ	2か	2ち	2し	2に	3し	3か	3ち	3に	特た	特て	特し
広島県	広島県自動車整備振興会技術講習所	広島本教場	広島市西区観音新町４－13－13－３	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東部地区分教場	福山市南今津町43		○	○			○	○	○				
		西風新都分教場	広島市安佐南区大塚東３－２－１				○								○
		福山大学分教場	福山市東村町字三蔵985－１		○	○	○								
		鯛尾分教場	安芸郡坂町鯛尾２－６－７		○				○	○					
		安佐南分教場	広島市安佐南区中筋３－８－10						○	○					
		商工センター分教場	広島市西区商工センター８－３－27 広島市中区広瀬北町２－24						○						
鳥取県	鳥取県自動車整備振興会技術講習所	鳥取本教場	鳥取市丸山町233	○	○	○	○		○	○					
		倉吉分教場	東伯郡北栄町弓原334		○	○	○		○	○					
		米子分教場	米子市東福原６－７－６		○	○	○		○	○					
島根県	島根県自動車整備振興会技術講習所	松江本教場	松江市馬潟町43－４	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		出雲分教場	出雲市斐川町併川1641－２												○
		浜田分教場	浜田市河内町1931	○	○	○			○	○					
		益田分教場	益田市津田町1127－１	○	○	○			○	○					
岡山県	岡山県自動車整備振興会技術講習所	岡山本教場	岡山市北区富吉5301－７	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		津山分教場	津山市平福486		○		○		○	○					
		水島分教場	倉敷市水島海岸通り１－１		○		○		○	○					
山口県	山口県自動車整備振興会技術講習所	山口本教場	山口市宝町604	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		岩国分教場	岩国市室ノ木町１－６－10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		柳井分教場	柳井市南町４－１－13		○	○	○		○	○	○				
		光分教場	光市浅江５－27－18		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		周南分教場	周南市古泉２－14－20		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		防府分教場	防府市西浦888		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		宇部分教場	宇部市大字善和字牛明203－90		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		下関分教場	下関市長府扇町１－53		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		萩分教場	萩市平安古550		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長門分教場	長門市西深川1800－４		○	○	○		○	○	○				

（注）整備士略号

1こ：一級小型自動車
2か：二級ガソリン自動車　2ち：二級ジーゼル自動車　2し：二級自動車シャシ　2に：二級二輪自動車
3か：三級自動車ガソリン・エンジン　3ち：三級自動車ジーゼル・エンジン　3し：三級自動車シャシ　3に：三級二輪自動車
特た：自動車タイヤ　特て：自動車電気装置　特し：自動車車体

Ⅲ　検査関係

１．自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数（令和４年３月31日現在）

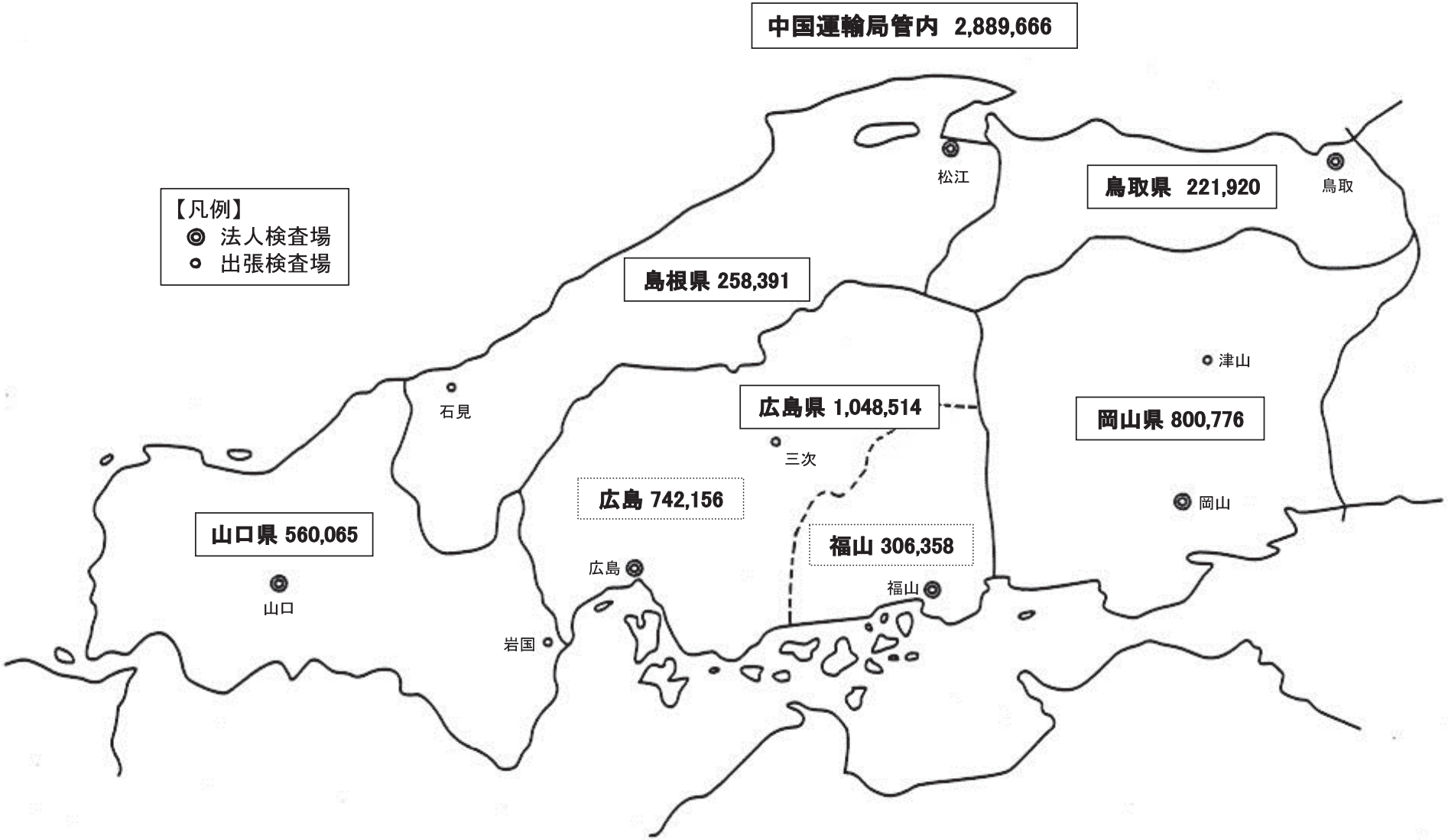

2．中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移

各年度末現在

区分＼年度	29	30	令和元年	令和２年	令和３年
検査対象車両数（年度末）	2,895,401	2,896,059	2,894,596	2,896,532	2,889,666
検査車両数（再検を除く）	1,497,907	1,528,667	1,503,841	1,532,292	1,508,028
継続検査（指定整備）両数	1,029,424	1,053,132	1,044,717	1,076,609	1,074,478
新規検査（型式指定）両数	188,896	190,994	181,794	169,961	154,922

Ⅳ　事故・保安関係

１．事業用自動車重大事故の概要

(1)　事故件数と死傷者数の推移

各年別現在

区分＼年別		29	30	令和元	令和２	令和３
事故件数	広島県	185	195	164	161	135
	鳥取県	27	19	21	17	34
	島根県	41	48	46	30	29
	岡山県	95	86	103	85	72
	山口県	49	42	34	40	34
	総数	397	390	368	333	304
死者数		55	49	47	31	19
負傷者数		169	251	144	125	111

(2)　事故種類別件数の推移

各年別現在

区分＼年別	29	30	令和元	令和２	令和３
転覆	24 (6.0)	13 (3.3)	6 (1.6)	7 (2.1)	11 (3.6)
転落	12 (3.0)	11 (2.8)	11 (3.0)	7 (2.1)	7 (2.3)
路外逸脱	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.8)	1 (0.3)	0 (0.0)
火災	12 (3.0)	12 (3.1)	5 (1.4)	4 (1.2)	11 (3.6)
踏切	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
衝突	67 (16.9)	84 (21.5)	55 (14.9)	55 (16.5)	39 (12.8)
車内	14 (3.5)	18 (4.6)	14 (3.8)	13 (3.9)	8 (2.6)
死傷	40 (10.1)	43 (11.0)	52 (14.1)	23 (6.9)	24 (7.9)
車両故障	198 (49.9)	185 (47.4)	199 (54.1)	198 (59.5)	173 (56.9)
その他	30 (7.6)	24 (6.2)	23 (6.3)	25 (7.6)	31 (10.3)
総数	397 (100)	390 (100)	368 (100)	333 (100)	304 (100)

（注）（　）内は種類別の比率（%）

(3) 業態別件数の推移

各年別現在

区分＼年	29	30	令和元	令和２	令和３
バス	229（57.7）	217（55.6）	206（56.0）	201（60.4）	176（57.9）
ハイ・タク	27（ 6.8）	37（ 9.5）	33（ 9.0）	15（ 4.5）	19（ 6.3）
トラック	141（35.5）	136（34.9）	129（35.1）	117（35.1）	109（35.9）
総数	397（ 100）	390（ 100）	368（ 100）	333（ 100）	304（ 100）

注（ ）内は業態別の比率（%）

(4) 月別発生件数

区分＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
令和３	20	30	21	25	18	20	28	27	24	32	28	31	25.3

総数（３０４件）

(5) 事業用自動車1,000台当たりの県別事故件数の推移

各年別現在

県別＼年	29	30	令和元	令和２	令和３
広島県	5.1	5.3	4.1	3.8	3.2
鳥取県	4.7	3.3	3.4	2.5	4.9
島根県	6.0	7.0	5.8	2.8	3.7
岡山県	3.5	3.2	3.6	2.5	2.1
山口県	3.1	2.7	2.0	2.1	1.8
管内計	4.4	4.3	3.7	2.9	2.8

(6) 事業用自動車1,000台当たりの事故種類別件数の推移

各年別現在

区分＼年別	29	30	令和元	令和２	令和３
転覆	0.26	0.14	0.04	0.06	0.01
転落	0.13	0.12	0.07	0.06	0.06
路外逸脱	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00
火災	0.13	0.13	0.05	0.03	0.01
踏切	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
衝突	0.73	0.92	0.28	0.50	0.35
車内	0.15	0.20	0.11	0.11	0.07
死傷	0.44	0.47	0.48	0.20	0.21
車両故障	2.17	2.02	2.14	1.95	1.57
その他	0.33	0.26	0.03	0.01	0.28
総数	4.35	4.32	3.68	2.96	2.75

(7) 原因別発生件数の推移

各年別現在

項目＼年別		29	30	令和元	令和２	令和３
乗務員に起因するもの	乗務員の状態	5	21	19	14	18
	運転操作不良	88	102	84	63	64
	その他	19	6	3	4	0
	計	112	129	106	81	82
相手方に起因するもの	他の車両等の不注意	53	56	28	21	27
	歩行者等	13	5	2	3	2
	旅客・道路・その他	6	1	0	1	1
	計	72	62	30	25	30
その他		11	8	7	5	19
車両故障		202	191	199	215	173
合計		397	390	342	326	304

2．運行管理者数

令和４年３月31日現在

県別 / 事業の種類	広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	管内計
一般乗合	383	32	47	147	130	739
一般貸切	461	53	92	320	307	1,233
一般乗用	550	77	165	316	206	1,314
特定旅客	54	5	0	113	39	211
一般貨物	4,301	968	969	3,245	1,872	11,355
特定貨物	89	4	7	52	24	176
特定第二種利用運送	7	0	0	4	64	75
計	5,845	1,139	1,280	4,197	2,642	15,103

3．整備管理者数

令和４年３月31日現在

県別	事業用					自家用			総数
	バス	ハイ・タク	トラック（軽貨物を除く）	軽貨物	その他	レンタカー	バス（レンタカーを除く）	その他	
広島県	364	488	2,798	2	0	508	226	347	4,733
鳥取県	26	46	530	3	0	89	139	62	895
島根県	109	120	519	0	0	100	351	129	1,328
岡山県	223	242	2,661	29	0	243	425	109	3,932
山口県	133	180	1,133	11	0	262	522	112	2,353
管内	855	1,076	7,641	45	0	1,202	1,663	759	13,241

Ⅴ　その他
独立行政法人自動車事故対策機構の業務実績

令和３年度実績

名　　称	指　導　講　習			適性診断
	基　礎（人）	一　般（人）	特　別（人）	（人）
独立行政法人 自動車事故対策機構 広島主管支所	497	2,150	29	12,266
独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所	167	653	0	2,204
独立行政法人 自動車事故対策機構 島根支所	230	735	9	2,849
独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所	676	2,309	24	9,581
独立行政法人 自動車事故対策機構 山口支所	372	1,187	16	5,406
管内計	1,942	7,034	78	32,306

Ⅰ　一般海事関係

1．海事思想の普及

(1)　海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者

各年別現在

区分＼年別	30	1	2	3	4
大臣表彰	11	6	8	5	6
局長表彰	95	100	81	84	77
計	106	106	89	89	83

(2)　「海の月間」　行事一覧表

令和4年度

行事＼地区別	広島	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口
海の日記念式典	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海上・街頭パレード								○	
汽笛の一斉吹鳴	○	○	○	○	○		○	○	○
海浜の清掃活動		○	○		○		○	○	○
訪船慰問	○	○						○	
海上安全祈願祭		○		○					○
体験乗船会								○	
ヨット・カッターレース								○	
マリンスポーツ大会									
ソフトボール等球技大会		○							
船舶の一般公開									
海洋関係施設一般公開	○								
海の図画コンクール									
写真コンクール・パネル展	○							○	
夏休み子供教室	○						○		
海洋安全教室									
記念講演会等						○		○	
花火大会									
旅客運賃の特別割引		○					○	○	
広報関係資料の配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横断幕掲示	○		○		○		○	○	

2．海事代理士試験の概要

(1) 海事代理士試験の概要

種別 / 年度別	筆記試験			口述試験	試験年月日
	受験者数	合格者数	合格率（%）	合格者数	
29	15	7	46.7	6	筆記 H29.9.29 口述 H29.12.4
30	22	14	63.6	12	筆記 H30.9.28 口述 H30.12.3
元	14	10	71.4	7	筆記 R1.9.27 口述 R1.11.25
2	22	7	31.8	4	筆記 R2.9.25 口述 R2.12.3
3	15	6	33.3	5	筆記 R3.9.28 口述 R3.12.2

(2) 海事代理士の登録状況

令和4年3月31日現在

区分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計
登録者数	59	51	15	18	10	16	28	13	27	237
登録事務所数	59	52	15	20	10	17	28	13	28	242

3．不開港及び沿岸輸送特許の状況

区分 / 年度	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計
29	396	162	123	74	10	30	343	15	33	1,186
	354	77	3	3	18	1	0	57	54	567
30	247	175	99	78	10	37	330	25	30	1,031
	372	77	3	2	16	6	0	133	56	665
元	183	156	91	78	4	36	282	21	33	884
	262	54	2	0	13	22	0	104	30	487
2	198	162	70	67	6	17	283	18	30	851
	335	40	0	2	8	14	0	107	16	522
3	191	161	83	73	7	41	306	11	20	893
	313	83	0	1	18	3	0	131	35	584

（注）上段は不開港特許件数、下段は沿岸輸送特許件数。

Ⅱ　旅客船関係

1．旅客航路事業現況表

(1)　事業形態別事業者数及び航路数

令和4年4月1日現在

区分	事業者数														従業員数				航路数	
	株式会社					有限会社	合資会社	普通公共団体	特別公共団体	漁業協同組合	事業協同組合	財団法人	社団法人	個人	計	役員	陸員	海員	計	計	準備中のもののうち休止・開業
	資本金				小計																
	5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上																	
一般旅客定期	〈4〉 27	〈1〉 8	〈1〉 3	1	〈6〉 39	〈6〉 16		5	2			1	2	2	〈12〉 67	345	(36) 410	(41) 770	(77) 1,525	98	6
特定旅客定期	(1) 1				(1) 1			1						2	(1) 4		1	4	5	4	
旅客不定期	(9) 22	(7) 〈1〉 9	(2) 5	(1) 2	(19) 〈1〉 38	(4) 20				1	1	(1) 1	(2) 2	6	(26) 〈1〉 69	190	(15) 126	(35) 269	(50) 585	131	
計	(10) 〈4〉 40	(7) 〈2〉 10	(2) 〈1〉 6	(1) 2	(20) 〈7〉 58	(4) 〈6〉 32		6	2	1	1	(1) 1	(2) 2	10	(27) 〈13〉 113	535	(51) 537	(76) 1,043	(127) 2,115	234	6

注　1．事業者数について、事業者数欄の（　）は一般旅客定期航路事業との兼業で内数、〈　〉内は第3セクターで内数を計上
　　2．従業員数について、一般旅客定期航路事業者で他事業も兼業しているものは、一般旅客定期のみ計上。従業員数欄の（　）内は、役員兼務で外数を計上
　　3．事業者数の合計欄下段は、実数を計上
　　4．海上運送法施行令改正（平成14年7月1日施行）により、一般旅客定期航路事業に係る本省権限は地方運輸局に権限委任された。

(2) 船種別隻数及び総トン数

令和４年４月１日現在

区分	純客船								高速船				水中翼船		貨客船				自動車航送船		合計	
	鋼船		木船		軽合金船		プラスチック船		軽合金船		プラスチック船				鋼船		軽合金船					
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
一般旅客定期	8	886.00	2	9.40	21	549.00	70	1,017.35	58	3,327.00	15	203.00	1	173.00	1	113.00	1	273.00	87	1,126.83	264	7,677.58
特定旅客定期					1	19.00	3	42.00	1	18.00											5	79.00
旅客不定期	8	4,312.90	16	70.40	8	173.10	139	2,199.28	22	951.00	9	281.06									202	7,987.74
計	16	5,198.90	18	79.80	30	741.10	212	3,258.63	81	4,296.00	24	484.06	1	173.00	1	113.00	1	273.00	87	1,126.83	471	15,744.32

注　・本表は、航路別現況表の主船及び予備船について、船種・船質別に集計したものである。
・同一船舶が複数の事業・航路に重複して就航する場合については、それぞれ集計した。
・船舶の航路の就航用途により船種を振り分けた。
例　１．自動車航送船であっても、輸送対象が旅客のみの場合は純客船欄に計上した。
２．同一船舶で速力調整により、純客船・高速船として就航している場合、運航回数により船種を振り分けた。

(3) 航路別

令和４年４月１日現在

区分	航路特記事項									
	季節	自動車航送	離島（準離島を含む）	国庫補助	地方補助	郵便物航送	新聞輸送	危険物輸送	通船	河川湖沼
一般旅客定期	14	40	73	22	14	24	10	21		5
特定旅客定期			4							
旅客不定期	33	1	42						22	11
計	47	41	119	22	14	24	10	21	22	16

2．異動状況調査表（事業者数及び航路数の異動）

		一般旅客定期	特定旅客定期	旅客不定期	計
事業者数	令和３年４月１日現在	70	4（1）	68（25）	116
	新規	0	0	3（1）	2
	廃止	3		2	5
	令和４年４月１日現在	67	4（1）	69（26）	113
航路数	令和３年４月１日現在	100	4	130	236
	新規	1	0	2	3
	廃止	3	0	1	4
	令和４年４月１日現在	98	4	131	233

（注）１．事業者数欄の（　）は、一般旅客定期との兼業で内数（一般旅客定期の新規及び廃止に伴う数を含む）
　　２．事業者数の計は、事業ごとの重複を除いた実数を計上

3．国又は地方自治体から補助を受けている航路

令和４年４月１日現在

区分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	計
一般旅客定期航路	26	24	5	7	1	8	6	6	15	98
国庫補助航路	1	3	1	2			1	2	12	22
地方補助航路	2	4	2			2	2	1		13

4．輸送実績総括表

令和４年度実績

区分		一般旅客定期航路事業 ①	特定旅客定期航路事業 ②	旅客不定期航路事業 ③	合計 ④ (①+②+③)	左の合計の船舶の種類別内訳			貨物定期航路事業 ⑤	不定期航路事業 ⑥	総計 ④+⑤+⑥
						自動車航送船	高速船	その他の旅客船			
輸送実績	航路数計	98	4	131	233	68	56	152	2	425	660
	上記のうち報告のあった航路数	85	3	102	190	66	55	147	1	216	407
	旅客輸送人員人	11,215,188.0	44,817.0	129,480.0	11,389,485.0	8,468,718.0	1,260,709.0	1,660,058.0	353.0	178,392.0	11,568,230.0
	旅客輸送人キロ人km	82,611,683.0	179,733.0	1,630,642.0	84,422,058.0	54,309,740.0	23,770,164.0	6,342,152.0	621.0		84,422,679.0
自動車等輸送実績	自動車航送をする航路数計	48		21	69	68					69
	上記のうち報告のあった航路数	43		19	62	57					62
	バス航送台数台	96,629.0		0.0	96,629.0	96,629.0					96,629.0
	乗用自動車航送台数台	1,272,192.0		0.0	1,272,192.0	1,272,192.0					1,272,192.0
	普通トラック航送台数台	268,331.0		0.0	268,331.0	268,331.0					268,331.0
	その他の自動車航送台数台	101,822.0		0.0	101,822.0	101,822.0					101,822.0
	合計台	1,738,974.0	0.0	0.0	1,738,974.0	1,738,974.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,738,974.0
	バス輸送台キロ台km	19,629.0			19,629.0	19,629.0					19,629.0
	乗用自動車輸送台キロ台km	10,533,485.0			10,533,485.0	10,533,485.0					10,533,485.0
	普通トラック輸送台キロ台km	4,292,111.0			4,292,111.0	4,292,114.0					4,292,111.0
	その他の自動車輸送台キロ台km	902,785.0			902,785.0	902,785.0					902,785.0
	合計台km	15,748,010.0	0.0	0.0	15,748,010.0	15,748,013.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15,748,010.0
	航送旅客輸送人員人	2,128,810.0			2,128,810.0	2,128,810.0					2,128,810.0
	航送旅客輸送人キロ人km	20,460,134.0			20,460,134.0	20,460,134.0					20,460,134.0

（注）１.「自動車等輸送実績」欄の「航送旅客輸送人員」と「航送旅客輸送人キロ」は、「旅客等輸送実績」欄の「旅客輸送人員」と「旅客輸送人キロ」それぞれのうち数である。
２.「不定期航路事業」に係る「航路数計」と「上記のうち報告のあった航路数」は、それぞれ「事業者計」と「上記のうち報告のあった事業者数」と読み替える。

5．国庫補助航路年度別補助金交付状況

（単位：千円）

	管内			全国			全国比（%）		
	事業者数	航路数	補助額	事業者数	航路数	補助額	事業者数	航路数	補助額
平成15年度	21	21	417,922	102	107	3,846,134	20.6	19.6	10.9
16	20	20	405,272	99	109	3,825,134	20.2	18.3	10.6
17	20	22	426,977	98	107	3,838,309	20.4	20.6	11.1
18	19	21	525,524	98	108	4,691,952	19.4	19.4	11.2
19	19	21	630,117	101	111	5,569,432	18.8	18.9	11.3
20	19	21	844,572	121	118	7,079,946	15.7	17.8	11.9
21	19	21	724,618	96	106	5,493,339	19.8	19.8	13.2
22	19	21	569,830	93	102	4,574,531	20.4	20.6	12.5
23	19	21	587,417	94	104	5,278,878	20.2	20.2	11.1
24	18	20	589,940	109	120	5,822,815	16.5	16.7	10.1
25	18	20	647,811	109	120	5,962,278	16.5	16.7	10.9
26	18	20	690,539	109	119	6,275,803	16.5	16.8	11.0
27	18	20	718,969	108	120	6,195,299	16.7	16.7	11.6
28	17	20	661,161	109	121	6,228,630	15.6	16.5	10.6
29	17	20	696,728	110	121	6,296,612	15.5	16.5	11.1
30	18	21	736,074	108	120	6,326,838	16.7	17.5	11.6
令和元年	18	22	565,098	109	123	6,273,493	16.5	17.9	9.0
2	18	22	760,097	113	126	8,180,981	15.9	17.5	9.3
3	18	22	787,022	114	127	8,953,641	15.8	17.3	8.8

注　補助金額について千円未満の端数は切り捨て処理している。

6．国庫補助航路の国庫補助金交付状況

（単位：円）

国庫補助航路事業者			航路距離	令和２年度国庫補助額	令和３年度国庫補助額
名称	住所	航路名	(km)		
㈲阿多田島汽船	広島県大竹市晴海	阿多田～小方	9.65	12,761,153	19,415,279
走島汽船㈲	〃 福山市鞆町	走島～鞆	7.00	28,974,647	28,417,355
備後商船㈱	〃 福山市沼隈町	常石～尾道	14.50	73,007,349	58,309,353
尾道市	〃 尾道市久保	細島～西浜	2.70	28,953,854	21,321,979
大崎上島町	〃 豊田郡大崎上島町	白水～契島	5.50	51,178,817	42,630,935
斎島汽船㈱	〃 呉市豊浜町	斎島～久比	10.80	20,262,693	19,532,154
斎島汽船㈱	〃 呉市豊浜町	三角～久比	1.25	15,155,747	15,825,320
小計		（広島県）		230,294,260	205,452,375
三洋汽船㈱	岡山県笠岡市笠岡	笠岡～飛島～六島	28.96	13,391,426	24,161,379
		笠岡～佐柳本浦	40.46	3,622,120	18,629,286
大生汽船㈱	〃 備前市日生町	大多府～日生	13.70	11,373,261	13,622,345
小計		（岡山県）		28,386,807	56,413,010
岩国柱島海運㈱	山口県岩国市新港町	岩国～柱島	36.60	17,461,021	37,346,059
周防大島町	〃 大島郡周防大島町	樽見～日前	10.10	4,204,806	2,154,500
		伊保田～情島	5.00	11,173,193	11,647,755
		久賀～前島	6.05	11,980,720	11,455,759
平郡航路㈲	〃 柳井市南町	平郡～柳井	35.46	18,802,634	23,922,952
上関町	〃 熊毛郡上関町	八島～上関	13.18	15,222,415	16,738,854
熊南総合事務組合	〃 熊毛郡平生町	馬島～麻里府・佐合島～佐賀	10.25	12,863,741	13,339,770
牛島海運㈲	〃 光市牛島	牛島～室積	8.40	21,723,284	26,185,449
大津島巡航㈱	〃 周南市築港町	大津島～徳山	20.90	61,101,772	68,681,359
㈲野島海運	〃 防府市野島	野島～三田尻	14.80	43,131,815	26,097,953
萩海運㈲	〃 萩市東浜崎町	見島～萩	49.85	248,047,801	257,137,873
上関航運㈲	〃 熊毛郡上関町	祝島～柳井	35.40	35,702,517	30,449,167
小計		（山口県）		501,415,719	525,157,450
合計				760,096,786	787,022,835

（注） 事業年度は、10月～翌年９月までである。

7．地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路構造改革補助金）交付状況

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	航　路　名	国庫補助額	備　　考
令和３年度	有限会社阿多田島汽船	阿　多　田　～　小　方	8,745	代替建造
令和３年度	備　後　商　船　株　式　会　社	常　　石　　～　　尾　　道	20,063	代替建造

8．地域公共交通確保維持改善事業費補助金（活性化・継続事業）交付状況

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	国庫補助額	備　　考
令和３年度	走　島　汽　船　有　限　会　社	440	感染症拡大防止対策の設備導入
令和３年度	国際両備フェリー株式会社	9,561	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和３年度	瀬戸内観光汽船株式会社	6,366	感染症拡大防止対策の実証運航
令和３年度	株式会社アクアネット広島	955	感染症拡大防止対策の設備導入
令和３年度	隠　岐　汽　船　株　式　会　社	24,781	感染症拡大防止対策の実証運航
令和３年度	ＪＲ西日本宮島フェリー株式会社	3,827	感染症拡大防止対策の実証運航
令和３年度	備　後　商　船　株　式　会　社	2,552	感染症拡大防止対策の実証運航

9．訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付状況

（交通サービスインバウンド対応支援事業）

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	国庫補助額	備　　考
令和２年度	上　村　汽　船　株　式　会　社	1,615	キャッシュレス決済対応機器導入
令和２年度	似　島　汽　船　株　式　会　社	1,615	キャッシュレス決済対応機器導入
令和３年度	福本フェリー株式会社	800	熱感知カメラ設置

10．観光振興事業費補助金交付状況

（海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業）

（単位：千円）

年　度	事　業　者　名	国庫補助額	備　　考
令和２年度	瀬戸内シーライン株式会社	7,751	テストマーケティングの実施など

Ⅲ 内航関係

１．内航海運業者数及び支配船腹量

令和４年３月31日現在

区分		事業者数										所有船舶		用船船舶		合計	
		本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
登録事業者	登録運送	28	14	1	21	0	1	2	8	12	87	329	208,780.61	201	79,252.51	530	288,033.12
	登録貸渡	49	38	2	79	0	4	47	37	36	292	427	255,679.31	110	133,216.30	537	388,895.61
	計	77	52	3	100	0	5	49	45	48	379	756	464,459.92	311	212,468.81	1,067	676,928.73
届出事業者	届出運送	136	48	5	60	1	5	15	20	85	375	449	7,936.88	43	1,410.30	492	9,347.18
	届出貸渡	21	20	1	19	0	0	14	7	22	104	124	3,750.34	3	48.17	127	3,798.51
	計	157	68	6	79	1	5	29	27	107	479	573	11,687.22	46	1,458.47	619	13,145.69
合計		234	120	9	179	1	10	78	72	155	858	1,329	476,147.14	357	213,927.28	1,686	690,074.42

（注）１．「登録運送事業者」＝登録運送業のみ、又は登録貸渡業、届出運送業、届出貸渡業のいずれかも併せて行っている者。
「登録貸渡事業者」＝登録貸渡業のみ、又は届出運送業、届出貸渡業のいずれかも併せて行っている者。
「届出運送事業者」＝登録運送業及び、登録貸渡業を行わず、届出運送業のみ、又は届出貸渡業も併せて行っている者。
「届出貸渡事業者」＝届出貸渡業のみを行っている者。

（注）２．休止事業者数を除く。

２．資本金別内航海運業者支配船腹量

令和４年３月31日現在

業者 / 事業者数及び支配船腹量 / 資本金別	登録運送			登録貸渡			合計		
	事業者	隻数	総トン数	事業者	隻数	総トン数	事業者	隻数	総トン数
なし（個人）	8	9	4,274.00	24	24	7,813.26	32	33	12,087.26
1,000万未満	26	78	34,507.00	137	222	109,292.55	163	300	143,799.55
1,000万～5,000万未満	41	243	171,258.88	126	273	248,260.51	167	516	419,519.39
5,000万～１億未満	8	66	43,305.70	3	10	23,073.00	11	76	66,378.70
１億～３億未満	5	27	21,291.40	0	0	0	5	27	21,291.40
３億以上	1	4	13,624.00	0	0	0	1	4	13,624.00
合計	89	427	288,260.98	290	529	388,439.32	379	956	676,700.30

注１：登録事業者のみ

注２：隻数総トン数は、登録事業者の100トン以上船舶のみ

注３：休止事業者を除く

3．内航船舶所有船腹量

令和４年３月31日現在

船種船腹量区分	船質	貨物船		土・砂利・石材専用船		曳船		油送船		特殊タンク船		セメント専用船		自動車専用船		台船		はしけ		合計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
本局	木船	38	641.08	0	0.00	52	396.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	90	1,037.97
	鋼船	65	36,640.32	26	11,981.00	109	5,653.96	23	1,290.68	8	5,991.00	3	4,617.00	1	4,898.00	26	10,628.70	15	16,586.00	276	98,286.66
尾道	木船	13	282.02	0	0.00	6	25.49	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	19	307.51
	鋼船	62	27,779.67	8	7,937.00	85	3,607.18	25	9,236.44	7	4,761.00	3	12,987.00	0	0.00	43	15,434.00	2	787.00	235	82,529.29
因島	木船	2	37.32	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	37.32
	鋼船	2	326.70	1	445.00	5	95.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	635.00	1	94.30	11	1,596.71
呉	木船	47	815.25	0	0.00	3	26.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	50	841.33
	鋼船	81	45,227.56	3	899.79	31	2,269.95	34	28,625.77	12	4,405.00	1	199.73	1	2,993.00	18	13,843.00	3	3,288.00	184	101,751.80
鳥取	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	1	99.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	99.00
島根	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	6	883.80	0	0.00	3	49.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	9	932.80
岡山	木船	15	437.05	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	15	437.05
	鋼船	14	2,919.98	1	454.00	9	406.79	55	30,765.90	15	10,465.00	0	0.00	0	0.00	7	37,000.00	6	4,296.00	107	86,307.67
水島	木船	5	90.42	0	0.00	2	51.76	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	142.18
	鋼船	58	15,892.57	4	1,848.73	21	831.70	10	4,300.99	6	2,112.26	0	0.00	0	0.00	11	8,186.40	6	3,317.40	116	36,490.05
山口	木船	71	1,500.81	0	0.00	3	16.81	1	11.70	5	293.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	80	1,822.48
	鋼船	37	11,758.65	3	1,569.00	18	739.40	27	8,626.27	30	17,457.00	7	12,795.00	0	0.00	3	3,933.00	2	6,649.00	127	63,527.32
合計	木船	191	3,803.95	0	0.00	66	517.03	1	11.70	5	293.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	263	4,625.84
	鋼船	326	141,528.25	46	25,134.52	281	13,653.69	174	82,846.05	78	45,191.26	14	30,598.73	2	7,891.00	110	89,660.10	35	35,017.70	1,066	471,521.30

Ⅳ　港湾運送関係

1．主要取扱貨物の推移

（管内12港）　　（単位:千トン）

区分＼年度		元	2	3		
		取扱量	取扱量	取扱量	対前年度比	主要取扱港
主要貨物	鉄鋼	24,429	20,222	22,191	109.7%	福山港 水島港 呉港
	金属鉱	38,558	31,615	34,999	110.7%	福山港 水島港 呉港
	石炭	30,147	27,232	29,766	109.3%	徳山下松港 福山港 水島港
	自動車	13,754	10,818	10,267	94.9%	広島港 三田尻中関港 水島港
	その他鉱産品	7,661	6,429	6,954	108.2%	福山港 水島港 呉港
	原木	1,389	1,307	1,538	117.7%	呉港 境港 尾道港
	実入コンテナ	17,041	14,822	14,768	99.6%	広島港 水島港 徳山下松港
	空コンテナ	8,354	7,237	7,514	103.8%	広島港 水島港 徳山下松港
その他の貨物		13,069	12,564	14,586	116.1%	
合計		154,402	132,246	142,583	107.8%	

2．港湾運送事業者数

令和４年３月31日現在

港湾名	港湾運送事業者								港湾運送関連事業者
	事業者数	業種別							
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	計	
			一貫	船内	沿岸				
岡山	5	2	0	0	4	0	0	6	3（ 13）
宇野	4	2	0	1	2	1	0	6	14（ 46）
水島	17	9	5	4	7	3	0	28	27（ 98）
笠岡	1	0	0	0	1	0	0	1	0（ 0）
福山	13	5	5	2	6	2	0	20	11（ 37）
尾道糸崎	18	2	5	2	8	0	6	23	9（ 33）
呉	10	6	2	4	6	2	0	20	11（ 40）
広島	20	7	3	5	16	3	2	36	26（ 98）
境	3	3	1	0	0	0	0	4	1（ 4）
岩国	7	3	0	3	6	0	1	13	9（ 45）
徳山下松	12	7	2	7	8	1	0	25	13（ 43）
三田尻中関	12	4	3	1	5	0	0	13	7（ 35）
計	122	50	26	29	69	12	9	195	131（492）

注　港湾運送関連事業者の（　）内の数字は、船舶内貨物固定、船積貨物警護などの行為の数。

3．資本金別企業規模

令和４年３月31日現在

区分＼資本金		500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～5,000万円未満	5,000～1億円未満	1億円以上	計
管内本社	企業別	1	2	50	11	6	70
	事業所別	1	2	53	15	10	81
管外本社	企業別				1	17	18
	事業所別				2	38	40
計	企業別	1	2	51	12	23	89
	（比率）	(1.1)	(2.2)	(57.3)	(13.5)	(25.8)	(100.0)
	事業所別	1	2	54	17	48	122
	（比率）	(0.8)	(1.6)	(44.3)	(13.9)	(39.3)	(100.0)

4．船舶積卸し実績の推移

(1) 総　括

（単位：万トン）

区分＼年度	29	30	元	2	3
外貨貨物	11,207	10,897	10,785	9,325	9,931
内貨貨物	4,644	4,792	4,655	3,901	4,327
合計	15,851	15,689	15,440	13,225	14,258

(2) 年度実績500万トン以上の港湾

（単位：万トン）

区分＼年度	29	30	元	2	3
水島港	5,128	4,887	4,990	4,168	4,462
福山港	3,953	3,911	3,911	3,589	4,207
徳山下松港	2,246	2,308	2,244	2,117	2,229
呉港	1,548	1,537	1,335	911	729
広島港	1,671	1,645	1,683	1,380	1,475
三田尻中関港	581	679	609	443	398

(3) 年度実績500万トン未満の港湾

（単位：万トン）

区分＼年度	29	30	元	2	3
岩国港	316	311	283	286	391
境港	241	248	231	192	222
尾道糸崎港	60	51	51	46	40
宇野港	88	89	84	75	84
岡山港	16	20	17	16	18
笠岡港	3	3	2	3	3

合計	15,851	15,689	15,440	13,225	14,258

5．港湾福利施設設置状況

令和４年４月１日現在
（単位：万円）

運営施設	港湾	名称	建築費等	竣工年月
総合厚生施設	岡山	岡山港湾福祉センター	1,540	S44.11
	宇野	宇野港湾福祉センター	4,571	S46. 3
	水島	水島港湾会館	23,627	S54. 9
	福山	福山港湾福祉センター	18,910	S57.12
	尾道糸崎	尾道糸崎港湾福祉センター	2,961	S49. 9
	呉	呉港湾福祉センター	6,426	S45. 3
	広島	広島港湾福祉センター	54,106	R３. 4
	境	境港港湾労働者福祉センター	14,971	S53. 4
	岩国	岩国港湾福祉センター	10,978	S50. 8
	徳山下松	徳山下松港湾福祉センター	10,300	S47. 6
	三田尻中関	三田尻中関港湾福祉センター	17,500	S59. 5
現場関係施設	岡山	岡山港湾高島埠頭休憩所	69	S52. 1
	呉	呉港湾川原石西埠頭休憩所	3,564	S53. 7
		呉港湾川原石南埠頭休憩所	4,910	S61. 9
	広島	広島港湾出島休憩所	4,195	S48. 6
		広島港湾海田休憩所	4,952	S62. 3
		広島港湾廿日市休憩所（休止中）	8,900	S55. 9
	徳山下松	徳山下松港湾晴海埠頭休憩所	14,090	H８. 2
	三田尻中関	三田尻中関港湾中関休憩所	7,490	H２.11
職業訓練施設	水島	水島港湾技能教習所	5,872	H13.11

Ⅴ　造船施設設備関係

１．造船事業場数

令和４年４月１日現在

	造船所数（工場数）					
	許可造船所			登録造船所	届出造船所	合計
	小型船造船業法第４条の登録を受けていない造船所（造船法による許可工場のみ）	小型船造船業法第４条の登録も受けている造船所	計 (イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)＋(ロ)＋(ハ)
本局	2	1	3	5	7	15
尾道海事事務所	17	6	23	18	6	47
因島海事事務所	5	2	7	5	3	15
呉海事事務所	6	4	10	5	3	18
鳥取運輸支局	0	0	0	3	0	3
島根運輸支局	0	1	1	12	5	18
岡山運輸支局	1	2	3	4	9	16
水島海事事務所	1	0	1	1	0	2
山口運輸支局	2	1	3	16	2	21
合計	34	17	51	69	35	155

注　許可：造船法の許可（総トン数500ＧＴ以上又は長さ50m以上の鋼船の製造・修繕設備）
　　登録：小型船造船業法の登録（総トン数20ＧＴ以上又は長さ15m以上の製造・修繕設備で、許可事業者を除く）
　　届出：造船法第６条の届出

2．登録造船事業場の業種内訳表

令和４年４月１日現在

	小型鋼船				木船				合計
	造船業	製造業	修繕業	小計	造船業	製造業	修繕業	小計	
本局	0	1	3	4	1	0	2	3	7
尾道海事事務所	17	3	3	23	1	0	4	5	28
因島海事事務所	3	1	1	5	3	0	1	4	9
呉海事事務所	4	0	4	8	5	0	1	6	14
鳥取運輸支局	2	0	1	3	1	0	0	1	4
島根運輸支局	5	0	5	10	4	0	2	6	16
岡山運輸支局	2	0	3	5	3	0	1	4	9
水島海事事務所	0	0	1	1	1	0	0	1	2
山口運輸支局	6	0	4	10	10	0	1	11	21
合計	39	5	25	69	29	0	12	41	110

注　１．小型船造船業法第４条の登録件数

　　２．小型鋼船事業と木船事業の重複は考慮していない。

3．許可造船設備能力分類表

令和４年４月１日現在

区分 / 能力（総トン数）	建造設備						修繕設備					
	ドック		船台		合計		ドック		船台		合計	
	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数
10,000トン以上	8	911,900	9	366,200	17	1,278,100	(2) 24	40,000 1,132,150	－	－	(2) 24	40,000 1,132,150
10,000トン未満 5,000トン以上	－	－	3	22,500	3	22,500	(2) 5	16,100 36,600	－	－	(2) 5	16,100 36,600
5,000トン未満	2	5,249	16	22,137	18	27,386	(5) 17	11,398 40,046	14	9,053	(5) 31	11,398 49,099
合計	10	917,149	28	410,837	38	1,327,986	(9) 46	67,498 1,208,796	14	9,053	(9) 60	67,498 1,217,849

注　１．造船法に基づき許可を受けている中国運輸局管内の造船設備（能力500総トン以上又は長さ50メートル以上）を集計したもの。

２．修繕設備「ドック」欄の（　）は、浮ドックを内数で示す。

4．管内許可造船所分布図

（令和４年４月１日現在）

県別許可・登録造船所工場数

県　別	許可	登録	合計
広島県	43	33	76
鳥取県	0	3	3
島根県	1	12	13
岡山県	4	5	9
山口県	3	16	19
計	51	69	120

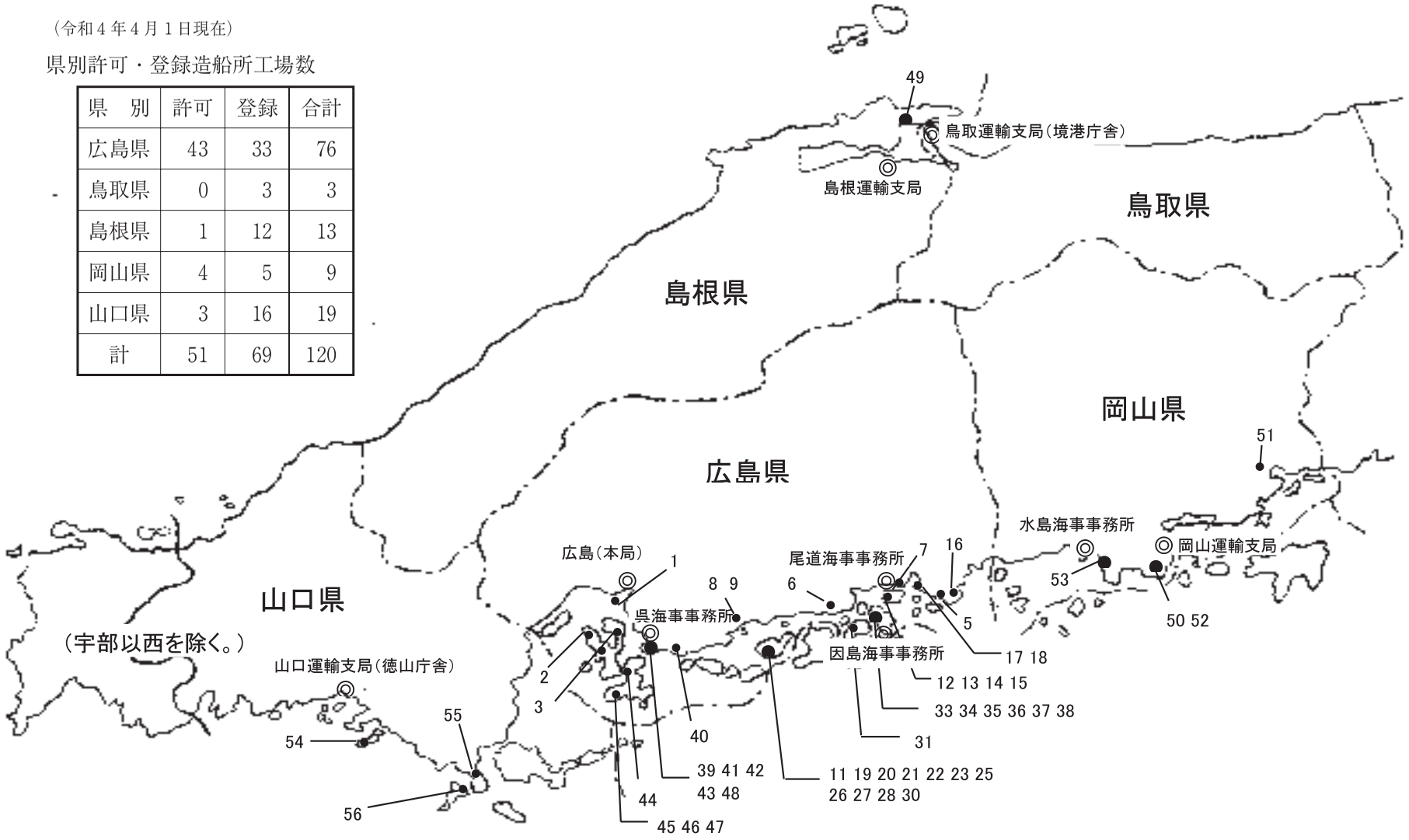

（許可造船所）

令和４年４月１日現在

１．㈱新来島宇品どっく	大型（修）	
２．中谷造船㈱	中型（製・修）	
３．㈱江田島造船所	中型（修）	
５．常石造船㈱常石工場	大型（製・修）	
６．今治造船㈱広島工場	大型（製・修）	
７．尾道造船㈱尾道造船所	大型（製・修）	
８．㈱新来島どっく広島工場	大型（製）	…… 休止
９．㈱新来島広島どっく本社工場	大型（製）	
11．益田商会㈱大崎ドック	中型（修）	
12．向島造機㈱	中型（修）	
13．向島ドック㈱	大型（修）	
14．高原造船所（高原章郎）	中型（修）	
15．備後造船㈱	中型（修）	
16．本瓦造船㈱第二工場	中型（製）	
17．桑田船渠㈱	中型（修）	
18．㈲Ｋ.Ｓヤナセマリン	工	
19．㈲松浦鉄工造船所	中型（製）	
20．㈱松浦造船所	中型（製）	
21．佐々木造船㈱本社工場	中型（製）	
22．小池造船海運㈱	中型（製・修）	
23．小池造船海運㈱第二工場	中型（製）	
25．㈲古本鉄工造船所	中型（製）	……所在不明
26．伸和産業㈱	中型（製）	
27．㈱川本造船所	中型（製）	…… 不稼働
28．新日本重工㈱	中型（製）	…… 不稼働
30．日本マリタイム㈱木江ドック	中型（修）	…… 休止

31．内海造船㈱瀬戸田工場	大型（製・修）	
33．内海造船㈱因島工場	大型（製）	
34．㈱三和ドック	大型（修）	
35．石田造船㈱	中型（製・修）	
36．ジャパン マリンユナイテッド㈱因島事業所	大型（修）	
37．備南船舶工業㈱	中型（製）	……所在不明
38．日立造船㈱因島工場	大型（修）・工	…… 休止
39．ジャパン マリンユナイテッド㈱呉事業所	大型（製・修）	
40．神田ドック㈱川尻工場	大型（製・修）	
41．神田ドック㈱若葉工場	中型（修）	
42．警固屋船渠㈱本社工場	中型（製・修）	
43．警固屋船渠㈱第二工場	中型（製）	
44．山本造船㈱	中型（修）	
45．㈲安芸造船所	中型（修）	……所在不明
46．㈱本屋敷造船所	中型（修）	
47．㈲中田造船所	中型（修）	
48．㈱今村造船所	－	…… 休止
49．㈲福島造船鉄工所森山工場	中型（製・修）・工	
50．三菱重工マリタイムシステムズ㈱玉野艦船工場	大型（製・修）・工	
51．㈲中本造船所	中型（修）	
52．㈱新浜造船所	中型（製・修）	
53．㈱新来島サノヤス造船水島製造所	大型（製・修）	
54．㈱新笠戸ドック	大型（製・修）	
55．㈱中村造船鉄工所柳井工場	中型（製・修）	
56．㈱木下造船鉄工所	中型（修）	

注　大　型：建造又は修繕設備能力が総トン数10,000トン以上
　　中　型：建造又は修繕能力が総トン数500トン以上10,000トン未満
　　（製）は造船設備を、（修）は修繕設備を、工は海洋工作台をそれぞれ有する。

Ⅵ　造船関係

1．船舶建造量の推移

区別＼年度別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	68	3,327,664	62	3,582,530	74	3,330,975	76	3,011,185	48	1,953,309
中型造船所	33	38,695	31	30,505	28	28,032	30	26,795	28	21,358
小型造船所	16	1,219	19	1,208	17	1,035	17	704	14	525
合計	117	3,367,578	112	3,614,243	119	3,360,042	123	3,038,684	90	1,975,192
全国比（%）	20.2	26.1	21.6	25.3	19.3	21.1	23.4	25.5	21.4	19.5

2．船舶受注量の推移（契約ベース）

区別＼年度別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	35	1,283,970	54	1,389,870	34	1,055,769	43	1,438,192	44	2,025,360
中型造船所	33	29,071	37	39,142	24	23,861	34	35,286	19	11,456
小型造船所	17	1,067	20	1,317	28	904	14	701	14	678
合計	85	1,314,108	111	1,430,329	86	1,080,534	91	1,474,179	77	2,037,494

3．船舶手持工事量の推移（契約ベース）

区別＼年度別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	209	11,644,770	202	9,546,110	162	7,270,904	129	5,697,911	125	5,769,962
中型造船所	35	34,121	41	42,758	38	39,086	42	47,577	35	37,827
小型造船所	10	827	11	936	22	805	20	821	23	1,142
合計	254	11,679,718	254	9,589,804	222	7,310,795	191	5,746,309	183	5,808,931

注　1．受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
　　2．船舶手持工事量は各年度末３月末現在の数値である。
　　3．大型造船所は、10,000総トン数以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
　　4．中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
　　5．小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

4．船舶建造実績及び手持工事量

令和３年度

船舶 / 造船所別		建造実績 貨物船 隻数	貨物船 総トン数	タンカー 隻数	タンカー 総トン数	その他 隻数	その他 総トン数	合計 隻数	合計 総トン数	前年度比（G／T%）	手持工事量 令和４年3月31日現在 隻数	手持工事量 令和４年3月31日現在 総トン数
大型造船所	国内船	3	27,999	4	165,680	5	35,730	12	229,409	64.9	125	5,769,962
	輸出船	34	1,663,900	2	60,000	0	0	36	1,723,900			
中型造船所	国内船	9	5,241	7	3,297	9	1,621	25	10,159	79.7	35	37,827
	輸出船	1	6,400	2	4,799	0	0	3	11,199			
小型造船所	国内船	0	0	1	19	13	506	14	525	74.6	23	1,142
	輸出船	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計		47	1,703,540	16	233,795	27	37,857	90	1,975,192	65.0	183	5,808,931
前年度比（%）		70.1	66.4	61.5	51.6	90.0	204.9	73.2	65.0		95.8	101.1

5．船舶受注実績

令和３年度

船舶 / 造船所別		貨物船 隻数	貨物船 総トン数	タンカー 隻数	タンカー 総トン数	その他 隻数	その他 総トン数	合計 隻数	合計 総トン数	前年度比（G／T%）
大型造船所	国内船	2	18,950	0	0	5	36,910	7	55,860	140.8
	輸出船	33	1,950,300	4	19,200	0	0	37	1,969,500	
中型造船所	国内船	9	4,991	4	1,348	5	487	18	6,826	32.5
	輸出船	0	0	1	4,630	0	0	1	4,630	
小型造船所	国内船	0	0	0	0	14	678	14	678	96.7
	輸出船	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		44	1,974,241	9	25,178	24	38,075	77	2,037,494	138.2
前年度比（%）		118.9	172.3	31.0	7.9	96.0	420.9	84.6	138.2	

注　１．受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
　　２．船舶手持工事量は各年度末３月末現在の数値である。
　　３．大型造船所は、10,000総トン数以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
　　４．中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
　　５．小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

6．船舶の修繕実績の推移

（単位：百万円）

区別＼年別	平成29年		平成30年		令和元年		令和２年		令和３年	
	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高
修繕実績	3,302	41,060	3,200	39,808	3,181	40,817	3,101	45,252	2,770	38,710
全国比（%）	19.6	25.3	18.7	25.7	20.3	25.6	19.2	26.4	18.9	12.0

注　鋼・木・ＦＲＰ船の合計

7．海洋機器類建造実績の推移

（単位：千円）

区別＼年度別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	隻(基)	金額	隻(基)	金額	隻(基)	金額	隻(基)	金額	隻(基)	金額
海洋機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の非自航船	0	0	2	95,000	2	204,500	2	251,500	3	610,000
計	0	0	2	95,000	2	204,500	2	251,500	3	610,000

注　１．海洋機器には、洋上プラント、ケーソンドック、クレーンバージ、浚渫船、海洋石油掘削装置（リグ）等の海洋作業開発機器（船）、海上施設等を計上した。
　　２．その他の非自航船には、台船、ハシケ、浮桟橋等の無動力船等を計上した。

8．造船所従業員数の推移

各年度末現在（単位：人）

区別＼年度別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	職員	技能員	職員	技能員	職員	技能員	職員	技能員	職員	技能員
大型造船所	2,571	11,466	2,461	11,204	2,446	11,213	2,376	10,596	2,153	9,424
中型造船所	244	1,356	256	1,257	236	1,283	232	1,105	240	1,113
小計	2,815	12,822	2,717	12,461	2,682	12,496	2,608	11,701	2,393	10,537
合計	15,637		15,178		15,178		14,309		12,930	

注　１．「大型造船所」とは10,000総トン以上の船舶の建造または修繕設備を有する造船所をいう。
　　２．「中型造船所」とは500総トン以上10,000総トン未満の船舶の建造または修繕設備を有する造船所をいう。

Ⅶ　関連工業関係

１．舶用工業の業種別･管轄別工場数

令和３年12月31日現在

業種（製造品目等）	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計
タービン	1			1						2
ディーゼル機関	1	1	1		1					4
ボイラー			1							1
ポンプ						1	2		1	4
空気機械	1						1			2
油処理装置		1								1
熱交換器	1		1	1						3
電気機器				1						1
操船機械		2					2			4
係船・荷役機械		3	2	3						8
プロペラ		2					1	1		4
機関部品付属品	1	1		1		3	6	2		14
軸系	2	3								5
航海用機器										0
錨・錨鎖										0
弁・管継手		2					1			3
塗料										0
その他艤装品	1	18	1	3						23
船用品修理	3	2	1	4	6				1	17
船舶電装		1		1		2				4
その他部品等	2	4			1		1	1		9
造船業		3	1	1			1		2	8
合計	13	43	8	16	8	6	15	4	4	117

注　１．舶用工業製品の製造又は修繕に常時５人以上の従業員を雇用する事業所を対象とする。
　　２．造船業とは造船の比率の高い事業所をいう。

2．舶用工業の規模別事業所数

(1) 資本金別事業所数

（令和３年12月31日現在）

区　　分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	構成比
１億円以上	4	3	3	2	0	1	5	1	2	21	18%
１億円未満 5,000万円以上	3	5	1	0	3	2	4	1	0	19	16%
5,000万円未満 1,000万円以上	6	27	3	13	3	3	6	2	1	64	55%
1,000万円未満 500万円以上	0	4	1	0	0	0	0	0	0	5	4%
500万円未満	0	4	1	0	2	0	0	0	1	8	7%
合　　計	13	43	9	15	8	6	15	4	4	117	100%

注　舶用工業製品の製造又は修繕に常時５人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

(2) 従業員数別事業所数

（令和３年12月31日現在）

区　分 (工場全従業員数)	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	構成比
300人以上	0	1	2	0	0	1	1	0	2	7	6%
100人～299人	3	5	2	2	0	1	5	1	0	19	16%
50人～ 99人	1	2	1	3	0	0	4	1	1	13	11%
10人～ 49人	8	26	3	10	2	3	5	1	0	58	50%
10人未満	1	9	1	0	6	1	0	1	1	20	17%
合　　計	13	43	9	15	8	6	15	3	4	117	100%
舶用工業従業員数	597	1,207	338	423	81	492	1,824	219	250	5,431	－
工場全従業員数	862	2,543	1,251	782	84	946	3,921	307	1,151	11,847	－

注　舶用工業製品の製造又は修繕に常時５人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

3．舶用工業事業所の従業員数の推移

（各年12月31日現在）

年　　別	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年
舶用工場従業員数	6,724	6,063	7,195	5,441	5,431
工場全従業員数	20,542	19,212	20,637	12,526	11,847

注　舶用工業製品の製造又は修繕に常時５人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。
　　令和２年の調査において調査対象の整理を行った。

4．舶用工業製品の生産実績の推移

（単位：百万円）

品　　目	令和元年	令和２年	令　和　３　年		
			生 産 高	構成比率	前年比率
舶用タービン	3,421	3,235	3,321	2.1%	103%
舶用内燃機関	84,100	68,841	67,524	43.5%	98%
舶用ボイラー	75	119	82	0.1%	69%
舶用補助機械	26,874	28,436	24,244	15.6%	85%
係船荷役機械	4,466	5,887	4,404	2.8%	75%
軸系プロペラ	18,992	16,058	16,737	10.8%	104%
航海用機器	764	681	637	0.4%	94%
艤装品	18,502	21,883	20,372	13.1%	93%
部品・附属品	22,856	19,445	17,968	11.6%	92%
合　　計	180,050	164,585	155,289	100%	94%

5．舶用工業製品の単体輸出契約実績の推移

（単位:百万円）

品　　目	令和元年	令和２年	令　和　３　年		
			契約実績	構成比率	前年比率
舶用タービン	5,147	2,785	4,070	14.2%	146%
舶用内燃機関	1,323	0	0	0.0%	－
舶用ボイラー	0	0	0	0.0%	－
舶用補助機械	16,583	12,207	17,238	60.3%	141%
係船荷役機械	16	0	0	0.0%	－
軸系プロペラ	2,903	2,572	1,249	4.4%	49%
航海用機器	0	0	0	0.0%	－
艤装品	204	928	73	0.3%	8%
部品・附属品	4,417	1,930	5,946	20.8%	308%
合　　計	30,593	20,422	28,576	100%	140%

注　本表には、間接輸出（輸出船に搭載されるもの）は含まない。

Ⅷ　船員労政関係

１．船員の最低賃金

令和４年10月１日現在

種別		最低賃金額	効力発生	適用範囲	適用地域	備考
内航鋼船運航業	全国	職員　250,750 （※注１）　234,300 部員　192,150 （※注２）　182,850	４．２．19	国内各港間のみを航海する鋼船 沿海区域で100G/T未満　除く 平水区域	全国	除く　漁船 サルベージ船
内航鋼船運航業及び木船運航業	中国	職員　252,500 （※注１）　235,950 はしけ長　252,500 部員　193,900 （※注２）　184,500	４．４．６	平水区域 沿海区域で100G/T未満 鋼製はしけ 木船	中国	
海上旅客運送業	全国	職員　247,350 （事務部）　193,250 部員　185,900	４．２．19	遠洋区域 近海区域 沿海区域で100G/T以上	全国	
	中国	職員　245,900 部員　178,550	４．４．６	平水区域、限定沿海区域 沿海区域で100G/T未満	中国	事務部職員の特例なし
遠洋まぐろ漁業		１人歩船員　199,300	26.12.20	指定漁業８号 （うきはえなわを使用して、マグロ、カジキ、サメをとるもの）	全国	
大型いか釣り漁業		１人歩船員　203,300	26.12.20	指定漁業13号 （200G/T以上で、釣りによってイカをとるもの）	全国	
沖合底びき網漁業		１人歩船員　188,100 鳥取県・島根県及び山口県の２そうびき　183,800	４．４．６	大臣許可漁業１号 （15G/T以上）	中国	沖合底びき網漁業の雇入期間のみ
大中型まき網漁業		１人歩船員　197,300	４．４．６	大臣許可漁業７号 （40G/T以上）	中国	大中型まき網漁業の雇入期間のみ

※注１　次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者に適用する。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	４年６月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	４年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	３年６月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	２年６月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	２年
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	６月

※注２　海上経歴３年未満の部員に適用する。

海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については３年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については２年を、その他の高等学校卒業者については１年を、それぞれ海上経歴とみなす。

2．船員職業紹介状況

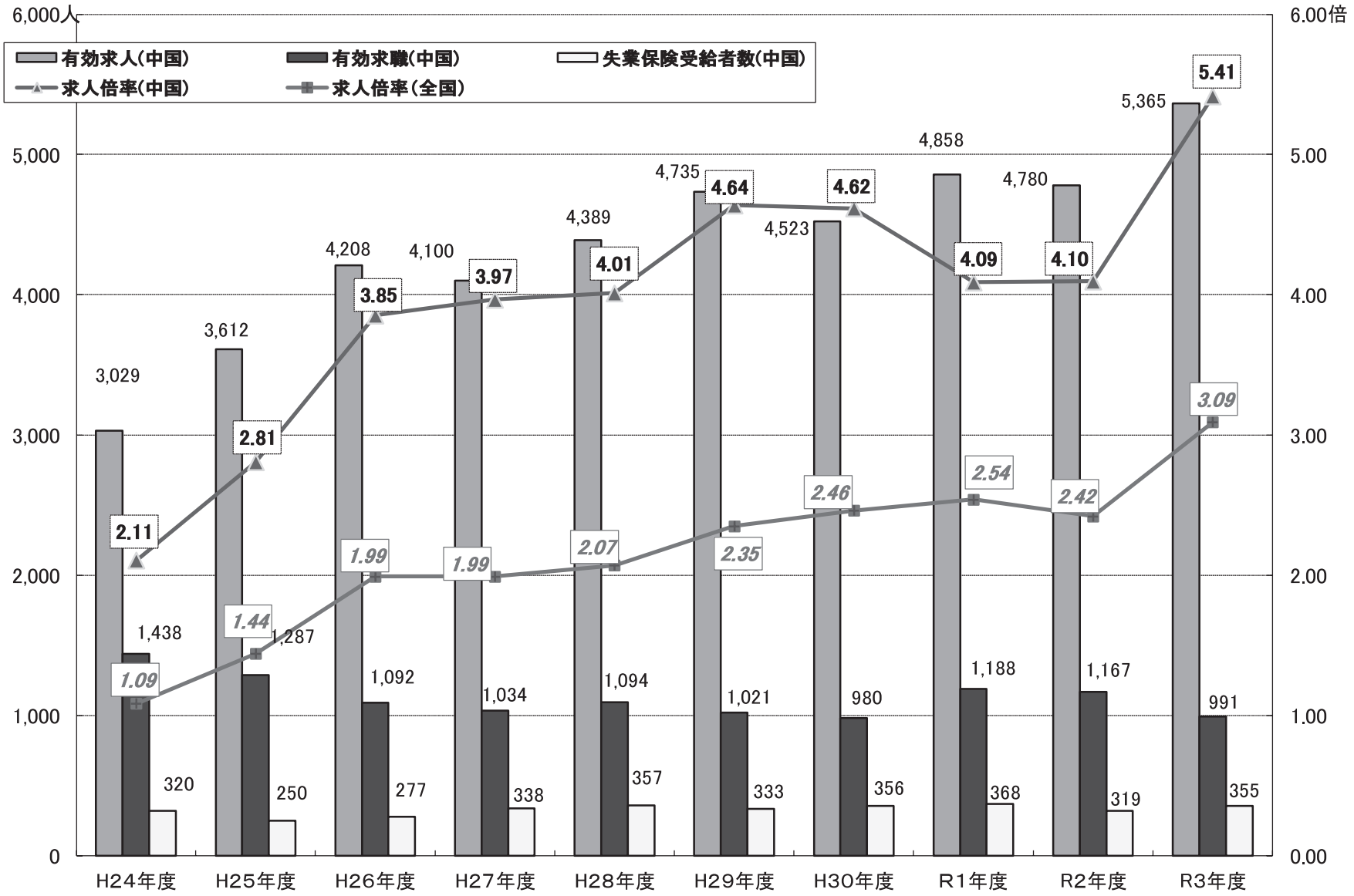
6,000人
6.00倍
有効求人(中国)
有効求職(中国)
失業保険受給者数(中国)
求人倍率(中国)
求人倍率(全国)
5,000
4,000
3,000
2,000
1,000
0
5.00
4.00
3.00
2.00
1.00
0.00
3,029
3,612
4,208
4,100
4,389
4,735
4,523
4,858
4,780
5,365
1,438
1,287
1,092
1,034
1,094
1,021
980
1,188
1,167
991
320
250
277
338
357
333
356
368
319
355
2.11
2.81
3.85
3.97
4.01
4.64
4.62
4.09
4.10
5.41
1.09
1.44
1.99
1.99
2.07
2.35
2.46
2.54
2.42
3.09
H24年度
H25年度
H26年度
H27年度
H28年度
H29年度
H30年度
R1年度
R2年度
R3年度

3．管内船員派遣事業許可事業者一覧

令和４年10月１日現在

整理番号	許可番号	許可年月日	船員派遣元事業主の氏名又は名称 船員派遣元事業主の住所	船員派遣事業を行う事業所の名称 船員派遣事業を行う事業所の所在地	有効期間
1	第１号	H17．6．6	株式会社イコーズ 山口県周南市御幸通二丁目12番地	株式会社イコーズ 山口県周南市御幸通二丁目12番地	H30．6．6～R５．6．5
2	第６号	H17．6．6	株式会社広島シッピング 広島県広島市宇品海岸一丁目１番９号	株式会社広島シッピング 広島県広島市宇品海岸一丁目１番９号	H30．6．6～R５．6．5
3	第47号	H17．8．29	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3257番地２	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3565番地１	H30．8．29～R５．8．28
4	第66号	H17．10．28	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町大多府139番地	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町日生887番地の26	H30．10．28～R５．10．27
5	第104号	H18．7．27	藤光汽船有限会社 広島県福山市松永町五丁目23番25号	藤光汽船有限会社 広島県福山市松永町五丁目23番25号	R１．7．27～R６．7．26
6	第130号	H18．10．31	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2358番地１	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2358番地１	R１．10．31～R６．10．30
7	第131号	H19．1．26	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	R２．1．26～R７．1．25
8	第150号	H19．7．31	株式会社エムティシーズ 山口県柳井市南町三丁目６番13号	株式会社エムティシーズ 山口県柳井市南町三丁目６番13号	R２．7．31～R７．7．30
9	第186号	H21．3．23	一真海運株式会社 広島県呉市西川原石町３番22号	一真海運株式会社呉営業所 広島県呉市宝町４番44号中央桟橋ターミナルビル３階	R４．3．23～R９．3．22
10	第193号	H21．7．29	山陰臨海サービス株式会社 島根県浜田市長浜町1785番地８	山陰臨海サービス株式会社本社 島根県浜田市長浜町1785番地８	R４．7．29～R９．7．28
11	第201号	H21．12．2	東栄汽船株式会社 広島県江田島市大柿町深江4182番地	東栄汽船株式会社広島事務所 広島県広島市中区千田町３丁目５番23－101号	H29．12．2～R４．12．1
12	第214号	H22．11．10	東幸海運株式会社 兵庫県神戸市東灘区住吉本町３丁目10－６	東幸海運株式会社　因島営業所 広島県尾道市因島重井町字通谷5419番地１	H30．11．10～R５．11．9
13	第221号	H23．8．31	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	R１．8．31～R６．8．30
14	第231号	H24．2．1	末田海運有限会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の２	末田海運有限会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の２	R２．2．1～R７．1．31
15	第243号	H24．12．6	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目７番５－201号	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目７番５－201号	R２．12．6～R７．12．5
16	第246号	H25．1．28	庄山汽船有限会社 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	庄山汽船有限会社 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	R３．1．28～R８．1．27
17	第247号	H25．1．28	共和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	共和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	R３．1．28～R８．1．27
18	第249号	H25．2．25	山崎海運株式会社 広島県呉市音戸町早瀬二丁目７番22号	山崎海運株式会社 広島県呉市音戸町早瀬二丁目７番22号	R３．2．25～R８．2．24
19	第256号	H25．5．27	株式会社ゲイナンマリン 広島県呉市倉橋町2875番地	株式会社ゲイナンマリン 広島県呉市倉橋町2875番地	R３．5．27～R８．5．26
20	第279号	H27．6．2	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生854番地	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生681番地の27マリンプラザ日生ファーストステージ404号	H30．6．2～R５．6．1
21	第281号	H27．8．31	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠四丁目14番15－２号	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠四丁目14番15－２号	H30．8．31～R５．8．30
22	第313号	H29．8．29	株式会社サンマンヨシ 岡山県笠岡市新横島578番地６	株式会社サンマンヨシ 岡山県笠岡市新横島578番地６	R２．8．29～R７．8．28
23	第314号	H29．8．29	神原タグマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隅町大字常石1083番地	神原タグマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隅町大字常石字沖浦263－10－５修繕本部ビル４階	R２．8．29～R７．8．28
24	第319号	H29．11．7	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目１番地27	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目１番地27	R２．11．7～R７．11．6
25	第323号	H29．11．28	冨美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目１番11号	冨美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目１番11号	R２．11．28～R７．11．27
26	第325号	H30．2．1	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の１	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の１	R３．2．1～R８．1．31
27	第329号	H30．3．12	西崎汽船株式会社 広島県広島市西区横川町三丁目７番14－203号	西崎汽船株式会社 広島県広島市西区横川町三丁目７番14－203号	R３．3．12～R８．3．11
28	第335号	H30．5．29	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	R３．5．29～R８．5．28
29	第355号	R１．7．1	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町６番９－301号	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町６番９－301号	R４．7．1～R９．6．30
30	第360号	R１．11．6	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の１	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の１	R１．11．6～R４．11．5
31	第366号	R２．4．6	株式会社ＡｎｃｈｏｒＳ 岡山県備前市日生町寒河1439番地１	株式会社ＡｎｃｈｏｒＳ 岡山県備前市日生町寒河1439番地１	R２．4．6～R５．4．5
32	第378号	R２．9．1	ＫＯＸ株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地１	ＫＯＸ株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地１	R２．9．1～R５．8．31
33	第386号	R３．3．5	株式会社NIPPON　MARITIME　TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地４	株式会社NIPPON　MARITIME　TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地４	R３．3．5～R６．3．4
34	第390号	R３．5．17	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区幟町３番１号	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区幟町３番１号	R３．5．17～R６．5．16
35	第392号	R３．7．14	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町７番５号	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町７番５号	R３．7．14～R６．7．13
36	第393号	R３．7．14	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目３番16号Ｋ・cityビル４Ｆ	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目３番16号Ｋ・cityビル４Ｆ	R３．7．14～R６．7．13
37	第400号	R３．11．2	TMS株式会社 岡山県備前市日生町日生648番地28	TMS株式会社 岡山県備前市日生町日生648番地28	R３．11．2～R６．11．1
38	第405号	R４．3．15	向島マリーナー株式会社 広島県尾道市山波町1905番地の24	向島マリーナー株式会社 広島県尾道市山波町1905番地の24	R４．3．15～R７．3．14
39	第407号	R４．3．31	SNマリン株式会社 広島県呉市中通一丁目４－13　田中ビル201号	SNマリン株式会社 広島県呉市中通一丁目４－13　田中ビル201号	R４．3．31～R７．3．30
40	第408号	R４．7．5	岡本汽船株式会社 広島県福山市鞆町後地1722番地	岡本汽船株式会社 広島県福山市鞆町後地1722番地	R４．7．5～R７．7．4
41	第411号	R４．9．1	東洋シップエージェンシー株式会社 広島県呉市中央一丁目４－24リベラビル	東洋シップエージェンシー株式会社 広島県呉市中央一丁目４－24リベラビル	R４．9．1～R７．8．31

4．日本船舶・船員確保計画認定状況　全国（中国）

令和４年４月１日現在

⑴　業種別内訳事業者数

	平成30年度開始分		令和元年度開始分		令和２年度開始分		令和３年度開始分		令和４年度開始分	
貨物船	58	(6)	51	(7)	29	(2)	38	(12)	42	(6)
旅客船	11	(2)	6	(3)	4	(1)	5	(0)	6	(1)
合計	69	(8)	57	(10)	33	(3)	43	(12)	48	(7)

⑵　計画期間別内訳事業者数

	平成30年度開始分		令和元年度開始分		令和２年度開始分		令和３年度開始分		令和４年度開始分	
３年	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
４年	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
５年	69	(8)	57	(10)	33	(3)	43	(12)	48	(7)
合計	69	(8)	57	(10)	33	(3)	43	(12)	48	(7)

⑶　事業内容別内訳件数

	平成30年度開始分		令和元年度開始分		令和２年度開始分		令和３年度開始分		令和４年度開始分	
グループ化の促進	7	(0)	3	(0)	2	(0)	1	(0)	3	(0)
船員の資格取得促進	41	(0)	34	(0)	21	(0)	5	(0)	41	(0)
新規供給源からの採用促進	61	(15)	45	(23)	32	(3)	42	(12)	25	(7)
船員の計画雇用促進	53	(15)	43	(23)	20	(3)	34	(12)	40	(7)

※１つの事業者が複数の事業を行う場合がある。

⑷　認定事業者が計画期間中に採用予定船員の内訳（人数）

	平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
船員経験者	242	(49)	205	(56)	229	(51)	217	(59)	222	(49)
船員教育機関卒業生	307	(27)	272	(29)	273	(23)	283	(22)	312	(24)
船員教育機関卒業生以外	297	(49)	310	(56)	337	(58)	352	(60)	316	(59)
（うち退職自衛官）	23	(6)	32	(10)	36	(14)	36	(13)	28	(10)
未経験者計	604	(76)	582	(85)	610	(81)	635	(82)	628	(83)
（うち女性船員）	22	(0)	25	(0)	35	(0)	26	(13)	29	(0)
採用予定者数　合計	846	(125)	787	(141)	839	(132)	852	(141)	850	(132)

注　（　）内は、中国運輸局管内の内数である。

Ⅸ　その他

１．モーターボート競走場売上金額及び入場者数

	年度	開催日数	無観客日数	売上金額（千円）		入場者数（人）	
				年間売上金額	一日平均売上金額	年間入場者数	１日平均入場者数
児島競走場	H３	180		64,132,647	356,293（100.0）	1,102,103	6,123（100.0）
	R１	198	18	47,947,129	242,157（68.0）	216,654	1,204（19.7）
	R２	198	24	62,210,455	314,194（88.2）	189,401	1,089（17.8）
	R３	198		83,479,910	421,616（118.3）	164,513	831（13.6）
宮島競走場	H３	156		58,506,756	375,043（100.0）	905,926	5,807（100.0）
	R１	198	21	49,887,644	251,958（67.2）	139,065	786（13.5）
	R２	198	41	70,578,982	356,460（95.0）	105,627	673（11.6）
	R３	198		86,150,574	435,104（116.0）	130,491	659（11.3）
徳山競走場	H３	180		35,390,394	196,613（100.0）	757,745	4,210（100.0）
	R１	198	20	64,186,298	324,173（164.9）	144,879	814（19.3）
	R２	204	32	83,551,561	409,566（208.3）	122,952	715（17.0）
	R３	198		82,661,470	417,482（212.3）	126,876	641（15.2）
管内合計	H３	516		158,029,797	306,259（100.0）	2,765,774	5,360（100.0）
	R１	594	59	162,021,071	272,763（89.1）	500,598	936（17.5）
	R２	600	97	216,340,998	360,568（117.7）	417,980	831（15.5）
	R３	594		252,291,954	424,734（138.7）	421,880	710（13.3）

注１．（　）内は、全国の売上高が最高だった平成３年度を100とした指数である。
　２．令和元年度以降の１日平均入場者数は、無観客日数を除いた日数で除している。

２．モーターボート競走場売上金額の推移

（単位:千万円）

区分＼年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
児島	2,615	3,317	3,301	2,454	2,936	3,160	3,225	3,212	3,866	4,794	6,221	8,347
宮島	2,026	1,875	1,785	1,797	2,445 〈3,636〉	3,674 〈4,583〉	3,182	3,355	3,680	4,988	7,057	8,615
徳山	2,033	2,117	2,693	2,421	2,694	3,360	3,821	4,363	5,201	6,418	8,355	8,266
全国	84,346	91,984	91,756	94,759	99,528	104,228	111,115	123,788	137,279	154,349	209,514	239,262

注１　全国とは全国24競走場の売上金額合計である。

２　平成26年度及び平成27年度宮島競走場の〈　〉内は、鳴門競走場が護岸工事中で開催できなかったため、代替開催分を含む。

Ⅰ　海洋汚染防止関係
廃油処理施設

令和４年10月１日現在

事務所の名称	本社所在地 事務所又は施設の所在地	事業許可 (届出受理) 年月日	事業開始 年月日	設備	１日平均 処理能力	受入 タンク 容量	備考
ＥＮＥＯＳ株式会社 水島製油所	東京都千代田区大手町１丁目１番２号 倉敷市水島海岸通４丁目２番	S46.10.11	S46.12.2	Ａ.Ｐ.Ｉ 800㎥／Ｈ １基 活性汚泥設備併用	800㎥	1,000KL ×2	自 重　軽
公協産業株式会社	岡山市東区中尾126番地４ 岡山市東区沼2088番地の１	H16.7.16	H16.8.1	調整分離方式 12.5㎥／Ｈ 混合調整（燃料化） 10㎥／Ｈ 混合調整（燃料化） 10㎥／Ｈ	100㎥ 80㎥ 80㎥	50KL×4 35KL×2 30KL×2 26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	営 重　軽
内田工業株式会社	倉敷市松江３丁目２番46号 倉敷市松江３丁目222番１、227番２	H19.6.25	H19.6.25	遠心分離　6㎥／Ｈ 静置方式　3.375㎥／Ｈ	90㎥ 27㎥	50KL×1 45KL×1	営 重　軽
ツネイシカムテックス 株式会社	福山市沼隈町大字常石1083番地 福山市箕沖町107番地５	S42.9.1	S42.6.1 (法施行前)	Ｔ.Ｐ.Ｉ 30㎥／Ｈ ２基	1,438㎥	2,500㎥ ×2	営 重　軽
株式会社中国開発	尾道市西藤町字志村75－132	H21.10.21	H22.1.1	油水分離　5㎥／Ｈ　４基 焼却　0.82㎥／Ｈ　２基	140㎥	30㎥×4	自 重　軽
海上自衛隊 呉造修補給所 貯油所	呉市吉浦町乙廻官有無番地	S50.7.4	S51.4.19	Ｔ.Ｐ.Ｉ　7㎥／Ｈ　２基 二次処理設備併用	56㎥	100㎥×2 30㎥×2	自 重
神田ドック株式会社	呉市川尻町東２丁目14番21号	H8.6.12	H8.12.1	バイオ処理システム 210kg／Ｈ　１基	5ｔ	180㎥×1	自 重
株式会社 クリーンエナジー	広島市南区月見町2244－13	H17.6.21	H17.7.1	遠心分離　3㎥／Ｈ　３基 燃料化　8㎥／Ｈ　１基	110㎥	18㎥×4	営 重　軽
ＥＮＥＯＳ株式会社 麻里布製油所	東京都千代田区大手町１丁目１番２号 玖珂郡和木町６丁目１番１号	S46.5.19	S46.5.25	Ａ.Ｐ.Ｉ 150KL／Ｈ７基 Ｃ.Ｐ.Ｉ 150KL／Ｈ７基 二次処理設備併用	(150×7) 1,050KL	2,500KL×1 5,000KL×1	営　自 重　軽
出光興産株式会社 徳山事業所	東京都千代田区丸の内３丁目１番１号 周南市新宮町１番１号 周南市宮前町１番１号	S47.5.2	S47.6.20	Ｃ.Ｐ.Ｉ 30ｔ／Ｈ　１基 二次処理設備併用 Ａ.Ｐ.Ｉ 1,500ｔ／Ｈ １基	840ｔ 2,160ｔ	3,000ｔ×1 600ｔ×1	営　自 重　軽
喜楽鉱業株式会社	滋賀県湖南市石部口２丁目７番33号 岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756－65 東広島市河内町入野字新栃木7872－２ 広島市安佐南区伴西１丁目２－２ 山県郡北広島町新氏神72番２号	H15.7.30 H28.7.26	H15.8.1 H28.8.8	（周東町） 加温遠心分離方式 （美東町・東広島市・広島市） 貯蔵のみ・処理を行わない 油水分離(縦型遠心分離) ４㎥／Ｈ　２基 流動床式焼却炉 6t／Ｈ　１基 破砕機　0.475ｔ／Ｈ１基 破砕機　0.31875ｔ／Ｈ１基	64㎥ 64㎥ 144ｔ 3.8ｔ 2.55ｔ	200KL×2 200KL×2 200KL×1 200KL×1 42㎥×2 73.5㎥×1 30㎥×1 50㎥×1 30.6㎥×2 21㎥×2 17.5㎥×1 52.5㎥×1 200KL×3	営 重　軽
三光株式会社	境港市昭和町５番17号 境港市潮見町１番地	S56.12.4	S57.5.19	焼却炉 廃油1,300Ｌ／Ｈ 廃水2,000Ｌ／Ｈ	31,200Ｌ	50㎥×3	営 重
山陰興業株式会社	出雲市神西沖町2487番地５ 出雲市神西沖町2487番地５ 八頭郡智頭町市瀬900－1 松江市八幡町796－20	S57.4.30	S57.9.10	加温　1.8KL／Ｈ　１基 油水分離機１基 縦型遠心分離機　２基	55.2KL	30KL×1 92.6KL×1 30KL×1 28.5KL×3	営 重

注　備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

Ⅱ　船舶油濁等損害賠償保障法関係

船舶油濁等損害賠償保障法（油賠法）は、海難等により船舶から油等が流出して発生する汚染損害に対する賠償を保障することで被害者を保護し、海上輸送の健全な発達に資することを目的に、昭和50年（1975年）に制定されたもので、船舶に対する保険加入の義務付け等が定められています。

しかし近年、海難事故発生時に保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もされないという事例が発生したことから、被害者に対してより確実な賠償を確保するための条約批准と国内法制化の必要が生じました。そこで我が国は令和２年に「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（燃料油汚染損害の民事責任条約）」及び「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」を批准し、両条約に対応するため船舶油濁等損害賠償保障法が改正され、令和２年（2020年）10月１日より施行されています。

今般の改正では、外航船舶のみならず内航船舶にも、国際総トン数に応じて、船主責任保険（PI保険）への加入、国土交通省の交付する保障契約証明書等の船内備置きが義務付けられています。

また、従来から対象船舶が我が国の港に入港する際には、地方運輸局等への保障契約情報の事前通報（入港通報）が義務づけられており、入港時の審査を通じて、条約を担保する保障額の保険に加入しているかの確認を行っています。

１．条約証書等交付件数

（単位：件）

種別＼年度	28	29	30	R１	R２	R３
条約証明書（ＣＬＣ）	0	0	0	0	10	6
条約証明書（難破物）	0	0	0	0	950	603
条約証明書（燃料油）	0	0	0	0	403	250
一般船舶等保障契約証明書	0	0	0	0	0	1
合　　計	0	0	0	0	1,363	860

※条約証明書は令和２年から交付

２．保障契約情報の通報件数

（単位：件）

種別＼年度	28	29	30	R１	R２	R３
新　規　通　報	6,426	6,142	5,967	5,551	5,315	5,202
変　更　通　報	9,796	8,924	9,467	8,685	9,026	9,900
合　　計	16,222	15,066	15,434	14,236	14,341	15,102

３．備置命令書等発出件数

（単位：件）

区分＼年度	28	29	30	R１	R２	R３
備置命令書等発出件数	4	2	3	0	0	1

Ⅲ　船舶登録及び測度関係

1．登録船舶状況

令和３年12月末現在

船質	区分＼隻数・総トン数	本局 隻数	本局 総トン数	尾道 隻数	尾道 総トン数	因島 隻数	因島 総トン数	呉 隻数	呉 総トン数	鳥取 隻数	鳥取 総トン数	島根 隻数	島根 総トン数	岡山 隻数	岡山 総トン数	山口 隻数	山口 総トン数	計 隻数	計 総トン数
鋼船	20㌧以上 100㌧未満	36	1,985	25	1,636	3	265	9	574	28	2,417	13	965	22	1,501	12	820	148	10,163
	100 〃 1,000 〃	129	53,461	130	57,832	6	1,191	111	45,135	34	7,118	24	5,239	158	63,464	92	38,075	684	271,516
	1,000 〃 3,000 〃							4	7,794			3	7,084	3	4,985	2	4,128	12	23,991
	3,000 〃 10,000 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							3	11,844	13	55,187
	10,000 〃 30,000 〃	1	12,690															1	12,690
	30,000 〃 50,000 〃							1	41,270	1	40,068					3	113,978	5	195,316
	50,000 〃											1	50,539			2	124,443	3	174,982
	計	167	71,839	159	75,468	9	1,456	130	118,414	63	49,603	41	63,827	183	69,950	114	293,288	866	743,845
木船	20㌧以上100㌧未満			1	35													1	35
	100 〃 1,000 〃																		
	計			1	35													1	35
合計	20㌧以上100㌧未満	36	1,985	26	1,671	3	265	9	574	28	2,417	13	965	22	1,501	12	820	149	10,198
	100 〃 1,000 〃	129	53,461	130	57,832	6	1,191	111	45,135	34	7,118	24	5,239	158	63,464	92	38,075	684	271,516
	1,000 〃 3,000 〃							4	7,794			3	7,084	3	4,985	2	4,128	12	23,991
	3,000 〃 10,000 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							3	11,844	13	55,187
	10,000 〃 30,000 〃	1	12,690															1	12,690
	30,000 〃 50,000 〃							1	41,270	1	40,068					3	113,978	5	195,316
	50,000 〃											1	50,539			2	124,443	3	174,982
	合計	167	71,839	160	75,503	9	1,456	130	77,978	63	49,603	41	63,827	183	69,950	114	293,288	867	743,880

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む
※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

2．管内及び全国の登録船舶の推移

区分				平成24年12月末	平成25年12月末	平成26年12月末	平成27年12月末	平成28年12月末	平成29年12月末	平成30年12月末	令和１年12月末	令和２年12月末	令和３年12月末
管内	船種別	汽船	隻数	987	950	941	922	905	907	903	894	895	867
			総トン数	655,985	726,394	809,436	797,548	792,974	753,286	724,415	799,943	762,708	743,880
		帆船	隻数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			総トン数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	船質別	鋼船	隻数	984	950	940	921	904	906	902	893	894	866
			総トン数	655,716	726,394	809,380	797,492	792,918	753,252	724,380	799,908	762,673	743,845
		木船	隻数	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1
			総トン数	270	0	56	56	56	35	35	35	35	35
全国	船質別	鋼船	隻数	7,396	7,262	7,173	7,094	7,067	7,043	7,021	7,034	7,011	6,963
			総トン数	18,143,315	19,440,750	20,630,896	21,779,644	23,289,121	25,349,184	26,981,411	28,281,623	27,456,563	27,844,867
		木船	隻数	19	18	15	14	14	10	21	13	13	11
			総トン数	1,858	1,671	1,318	1,283	1,283	732	1,539	1,168	1,168	941
		計	隻数	7,415	7,280	7,188	7,108	7,081	7,053	7,042	7,047	7,024	6,974
			総トン数	18,145,173	19,442,421	20,632,214	21,780,927	23,290,404	25,349,916	26,982,950	28,282,790	27,457,731	27,845,808
全国登録船舶に対する管内の比率			隻数	13.3%	13.0%	13.1%	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	12.7%	12.7%	12.4%
			総トン数	3.6	3.7	3.9	3.7	3.4	3.0	2.7	2.8	2.8	2.7
１隻あたりの平均総トン数			管内	665	765	860	865	876	831	802	895	852	858
			全国	2,447	2,671	2,870	3,064	3,289	3,594	3,832	4,013	3,909	3,993
管内の推移（対前年比率）			隻数	98	96	99	98	98	100	100	99	100	97
			総トン数	122	111	111	99	99	95	96	110	95	98
全国の推移（対前年比率）			隻数	98	98	99	99	100	100	100	100	100	99
			総トン数	107	107	106	106	107	109	106	105	97	101

3．船舶のトン数測度

「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

⑴　総トン数（船舶国籍証書）
⑵　国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
⑶　責任トン数（責任トン数確認書）
⑷　バージ等の総トン数（総トン数証書）
⑸　載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
⑹　外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
⑺　運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法（長さ・幅・深さ）などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

（登録測度の概要図）

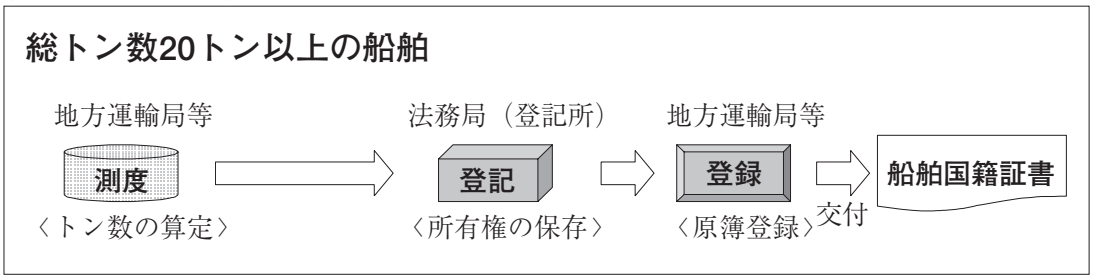

○　総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。（総トン数が変わる場合に限ります。）
○　国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なることがあるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

Ⅳ　船舶検査関係

1．船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で６社、改造修理認定事業場は１社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で10事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は29事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は55事業場となっている。

2．製造認定事業場

令和４年４月１日現在

事業場	所在地	認定物件
㈱ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ㈱	岡山市	プロペラ
三菱重工マリタイムシステムズ㈱	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
㈱三井Ｅ＆Ｓ造船	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業㈱	熊毛郡田布施町	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
日東化成工業㈱	備前市	その他の仕切り材料

3．改造修理認定事業場

令和４年４月１日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ㈱	岡山市	プロペラ

4．整備認定事業場

令和４年４月１日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用品㈱	広島市	膨脹式救命いかだ
協栄マリンテクノロジ㈱福山営業所	福山市	〃
金田商事㈱	尾道市	〃
綱田工業㈱	尾道市	〃
内海エンジニアリング㈱	尾道市	〃
船田産業㈱呉ＳＳ	呉市	〃
㈱昭和船具店	境港市	〃
まるか商事㈱	境港市	〃
和幸㈱松江ＳＳ	松江市	〃
㈱愛徳	周南市	〃

5．船舶型式承認物件

令和４年４月１日現在

事業場	所在地	承認物件
中国塗料㈱	大竹市	表面仕上材
㈱赤尾	福山市	個人装具（安全燈及び手おのを除く。）
早川ゴム㈱	福山市	表面仕上げ材
㈱大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
㈱アイメックス	尾道市	防火戸
旭・スチール工業㈱	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
㈱ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
ＹＡＭＡＸ㈱	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
㈱ユウホウ	福山市	油吸着材
和典電機工業㈱	尾道市	浸水警報装置の警報盤・浸水警報装置の検知器
㈱ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
谷口商会㈱	岡山市	油吸着材
海和工業㈱	岡山市	オイルフェンス
阪神素地㈱	岡山市	イマーション・スーツ
ウォータークリーン㈱	倉敷市	油吸着材
㈱銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
㈱タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業㈱	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業㈱	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ㈱	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業㈱	笠岡市	第四種汽笛
トーヨーポリマー㈱	美作市	表面仕上材
㈱城南エコテック	和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業㈱	小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン㈱	勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル㈱	岩国市	油吸着材
村上商事㈱	岩国市	油吸着材
東洋鋼鈑㈱	周南市	表面仕上材
大晃機械工業㈱	熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置

6．船舶電気ぎ装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

令和４年10月１日現在

事業所	所在地	電話番号	備考	
大西電機工業㈱	広島市	(082)554－9011	2	備考欄の１～４は、次による。 １：総トン数200トン未満の旅客船及び漁船、総トン数500トン未満の貨物船並びに総トン数100トン未満の危険物ばら積船に限る。 ２：総トン数500トン未満の旅客船及び漁船、総トン数5,000トン未満の貨物船並びに総トン数500トン未満の危険物ばら積船に限る。 ３：総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船、総トン数20,000トン未満の貨物船並びに総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船に限る。 ４：全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等特殊船を除く。）
㈱三協電機	尾道市	(0848)48－4356	3	
山陽船舶電機㈱	尾道市	(0848)22－7154	4	
協成電機㈱尾道事業所	尾道市	(0848)46－2451	3	
向島ドック㈱	尾道市	(0848)44－0001	1	
㈱三和ドック	尾道市	(0845)26－1111	4	
瀬戸内クラフト㈱	尾道市	(0848)44－6535	1	
ＢＥＭＡＣ㈱	東広島市	(0846)45－2785	3	
協成電機㈱	呉市	(0823)73－5111	2	
大東電機工業㈱	呉市	(0823)22－8515	3	
㈲澤無線電機	岩美郡岩美町	(0857)72－8015	1	
㈲吉田電機工業所	境港市	(0859)42－6811	2	
㈲浜崎電機工業所	松江市	(0852)21－0644	2	
和幸㈱	松江市	(0852)24－4468	1	
サン電工㈱	玉野市	(0863)31－4167	3	
㈱日本船舶電装工事	玉野市	(0863)32－2520	3	
㈱神田電機	備前市	(0869)64－2576	2	

7．サービスステーション

令和４年10月１日現在

事　業　所	所在地	内燃機関	降下式乗込装置	全世界的な海上遭難安全システム（GMDSS）		航海用レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ㈲	広島市				○	○
船田船用品㈱　広島ＳＳ	広島市			○		
日本電波興業㈱	広島市				○	○
㈱マリンネットサービス	広島市				○	○
㈱広島ヤンマー商事	広島市	○				
㈱新来島宇品どっく	広島市	○				
㈱江田島造船所	江田島市	○				
㈲尾道電業社	尾道市				○	○
㈲尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事㈱	尾道市		○	○		
大洋電子工業㈱	尾道市				○	○
綱田工業㈱　尾道支店	尾道市		○	○		
㈱豊國　尾道営業所	尾道市			○	○	○
㈱西日本電波研究所　尾道支店	尾道市				○	○
㈲広無線	尾道市				○	○
㈱高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機㈱	尾道市	○				
向島ドック㈱	尾道市	○				
日昇無線㈱	尾道市				○	○
㈱三和ドック	尾道市	○				
内海造船㈱　瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジ㈱　福山営業所	福山市		○			
古野電気㈱　広島支店	三原市				○	○
海洋電波㈱	呉市				○	○
㈱豊國	呉市			○	○	○
船田産業㈱	呉市		○	○	○	
神田ドック㈱　若葉工場	呉市	○				
神田ドック㈱　川尻工場	呉市	○				
フルノ関西販売㈱　境港営業所	境港市				○	
㈲吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産㈱	境港市	○				
㈲旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー舶用システム㈱　中四国営業部山陰支店	境港市	○				
ヤンマー舶用システム㈱　中四国営業部鳥取営業所	鳥取市	○				
㈱福栄	境港市	○				
和幸㈱	松江市			○	○	○
東備ヤンマー㈱	備前市	○				
㈲松木鉄工所	備前市	○				

（注）○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

8．ＪＣＩ（日本小型船舶検査機構）

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)254－6027
尾道支部	尾道市	(0848)23－7250
岡山支部	岡山市	(086)200－1780
境支部	境港市	(0859)47－2220
下関支部	下関市	(083)245－3241

9．その他の検査機関

(1) 日本海事協会（ＮＫ）

船級船（主として国際航海船）

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)249－1971
尾道支部	尾道市	(0848)25－2400
尾道支部因島事務所	尾道市因島土生町	(0845)22－0012
岡山支部	岡山市	(086)221－3645

(2) 日本海事検定協会（ＮＫＫＫ）

（危険物の積付等に関する検査）

	所在地	電話番号
広島事務所	広島市	(082)254－0237
水島事業所	倉敷市	(086)446－2105
福山事務所	福山市	(084)941－0253
尾道事務所	尾道市	(0848)22－5229
呉事業所	呉市	(0823)21－6149
岩国事務所	岩国市	(0827)21－3415
徳山事業所	周南市	(0834)21－5340

Ⅴ　船員法適用船員等の概要

1．船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

令和３年10月１日現在

区　分	報告対象者数	報告者数	隻数	総トン数	乗組員							予備船員			合計		
					雇用船員		家族船員		小計		計	職員	部員	計	職員	部員	総計
					職員	部員	職員	部員	職員	部員							
本局	77	72	260	109,432.44	852	323	14	2	866	325	1,191	193	100	293	1,059	425	1,484
尾道海事事務所	75	74	189	149,647.95	592	229	12	3	604	232	836	190	64	254	794	296	1,090
因島海事事務所	13	12	27	20,076.81	63	39	2	1	65	40	105	40	18	58	105	58	163
呉海事事務所	91	91	152	450,804.64	548	168	62	7	610	175	785	106	26	132	716	201	917
鳥取運輸支局	51	51	91	9,872.50	253	364	4	1	257	365	622	0	0	0	257	365	622
島根運輸支局	85	82	178	22,444.74	320	503	24	2	344	505	849	5	38	43	349	543	892
岡山運輸支局	46	44	128	61,023.83	478	131	12	1	490	132	622	119	58	177	609	190	799
水島海事事務所	58	53	143	21,004.10	324	67	37	2	361	69	430	45	16	61	406	85	491
山口運輸支局	115	115	228	124,667.19	639	259	37	5	676	264	940	168	45	213	844	309	1,153
計	611	594	1,396	968,974.20	4,069	2,083	204	24	4,273	2,107	6,380	866	365	1,231	5,139	2,472	7,611

2．船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年別 / 所有船舶数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
船舶所有者数（者）	979	915	883	881	835	807	782	758	717	673	677	662	653	640	624	611
船舶数（隻）	1,832	1,700	1,659	1,616	1,598	1,559	1,536	1,486	1,453	1,425	1,396	1,290	1,400	1,414	1,427	1,396
船員数（人）	9,014	8,785	8,800	8,487	8,374	8,138	8,021	7,869	7,733	7,665	7,696	7,673	7,767	7,832	7,715	7,611

3．船員法関係業務の処理状況

令和３年度

区分＼種別		船員手帳交付				訂正	写真貼換	雇入契約の成立等の届出						法19条関係			記載事項証明
		新規	再交付	書換	計			雇入	雇止	更新	変更	就退	計	受理	証明		
															件数	通数	
本局		96	9	46	151	8	0	536	519	0	213	0	1,268	49	49	50	3
運輸支局（海事事務所）	尾道	32	2	35	69	4	0	491	543	0	143	0	1,177	157	157	163	1
	因島	7	0	6	13	2	0	498	385	0	85	0	968	53	53	63	0
	呉	32	2	18	52	5	0	505	517	1	189	0	1,212	71	71	72	0
	鳥取	46	5	57	108	13	0	989	1,009	4	298	0	2,300	15	15	23	0
	島根	5	0	10	15	0	0	8	9	0	9	0	26	4	4	4	0
	岡山	9	0	16	25	4	0	247	255	0	63	1	566	19	19	19	0
	水島	17	1	33	51	1	0	1,993	1,993	0	549	3	4,538	48	47	51	0
	山口	34	0	41	75	4	0	2,904	2,892	0	890	2	6,688	36	36	36	1
	小計	182	10	216	408	33	0	7,635	7,603	5	2,226	6	17,475	403	402	431	2
指定市町村（25）計		235	14	173	422	23	0	4,752	4,713	24	1,162	0	10,651	331	330	351	—
合計		513	33	435	981	64	0	12,923	12,835	29	3,601	6	29,394	783	781	832	5

4．労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査延日数	船舶監査			事業場監査			合計			
		監査隻数	違反隻数	違反件数	監査事業場数	違反事業場数	違反件数	監査数 A	違反数 B	違反件数	違反率 $\frac{B}{A}$ %
令和元年	832	592	23	25	1	0	0	593	23	25	3.9
令和2年	520	380	14	17	2	1	1	382	15	18	3.9
令和3年	513	368	16	17	0	0	0	368	16	17	4.3

5．災害疾病発生の現状と推移

(1) 災害疾病発生状況

令和2年度

区分／船種	災害		疾病	
	発生件数	千人率	発生件数	千人率
一般船舶	31	6.9	34	7.6
漁船	33	21.0	7	4.5
その他	9	5.4	12	7.2
計	73	9.5	53	6.9

(2) 年度別災害発生状況

(災　害)

(全　体)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	25.8	20.3	16.8	15.5	13.6	12.2	11.8	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4	6.5	9.4	8.8	9.5
全　国	23.0	17.6	13.2	11.3	11.8	11.3	11.5	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.2	9.3	9.3	8.6	8.8	8.3	8.3

(一般船舶)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	17.7	12.0	9.2	10.9	7.1	7.5	7.1	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7	5.7	5.5	5.8	6.9
全　国	17.4	11.7	10.8	10.9	9.3	9.5	9.0	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4	7.0	5.7	6.1	6.9

(漁　船)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	43.5	44.6	38.5	27.2	32.1	28.7	25.9	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4	11.8	23.9	20.3	21.0
全　国	30.2	25.8	17.4	14.6	16.2	14.8	15.5	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5	12.3	13.4	12.3	12.1

(その他の船舶)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	19.1	13.1	10.7	14.7	10.5	6.8	9.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9	3.2	5.1	5.4	5.4
全　国	15.3	10.9	8.5	5.6	6.8	6.5	7.4	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.7	6.7	5.6	5.2	7.5	6.5	5.2

(3) 年度別疾病発生状況

(疾　病)

(全　体)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	33.4	27.4	17.1	14.3	12.5	14.2	11.8	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0	5.9	6.2	7.2	6.9
全　国	28.1	22.0	11.6	10.7	11.4	11.4	10.9	11.6	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3	8.3	7.4

(一般船舶)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	29.5	22.7	14.1	9.3	10.8	11.6	8.1	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2	6.1	6.6	4.5	7.6
全　国	29.4	22.7	13.7	12.6	14.8	13.2	11.9	15.4	12.1	11.0	11.5	10.2	8.9	9.3	9.2	7.9	8.8	8.7	8.7

(漁　船)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	45.9	48.5	31.3	29.6	17.5	24.7	23.3	21.0	16.6	14.3	19.9	9.5	10.6	8.0	9.3	5.9	3.6	8.4	4.5
全　国	28.8	23.7	12.4	10.9	10.1	12.0	11.4	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9	8.3	8.2	7.8	7.4

(その他の船舶)

(千人率)

区分＼年度	4	9	14	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
中　国	22.4	14.7	7.9	9.8	11.7	9.9	9.8	9.5	4.8	3.6	2.5	7.6	6.3	9.3	4.6	5.2	7.7	14.2	7.2
全　国	23.1	16.8	6.9	7.2	8.4	6.6	7.7	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4	8.3	7.4	8.2	4.9

6．船員労働安全衛生月間運動実施状況

令和３年度

船員災害防止大会	広報		サバイバルトレーニング	講習会等
	ポスター しおり 配布数	横断幕等 掲示数		
0会場 0人	618枚 791部	13ヶ所	0回 0人	0回 0人

訪船		巡回健康診断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安全指導	衛生指導			
14回 69隻	14回 69隻	萩地区 83人	3施設 0人	0隻

7．船員安全衛生推進会設立状況

名称	代表者	所在地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会（旅客船・カーフェリー）	内堀　達也	広島市南区宇品海岸2丁目15－17	H10．7．8
広島船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	垰野　治次	広島市南区宇品海岸2丁目15－17	H10．7．8
鳥取網代港船員安全衛生推進会（沖合底曳網漁業）	板倉　高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182－470	H11．2．26
呉船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	河菜　春文	呉市広大新開1－12－20	H11.12．7

Ⅵ　海技資格に関する業務の概要

１．海技士国家試験実施状況（中国・大型）

（単位：人）

年　度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
受験者数	1,300	1,389	1,313	1,523	1,739	2,077	2,165	2,069	2,088	1,929	2,098
合格者数	758	1,000	892	1,080	1,186	1,005	1,180	1,311	1,181	794	906

2．海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種別／年度	免許登録			海技免状引換	海技免状操縦免許証訂正・再交付	海技免状操縦免許証失効・再交付	海技免状・操縦免許証更新				海技免状限定解除	乗組基準特例許可
	大　型	小　型	計				大　型	小　型	通　信	計		
H23	367	3,978	4,345	0	337	1,863	1,086	24,921	10	26,017	98	173
H24	574	4,622	5,196	0	462	1,761	1,089	26,119	13	27,221	92	155
H25	440	4,768	5,208	0	523	2,052	1,418	26,554	11	27,983	119	116
H26	537	4,244	4,781	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
H27	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
H28	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
H29	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95
H30	623	3,739	4,362	0	465	1,517	1,184	23,010	3	24,197	179	127
R 1	592	3,736	4,328	7	587	1,442	1,196	21,776	10	22,982	174	138
R 2	594	4,323	4,917	0	483	1,491	1,137	18,738	23	19,898	147	157
R 3	626	4,626	5,252	0	524	1,432	1,013	19,367	13	20,393	167	79

（注）海技免状引換欄は，海技免状の様式変更に伴う引換件数をいう。

3．境水先区水先実績

区分／年度別	隻　数			総　トン　数		
	日本船	外国船	計	日　本　船	外　国　船	計
H23	1	246	247	745	5,854,846	5,855,591
H24	4	222	226	115,464	6,352,025	6,467,489
H25	4	211	215	200,568	7,606,250	7,806,818
H26	4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
H27	4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
H28	14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
H29	21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413
H30	30	244	274	1,024,489	13,218,113	14,242,602
R 1	22	220	242	866,530	11,549,546	12,416,076
R 2	16	121	137	590,173	4,164,242	4,754,415
R 3	21	165	186	636,456	5,374,227	6,010,683

Ⅶ　管内旅客船事故発生状況

令和３年度

		衝突・接触		乗揚げ	機関故障	火災	浸水	推進器障害	舵故障	車両事故	その他	計
		船舶	その他									
船種別	在来船	1			2						1	4
	カーフェリー	1										1
	高速船											
計		2			2						1	5
月別	4				1							1
	5				1							1
	6											
	7											
	8										1	1
	9											
	10	1										1
	11											
	12											
	1											
	2											
	3	1										1

Ⅷ　外国船舶監督の概要

１．PSCのはじまりと現状

1970年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶が登録されている旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡を絶たないため、1982年欧州でパリMOU（Memorandum Of Understanding on PSC（PSCに関する覚書））が採択され、旗国の監督を補完するものとして寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：Port State Control）を実施していく地域協力体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では1993年に東京MOUが採択され、現在ではPSCへの地域的な取り組みは世界の９地域（欧州、アジア・太平洋、地中海、黒海、中東、中西部アフリカ、インド洋、カリブ海、南米）に及んでいます。

我が国では、1983年から地方運輸局等によりPSCが開始され、1997年度には専従の外国船舶監督官組織が創設されて全国の地方運輸局等に配置されました。また、東京MOUへも設立当初から主要メンバー国として参加しています。

PSCの主な業務は、我が国の港に入港した外国船舶に立ち入り、条約が定める基準の適合性について検査することです。検査の結果、基準に適合していない場合には是正を指導しますが、航海の安全や海洋環境に対する切迫した脅威となる重大な基準不適合については、是正されるまで出港を差し止める行政処分を行うこととなります。

適用される国際条約は海上人命安全条約（SOLAS）、海洋汚染防止条約（MARPOL）、船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約（STCW）、海上労働条約（MLC）、バラスト水管理条約（BWM）等があり、近年の新たな条約の発効や度重なる条約改正により検査対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み一層多様化しているため、外国船舶監督官にはより高度な専門知識と能力が求められています。

２．中国運輸局におけるPSCの現状

中国運輸局は中国５県（山口県の一部を除く）を管轄しており、令和３年における管内主要港への外国船舶入港隻数は9,569隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多いため様々な船種の外国船舶が入港し、日本海側では中国・韓国間のコンテナ船、製紙工場向け木材チップ船や火力発電所向けばら積み貨物船等の入港が目立っています。

このような状況の下、中国運輸局では1983年から船舶検査官、船員労務官が合同でPSCを実施していましたが、1997年４月から専従の外国船舶監督官を本局及び山口運輸支局（徳山庁舎）に配置した後、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局（境庁舎）にも配置して、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

３．PSCに関する国際的な技術協力

PSCは国際的な協調も必要であることから、東京MOUにおいて加盟各国のPSC検査官に対する研修や技術交流が行われています。中国運輸局では、東京MOU主催の研修や技術交流への講師派遣、外国人研修生の受け入れなど積極的に協力しています。

○　本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

○　リサイクル適正の表示：紙へのリサイクル可
　本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い印刷用の紙へのリサイクルに適した 材料〔Ａランク〕のみを用いて作成しています。

運輸要覧　令和４（2022）年版
令和５年２月
編集発行　中国運輸局　総務部総務課

本要覧について、ご意見・お問い合わせ事項等ございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

〒730-8544
広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎４号館
中 国 運 輸 局 総 務 部 総 務 課
TEL：(082)228-3434

運 輸 要 覧　　令和４（2022）年版
令 和 5 年 2 月
監　　修　　中国運輸局
印刷・発行　　シンセイアート株式会社

＊中国運輸局複製許可済み